

Databook of  
International  
Labour  
Statistics

データブック

国際労働比較

2022



独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
Japan Institute for Labour Policy and Training

● データブック ●

# 国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

## 2022

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
Japan Institute for Labour Policy and Training



## はしがき

2020年年初に発生した新型コロナウイルスの感染拡大は、世界中で経済活動や社会活動の停止を招き、人々の生活にも甚大な影響を及ぼしました。各国では、感染拡大の防止策のみならず、影響を受けた企業や労働者などへの多様な支援策が実施され、これが回復への円滑な移行の一助となっている状況が見られます。しかし、長期にわたる停滞がもたらした疲弊に加えて、経済・社会活動の再開に伴ってにわかに顕在化した人材不足、あるいはこの間の影響が社会階層や就業形態の違いによって少なからず異なっていたと見られることなど、従来から存在した問題がコロナ禍によってことさらに浮き彫りになった側面もあるようです。一方で、コロナ禍を契機として広がった、在宅就業のような新しい働き方は、今後も定着していくと見られています。

我々が直面するこうした状況は、一時的なものなのか、それとも持続的な変化の端緒なのか。どのような課題が明らかになったのか。この間の様々な政策対応には、どういった効果や影響があったのか。現状について知り、考え、議論し、あるいは将来を予測する上で、客観的なデータは必要不可欠のツールといえます。

本書は、世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえ、政策課題の共通化がますます進む労働問題、雇用問題について、日本と諸外国の実態がわかりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。1996年の創刊以降、労働問題に関心を持つ皆様に幅広く活用してもらえよう、刊行を続けてまいりました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）等国际機関の努力により、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能のように一段と整備が進められており、本書の編集にあたっては、そうした成果も可能な限り反映するよう努めています。

なお、本書は時代の変化に合わせて、今号より書籍としての刊行・販売を取り止め、電子版に移行することと致しました。これまで書籍版をご愛用頂き、ありがとうございました。必要な時にいつでもご利用いただける統計集を目指し、本書の改善に引き続き努めて参りますので、今後ともご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

令和4年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
調査部

## 凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下のとおり。
  - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
  - 該当数値がないことを示す。
  - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、資料出所として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
4. 本書の表頭及び表側のアルファベットは、下記の国・地域・組織名の略号である。

国・地域名	略号	ユーロ導入年	EU 加盟年	OECD加盟年
Australia	AUS	—	—	1971
Austria	AUT	1999	1995	1961
Belgium	BEL	1999	1958	1961
Brazil	BRA	—	—	—
Cambodia	KHM	—	—	—
Canada	CAN	—	—	1961
Chile	CHL	—	—	2010
China	CHN	—	—	—
Croatia	HRV	—	2013	—
Czech Republic	CZE	—	2004	1995
Denmark	DNK	—	1973	1961
Estonia	EST	2011	2004	2010
Finland	FIN	1999	1995	1969
France	FRA	1999	1958	1961
Germany	DEU	1999	1958	1961
Greece	GRC	2001	1981	1961
Hong Kong	HKG	—	—	—
Hungary	HUN	—	2004	1996
Iceland	ISL	—	—	1961
India	IND	—	—	—
Indonesia	IDN	—	—	—

国・地域名	略号	ユーロ導入年	EU加盟年	OECD加盟年
Ireland	IRL	1999	1973	1961
Israel	ISR	—	—	2010
Italy	ITA	1999	1958	1962
Japan	JPN	—	—	1964
Laos	LAO	—	—	—
Latvia	LVA	2014	2004	2016
Lithuania	LTU	2015	2004	2018
Luxembourg	LUX	1999	1958	1961
Malaysia	MYS	—	—	—
Mexico	MEX	—	—	1994
Myanmar	MMR	—	—	—
Netherlands	NLD	1999	1958	1961
New Zealand	NZL	—	—	1973
Norway	NOR	—	—	1961
Philippines	PHL	—	—	—
Poland	POL	—	2004	1996
Portugal	PRT	1999	1986	1961
Republic of Korea	KOR	—	—	1996
Russia	RUS	—	—	—
Singapore	SGP	—	—	—
Slovakia	SVK	2009	2004	2000
Slovenia	SVN	2007	2004	2010
Spain	ESP	1999	1986	1961
Sweden	SWE	—	1995	1961
Switzerland	CHE	—	—	1961
Taiwan	TWN	—	—	—
Thailand	THA	—	—	—
Turkey	TUR	—	—	1961
United Kingdom	UK	—	1973*	1961
United States of America	USA	—	—	1961
Viet Nam	VNM	—	—	—

(注) EU-28 は上記以外にブルガリア(BGR)、キプロス、マルタ、ルーマニア(ROU)を含む。ユーロ圏はキプロス、マルタを含む。\*イギリスは2020年12月31日にEU離脱。

# 目 次

## 1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	労働生産性水準	23
第1-1-1表	国内総生産（各国通貨）	24
第1-1-2表	国内総生産（USドル）	25
第1-2-1表	名目国内総生産成長率	26
第1-2-2表	実質国内総生産成長率	27
第1-3-1表	一人当たりの国内総生産（各国通貨）	28
第1-3-2表	一人当たりの国内総生産（USドル）	29
第1-4-1表	一人当たりの国民所得（各国通貨）	30
第1-4-2表	一人当たりの国民所得（USドル）	31
第1-5表	雇用者報酬	32
第1-6-1表	経済活動別国内総生産（各国通貨）	33
第1-6-2表	経済活動別国内総生産（構成比）	34
第1-7表	国内総生産の構成（支出側）	35
第1-8表	国内総生産の構成（生産側）	36
第1-9表	国民貯蓄率	37
第1-10表	鉱工業生産指数	38
第1-11-1表	経常収支	39
第1-11-2表	貿易収支	40
第1-12表	対内直接投資額（フロー）	41
第1-13表	対外直接投資額（フロー）	42
第1-14表	為替レート（年平均）	43
第1-15表	生産者物価指数	45
第1-16表	消費者物価指数	46
第1-17表	購買力平価	47
第1-18表	物価水準（GDPベース）	48
第1-19表	内外価格差及び購買力平価	49
第1-20表	労働生産性水準	50
第1-21表	労働分配率	51

第1-22表	時間当たり労働生産性上昇率	52
--------	---------------	----

## 2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口	55
2-2	老年人口比率（65歳以上人口）	56
2-3	65歳以上男性の労働力率	57
2-4	年齢階級別女性労働力率	58
2-5	就業率	59
第2-1表	総人口	60
第2-2表	人口増加率	61
第2-3表	若年人口（15歳未満人口）	62
第2-4表	生産年齢人口（15～64歳人口）	63
第2-5表	老年人口（65歳以上人口）	64
第2-6表	性別・年齢階級別人口	65
第2-7表	出生率・死亡率	68
第2-8表	平均寿命	69
第2-9表	合計特殊出生率	70
第2-10-1表	労働力人口	71
第2-10-2表	労働力率	72
第2-11-1表	性別・年齢階級別労働力人口	74
第2-11-2表	性別・年齢階級別労働力率	77
第2-12-1表	就業者数	80
第2-12-2表	就業率	81
第2-13-1表	性別・年齢階級別就業者数	83
第2-13-2表	性別・年齢階級別就業率	86
第2-14表	外国人人口（ストック）	89

## 3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	93
3-2	就業者の職業別構成比	94
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	95
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	96
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	97
第3-1表	産業別就業者数	98



A表	国際標準産業分類（ISIC）	109
第3-2表	就業者の産業別構成比	111
第3-3表	産業別雇用者数	113
第3-4表	性別・職業別就業者数	124
B表	国際標準職業分類（ISCO）	134
第3-5表	就業者の職業別構成比	135
第3-6表	管理職に占める女性の割合	136
第3-7表	従業上の地位別就業者数	137
第3-8表	就業者に占める短時間労働者の割合	139
第3-9表	短時間労働者に占める女性の割合	141
第3-10表	テンポラリー労働者の割合	142
第3-11表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	143
第3-12表	労働者に占める派遣労働者の割合	144
第3-13-1表	勤続年数別雇用者割合	145
第3-13-2表	性別・年齢階級別勤続年数	146
第3-14表	青少年の転職に対する考え方	147
第3-15表	高齢者の退職年齢	148
第3-16表	公共職業安定業務	149
第3-17表	労働者派遣事業	150
第3-18表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	155

#### 4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	失業率	159
4-2	長期失業者の割合	160
第4-1表	失業率	161
第4-2-1表	年齢階級別失業者数・構成比（男女計）	162
第4-2-2表	年齢階級別失業者数・構成比（男）	164
第4-2-3表	年齢階級別失業者数・構成比（女）	166
第4-3表	年齢階級別失業率	168
第4-4表	長期失業者の割合	169
第4-5表	失業期間別構成比	171
第4-6表	失業者の定義	172
第4-7表	失業保険制度	175
第4-8表	失業給付受給者数	179

第4-9表	雇用調整助成金・再就職支援制度	180
-------	-----------------	-----

## 5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	187
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	188
5-3	年齢階級別賃金格差	189
5-4	勤続年数別賃金格差	190
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	191
第5-2表	賃金（製造業）	192
第5-3表	産業別賃金	193
第5-4表	時間当たり実収賃金指数（製造業）	194
第5-5表	パートタイム（短時間）労働者の賃金水準	194
第5-6表	単位労働費用	195
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	196
第5-8表	労働費用（製造業）	197
第5-9表	労働費用費目別構成（製造業）	198
第5-10表	フルタイム労働者の男女間賃金格差	199
第5-11-1表	年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）	200
第5-11-2表	年齢階級別賃金格差（生産労働者）	201
第5-11-3表	年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）	202
第5-12表	勤続年数別賃金格差	203
第5-13表	事業所規模間賃金格差	205
第5-14表	所得のジニ係数	206
第5-15表	五分位階級所得割合	207
第5-16表	相対的貧困率	208
第5-17表	最低賃金制度	209
第5-18表	最低賃金額の推移	217

## 6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	221
6-2	年間休日数	222
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	223
第6-2表	週労働時間	225
第6-3表	長時間労働の割合（就業者）	227

第6-4表	年間休日数	230
第6-5表	法定祝日	231
第6-6表	労働時間・有給休暇制度	232

## 7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	243
7-2	労働争議による労働損失日数	244
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	245
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	246
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	247
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	249
第7-5表	労働災害の度数率	251

## 8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育への進学率	255
第8-1-1表	高等教育への進学率	256
第8-1-2表	高等教育の教育段階別進学率	257
第8-2-1表	日本の学校系統図	258
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	259
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	260
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	261
第8-2-5表	フランスの学校系統図	262
第8-2-6表	中国の学校系統図	263
第8-2-7表	韓国の学校系統図	264
第8-3表	若年のキャリア形成及び就職支援	265

## 9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成比	275
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成	276
第9-2表	一人当たり国内家計最終消費支出	278
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	280
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）	282
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）	283
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ）	284

第9-4表	家計・対家計非営利団体の金融資産総額	285
第9-5表	国民負担率（対国民所得比）	285
第9-6表	分野別公的社會支出	286
第9-7表	労働市場政策への公的支出（対GDP比）	287
第9-8表	社会保障負担料率	288
第9-9表	公的扶助制度・支援政策等	289
第9-10表	育児休業制度	296
第9-11表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	300
第9-12表	障害者雇用対策	302
第9-13表	一日当たり生活時間配分	305
第9-14表	生活・社会・文化水準	306
第9-15表	ジェンダー不平等指標（GII）	308

## 参考

付表1	労働力調査による就業者の内訳	311
付表2	ベンチマーク人口基準の切替による労働力調査結果の変更について	312
	労働統計機関一覧	314

# TABLE OF CONTENTS

## 1. Economy and Business

Table 1-1-1	GDP in national currency	24
Table 1-1-2	GDP in U.S. dollars	25
Table 1-2-1	Nominal GDP growth rates	26
Table 1-2-2	Real GDP growth rates	27
Table 1-3-1	GDP per capita in national currency	28
Table 1-3-2	GDP per capita in U.S. dollars	29
Table 1-4-1	National income per capita in national currency	30
Table 1-4-2	National income per capita in U.S. dollars	31
Table 1-5	Compensation of employees	32
Table 1-6-1	GDP by economic activity in national currency	33
Table 1-6-2	Component ratio of GDP by economic activity	34
Table 1-7	GDP by expenditure approach	35
Table 1-8	GDP by production approach	36
Table 1-9	National savings rates	37
Table 1-10	Industrial production indices	38
Table 1-11-1	Current account	39
Table 1-11-2	Trade balance	40
Table 1-12	FDI Inward flows	41
Table 1-13	FDI Outward flows	42
Table 1-14	Exchange rates, annual average	43
Table 1-15	Producer price indices	45
Table 1-16	Consumer price indices	46
Table 1-17	Purchasing power parities (PPPs)	47
Table 1-18	Comparative price levels	48
Table 1-19	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)	49
Table 1-20	Labour productivity levels	50
Table 1-21	Labour share	51
Table 1-22	Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates	52

## 2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	60
-----------	------------------	----

Table 2-2	Population growth rates	61
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	62
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	63
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	64
Table 2-6	Population by sex and age group	65
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	68
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	69
Table 2-9	Total fertility rates	70
Table 2-10-1	Labour force	71
Table 2-10-2	Labour force participation rates	72
Table 2-11-1	Labour force by sex and age group	74
Table 2-11-2	Labour force participation rates by sex and age group	77
Table 2-12-1	Employment	80
Table 2-12-2	Employment rates	81
Table 2-13-1	Employment by sex and age group	83
Table 2-13-2	Employment rates by sex and age group	86
Table 2-14	Stock of foreign population	89

### 3. Employment Structure

Table 3-1	Employment by economic activity	98
Table A	International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)	109
Table 3-2	Sectoral composition of employment	111
Table 3-3	Employees by economic activity	113
Table 3-4	Employment by occupation and sex	124
Table B	International Standard Classification of Occupations (ISCO)	134
Table 3-5	Occupational composition of employment	135
Table 3-6	Women's share of managerial employment	136
Table 3-7	Employment by professional status	137
Table 3-8	Part-time employment as a proportion of total employment	139
Table 3-9	Women's share of part-time employment	141
Table 3-10	Share of temporary employment	142
Table 3-11	Share of temporary employment by sex and age group	143
Table 3-12	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	144
Table 3-13-1	Composition of employees by length of service	145
Table 3-13-2	Length of service by sex and age group	146

Table 3-14	Youth's views on job changes .....	147
Table 3-15	Retirement age of older persons .....	148
Table 3-16	Public employment security services .....	149
Table 3-17	Temporary employment agency services .....	150
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age .....	155

#### 4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Unemployment rates .....	161
Table 4-2-1	Unemployment by age group (all persons) .....	162
Table 4-2-2	Unemployment by age group (male) .....	164
Table 4-2-3	Unemployment by age group (female) .....	166
Table 4-3	Unemployment rates by age group .....	168
Table 4-4	Incidence of long-term unemployment among total unemployment .....	169
Table 4-5	Incidence of unemployment by duration .....	171
Table 4-6	Definitions of unemployed .....	172
Table 4-7	Unemployment insurance schemes .....	175
Table 4-8	Number of persons receiving unemployment benefit .....	179
Table 4-9	Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies .....	180

#### 5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing .....	191
Table 5-2	Wages, manufacturing .....	192
Table 5-3	Wages by economic activity .....	193
Table 5-4	Annual hourly earnings indices, manufacturing .....	194
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers .....	194
Table 5-6	Unit labour costs .....	195
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs .....	196
Table 5-8	Labour costs, manufacturing .....	197
Table 5-9	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing .....	198
Table 5-10	Gender wage gap in median earnings of full-time employees .....	199
Table 5-11-1	Wage gap by age group (total type of workers) .....	200
Table 5-11-2	Wage gap by age group (production workers) .....	201
Table 5-11-3	Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers) .....	202

Table 5-12	Wage gap by length of service .....	203
Table 5-13	Wage gap by establishment size .....	205
Table 5-14	Gini coefficients of income inequality .....	206
Table 5-15	Income share by quintiles .....	207
Table 5-16	Percentage of people with an income below 50% of median income ..	208
Table 5-17	Minimum wage-fixing mechanisms .....	209
Table 5-18	Changes in the minimum wage .....	217

## 6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment .....	223
Table 6-2	Hours of work per week .....	225
Table 6-3	Proportion of workers working 49 hours or more per week .....	227
Table 6-4	Number of annual holidays .....	230
Table 6-5	Legal holidays .....	231
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangements .....	232

## 7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	245
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database .....	246
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days lost .....	247
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost .....	249
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents .....	251

## 8. Education and Human Resources Development

Table 8-1-1	Entry rates to tertiary education .....	256
Table 8-1-2	Entry rates to tertiary education by level of education .....	257
Table 8-2-1	School system, Japan .....	258
Table 8-2-2	School system, USA .....	259
Table 8-2-3	School system, UK .....	260
Table 8-2-4	School system, Germany .....	261
Table 8-2-5	School system, France .....	262
Table 8-2-6	School system, China .....	263



Table 8-2-7	School system, Republic of Korea .....	264
Table 8-3	Career development and job-search assistance for youth .....	265

## 9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side .....	276
Table 9-2	Domestic final consumption expenditure of households per capita .....	278
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age group of householder (Japan) .....	280
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age group of householder (USA) .....	282
Table 9-3-3	Household income and expenditure by age group of householder (UK) .....	283
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age group of householder (Germany) .....	284
Table 9-4	Financial assets of households and NPISH .....	285
Table 9-5	Tax and social security burden as a percentage of national income .....	285
Table 9-6	Public social expenditure by policy area .....	286
Table 9-7	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP .....	287
Table 9-8	Employer-employee social security rates .....	288
Table 9-9	Public assistance systems .....	289
Table 9-10	Childcare leave schemes .....	296
Table 9-11	Financial support for childcare, including child benefits .....	300
Table 9-12	Employment measures for the disabled .....	302
Table 9-13	Average minutes spent in different activities .....	305
Table 9-14	Indicators of national power and social infrastructure .....	306
Table 9-15	Gender Inequality Index .....	308

# 国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

## 1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期的賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

## 2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつかの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

## 3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によ

って最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。わが国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものとみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

#### 4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

# 1

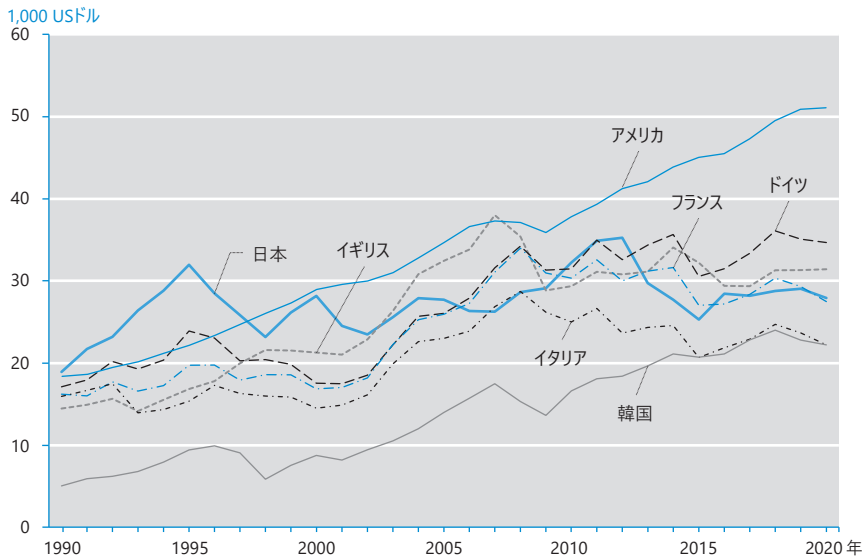
經濟・經營

---

Economy and Business



## 1-1 一人当たりの国民所得



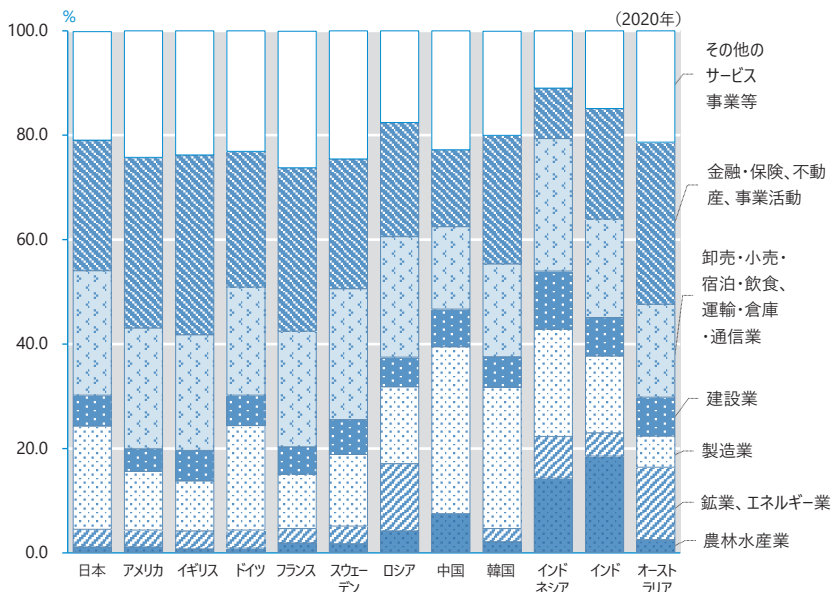
関連表 p.31 「第1-4-2 表 一人当たりの国民所得 (USドル)」

国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、対ドルで円の上昇が継続したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかでも最高水準で推移した。

1998～2002年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記9か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010年にアメリカ、スウェーデン、カナダに次ぐ第4位の水準に回復した後、2013年以降は円安の影響で再び減少し、2020年には韓国、イタリア、フランスに次いで低い水準にある。

## 1-2 経済活動別国内総生産（構成比）



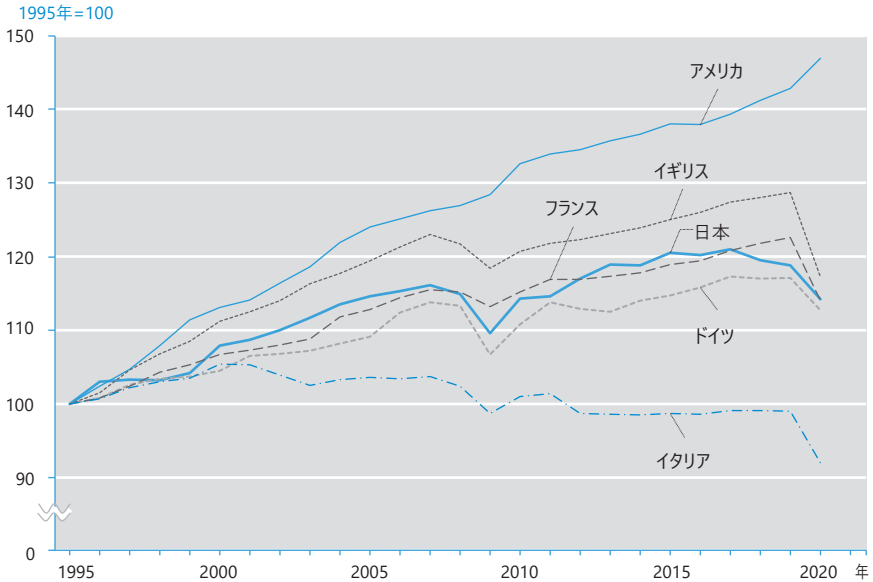
関連表 p.34 「第1-6-2表 経済活動別国内総生産（構成比）」

（注）アメリカ、中国、インドは2019年。

グラフは、国内総生産（総付加価値、生産者価格表示）における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている（ペティー・クラークの法則）。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうちでも日本やドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。他方、インドネシアやインドなどでは、農林水産業が大きな比率を占めている。また、ロシアやオーストラリアでは、鉱業、エネルギー業の割合の高さが顕著である。

## 1-3 労働生産性水準



[関連表](#) p.50 「第1-20表 労働生産性水準」

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除した数値を、1995年を100として指数化したものである。

日本の労働生産性を見ると、主要先進国中ではアメリカを大きく下回っているものの、欧州各国とはほぼ同等程度の伸びで推移している。ただし、指数化の元になっている就業者一人当たりGDPの水準で比較する場合、日本は上記6か国中で最も低い。

一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等が、相対的な生産性の低さの一因となっている可能性がある。一方で、2007年以降の金融危機や、直近のコロナ禍の時期に、アメリカでは日本や欧州各国と異なり、ほぼ一貫して労働生産性の上昇が見られるが、これには算出の分母となる就業者数の調整スピードの違いによる影響も推測される。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、その数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。



## 第 1-1-1 表 国内総生産 (各国通貨)

Table 1-1-1: GDP in national currency

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
名目、原則100億								Nominal, 10 billion
日本 t	506	538	544	553	556	558	538	JPN
アメリカ	1,505	1,821	1,870	1,948	2,053	2,137	e 2,089	USA
カナダ	167	199	203	214	223	231	e 220	CAN
イギリス	161	192	199	207	214	222	e 211	UK
ドイツ	256	303	313	327	337	347	e 337	DEU
フランス	200	220	223	230	236	244	e 230	FRA
イタリア	161	166	170	174	177	179	e 165	ITA
オランダ	64	69	71	74	77	81	e 80	NLD
ベルギー	36	42	43	45	46	48	e 45	BEL
ルクセンブルク	4	5	5	6	6	6	e 6	LUX
デンマーク	181	204	211	219	225	232	e 233	DNK
スウェーデン	357	426	442	463	483	505	e 498	SWE
フィンランド	19	21	22	23	23	24	e 24	FIN
ノルウェー	259	311	310	330	355	357	e 341	NOR
オーストリア	30	34	36	37	39	e 40	e 38	AUT
スイス	63	68	69	69	72	73	e 71	CHE
ギリシャ	22	18	17	18	18	18	e 17	GRC
スペイン	107	108	111	116	120	124	e 112	ESP
ポルトガル	18	18	19	20	21	21	e 20	PRT
ロシア t	50	83	86	92	104	109	e 107	RUS
トルコ	117	235	263	313	376	432	e 505	TUR
中国	4,085	6,921	7,460	8,290	9,158	9,907	e 10,259	CHN
香港	178	240	249	266	284	284	e 269	HKG
韓国 t	1,323	1,658	1,741	1,836	1,898	1,924	e 1,933	KOR
シンガポール	33	42	44	47	51	51	e 47	SGP
マレーシア	83	118	125	137	145	151	e 142	MYS
タイ	1,081	1,374	1,459	1,549	1,637	1,690	e 1,570	THA
インドネシア t	6,864	11,526	12,402	13,590	14,839	15,833	e 15,434	IDN
フィリピン	940	1,394	1,513	1,656	1,827	1,952	e 1,794	PHL
インド t	78	138	154	171	189	204	197	IND
オーストラリア	136	164	170	181	190	200	e 197	AUS
ニュージーランド	20	25	27	29	30	32	e 32	NZL
メキシコ	1,337	1,857	2,013	2,193	2,352	2,445	e 2,307	MEX
ブラジル	389	600	627	659	700	741	e 745	BRA

e) 推計値、t) 1兆単位。

e) Estimated; t) Trillion.

出典：IMF (2021.10) *World Economic Outlook Database, October 2021*

日本：内閣府 (2021.12) 「2020年国民経済計算」

## 第 1-1-2 表 国内総生産 (US ドル)

Table 1-1-2: GDP in U.S. dollars

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
名目、100億ドル								Nominal, 10 billion
日本	576	444	500	493	504	512	504	JPN
アメリカ	1,505	1,821	1,870	1,948	2,053	2,137	e 2,089	USA
カナダ	162	156	153	165	172	174	e 164	CAN
イギリス	248	293	270	266	286	283	e 271	UK
ドイツ	340	336	347	369	398	389	e 384	DEU
フランス	264	244	247	259	279	273	e 262	FRA
イタリア	214	184	188	196	209	201	e 188	ITA
オランダ	85	77	78	83	91	91	e 91	NLD
ベルギー	48	46	48	50	54	53	e 51	BEL
ルクセンブルク	5	6	6	6	7	7	e 7	LUX
デンマーク	32	30	31	33	36	35	e 36	DNK
スウェーデン	50	51	52	54	56	53	e 54	SWE
フィンランド	25	23	24	26	28	27	e 27	FIN
ノルウェー	43	39	37	40	44	41	e 36	NOR
オーストリア	39	38	40	42	46	e 45	e 43	AUT
スイス	60	70	70	70	74	73	e 75	CHE
ギリシャ	30	20	19	20	21	21	e 19	GRC
スペイン	142	120	123	131	142	139	e 128	ESP
ポルトガル	24	20	21	22	24	24	e 23	PRT
ロシア	163	136	128	158	165	169	e 148	RUS
トルコ	78	86	87	86	78	76	e 72	TUR
中国	603	1,111	1,123	1,227	1,384	1,434	e 1,487	CHN
香港	23	31	32	34	36	36	e 35	HKG
韓国	114	147	150	162	173	165	e 164	KOR
シンガポール	24	31	32	34	38	37	e 34	SGP
マレーシア	26	30	30	32	36	37	e 34	MYS
タイ	34	40	41	46	51	54	e 50	THA
インドネシア	76	86	93	102	104	112	e 106	IDN
フィリピン	21	31	32	33	35	38	e 36	PHL
インド	171	210	229	265	270	287	266	IND
オーストラリア	125	123	127	139	142	139	e 136	AUS
ニュージーランド	15	18	19	20	21	21	e 21	NZL
メキシコ	106	117	108	116	122	127	e 107	MEX
ブラジル	221	180	180	206	192	188	e 144	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2021.10) *World Economic Outlook Database, October 2021*

日本：内閣府 (2021.12) 「2020年国民経済計算」

## 第 1-2-1 表 名目国内総生産成長率

Table 1-2-1: Nominal GDP growth rates

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
日本	2.1	3.7	1.2	1.6	0.6	0.4	-3.6	JPN
アメリカ	3.9	3.7	2.7	4.2	5.4	4.1	e -2.2	USA
カナダ	6.0	-0.2	1.8	5.7	4.2	3.6	e -4.6	CAN
イギリス	3.7	3.0	3.9	3.7	3.5	3.6	e -4.8	UK
ドイツ	4.9	3.4	3.6	4.2	3.1	3.1	e -3.0	DEU
フランス	3.0	2.3	1.6	2.8	2.9	3.1	e -5.5	FRA
イタリア	2.2	1.7	2.4	2.4	2.0	1.1	e -7.8	ITA
オランダ	2.3	2.7	2.7	4.2	4.9	5.0	e -1.6	NLD
ベルギー	4.8	3.4	3.2	3.5	3.4	3.5	e -5.3	BEL
ルクセンブルク	8.7	4.5	5.4	3.5	5.7	5.8	e 1.0	LUX
デンマーク	5.2	2.8	3.5	4.0	2.8	2.9	e 0.5	DNK
スウェーデン	7.0	6.7	3.6	4.8	4.4	4.6	e -1.3	SWE
フィンランド	3.5	2.2	2.9	4.0	3.2	2.8	e -1.6	FIN
ノルウェー	6.7	-0.9	-0.4	6.4	7.8	0.4	e -4.3	NOR
オーストリア	2.7	3.3	3.9	3.3	4.3	e 3.2	e -4.7	AUT
スイス	3.5	0.4	1.4	1.3	3.7	1.1	e -3.0	CHE
ギリシャ	-4.8	-0.7	-1.1	1.7	1.5	2.1	e -9.6	GRC
スペイン	0.3	4.4	3.4	4.3	3.6	3.4	e -9.8	ESP
ポルトガル	2.4	3.8	3.8	5.1	4.7	4.5	e -6.7	PRT
ロシア	19.3	5.1	3.0	7.3	13.1	5.2	e -2.1	RUS
トルコ	16.0	14.4	11.7	19.3	19.9	14.9	e 16.9	TUR
中国	17.5	7.0	7.8	11.1	10.5	8.2	e 3.6	CHN
香港	7.1	6.1	3.8	6.8	6.6	0.3	e -5.5	HKG
韓国	9.7	6.1	5.0	5.5	3.4	1.4	e 0.4	KOR
シンガポール	15.8	6.1	4.0	7.7	7.0	0.7	e -8.2	SGP
マレーシア	11.6	4.9	6.2	9.8	5.5	4.5	e -6.4	MYS
タイ	11.9	3.9	6.2	6.2	5.7	3.2	e -7.1	THA
インドネシア	14.2	9.1	7.6	9.6	9.2	6.7	e -2.5	IDN
フィリピン	12.0	5.6	8.5	9.4	10.3	6.9	e -8.1	PHL
インド	20.2	10.5	11.8	11.0	10.5	7.8	e -3.0	IND
オーストラリア	7.8	1.6	3.7	6.1	5.2	5.4	e -1.7	AUS
ニュージーランド	4.9	4.5	6.0	7.5	5.7	5.3	e 0.9	NZL
メキシコ	9.9	6.2	8.4	9.0	7.2	4.0	e -5.6	MEX
ブラジル	16.6	3.8	4.6	5.0	6.4	5.8	e 0.6	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2021.10) *World Economic Outlook Database, October 2021*

日本：内閣府 (2021.12) 「2020年国民経済計算」

## 第 1-2-2 表 実質国内総生産成長率

Table 1-2-2: Real GDP growth rates

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
日本	4.1	1.6	0.8	1.7	0.6	-0.2	-4.5	JPN
アメリカ	2.7	2.7	1.7	2.3	2.9	2.3	e -3.4	USA
カナダ	3.1	0.7	1.0	3.0	2.4	1.9	e -5.3	CAN
イギリス	2.1	2.4	1.7	1.7	1.3	1.4	e -9.8	UK
ドイツ	4.2	1.5	2.2	2.7	1.1	1.1	e -4.6	DEU
フランス	1.8	1.0	1.0	2.4	1.8	1.8	e -8.0	FRA
イタリア	1.7	0.8	1.3	1.7	0.9	0.3	e -8.9	ITA
オランダ	1.3	2.0	2.2	2.9	2.4	2.0	e -3.8	NLD
ベルギー	2.9	2.0	1.3	1.6	1.8	1.8	e -6.3	BEL
ルクセンブルク	4.9	4.3	4.6	1.8	3.1	2.3	e -1.3	LUX
デンマーク	1.9	2.3	3.2	2.8	2.0	2.1	e -2.1	DNK
スウェーデン	6.0	4.5	2.1	2.6	2.0	2.0	e -2.8	SWE
フィンランド	3.2	0.5	2.8	3.2	1.1	1.3	e -2.9	FIN
ノルウェー	0.7	2.0	1.1	2.3	1.1	0.9	e -0.8	NOR
オーストリア	1.8	1.0	2.0	2.4	2.6	e 1.4	e -6.2	AUT
スイス	3.2	1.6	2.0	1.7	2.9	1.2	e -2.5	CHE
ギリシャ	-5.5	-0.4	-0.5	1.3	1.6	1.9	e -8.2	GRC
スペイン	0.2	3.8	3.0	3.0	2.3	2.1	e -10.8	ESP
ポルトガル	1.7	1.8	2.0	3.5	2.8	2.7	e -8.4	PRT
ロシア	4.5	-2.0	0.2	1.8	2.8	2.0	e -3.0	RUS
トルコ	8.4	6.1	3.3	7.5	3.0	0.9	e 1.8	TUR
中国	10.6	7.0	6.9	6.9	6.8	6.0	e 2.3	CHN
香港	6.8	2.4	2.2	3.8	2.8	-1.7	e -6.1	HKG
韓国	6.8	2.8	2.9	3.2	2.9	2.2	e -0.9	KOR
シンガポール	14.5	3.0	3.3	4.5	3.5	1.3	e -5.4	SGP
マレーシア	7.5	5.0	4.5	5.8	4.8	4.4	e -5.6	MYS
タイ	7.5	3.1	3.4	4.2	4.2	2.3	e -6.1	THA
インドネシア	6.4	4.9	5.0	5.1	5.2	5.0	e -2.1	IDN
フィリピン	7.3	6.3	7.1	6.9	6.3	6.1	e -9.6	PHL
インド	10.3	8.0	8.3	6.8	6.5	4.0	-7.3	IND
オーストラリア	2.4	2.3	2.7	2.4	2.8	1.9	e -2.4	AUS
ニュージーランド	1.8	3.6	3.9	3.5	3.4	2.4	e -2.1	NZL
メキシコ	5.1	3.3	2.6	2.1	2.2	-0.2	e -8.3	MEX
ブラジル	7.5	-3.5	-3.3	1.3	1.8	1.4	e -4.1	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2021.10) *World Economic Outlook Database, October 2021*

日本：内閣府 (2021.12) 「2020年国民経済計算」

## 第 1-3-1 表 一人当たりの国内総生産 (各国通貨)

Table 1-3-1: GDP per capita in national currency

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
名目、原則1,000単位								Nominal, thousands
日本 1)	3,948	4,233	4,289	4,365	4,400	4,427	4,266	JPN
アメリカ	51	59	60	62	65	67	65	USA
カナダ	52	59	59	62	64	65	62	CAN
イギリス	27	31	32	33	34	35	33	UK
ドイツ	32	38	39	41	p 42	p 43	p 41	DEU
フランス	32	34	34	35	36	p 37	p 35	FRA
イタリア	28	28	28	29	29	30	27	ITA
スウェーデン	396	454	467	486	503	521	509	SWE
ロシア	e 347	582	599	641	724	748	731	RUS
中国	30	50	54	59	65	70	e 73	CHN
香港	252	328	338	359	379	378	362	HKG
韓国 m)	27	33	35	37	38	38	e 38	KOR
シンガポール	64	77	79	84	90	90	e 83	SGP
マレーシア	29	38	40	43	45	47	e 43	MYS
タイ	161	200	212	224	236	e 243	e 225	THA
インドネシア m)	29	45	48	52	56	59	e 57	IDN
フィリピン	101	138	148	159	173	182	165	PHL
インド	63	e 105	e 116	e 128	e 140	e 149	e 143	IND
オーストラリア	70	75	79	81	84	84	87	AUS
ニュージーランド	49	59	62	66	69	71	e 70	NZL
ブラジル	20	29	31	32	34	e 35	e 35	BRA

e) 推計値、m) 100万単位、p) 暫定値。

e) Estimated; m) Million; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2021.12）「2020年度国民経済計算」、総務省（2021.12）「人口推計(各年10月現在)」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2022年2月現在

その他の国：IMF（2021.10）World Economic Outlook Database, October 2021

## 第 1-3-2 表 一人当たりの国内総生産 (US ドル)

Table 1-3-2: GDP per capita in U.S. dollars

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
名目、1000 USドル								Nominal, thousands
日本	45.0	35.0	39.4	38.9	39.8	40.6	40.0	JPN
アメリカ	48.6	56.7	57.8	59.9	62.8	65.1	63.3	USA
カナダ	47.6	43.6	42.3	45.1	46.5	46.3	43.3	CAN
イギリス	39.7	45.4	41.5	40.9	43.7	43.1	41.1	UK
ドイツ	42.3	41.1	42.1	44.7	p 48.0	p 46.8	p 46.3	DEU
フランス	40.7	36.6	37.0	38.7	41.4	p 40.4	p 38.8	FRA
イタリア	35.7	30.5	31.2	32.7	34.9	33.6	31.8	ITA
スウェーデン	52.9	51.5	52.0	53.8	54.6	51.9	52.3	SWE
ロシア	e 11.5	9.3	8.7	10.7	11.3	11.5	e 10.1	RUS
中国	4.5	8.0	8.1	8.8	9.8	10.2	e 10.5	CHN
香港	32.4	42.3	43.5	46.0	48.3	48.3	e 46.7	HKG
韓国	23.1	28.7	29.3	31.6	33.4	31.9	p 31.6	KOR
シンガポール	47.2	55.6	56.8	61.2	66.7	65.6	e 59.8	SGP
マレーシア	9.0	9.7	9.5	10.0	11.1	11.2	e 10.2	MYS
タイ	5.1	5.8	6.0	6.6	7.3	e 7.8	e 7.2	THA
インドネシア	3.2	3.4	3.6	3.9	3.9	4.2	e 3.9	IDN
フィリピン	2.2	3.0	3.1	3.2	3.3	3.5	e 3.3	PHL
インド	1.4	e 1.6	e 1.7	e 2.0	e 2.0	e 2.1	e 1.9	IND
オーストラリア	59.0	52.3	54.1	57.4	58.2	54.3	55.4	AUS
ニュージーランド	33.6	38.4	39.8	42.8	43.1	42.3	e 41.3	NZL
ブラジル	11.3	8.8	8.8	10.0	9.2	e 8.9	e 6.8	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2021.12）「2020年度国民経済計算」、総務省（2021.12）「人口推計(各年10月現在)」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2022年2月現在その他の国：IMF（2021.10）*World Economic Outlook Database, October 2021*為替レート（年平均）：IMF Database (<https://data.imf.org/>) 2022年2月現在

## 第 1-4-1 表 一人当たりの国民所得（各国通貨）

Table 1-4-1: National income per capita in national currency

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
各国1,000単位通貨								thousands
日本	2,831	3,064	3,098	3,165	3,180	3,168	2,984	JPN
アメリカ	38.0	45.3	45.7	47.6	49.8	51.2	51.4	USA
カナダ	34.9	39.1	39.3	41.4	42.6	43.8	42.9	CAN
イギリス	19.0	21.1	21.8	22.8	23.5	24.6	24.5	UK
ドイツ	23.7	27.5	28.5	29.6	p 30.6	p 31.4	p 30.4	DEU
フランス	22.9	24.4	24.6	25.1	25.7	p 26.2	p 24.1	FRA
イタリア	18.9	18.7	19.8	20.3	20.9	21.2	19.5	ITA
スウェーデン	249.2	278.5	279.7	294.2	303.3	321.2	319.4	SWE
ロシア 1)	e 336.9	549.4	564.5	605.0	686.4	716.4	711.5	RUS
中国 1)	30.6	49.4	52.9	58.5	—	—	—	CHN
香港 1)	257.2	334.2	346.1	374.3	396.7	397.3	381.9	HKG
韓国	19,246	23,461	24,541	25,827	26,449	26,590	p 26,241	KOR
シンガポール 1)	63.7	71.3	73.6	78.0	79.5	78.8	72.4	SGP
マレーシア 1)	27.8	36.7	38.4	41.6	43.3	45.2	42.2	MYS
タイ	113.9	135.1	144.5	153.7	160.8	168.2	—	THA
フィリピン 1)	112.2	154.1	164.0	176.5	191.1	200.1	177.6	PHL
インド 1)	61.2	103.9	114.9	126.3	138.1	147.4	—	IND
オーストラリア	45.0	47.7	50.1	51.4	53.7	56.7	61.0	AUS
ニュージーランド	31.8	38.4	40.0	42.1	43.5	p 46.3	—	NZL
メキシコ	100.1	114.3	120.5	131.1	138.5	p 143.1	p 129.6	MEX
ブラジル 1)	19.3	28.9	29.9	31.2	32.7	34.3	34.5	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2021.12）「2020年度国民経済計算」、総務省統計局（2021.12）「人口推計（各年10月1日現在）」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2022年2月現在その他の国：UN data (<https://data.un.org/>) 2022年2月現在人口：IMF（2021.10）*World Economic Outlook Database October 2021*

注：注記のない国は、要素費用表示価格の国民所得を指す。市場価格表示の国民所得より、純間接税（＝生産・輸入品に課される税－補助金）を差し引いたものを使用。

1) 一人当たりの国民総所得(GNI)。固定資本減耗と純間接税を含む。

## 第 1-4-2 表 一人当たりの国民所得 (US ドル)

Table 1-4-2: National income per capita in U.S. dollars

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
1,000ドル								thousands
日本	32.2	25.3	28.5	28.2	28.8	29.1	28.0	JPN
アメリカ	38.0	45.3	45.7	47.6	49.8	51.2	51.4	USA
カナダ	33.9	30.6	29.7	31.9	32.9	33.0	32.0	CAN
イギリス	29.4	32.2	29.4	29.4	31.3	31.3	31.4	UK
ドイツ	31.5	30.6	31.5	33.4	p 36.1	p 35.1	p 34.7	DEU
フランス	30.4	27.1	27.2	28.4	30.4	p 29.3	p 27.5	FRA
イタリア	25.0	20.7	21.9	22.9	24.7	23.7	22.2	ITA
スウェーデン	34.6	33.0	32.7	34.4	34.9	34.0	34.7	SWE
ロシア 1)	e 11.1	9.0	8.4	10.4	11.0	11.1	9.9	RUS
中国 1)	4.5	7.9	8.0	8.6	—	—	—	CHN
香港 1)	33.1	43.1	44.6	48.0	50.6	50.7	49.2	HKG
韓国	16.6	20.7	21.1	22.8	24.0	22.8	p 22.2	KOR
シンガポール 1)	46.7	51.8	53.3	56.5	58.9	57.8	52.5	SGP
マレーシア 1)	8.6	9.4	9.3	9.7	10.7	10.9	10.0	MYS
タイ	3.6	3.9	4.1	4.5	5.0	5.4	—	THA
フィリピン 1)	2.5	3.4	3.5	3.5	3.6	3.9	3.6	PHL
インド 1)	1.3	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	—	IND
オーストラリア	41.3	35.8	37.3	39.4	40.1	39.4	42.0	AUS
ニュージーランド	22.9	26.8	27.9	29.9	30.1	p 30.5	—	NZL
メキシコ	7.3	7.2	6.5	6.9	7.2	p 7.4	p 6.0	MEX
ブラジル 1)	11.0	8.7	8.6	9.8	8.9	8.7	6.7	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：国民所得及び人口は第1-4-1表 (p.30) に準ずる。

為替レート：IMF Database (<https://data.imf.org/>) 2022年2月現在

注：第1-4-1表 (p.30) に準ずる。



## 第 1-5 表 雇用者報酬

Table 1-5: Compensation of employees

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
各国通貨, 原則10億単位								in national currency, billion
日本 t)	251	261	267	272	281	287	283	JPN
アメリカ	7,933	9,710	9,975	10,433	10,961	11,444	—	USA
カナダ	838	1,027	1,026	1,070	1,127	1,174	1,159	CAN
イギリス	809	928	966	1,007	1,047	1,097	1,126	UK
ドイツ	1,294	1,562	1,623	1,693	p 1,771	p 1,853	p 1,848	DEU
フランス	1,040	1,141	1,163	1,200	1,232	p 1,243	p 1,195	FRA
イタリア	643	652	667	684	707	722	673	ITA
スウェーデン	1,614	1,987	2,086	2,186	2,309	2,395	2,422	SWE
ロシア t)	e 22	40	41	44	46	48	50	RUS
韓国 t)	562	750	786	824	868	913	918	KOR
シンガポール	126	178	184	190	198	206	205	SGP
タイ	3,228	4,534	4,689	4,846	5,041	5,241	—	THA
インド	22,865	41,637	47,174	52,757	59,067	64,643	—	IND
オーストラリア	668	811	833	873	918	954	985	AUS
ニュージーランド	89	110	116	123	130	138	—	NZL
メキシコ	3,722	5,080	5,351	5,698	6,132	6,494	6,635	MEX
USDル換算, 10億								in U.S. dollars, billion
日本	2,861	2,153	2,458	2,426	2,548	2,632	2,654	JPN
アメリカ	7,933	9,710	9,975	10,433	10,961	11,444	—	USA
カナダ	813	803	774	824	870	885	865	CAN
イギリス	1,250	1,418	1,304	1,295	1,398	1,401	1,444	UK
ドイツ	1,715	1,733	1,796	1,913	p 2,092	p 2,074	p 2,111	DEU
フランス	1,379	1,266	1,288	1,355	1,454	p 1,391	p 1,365	FRA
イタリア	852	723	739	773	835	808	769	ITA
スウェーデン	224	236	244	256	266	253	263	SWE
ロシア	e 720	652	615	752	741	744	698	RUS
韓国	486	663	677	729	789	784	778	KOR
シンガポール	93	129	133	138	147	151	149	SGP
タイ	102	132	133	143	156	169	—	THA
インド	500	649	702	810	864	918	—	IND
オーストラリア	613	610	619	669	686	663	678	AUS
ニュージーランド	64	77	81	87	90	91	—	NZL
メキシコ	295	321	287	301	319	337	309	MEX

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2022年1月現在

日本：内閣府 (2021.12) 「2020年度国民経済計算」

シンガポール、タイ、インド：UN data (<https://data.un.org/>) 2022年1月現在為替レート（年平均）：IMF Database (<https://data.imf.org/>) 2022年2月現在

## 第 1-6-1 表 経済活動別国内総生産（各国通貨、2020 年）

Table 1-6-1: GDP by economic activity in national currency (2020)

	経済活動計 1)	農林水産業	鉱業、エネルギー業	製造業	建設業	卸・小売、宿泊・飲食、運輸・倉庫・通信業	金融・保険、不動産、事業活動	その他のサービス事業、社会活動等	
原則10億単位									billion
日本 t)	536	6	18	106	32	128	134	112	JPN
アメリカ 2)	20,659	197	659	2,342	891	4,783	6,758	5,030	USA
カナダ 3)	1,884	43	190	179	141	412	527	393	CAN
イギリス	1,950	13	68	187	113	433	672	464	UK
ドイツ	p 3,050	p 25	p 104	p 612	p 178	p 633	p 796	p 704	DEU
フランス	p 2,054	p 37	p 56	p 216	p 107	p 457	p 644	p 538	FRA
イタリア	1,493	33	46	245	66	359	428	317	ITA
スウェーデン	4,419	70	152	604	296	1,110	1,098	1,089	SWE
ロシア	96,222	3,958	12,429	14,179	5,468	22,202	21,026	16,960	RUS
中国 2) 4)	99,087	7,357	—	31,711	7,090	15,669	14,671	22,589	CHN
香港	2,564	3	35	25	104	719	1,146	531	HKG
韓国 t)	p 1,770	p 35	p 45	p 480	p 105	p 316	p 435	p 353	KOR
インドネシア t)	14,873	2,115	1,185	3,068	1,653	3,775	1,444	1,633	IDN
インド 2) t)	185	34	8	27	14	35	39	28	IND
オーストラリア	1,932	47	268	115	144	343	601	414	AUS
ニュージーランド 2) 3)	p 237	p 13	p 10	p 24	p 17	p 51	p 77	p 44	NZL
メキシコ	21,884	887	1,414	4,042	1,471	6,419	4,849	2,803	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	

p) 暫定値、t) 1兆単位。

p) Provisional; t) Trillion.

T) Total gross value added; a) Agriculture, hunting and forestry, fishing; b) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; c) Manufacturing; d) Construction; e) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; f) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; g) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2022年1月現在

日本：内閣府（2021.12）「2020年度国民経済計算」

注 1) 粗付加価値のGDP（注記がない限り、名目価格）。

2) 2019年の数値。

3) 固定基準年方式による価格。

4) 製造業は鉱業、エネルギー業を含む。

## 第 1-6-2 表 経済活動別国内総生産（構成比、2020 年）

Table 1-6-2: Component ratio of GDP by economic activity (2020)

	経済 活動計 1)	農林 水産業	鉱業、 エネルギー 業	製造業	建設業	卸・小売、 宿泊・飲 食、運輸・ 倉庫・通 信業	金融・保 険、不動 産業、事 業活動	その他の サービス 事業、社 会活動等	%
	T	a	b	c	d	e	f	g	
日本	100.0	1.0	3.4	19.8	5.9	23.9	25.0	20.8	JPN
アメリカ 2)	100.0	1.0	3.2	11.3	4.3	23.2	32.7	24.3	USA
カナダ	100.0	2.3	10.1	9.5	7.5	21.9	28.0	20.9	CAN
イギリス	100.0	0.6	3.5	9.6	5.8	22.2	34.5	23.8	UK
ドイツ	100.0	0.8	3.4	20.1	5.8	20.7	26.1	23.1	DEU
フランス	100.0	1.8	2.7	10.5	5.2	22.2	31.3	26.2	FRA
イタリア	100.0	2.2	3.1	16.4	4.4	24.0	28.6	21.2	ITA
スウェーデン	100.0	1.6	3.4	13.7	6.7	25.1	24.9	24.6	SWE
ロシア	100.0	4.1	12.9	14.7	5.7	23.1	21.9	17.6	RUS
中国 2) 3)	100.0	7.4	—	32.0	7.2	15.8	14.8	22.8	CHN
香港	100.0	0.1	1.4	1.0	4.1	28.1	44.7	20.7	HKG
韓国	100.0	2.0	2.5	27.1	5.9	17.8	24.6	20.0	KOR
インドネシア	100.0	14.2	8.0	20.6	11.1	25.4	9.7	11.0	IDN
インド 2)	100.0	18.4	4.5	14.7	7.4	18.9	21.2	14.9	IND
オーストラリア	100.0	2.4	13.9	6.0	7.4	17.8	31.1	21.4	AUS
ニュージーランド 2)	100.0	5.4	4.3	10.3	7.0	21.7	32.6	18.5	NZL
メキシコ	100.0	4.1	6.5	18.5	6.7	29.3	22.2	12.8	MEX

p) 暫定値。

p) Provisional.

T) Total gross value added; a) Agriculture, hunting and forestry, fishing; b) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; c) Manufacturing; d) Construction; e) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; f) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; g) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2022年1月現在

日本：内閣府（2021.12）「2020年度国民経済計算」

注 1) 粗付加価値のGDP。

2) 2019年の数値。

3) 製造業は鉱業、エネルギー業を含む。

## 第 1-7 表 国内総生産の構成（支出側、2020 年）

Table 1-7: GDP by expenditure approach (2020)

名目, 各国通貨	国内総生産	政府最終消費支出	民間最終消費支出	在庫変動	総固定資本形成	財貨・サービス		
						輸出	輸入	
Nominal, at current prices								
原則10億単位								billion
日本	538,155	113,185	289,499	274	136,498	83,729	85,029	JPN
アメリカ 1)	21,373	2,974	14,429	74	4,493	2,520	3,116	USA
カナダ	2,207	500	1,261	-22	513	648	693	CAN
イギリス	2,156	480	1,313	-9	370	601	597	UK
ドイツ	p 3,368	p 755	p 1,708	p -24	p 736	p 1,462	p 1,269	DEU
フランス	p 2,303	p 577	p 1,224	p 20	p 529	p 642	p 688	FRA
イタリア	1,654	345	956	-3	294	486	425	ITA
オランダ	p 800	p 208	p 335	p 4	p 170	p 623	p 540	NLD
スウェーデン	4,985	1,333	2,187	1	1,235	2,221	1,993	SWE
ロシア 1)	109,242	20,067	55,895	2,882	22,546	31,174	22,840	RUS
韓国 t)	p 1,933	p 349	p 897	p 14	p 601	p 705	p 633	KOR
オーストラリア	2,067	443	1,068	5	464	459	369	AUS
ニュージーランド 1)	322	61	186	0	76	87	88	NZL
メキシコ	p 23,357	p 2,935	p 14,740	p 55	p 4,421	p 9,250	p 8,772	MEX
構成比								
								Percentage of GDP
								%
日本	100.0	21.0	53.8	0.1	25.4	15.6	15.8	JPN
アメリカ 1)	100.0	13.9	67.5	0.3	21.0	11.8	14.6	USA
カナダ	100.0	22.7	57.2	-1.0	23.3	29.4	31.4	CAN
イギリス	100.0	22.3	60.9	-0.4	17.1	27.9	27.7	UK
ドイツ	p 100.0	p 22.4	p 50.7	p -0.7	p 21.9	p 43.4	p 37.7	DEU
フランス	p 100.0	p 25.1	p 53.1	p 0.8	p 23.0	p 27.9	p 29.9	FRA
イタリア	100.0	20.9	57.8	-0.2	17.8	29.4	25.7	ITA
オランダ	p 100.0	p 26.0	p 41.9	p 0.4	p 21.3	p 77.9	p 67.4	NLD
スウェーデン	100.0	26.7	43.9	0.0	24.8	44.6	40.0	SWE
ロシア 1)	100.0	18.4	51.2	2.6	20.6	28.5	20.9	RUS
韓国 t)	p 100.0	p 18.1	p 46.4	p 0.7	p 31.1	p 36.4	p 32.8	KOR
オーストラリア	100.0	21.4	51.6	0.3	22.4	22.2	17.8	AUS
ニュージーランド 1)	100.0	18.8	57.7	0.0	23.6	27.1	27.2	NZL
メキシコ	p 100.0	p 12.6	p 63.1	p 0.2	p 18.9	p 39.6	p 37.6	MEX
	a	b	c	d	e	f	g	

p) 暫定値、t) 1兆単位。

p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and non-profit institutions saving households' (NPIHS's) final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Imports of goods and services.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2022年1月現在

日本：内閣府 (2021.12) 「2020年度国民経済計算」

注 1) 2019年の数値。

## 第 1-8 表 国内総生産の構成 (生産側、2020 年)

Table 1-8: GDP by production approach (2020)

	国内総生産	雇用人報酬	営業余剰・ 混合所得(純)	固定資本 減耗	純間接税 1)	
名目, 各国通貨	Nominal, at current prices					
10億単位	billion					
日本	538,155	283,245	73,710	135,633	44,754	JPN
アメリカ 2)	21,433	11,444	5,123	3,436	1,418	USA
カナダ	2,207	1,159	494	391	163	CAN
イギリス	2,156	1,126	535	346	133	UK
ドイツ	p 3,368	p 1,848	p 585	p 658	p 277	DEU
フランス	p 2,303	p 1,195	p 337	p 463	p 308	FRA
イタリア	1,654	673	468	319	194	ITA
オランダ	p 800	p 403	p 197	p 139	p 61	NLD
スウェーデン	4,985	2,422	739	886	938	SWE
ロシア 2)	109,242	48,166	34,554	14,227	12,294	RUS
韓国 t)	p 1,933	p 918	p 426	p 400	p 190	KOR
オーストラリア	2,067	985	601	359	121	AUS
ニュージーランド 2)	323	138	101	p 46	38	NZL
メキシコ	p 23,357	p 6,635	p 10,498	4,607	p 1,617	MEX
構成比	Percentage of GDP					
	%					
日本	100.0	52.6	13.7	25.2	8.3	JPN
アメリカ 2)	100.0	53.4	23.9	16.0	6.6	USA
カナダ	100.0	52.5	22.4	17.7	7.4	CAN
イギリス	100.0	52.2	24.8	16.0	6.2	UK
ドイツ	p 100.0	p 54.9	p 17.4	p 19.6	p 8.2	DEU
フランス	p 100.0	p 51.9	p 14.6	p 20.1	p 13.4	FRA
イタリア	100.0	40.7	28.3	19.3	11.7	ITA
オランダ	p 100.0	p 50.3	p 24.6	p 17.4	p 7.6	NLD
スウェーデン	100.0	48.6	14.8	17.8	18.8	SWE
ロシア 2)	100.0	44.1	31.6	13.0	11.3	RUS
韓国	p 100.0	p 47.5	p 22.0	p 20.7	p 9.8	KOR
オーストラリア	100.0	47.7	29.1	17.4	5.8	AUS
ニュージーランド 2)	100.0	42.7	31.3	p 14.1	11.9	NZL
メキシコ	p 100.0	p 28.4	p 44.9	19.7	p 6.9	MEX
	a	b	c	d	f	

p) 暫定値、t) 1兆単位。

p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; f) Taxes on production and imports, less Subsidies.

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2022年1月現在

日本：内閣府 (2021.12) 「2020年度国民経済計算」

注 1) 純間接税は、生産・輸入品に課される税から補助金を控除したものの。

2) 2019年の数値。

## 第 1-9 表 国民貯蓄率

Table 1-9: National savings rates

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
日本	9.1	2.4	5.5	6.6	7.3	6.6	5.9	3.9	JPN
アメリカ	3.4	-0.8	4.9	3.4	4.1	4.3	4.0	2.4	USA
カナダ	12.1	3.9	2.9	2.1	4.0	3.8	4.3	1.5	CAN
イギリス	2.9	-2.0	-2.5	-2.5	-0.3	-1.0	0.3	-2.5	UK
ドイツ	8.5	9.6	12.6	13.0	13.5	p 14.2	p 13.6	p 10.6	DEU
フランス	7.7	4.1	5.3	5.0	5.7	6.1	p 6.4	p 1.4	FRA
イタリア	5.5	-0.3	0.5	3.0	3.7	4.2	4.6	2.6	ITA
スウェーデン	15.0	14.5	13.2	12.7	14.1	13.8	15.8	15.2	SWE
ロシア	e 20.7	e 17.6	15.9	13.4	14.1	19.0	15.8	—	RUS
香港 1)	27.9	38.5	36.0	33.2	32.5	30.2	31.3	39.8	HKG
韓国	20.5	20.9	21.8	22.5	22.8	21.0	18.6	p 19.4	KOR
シンガポール 1)	47.9	52.4	48.2	48.2	49.1	46.6	45.3	46.9	SGP
タイ	15.4	18.0	13.8	16.3	18.7	18.4	18.0	—	THA
フィリピン	18.9	25.9	24.4	23.9	24.1	22.9	—	—	PHL
インド 2)	26.9	28.9	22.5	23.1	23.9	22.1	22.8	—	IND
オーストラリア	6.6	9.1	3.1	5.2	5.3	6.6	8.0	10.4	AUS
ニュージーランド	4.6	3.3	8.1	8.0	8.6	7.9	p 8.3	—	NZL
ブラジル 1)	18.6	18.3	14.8	13.7	13.8	13.1	12.9	15.3	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2021.12）「2020年度国民経済計算年次推計」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2022年1月現在その他：UN data (<https://data.un.org/>) 2022年1月現在

注：本表における国民貯蓄率は、原則、純貯蓄を純国民可処分所得で除したもの。

1) 粗貯蓄を粗国民可処分所得で除したもの。

2) 各年度（4月～3月）の値。

## 第 1-10 表 鉱工業生産指数

Table 1-10: Industrial production indices

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
指数、2015年 = 100									2015=100
日本	109.0	102.8	100.0	100.1	102.9	104.0	101.0	91.1	JPN
アメリカ	96.1	90.9	100.0	97.8	99.1	102.3	101.4	94.1	USA
カナダ	100.0	89.9	100.0	100.1	104.9	109.5	109.5	100.8	CAN
イギリス	107.2	101.8	100.0	101.1	102.9	103.8	102.7	94.6	UK
ドイツ	85.9	90.4	100.0	101.5	104.5	105.7	101.2	91.5	DEU
フランス	110.0	99.9	100.0	100.5	102.5	103.2	103.6	92.7	FRA
イタリア	122.0	108.6	100.0	101.4	104.5	106.2	105.1	93.5	ITA
オランダ	100.2	106.9	100.0	101.4	102.5	103.1	102.4	99.0	NLD
ベルギー	83.9	97.0	100.0	104.5	107.2	108.7	114.0	109.9	BEL
デンマーク	115.7	98.6	100.0	104.2	106.3	108.4	111.3	105.2	DNK
スウェーデン	110.4	103.4	100.0	102.1	106.5	109.0	111.4	107.1	SWE
スペイン	126.8	105.7	100.0	101.6	104.5	105.2	105.9	96.2	ESP
ロシア	76.5	83.8	100.0	101.9	105.7	109.4	113.1	110.8	RUS
韓国	66.5	92.5	100.0	102.2	104.8	106.3	106.7	106.3	KOR
インド	57.8	87.9	100.0	105.2	108.9	114.5	115.3	102.7	IND
オーストラリア	77.5	87.0	100.0	102.2	103.7	107.8	110.5	109.3	AUS
ニュージーランド	98.4	97.3	100.0	101.6	103.0	104.4	106.5	103.4	NZL
ブラジル	97.8	112.2	100.0	93.6	95.9	96.9	95.8	91.5	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	1.4	15.0	-1.3	0.1	2.8	1.1	-2.9	-9.8	JPN
アメリカ	3.4	5.5	-1.4	-2.2	1.3	3.2	-0.8	-7.2	USA
カナダ	2.3	6.0	-0.4	0.1	4.8	4.4	0.0	-8.0	CAN
イギリス	-0.6	3.5	0.3	1.1	1.8	0.9	-1.1	-7.9	UK
ドイツ	3.3	12.0	1.1	1.5	2.9	1.2	-4.2	-9.6	DEU
フランス	-0.1	4.8	1.7	0.5	2.0	0.7	0.3	-10.5	FRA
イタリア	-1.8	6.9	1.8	1.4	3.1	1.6	-1.1	-11.0	ITA
オランダ	0.3	7.6	-3.4	1.4	1.1	0.7	-0.8	-3.3	NLD
ベルギー	3.4	9.4	-0.7	4.5	2.6	1.4	4.8	-3.5	BEL
デンマーク	3.0	2.1	0.1	4.2	2.0	2.0	2.7	-5.5	DNK
スウェーデン	2.5	9.4	3.1	2.1	4.3	2.3	2.2	-3.8	SWE
スペイン	0.2	0.9	3.3	1.6	2.9	0.7	0.7	-9.2	ESP
ロシア	5.2	7.2	5.3	1.9	3.7	3.5	3.4	-2.1	RUS
韓国	6.3	16.3	-0.3	2.2	2.5	1.5	0.3	-0.3	KOR
インド	5.9	9.7	2.5	5.2	3.5	5.2	0.7	-11.0	IND
オーストラリア	1.9	4.3	2.1	2.2	1.5	3.9	2.5	-1.0	AUS
ニュージーランド	0.3	3.7	1.5	1.6	1.4	1.4	2.0	-2.9	NZL
ブラジル	2.8	10.2	-8.2	-6.4	2.5	1.0	-1.1	-4.5	BRA

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Main Economic Indicators" 2021年9月現在

## 第 1-11-1 表 経常収支

Table 1-11-1: Current account

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
10億USDドル								billion U.S. dollars
日本	220.9	136.5	197.0	203.2	177.3	176.8	164.5	JPN
アメリカ	-432.0	-407.4	-394.9	-365.3	-449.7	-480.2	-647.2	USA
カナダ	-58.2	-54.7	-47.3	-46.2	-40.4	-35.7	-31.7	CAN
イギリス	-77.5	-147.3	-147.7	-100.4	-104.8	-87.5	-95.4	UK
ドイツ	196.2	288.6	295.1	288.5	312.7	289.6	266.1	DEU
フランス	-22.0	-9.1	-12.2	-18.0	-16.8	-18.4	-48.9	FRA
イタリア	-70.8	25.4	48.4	51.5	52.1	64.0	69.7	ITA
オランダ	61.8	48.5	62.9	90.2	99.0	90.2	71.1	NLD
デンマーク	21.1	25.0	24.3	26.7	24.8	30.9	26.0	DNK
スウェーデン	29.2	16.8	12.2	16.1	14.6	27.2	28.2	SWE
ロシア	67.5	67.8	24.5	32.2	115.7	64.8	33.9	RUS
中国	237.8	293.0	191.3	188.7	24.1	102.9	274.0	CHN
韓国	28.0	105.1	97.9	75.2	77.5	59.7	75.3	KOR
シンガポール	55.0	57.6	56.0	59.3	57.9	53.4	59.8	SGP
マレーシア	25.6	9.1	7.1	9.0	8.0	12.3	14.8	MYS
タイ	11.5	27.8	43.4	44.0	28.4	38.2	16.3	THA
インドネシア	5.1	-17.5	-17.0	-16.2	-30.6	-30.3	-4.3	IDN
フィリピン	7.2	7.3	-1.2	-2.1	-8.9	-3.0	13.0	PHL
インド	-54.5	-22.5	-12.1	-38.2	-65.6	-29.8	33.0	IND
オーストラリア	-44.7	-57.0	-41.0	-36.0	-29.8	8.0	33.8	AUS
ニュージーランド	-3.4	-4.8	-4.3	-6.1	-8.6	-6.8	-1.9	NZL
ブラジル	-79.2	-54.8	-24.5	-22.0	-51.5	-65.0	-24.1	BRA

出典：World Bank "World Development Indicators" (<https://data.worldbank.org/>) 2021年9月現在



## 第 1-11-2 表 貿易収支

Table 1-11-2: Trade balance

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
10億USD								billion U.S. dollars
日本	108.5	-7.3	51.2	43.8	10.6	1.4	28.8	JPN
アメリカ	-648.7	-761.9	-749.8	-799.3	-880.3	-864.3	-915.6	USA
カナダ	-9.4	-18.6	-19.2	-19.1	-15.3	-11.6	-27.3	CAN
イギリス	-147.6	-177.4	-179.3	-174.4	-182.4	-167.3	-148.7	UK
ドイツ	213.3	275.6	279.8	288.1	266.4	242.5	217.3	DEU
フランス	-63.5	-32.1	-35.7	-51.5	-57.4	-52.6	-71.3	FRA
イタリア	-26.6	58.5	65.8	61.8	54.1	67.3	77.3	ITA
オランダ	80.0	72.7	72.6	81.2	84.6	76.4	79.7	NLD
デンマーク	15.9	14.4	17.0	15.0	12.4	18.2	18.2	DNK
スウェーデン	20.4	11.5	8.5	11.2	11.2	18.2	21.1	SWE
ロシア	147.0	148.4	90.2	114.6	195.1	165.3	91.8	RUS
中国	238.1	576.2	488.9	475.9	380.1	393.0	515.0	CHN
韓国	47.9	120.3	116.5	113.6	110.1	79.8	81.9	KOR
シンガポール	63.2	92.6	90.0	101.0	101.6	96.8	93.6	SGP
マレーシア	38.4	27.9	24.5	27.3	28.4	29.8	33.2	MYS
タイ	26.7	26.1	35.8	32.6	22.4	26.7	39.8	THA
インドネシア	31.0	14.0	15.3	18.8	-0.2	3.5	28.2	IDN
フィリピン	-16.9	-23.3	-35.5	-40.2	-51.0	-49.3	-31.8	PHL
インド	-129.2	-136.9	-107.5	-148.1	-186.7	-157.7	-95.2	IND
オーストラリア	11.3	-19.0	-5.8	10.5	20.9	48.0	39.9	AUS
ニュージーランド	2.0	-1.3	-1.9	-1.5	-3.5	-2.4	2.0	NZL
ブラジル	18.4	17.4	44.5	57.3	43.4	26.5	32.4	BRA

出典：World Bank "World Development Indicators" (<https://data.worldbank.org/>) 2021年9月現在

## 第 1-12 表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Inward flows

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	
10億ドル								billion U.S. dollars
日本	2.8	-1.3	3.0	19.4	11.0	9.9	14.6	JPN
アメリカ	104.8	198.0	467.6	471.8	277.3	253.6	246.2	USA
カナダ	25.7	28.4	43.8	36.1	26.5	43.5	50.3	CAN
イギリス	182.9	58.2	39.2	258.7	101.2	65.3	59.1	UK
ドイツ	47.4	65.6	30.5	15.6	60.4	73.6	36.4	DEU
フランス	33.2	13.9	45.4	23.1	24.8	38.2	34.0	FRA
イタリア	23.3	9.2	19.6	28.5	24.0	32.9	26.6	ITA
オランダ	39.0	-7.2	179.0	30.7	60.5	114.3	84.2	NLD
ベルギー	34.4	57.6	28.3	59.2	5.2	17.7	9.7	BEL
ルクセンブルク	4.6	39.1	12.5	31.9	-6.8	-16.8	-11.4	LUX
スウェーデン	11.5	0.1	8.4	19.1	14.2	3.9	20.6	SWE
スペイン	25.0	39.9	8.6	31.6	38.8	45.0	12.4	ESP
ロシア	14.4	31.7	11.9	37.2	26.0	13.2	31.7	RUS
中国	72.4	114.7	135.6	133.7	136.3	138.3	141.2	CHN
香港	34.1	70.5	174.4	117.4	110.7	104.2	68.4	HKG
台湾	1.6	2.5	2.4	9.3	3.3	7.0	8.2	TWN
韓国	13.6	9.5	4.1	12.1	17.9	12.2	10.6	KOR
シンガポール	17.7	57.5	59.7	68.8	83.6	79.7	92.1	SGP
マレーシア	4.1	9.1	10.1	11.3	9.4	7.6	7.7	MYS
タイ	8.0	14.6	5.6	1.8	6.7	10.4	4.1	THA
インドネシア	8.3	13.8	16.6	3.9	20.6	20.6	23.4	IDN
フィリピン	1.9	1.3	4.4	6.9	8.7	6.6	5.0	PHL
インド	7.6	27.4	44.1	44.5	39.9	42.2	50.6	IND
オーストラリア	-28.3	36.8	29.6	48.3	45.3	68.0	36.2	AUS
ニュージーランド	1.2	-0.1	-0.3	2.8	2.4	1.9	5.4	NZL
ブラジル	15.1	77.7	50.0	53.7	66.6	59.8	72.0	BRA
メキシコ	26.0	27.1	35.4	31.0	34.2	34.7	32.9	MEX

出典：UNCTADstat (<https://unctadstat.unctad.org/>) 2021年9月現在

## 第 1-13 表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-13: FDI Outward flows

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	
10億ドル								billion U.S. dollars
日本	45.8	56.3	136.2	155.9	164.7	143.2	226.6	JPN
アメリカ	15.4	277.8	264.4	289.3	300.4	-90.6	124.9	USA
カナダ	27.5	34.7	67.4	69.5	78.3	49.9	76.6	CAN
イギリス	88.6	48.1	-66.8	-37.6	117.5	41.4	31.5	UK
ドイツ	74.5	125.5	99.0	63.7	104.1	78.8	98.7	DEU
フランス	68.1	48.2	53.2	64.8	36.0	105.6	38.7	FRA
イタリア	39.4	32.7	21.6	16.2	24.5	32.7	24.9	ITA
オランダ	119.7	68.4	247.7	156.6	46.9	-18.8	124.7	NLD
ベルギー	32.7	0.6	55.2	36.4	33.6	26.5	19.7	BEL
ルクセンブルク	8.2	23.3	17.3	30.2	34.8	11.6	1.5	LUX
スウェーデン	28.6	20.7	13.0	4.7	25.5	16.8	22.8	SWE
スペイン	41.8	37.8	41.9	43.9	52.3	27.1	24.1	ESP
ロシア	16.7	41.1	27.1	27.0	34.2	35.8	22.5	RUS
中国	12.3	68.8	145.7	196.1	158.3	143.0	117.1	CHN
香港	27.0	86.2	71.8	59.7	86.7	82.2	59.3	HKG
台湾	6.0	11.6	14.7	17.9	11.6	18.1	11.9	TWN
韓国	8.3	28.2	23.7	29.9	34.1	38.2	35.5	KOR
シンガポール	12.6	35.4	45.2	40.0	48.8	29.8	33.3	SGP
マレーシア	3.1	13.4	10.5	8.0	5.6	5.1	6.3	MYS
タイ	0.3	7.9	1.7	12.4	17.0	18.4	11.8	THA
インドネシア	3.1	2.7	5.9	-12.2	2.1	8.1	3.4	IDN
フィリピン	1.0	2.9	4.3	1.0	1.8	0.8	0.7	PHL
インド	3.0	15.9	7.6	5.1	11.1	11.4	12.1	IND
オーストラリア	-35.8	19.8	-9.3	2.3	5.9	6.4	5.4	AUS
ニュージーランド	-1.3	0.7	-0.1	0.2	0.2	0.4	-0.2	NZL
ブラジル	2.5	22.1	-11.6	-5.9	19.0	-16.3	15.5	BRA
メキシコ	6.5	14.4	10.7	0.5	3.9	7.7	10.2	MEX

出典：UNCTADstat (<https://unctadstat.unctad.org/>) 2021年9月現在

## 第 1-14 表 為替レート (年平均)

Table 1-14: Exchange rates, annual average

		2000年	2005	2010	2014	2015	
対USDドル当たり現地通貨		local currency per U.S. dollar					
日本	円	107.765	110.218	87.780	105.945	121.044	JPN
アメリカ	USDドル	1	1	1	1	1	USA
カナダ	カナダドル	1.485	1.211	1.030	1.105	1.279	CAN
イギリス	UKポンド	0.661	0.550	0.647	0.608	0.655	UK
ユーロ圏 1)	ユーロ	1.083	0.804	0.754	0.753	0.901	Euro area
デンマーク	デンマーク・クローネ	8.083	5.997	5.624	5.612	6.728	DNK
スウェーデン	スウェーデン・クローナ	9.162	7.473	7.208	6.861	8.435	SWE
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	8.802	6.443	6.044	6.302	8.064	NOR
スイス	スイス・フラン	1.689	1.245	1.043	0.916	0.962	CHE
アイスランド	アイスランド・クローナ	78.616	62.982	122.242	116.767	131.919	ISL
チェコ	チェコ・コルナ	38.598	23.957	19.098	20.758	24.599	CZE
ポーランド	ズウォティ	4.346	3.235	3.015	3.155	3.770	POL
ハンガリー	フォリント	282.179	199.583	207.944	232.602	279.333	HUN
ブルガリア	レフ	2.123	1.574	1.477	1.474	1.764	BGR
クロアチア	クナ	8.278	5.949	5.498	5.748	6.858	HRV
ルーマニア	レウ	2.171	2.914	3.178	3.349	4.006	ROU
ロシア	ルーブル	28.129	28.284	30.368	38.378	60.938	RUS
トルコ 2)	トルコリラ	0.625	1.344	1.503	2.189	2.720	TUR
中国	人民元	8.279	8.194	6.770	6.143	6.227	CHN
香港	香港ドル	7.791	7.777	7.769	7.754	7.752	HKG
台湾	ニュー台湾ドル	31.234	32.179	31.647	30.370	31.908	TWN
韓国	ウォン	1,130.4	1,024.3	1,156.5	1,052.8	1,131.0	KOR
シンガポール	シンガポールドル	1.724	1.664	1.364	1.267	1.375	SGP
マレーシア	リンギット	3.800	3.787	3.221	3.273	3.906	MYS
タイ	バーツ	40.112	40.220	31.686	32.480	34.248	THA
インドネシア	ルピア	8,421.8	9,704.7	9,090.4	11,865.2	13,389.4	IDN
フィリピン	ペソ	44.192	55.085	45.110	44.395	45.503	PHL
インド	ルピー	44.942	44.100	45.726	61.030	64.152	IND
ベトナム	ドン	14,167.8	15,858.9	18,612.9	21,148.0	21,697.6	VNM
ミャンマー	チャット	6.52	5.82	5.63	984.35	1,162.62	MMR
ラオス	キープ	7,887.6	10,655.2	8,258.1	8,049.0	8,147.9	LAO
カンボジア	リエル	3,840.8	4,092.5	4,184.9	4,037.5	4,067.8	KHM
オーストラリア	豪ドル	1.725	1.309	1.090	1.109	1.331	AUS
ニュージーランド	NZドル	2.201	1.420	1.388	1.205	1.434	NZL
メキシコ	メキシコ・ペソ	9.456	10.898	12.636	13.292	15.848	MEX
ブラジル	レアル	1.829	2.434	1.759	2.353	3.327	BRA

出典：IMF Database (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2021年9月現在

注 1) ユーロ導入国：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、オーストリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ（2021年9月17日現在、19か国）。

2) 2004年までは旧通貨の「トルコリラ」、2005年から2008年までは、「新トルコリラ」が適用された。

## 第 1-14 表 為替レート (年平均) (続き)

Table 1-14: Exchange rates, annual average (cont.)

	2016	2017	2018	2019	2020	Currency	
対USDドル当たり現地通貨							local currency per U.S. dollar
日本	108.793	112.166	110.423	109.010	106.775	Yen	JPN
アメリカ	1	1	1	1	1	U.S. dollar	USA
カナダ	1.326	1.298	1.296	1.327	1.341	Canadian dollar	CAN
イギリス	0.741	0.777	0.750	0.783	0.780	Pound	UK
ユーロ圏 1)	0.903	0.885	0.847	0.893	0.876	Euro	Euro area
デンマーク	6.732	6.603	6.315	6.669	6.542	Danish krone	DNK
スウェーデン	8.562	8.549	8.693	9.458	9.210	Swedish krona	SWE
ノルウェー	8.400	8.272	8.133	8.800	9.416	Norwegian krone	NOR
スイス	0.985	0.985	0.978	0.994	0.939	Swiss franc	CHE
アイスランド	120.812	106.840	108.300	122.607	135.422	Icelandic króna	ISL
チェコ	24.440	23.376	21.730	22.932	23.210	Czech koruna	CZE
ポーランド	3.943	3.779	3.612	3.839	3.900	Polish Zloty	POL
ハンガリー	281.523	274.433	270.212	290.660	307.997	Hungarian Forint	HUN
ブルガリア	1.768	1.735	1.657	1.747	1.716	Bulgarian lev	BGR
クロアチア	6.806	6.624	6.279	6.623	6.614	Croatian Kuna	HRV
ルーマニア	4.059	4.052	3.942	4.238	4.244	Romanian Leu	ROU
ロシア	67.056	58.343	62.668	64.738	72.105	Russian ruble	RUS
トルコ 2)	3.020	3.648	4.828	5.674	7.009	Turkish lira	TUR
中国	6.644	6.759	6.616	6.908	6.901	Renminbi/Chinese yuan	CHN
香港	7.762	7.793	7.839	7.836	7.757	Hong Kong dollar	HKG
台湾	32.325	30.442	30.163	30.927	29.583	New Taiwan dollar	TWN
韓国	1,160.8	1,131.0	1,100.2	1,165.4	1,180.3	South Korean won	KOR
シンガポール	1.382	1.381	1.349	1.364	1.380	Singapore dollar	SGP
マレーシア	4.148	4.300	4.035	4.142	4.203	Ringgit	MYS
タイ	35.296	33.940	32.310	31.048	31.294	Baht	THA
インドネシア	13,308.3	13,380.8	14,236.9	14,147.7	14,582.2	Rupiah	IDN
フィリピン	47.492	50.404	52.661	51.796	49.624	Philippine Peso	PHL
インド	67.195	65.122	68.389	70.420	74.100	Indian rupee	IND
ベトナム	21,935.0	22,370.1	22,602.1	23,050.2	23,208.4	Dong/đồng	VNM
ミャンマー	1,234.87	1,360.36	1,429.81	1,518.26	1,381.62	Burmese kyat	MMR
ラオス	8,179.3	8,348.7	8,481.0	8,796.8	9,143.9	Lao kip	LAO
カンボジア	4,058.7	4,050.6	4,051.2	4,061.1	4,092.8	Riel	KHM
オーストラリア	1.345	1.305	1.338	1.439	1.453	Australian dollar	AUS
ニュージーランド	1.437	1.407	1.445	1.518	1.542	New Zealand dollar	NZL
メキシコ	18.664	18.927	19.244	19.264	21.486	Mexican Peso	MEX
ブラジル	3.491	3.191	3.654	3.944	5.155	Real	BRA

## 第 1-15 表 生産者物価指数

Table 1-15: Producer price indices

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	97.2	100.0	102.7	99.1	101.4	103.9	-	-	JPN
アメリカ	85.2	100.0	108.0	108.4	111.0	114.2	116.1	-	USA
カナダ	94.2	100.0	110.3	110.1	113.5	117.9	-	-	CAN
イギリス	77.4	100.0	99.7	101.7	107.9	111.9	112.8	-	UK
ドイツ	92.6	100.0	104.6	103.3	105.3	107.3	108.3	107.5	DEU
フランス	92.9	100.0	103.8	101.5	103.9	106.4	106.9	104.8	FRA
イタリア	90.1	100.0	103.0	101.0	103.3	106.7	106.9	103.4	ITA
スペイン	86.8	100.0	106.8	103.9	108.2	110.8	110.5	106.5	ESP
スウェーデン	84.0	100.0	98.0	97.1	102.1	108.9	112.1	108.3	SWE
ロシア	61.7	100.0	156.6	163.4	175.8	197.5	201.4	193.9	RUS
韓国	84.2	100.0	103.1	101.2	104.7	106.7	106.7	106.2	KOR
マレーシア	82.4	100.0	102.2	101.1	107.9	106.7	-	-	MYS
タイ	76.5	100.0	102.6	101.4	102.1	102.5	101.5	-	THA
フィリピン	92.8	100.0	85.7	81.6	80.9	60.8	59.4	56.7	PHL
インド	84.2	100.0	103.1	101.7	110.3	116.0	117.2	-	IND
オーストラリア	84.2	100.0	103.1	101.7	110.3	116.0	117.2	112.9	AUS
ニュージーランド	82.1	100.0	105.1	105.6	110.4	115.0	117.6	117.6	NZL
ブラジル	78.3	100.0	136.1	141.4	145.1	161.5	208.6	245.8	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	1.7	-0.1	-2.3	-3.5	2.3	2.5	-	-	JPN
アメリカ	7.3	6.8	-0.9	0.4	2.3	2.9	1.7	-	USA
カナダ	1.6	1.5	-0.8	-0.2	3.1	3.9	-	-	CAN
イギリス	7.9	4.8	-6.6	2.0	6.1	3.7	0.8	-	UK
ドイツ	3.2	1.8	-0.5	-1.2	1.9	1.9	0.9	-0.8	DEU
フランス	3.0	2.5	-1.6	-2.2	2.4	2.4	0.5	-1.9	FRA
イタリア	3.5	2.9	-2.7	-1.9	2.3	3.3	0.2	-3.3	ITA
スペイン	4.5	4.0	-1.5	-2.7	4.2	2.4	-0.3	-3.6	ESP
スウェーデン	1.9	9.0	0.0	-0.9	5.2	6.6	3.0	-3.4	SWE
ロシア	20.6	12.2	13.8	4.3	7.6	12.3	2.0	-3.8	RUS
韓国	6.0	7.1	-4.0	-1.8	3.5	1.9	0.0	-0.5	KOR
マレーシア	6.9	5.6	-7.5	-1.1	6.7	-1.1	-	-	MYS
タイ	9.1	9.4	-4.1	-1.2	0.7	0.4	-1.0	-	THA
フィリピン	9.0	-4.9	-6.7	-4.8	-0.9	-24.8	-2.3	-4.6	PHL
インド	6.0	7.1	-4.9	-1.4	8.5	5.2	1.0	-	IND
オーストラリア	6.0	7.1	-4.9	-1.4	8.5	5.2	1.0	-3.7	AUS
ニュージーランド	4.6	2.7	-2.1	0.5	4.5	4.2	2.2	0.0	NZL
ブラジル	5.6	5.7	6.0	3.9	2.6	11.3	29.2	17.8	BRA

出典：IMF Database (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2021年9月現在

注：指数を作成するための方法は、国によって異なる。

## 第 1-16 表 消費者物価指数

Table 1-16: Consumer price indices

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	100.4	100.0	103.6	103.5	104.0	105.0	105.5	105.5	JPN
アメリカ	89.6	100.0	108.7	110.1	112.4	115.2	117.2	118.7	USA
カナダ	91.9	100.0	108.7	110.2	112.0	114.5	116.8	117.6	CAN
イギリス	88.1	100.0	111.0	112.1	114.9	117.6	119.6	120.8	UK
ドイツ	92.5	100.0	107.2	107.7	109.4	111.2	112.9	113.4	DEU
フランス	92.8	100.0	105.6	105.8	106.9	108.8	110.0	110.6	FRA
イタリア	91.0	100.0	107.5	107.4	108.7	110.0	110.6	110.5	ITA
スウェーデン	92.7	100.0	103.6	104.6	106.5	108.6	110.5	111.1	SWE
ロシア	61.4	100.0	151.5	162.2	168.2	173.0	180.8	186.9	RUS
中国	86.5	100.0	114.9	117.2	119.1	121.6	125.1	128.1	CHN
韓国	86.2	100.0	109.8	110.9	113.1	114.7	115.2	115.8	KOR
シンガポール	88.0	100.0	113.2	112.6	113.3	113.8	114.4	114.2	SGP
マレーシア	87.8	100.0	112.8	115.1	119.6	120.7	121.5	120.1	MYS
タイ	86.6	100.0	110.3	110.6	111.3	112.5	113.3	112.3	THA
インドネシア	68.7	100.0	132.3	137.0	142.2	146.7	151.2	154.1	IDN
フィリピン	78.7	100.0	115.4	116.9	120.2	126.5	129.6	133.0	PHL
インド	66.0	100.0	147.9	155.2	160.3	166.7	172.9	184.3	IND
オーストラリア	86.3	100.0	112.0	113.5	115.7	117.9	119.8	120.8	AUS
ニュージーランド	87.0	100.0	107.9	108.6	110.7	112.4	114.2	116.2	NZL
対前年比、%									percentage change
日本	-0.3	-0.7	0.8	-0.1	0.5	1.0	0.5	0.0	JPN
アメリカ	3.4	1.6	0.1	1.3	2.1	2.4	1.8	1.2	USA
カナダ	2.2	1.8	1.1	1.4	1.6	2.3	1.9	0.7	CAN
イギリス	2.1	2.5	0.4	1.0	2.6	2.3	1.7	1.0	UK
ドイツ	1.5	1.1	0.5	0.5	1.5	1.7	1.4	0.5	DEU
フランス	1.7	1.5	0.0	0.2	1.0	1.9	1.1	0.5	FRA
イタリア	2.0	1.5	0.0	-0.1	1.2	1.1	0.6	-0.1	ITA
スウェーデン	0.5	1.2	0.0	1.0	1.8	2.0	1.8	0.5	SWE
ロシア	12.7	6.8	15.5	7.0	3.7	2.9	4.5	3.4	RUS
中国	1.8	3.2	1.4	2.0	1.6	2.1	2.9	2.4	CHN
韓国	2.8	2.9	0.7	1.0	1.9	1.5	0.4	0.5	KOR
シンガポール	0.4	2.8	-0.5	-0.5	0.6	0.4	0.6	-0.2	SGP
マレーシア	3.0	1.6	2.1	2.1	3.9	0.9	0.7	-1.1	MYS
タイ	4.5	3.2	-0.9	0.2	0.7	1.1	0.7	-0.8	THA
インドネシア	10.5	5.1	6.4	3.5	3.8	3.2	3.0	1.9	IDN
フィリピン	6.5	3.8	0.7	1.3	2.9	5.2	2.5	2.6	PHL
インド	4.2	12.0	4.9	4.9	3.3	3.9	3.7	6.6	IND
オーストラリア	2.7	2.9	1.5	1.3	1.9	1.9	1.6	0.8	AUS
ニュージーランド	3.0	2.3	0.3	0.6	1.9	1.6	1.6	1.7	NZL

出典：IMF Database (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2021年9月現在

## 第 1-17 表 購買力平価

Table 1-17: Purchasing power parities (PPPs)

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
GDP購買力平価									PPPs for GDP
各国通貨/USドル									national currency per USD
日本	129.55	111.67	103.47	105.52	105.10	103.71	103.63	102.84	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.21	1.22	1.25	1.21	1.21	1.20	1.21	1.21	CAN
イギリス	0.71	0.70	0.69	0.69	0.68	0.68	0.68	0.70	UK
ドイツ	0.87	0.80	0.78	0.75	0.74	0.74	0.74	0.75	DEU
フランス	0.92	0.85	0.81	0.78	0.77	0.76	0.73	0.73	FRA
イタリア	0.86	0.77	0.74	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	ITA
オランダ	0.90	0.85	0.81	0.80	0.78	0.78	0.79	0.77	NLD
デンマーク	8.57	7.59	7.31	7.08	6.87	6.77	6.66	6.60	DNK
スウェーデン	9.48	9.02	8.85	8.82	8.85	8.86	8.88	8.77	SWE
ロシア	12.74	15.82	23.56	24.19	24.12	24.66	25.50	25.88	RUS
中国	2.84	3.33	3.87	3.99	4.18	4.23	4.21	4.19	CHN
韓国	789	841	857	859	873	866	869	862	KOR
インド	10.72	14.60	19.24	19.90	20.65	20.92	21.28	21.99	IND
オーストラリア	1.39	1.50	1.47	1.45	1.48	1.47	1.47	1.47	AUS
ニュージーランド	1.54	1.50	1.48	1.44	1.43	1.42	1.44	1.45	NZL
メキシコ	7.13	7.68	8.33	8.45	8.91	9.20	9.37	9.52	MEX
消費購買力平価									PPPs for private consumption
各国通貨/USドル									national currency per USD
日本	142.94	121.03	108.96	114.93	115.98	114.14	113.52	114.12	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.26	1.30	1.34	1.30	1.30	1.28	1.31	1.31	CAN
イギリス	0.76	0.78	0.81	0.79	0.79	0.78	0.78	0.78	UK
ドイツ	0.91	0.85	0.83	0.81	0.80	0.78	0.79	0.79	DEU
フランス	0.93	0.90	0.87	0.85	0.85	0.84	0.83	0.84	FRA
イタリア	0.89	0.82	0.83	0.79	0.78	0.76	0.75	0.74	ITA
オランダ	0.90	0.88	0.89	0.87	0.86	0.84	0.86	0.85	NLD
デンマーク	9.07	8.38	8.29	8.20	7.99	7.79	7.73	7.66	DNK
スウェーデン	9.53	9.14	9.30	9.32	9.48	9.45	9.58	9.55	SWE
ロシア	13.39	16.71	25.25	25.75	25.85	25.76	26.52	27.48	RUS
中国	3.49	3.61	4.03	4.10	4.15	4.13	4.18	4.22	CHN
韓国	879	908	960	967	992	979	974	982	KOR
インド	10.68	14.48	18.42	18.89	19.47	19.75	20.13	21.20	IND
オーストラリア	1.46	1.55	1.55	1.53	1.56	1.56	1.56	1.58	AUS
ニュージーランド	1.60	1.59	1.63	1.59	1.58	1.55	1.56	1.61	NZL
メキシコ	7.65	8.72	9.43	9.46	10.14	10.48	10.74	11.09	MEX

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2021年9月現在



## 第 1-18 表 物価水準 (GDP ベース)

Table 1-18: Comparative price levels

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
各年のOECD計 = 100									OECD total=100
日本	116	125	97	112	109	108	112	113	JPN
アメリカ	99	98	114	116	116	115	117	117	USA
カナダ	99	117	111	105	108	106	107	106	CAN
イギリス	127	107	120	108	102	105	103	105	UK
ドイツ	107	105	98	96	97	100	98	100	DEU
フランス	112	111	102	100	101	102	96	98	FRA
イタリア	105	101	93	90	90	92	88	89	ITA
オランダ	110	111	102	102	102	105	103	104	NLD
ベルギー	109	109	101	100	102	104	100	101	BEL
デンマーク	141	133	124	122	121	123	117	118	DNK
スウェーデン	125	123	119	119	120	117	110	112	SWE
フィンランド	120	117	115	113	113	115	111	113	FIN
ノルウェー	138	149	140	138	137	135	130	125	NOR
オーストリア	108	110	101	100	101	103	100	102	AUT
スイス	133	138	146	141	140	138	137	142	CHE
ギリシャ	87	94	77	75	75	76	73	73	GRC
スペイン	94	95	84	82	83	86	82	83	ESP
ポルトガル	81	81	74	73	75	77	74	76	PRT
ロシア	44	51	44	42	48	45	46	42	RUS
中国	34	48	71	70	72	73	72	71	CHN
韓国	76	71	86	86	89	90	88	86	KOR
インドネシア	20	36	37	39	41	38	39	38	IDN
インド	24	31	34	34	37	35	35	35	IND
オーストラリア	104	136	126	125	131	126	120	119	AUS
ニュージーランド	107	106	117	116	118	113	111	110	NZL
メキシコ	64	60	60	52	55	55	57	52	MEX
ブラジル	43	78	68	71	79	70	68	54	BRA
OECD	100	100	100	100	100	100	100	100	OECD

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2021年9月現在

注： 本表は、GDP購買力平価を為替レートで除したものを。

## 第 1-19 表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-19: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

		2012年度	2014	2016	2019	2020	FY	
内外価格差 1)		Comparative price levels						
アメリカ	総合	1.79	1.49	1.51	1.35	1.41		USA
	工業製品等	1.66	1.41	1.43	1.32	1.42		a
	産業向けサービス	2.00	1.61	1.64	1.39	1.40		b
中国	総合	2.70	1.93	2.35	2.26	2.19		CHN
	工業製品等	1.78	1.51	1.66	1.73	1.74		a
	産業向けサービス	4.26	2.63	3.53	3.18	2.95		b
購買力平価 2)		PPPs						
円/各国通貨		JPY/national currency						
アメリカ	総合	140.54	154.79	154.31	144.69	149.70	JPY/USD	USA
	工業製品等	130.72	147.01	146.21	141.73	150.33		a
	産業向けサービス	157.24	168.01	168.08	149.72	148.62		b
中国	総合	33.52	32.52	36.11	34.70	33.60	JPY/Yuan	CHN
	工業製品等	22.09	25.52	25.47	26.45	26.76		a
	産業向けサービス	52.95	44.43	54.21	48.73	45.24		b

a) industrial products; b) services for industry

出典：経済産業省（2021.4）「2020年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

注：2020年度の調査対象品目は、工業製品等185品目・スベック、産業向けサービス45品目・スベック（2020年度7～9月調査）。為替レートは、各年度7～9月における平均為替レート。

- 1) 内外価格差とは、同一製品、又は同等のスベックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう（各国＝1としたときの日本の価格の倍率）。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

$$\text{算出方法： 内外価格差} = \frac{\text{購買力平価（円/現地通貨）}}{\text{為替レート（円/現地通貨）}}$$

- 2) 購買力平価とは、同一製品、又は同等のスベックを持つ製品の日本での価格（円）と海外での価格（現地通貨）との比率をいう。

$$\text{算出方法： 購買力平価} = \frac{\text{日本での価格（円）}}{\text{海外での価格（現地通貨）}}$$

## 第 1-20 表 労働生産性水準

Table 1-20: Labour productivity levels

	2000年	2005	2010	2015	2017	2018	2019	2020	
指数、1995年 = 100									1995=100
日本	107.9	114.6	114.3	120.5	121.0	119.5	118.8	114.2	JPN
アメリカ	113.1	124.0	132.6	138.0	139.3	141.2	142.8	146.9	USA
カナダ	110.1	114.7	115.4	121.6	122.7	124.1	123.9	130.1	CAN
イギリス	111.2	119.4	120.7	125.0	127.4	128.0	128.7	117.2	UK
ドイツ	104.5	109.1	110.8	114.7	117.3	117.0	117.1	112.7	DEU
フランス	106.7	112.8	115.2	118.9	120.8	121.8	122.6	114.0	FRA
イタリア	105.4	103.6	101.0	98.7	99.1	99.1	99.0	92.0	ITA
スペイン	101.4	101.0	107.0	112.8	114.1	114.2	113.4	105.5	ESP
オランダ	109.6	115.2	117.2	121.3	122.7	122.2	122.2	118.2	NLD
ベルギー	108.4	114.8	117.5	122.0	122.1	122.5	123.1	116.2	BEL
デンマーク	110.0	116.3	117.4	123.3	126.8	127.5	128.4	126.7	DNK
スウェーデン	114.5	129.1	136.4	141.8	142.3	142.8	144.8	142.3	SWE
フィンランド	114.9	124.3	126.2	125.2	130.9	129.1	128.3	127.3	FIN
ノルウェー	109.0	121.3	115.6	118.6	121.0	120.4	119.4	120.4	NOR
韓国	127.4	151.0	177.2	189.1	196.7	201.7	203.9	203.8	KOR
オーストラリア	111.4	117.9	121.7	130.3	130.9	130.6	129.9	131.1	AUS
ニュージーランド	105.9	110.2	113.4	120.2	119.4	122.3	122.7	120.8	NZL
メキシコ	110.7	106.2	104.3	110.0	111.4	111.0	108.2	107.2	MEX
対前年比、%									percentage change
日本	3.5	1.0	4.2	1.4	0.6	-1.2	-0.6	-3.9	JPN
アメリカ	1.5	1.8	3.3	1.0	1.0	1.3	1.1	2.9	USA
カナダ	2.8	1.6	1.2	-0.2	1.1	1.1	-0.1	5.0	CAN
イギリス	2.5	1.5	1.9	0.9	1.1	0.5	0.6	-8.9	UK
ドイツ	0.7	0.9	3.8	0.5	1.3	-0.3	0.1	-3.8	DEU
フランス	1.4	1.0	1.8	0.9	1.1	0.9	0.6	-7.0	FRA
イタリア	1.8	0.3	2.4	0.1	0.5	0.0	-0.1	-7.0	ITA
スペイン	0.3	-0.5	1.9	1.0	0.3	0.1	-0.7	-7.0	ESP
オランダ	2.3	1.4	2.0	1.0	0.5	-0.4	0.0	-3.3	NLD
ベルギー	1.7	0.9	2.2	1.2	0.1	0.3	0.5	-5.6	BEL
デンマーク	3.0	0.9	4.3	1.0	1.3	0.5	0.8	-1.4	DNK
スウェーデン	2.3	2.8	5.3	3.0	0.1	0.3	1.4	-1.7	SWE
フィンランド	3.6	1.2	3.8	0.6	2.1	-1.3	-0.6	-0.8	FIN
ノルウェー	2.6	1.4	1.0	1.6	1.2	-0.5	-0.8	0.8	NOR
韓国	4.5	3.6	5.3	1.7	1.9	2.5	1.1	0.0	KOR
オーストラリア	0.5	0.4	0.3	0.9	0.3	-0.2	-0.5	0.9	AUS
ニュージーランド	2.5	-0.9	0.0	2.2	0.3	2.4	0.3	-1.5	NZL
メキシコ	2.7	-2.2	3.6	0.9	0.7	-0.4	-2.5	-0.9	MEX

出典：OECD Database ([https://stats.oecd.org/index.aspx?DataSetCode=PDB\\_LV#](https://stats.oecd.org/index.aspx?DataSetCode=PDB_LV#)) 2022年2月現在

注：2015年の購買力平価で米ドル換算した就業者一人当たりGDPを元に算出。

## 第 1-21 表 労働分配率

Table 1-21: Labour share

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
労働分配率 1)	Compensation of employees/GNI*100								
日本	47.9	48.4	46.6	47.5	47.4	48.7	49.4	50.8	JPN
アメリカ	53.8	52.3	52.0	52.4	52.4	52.3	52.7	—	USA
カナダ	49.8	51.3	52.4	51.3	50.6	51.3	51.5	53.1	CAN
イギリス	48.7	50.2	49.1	49.1	48.6	48.9	48.9	53.0	UK
ドイツ	49.9	49.5	50.5	50.5	50.6	p 51.0	p 51.7	p 53.4	DEU
フランス	50.3	51.0	50.8	51.0	51.1	50.9	p 49.9	p 51.1	FRA
イタリア	38.1	40.0	39.6	39.2	39.2	39.5	39.9	40.2	ITA
スウェーデン	44.3	44.0	46.3	47.0	46.4	46.9	46.1	47.1	SWE
ロシア	e 39.8	e 45.4	49.4	49.8	49.4	46.1	45.8	48.4	RUS
香港	47.4	48.6	48.4	48.9	47.5	46.3	47.1	—	HKG
韓国	43.9	42.5	45.1	45.0	44.7	45.6	47.1	p 47.1	KOR
シンガポール	41.4	39.0	45.0	44.7	43.4	44.2	45.8	49.8	SGP
タイ	32.1	31.2	34.8	33.7	32.8	32.4	32.2	—	THA
フィリピン	23.2	27.8	30.2	30.7	31.2	31.8	—	—	PHL
インド	28.1	30.3	30.6	31.0	31.2	31.6	32.1	—	IND
オーストラリア	49.7	49.1	50.1	48.7	48.9	48.7	49.2	48.1	AUS
ニュージーランド	45.7	46.0	44.5	44.0	43.8	44.1	p 43.8	—	NZL
労働分配率 2)	Compensation of employees/NI at factor cost*100								
日本	66.7	69.3	66.9	68.0	67.8	69.9	71.7	75.2	JPN
アメリカ	68.6	67.4	66.8	67.5	67.4	67.3	68.1	—	USA
カナダ	67.3	70.7	73.6	72.4	70.7	71.5	71.5	71.2	CAN
イギリス	64.1	67.8	67.5	67.5	66.7	67.2	66.9	68.4	UK
ドイツ	67.5	67.8	69.4	69.2	69.3	p 69.8	p 71.1	p 73.1	DEU
フランス	71.0	72.4	72.8	73.4	73.9	73.9	p 72.9	p 76.2	FRA
イタリア	53.0	57.0	57.9	56.1	56.1	56.3	57.0	58.0	ITA
スウェーデン	69.2	68.8	72.4	74.6	73.4	74.4	72.2	73.1	SWE
韓国	60.3	59.0	62.7	62.5	62.1	63.6	66.4	p 67.6	KOR
タイ	43.5	42.2	48.8	47.1	45.5	45.2	44.7	—	THA
フィリピン	31.0	31.3	34.0	34.5	35.0	36.1	—	—	PHL
インド	33.8	35.7	34.2	34.6	34.8	35.3	35.8	—	IND
オーストラリア	69.3	66.9	70.9	68.1	68.6	67.9	65.8	62.8	AUS
ニュージーランド	63.4	64.2	62.0	61.3	60.6	61.1	p 59.8	—	NZL

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2021.12）「2020年度国民経済計算」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2022年2月現在その他の国：UN data (<https://data.un.org/>) 2022年2月現在

注 1) 雇員報酬/国民総所得×100

2) 雇員報酬/要素費用表示の国民所得×100

## 第 1-22 表 時間当たり労働生産性上昇率

Table 1-22: Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
日本	1.7	3.1	2.0	0.1	0.9	0.5	1.6	e 1.1	JPN
アメリカ	2.1	2.5	0.9	0.3	1.0	1.2	1.3	e 3.5	USA
カナダ	2.2	1.0	-0.3	0.2	1.8	0.3	0.9	7.4	CAN
イギリス	1.2	2.4	1.7	-0.8	1.1	0.1	0.2	1.9	UK
ドイツ	1.6	2.3	0.5	1.4	1.8	0.0	0.4	0.4	DEU
フランス	0.9	1.3	0.8	0.3	2.1	0.4	0.4	0.3	FRA
イタリア	0.4	2.3	0.1	-0.3	0.6	0.0	0.0	2.4	ITA
オランダ	2.4	2.1	1.0	-0.2	0.5	-0.3	-0.2	-1.1	NLD
ベルギー	1.5	1.5	1.5	0.1	-0.2	0.2	0.4	—	BEL
デンマーク	1.4	3.9	1.4	1.2	1.9	2.2	1.4	0.8	DNK
スウェーデン	2.8	3.5	2.9	-0.6	0.9	0.3	2.4	0.4	SWE
フィンランド	1.9	3.5	0.8	2.3	2.5	-1.0	-0.1	-0.8	FIN
ノルウェー	1.5	0.4	1.3	0.6	2.1	-0.4	-0.9	1.5	NOR
ロシア	5.2	3.5	-2.7	0.3	1.7	3.0	3.1	—	RUS
スペイン	0.4	2.5	0.8	0.5	0.9	-0.2	0.4	-0.5	ESP
韓国	4.7	6.0	1.4	2.8	4.5	3.8	2.2	2.9	KOR
オーストラリア	0.4	1.6	2.5	-0.3	1.2	e 0.0	e 1.0	-2.9	AUS
ニュージーランド	-0.1	-0.9	2.5	-1.0	0.2	2.3	-1.1	0.1	NZL

e) 推計値。

e) Estimated.

出典： OECD Database ([https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB\\_GR](https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR)) 2021年9月現在

注： OECD Databaseでは、労働生産性を就業1時間当たりの国内総生産(GDP)と定義している。就業1時間当たりGDPは、GDP総額を就業者の年間総労働時間で除した数値である。本表は、就業1時間当たりGDPの対前年上昇率を表している。

# 2

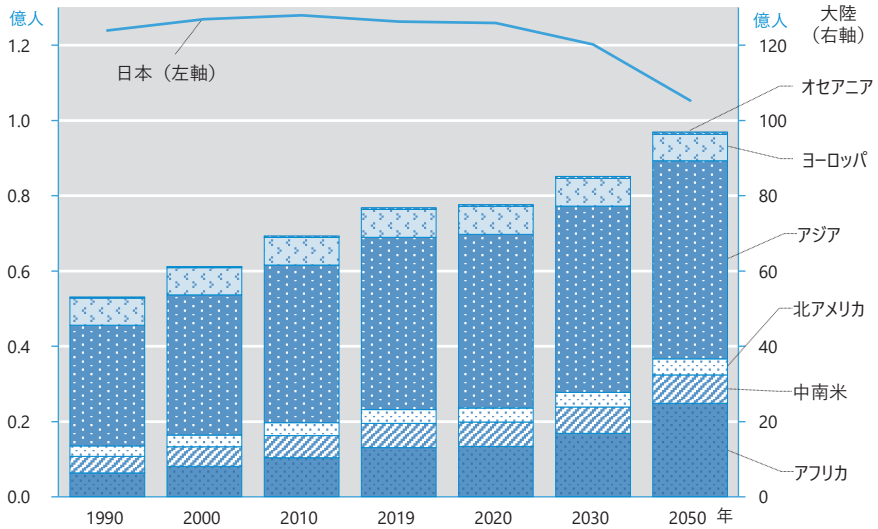
## 人口・労働力人口

---

Population and Labour Force



## 2-1 世界、大陸及び主要地域の人口



[関連表](#) p.60 「第2-1表 総人口」

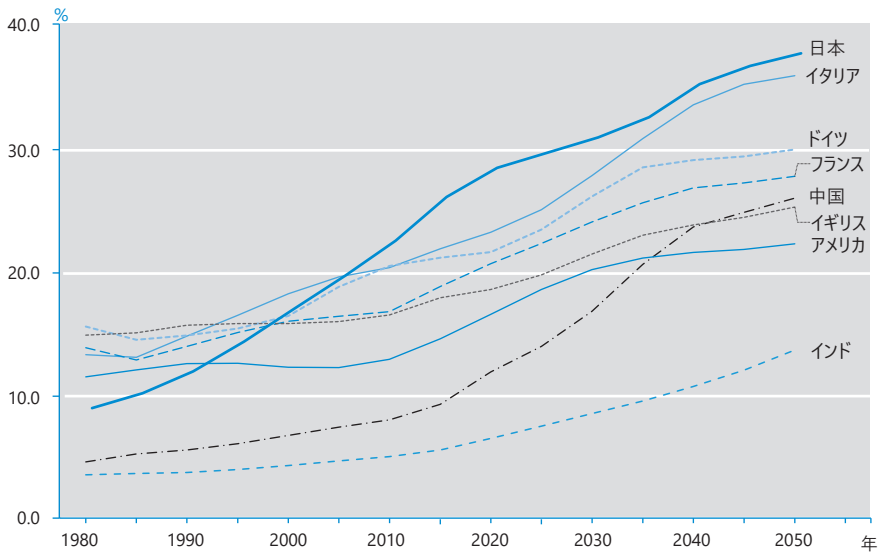
国連が隔年ペースで公表する『世界人口予測』の2019年改訂版(本書の資料出所)によると、世界人口は1950年代以降のどの時点よりもペースが鈍化してはいるものの、継続的に成長しており、1994年から2019年半ばまでで20億人増加して77億人となった。2020年には、さらに8000万人あまり増加して78億人近くに達すると推計している。また、より長期的には、2030年に中位推計で85億人、2050年には97億人への増加が予測されている。

今後、2020年以降2050年までに増加が見込まれる19億4024万人のうち、6割弱(59.2%)に相当する11億4868万人はアフリカで、また33.5%(6億4921万人)はアジアで、それぞれ生じるとみられる。対照的に、中南米(1億847万人、5.6%)や北アメリカ(5633万人、2.9%)、オセアニア(1470万人、0.8%)では人口増加は低位にとどまり、またヨーロッパでは、3715万人(1.9%)の人口減少が予測されている。

同様に、日本でも人口の減少が進行するとみられており、2020年の1億2648万人から、2030年には1億2076万人、さらに2050年には1億580万人となると推計されている。



## 2-2 老年人口比率 (65 歳以上人口)



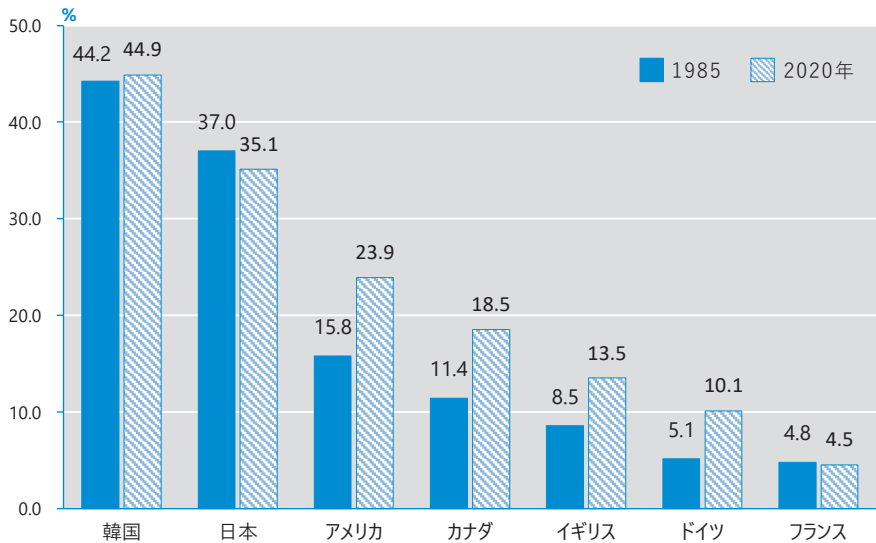
[関連表](#) p.64 「第2-5 表 老年人口 (65 歳以上人口) 」 (対全人口比率)

歴史的に低い出生率と、平均寿命の上昇により、世界各国で人口の高齢化が進展している。『世界人口予測』によれば、2018年には、全世界の65歳以上人口が初めて5歳未満人口を上回った。65歳以上人口は2050年までにさらに倍増して、15~24歳人口を上回る見込みである。結果として、老年人口比率は2019年の9.1%から、2050年には15.9%に増加すると予測される。この間、出生率は2.5から2.2に減少し、平均寿命は72.6歳から77.1歳に上昇するとみられている。

先進諸国は、世界の他の国々に比して相対的に高齢化が進展している状況にあるが、その進行の度合いは必ずしも一様ではない。老年人口比率の推移からは、アメリカやイギリスにおける相対的に緩やかな変化に対して、イタリアでは高齢化が急速に進んでいる状況がうかがえる。同種の急速な変化は、中国についても予測されている。

一方、日本では、1980年の老年人口比率は8.9%と他の先進諸国に比して低水準にあったが、その後の急速な上昇により2015年には26.0%となり、さらに2050年には37.7%に達する見通しである。

## 2-3 65歳以上男性の労働力率

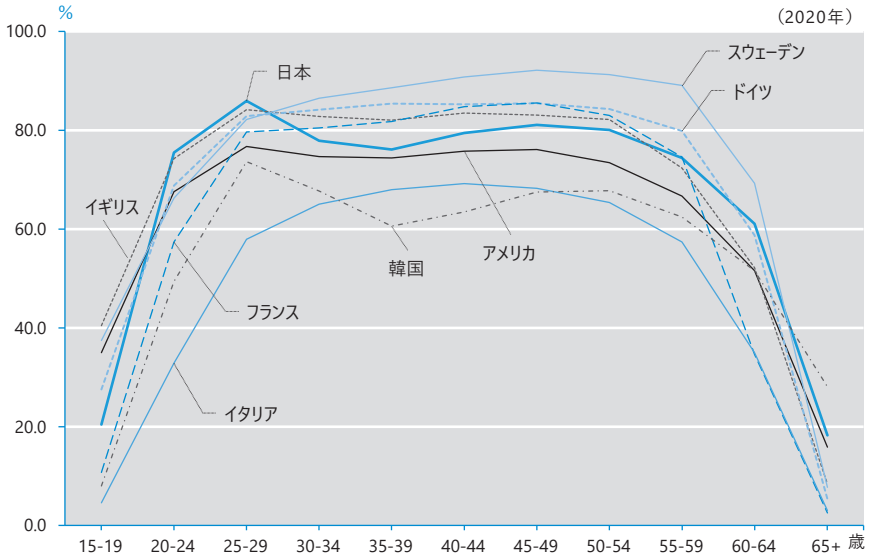


[関連表](#) p.78 「第2-11-2表 性別・年齢階級別労働力率」

65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、韓国などのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

## 2-4 年齢階級別女性労働力率



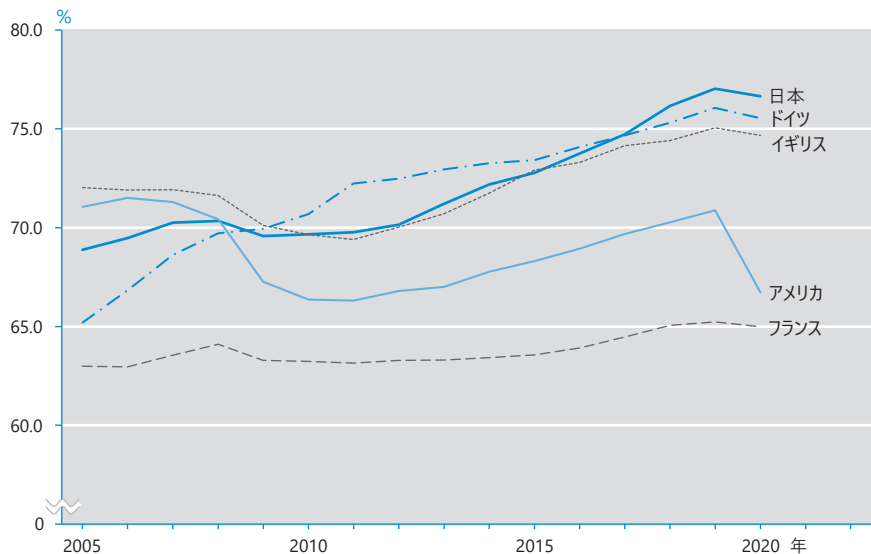
[関連表](#) p.79 「第2-11-2表 性別・年齢階級別労働力率」

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列で見れば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25～29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2020年には85.9%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

参考 日本の女性労働力率 (%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65歳～
1975年	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2020	20.4	75.4	85.9	77.8	76.0	79.4	81.0	80.0	74.3	61.0	18.2

## 2-5 就業率



[関連表](#) p.82 「第2-12-2表 就業率」(15~64歳)

就業率とは、生産年齢人口(本書では15~64歳とする)に占める就業者の割合である。なお、就業率の向上と失業率の低下は必ずしも同義ではない。労働力人口に占める失業者の割合である失業率は、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率の向上を目的とする場合、こうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながり得る。就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2020年の日本の就業率は男女計が77.3%で、イギリス(75.3%)、ドイツ(76.2%)と同水準であり、アメリカ(67.1%)、フランス(65.3%)を上回っている。しかし、男女別にみると、男性の就業率83.8%に対して、女性は70.6%と開きがある。

## 2 人口・労働力人口

### 第 2-1 表 総人口

Table 2-1: Total population

	1990年	2000	2010	2020	2021	2030	2050	
100万人								millions
全世界	5,327	6,143	6,957	7,795	7,875	8,548	9,735	World
アフリカ	630	811	1,039	1,341	1,373	1,688	2,489	Africa
中南米	443	522	591	654	660	706	762	a)
北アメリカ	280	312	343	369	371	391	425	b)
アジア	3,226	3,741	4,210	4,641	4,680	4,974	5,290	Asia
ヨーロッパ	721	726	736	748	748	741	710	Europe
オセアニア	27	31	37	43	43	48	57	Oceania
日本	125	128	129	126	126	121	106	JPN
アメリカ	252	282	309	331	333	350	379	USA
カナダ	28	31	34	38	38	41	46	CAN
イギリス	57	59	63	68	68	70	74	UK
ドイツ	79	81	81	84	84	83	80	DEU
フランス	57	59	63	65	65	67	68	FRA
イタリア	57	57	59	60	60	59	54	ITA
スウェーデン	9	9	9	10	10	11	11	SWE
ロシア	148	146	143	146	146	143	136	RUS
中国	1,177	1,291	1,369	1,439	1,444	1,464	1,402	CHN
香港	6	7	7	7	8	8	8	HKG
韓国	43	47	50	51	51	51	47	KOR
シンガポール	3	4	5	6	6	6	6	SGP
マレーシア	18	23	28	32	33	36	41	MYS
タイ	57	63	67	70	70	70	66	THA
インドネシア	181	212	242	274	276	299	331	IDN
フィリピン	62	78	94	110	111	124	144	PHL
インド	873	1,057	1,234	1,380	1,393	1,504	1,639	IND
ベトナム	68	80	88	97	98	104	110	VNM
オーストラリア	17	19	22	25	26	28	33	AUS
ニュージーランド	3	4	4	5	5	5	6	NZL
ブラジル	149	175	196	213	214	224	229	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典： UN（2019.6）*World Population Prospects: The 2019 Revision*

注： 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

### 参考：日本の将来推計人口

#### Reference: Population prospects of Japan

	2020年	2025	2030	2035	2040	2045	2050	
千人	125,325	122,544	119,125	115,216	110,919	106,421	101,923	thousands

出典： 国立社会保障・人口問題研究所（2017.4）「日本の将来推計人口（2017年推計）」

注： 2015年の国勢調査に基づく中位推計値。各年10月1日現在の総人口（日本における外国人を含む）。

## 第 2-2 表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

	1965～ 1970年	2000～ 2005	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2025～ 2030	2045～ 2050	
年率, %	annual percentage change, %							
全世界	2.05	1.26	1.18	1.09	0.98	0.87	0.53	World
アフリカ	2.54	2.44	2.58	2.51	2.37	2.25	1.74	Africa
中南米	2.54	1.32	1.07	0.94	0.84	0.70	0.22	a)
北アメリカ	1.03	0.93	0.79	0.65	0.59	0.56	0.34	b)
アジア	2.46	1.23	1.04	0.92	0.77	0.62	0.14	Asia
ヨーロッパ	0.69	0.10	0.18	0.12	-0.05	-0.12	-0.26	Europe
オセアニア	2.29	1.39	1.56	1.37	1.21	1.11	0.80	Oceania
日本	1.28	0.13	-0.09	-0.24	-0.40	-0.53	-0.69	JPN
アメリカ	0.96	0.92	0.75	0.62	0.56	0.54	0.32	USA
カナダ	1.71	1.01	1.07	0.93	0.82	0.75	0.47	CAN
イギリス	0.49	0.46	0.74	0.61	0.41	0.35	0.20	UK
ドイツ	0.60	0.05	0.24	0.48	-0.06	-0.09	-0.26	DEU
フランス	0.81	0.70	0.49	0.25	0.24	0.19	-0.03	FRA
イタリア	0.70	0.55	0.42	-0.04	-0.20	-0.28	-0.57	ITA
スウェーデン	0.78	0.35	0.78	0.67	0.56	0.47	0.34	SWE
ロシア	0.57	-0.38	0.21	0.13	-0.11	-0.25	-0.22	RUS
中国	2.67	0.61	0.55	0.46	0.26	0.09	-0.38	CHN
香港	2.09	0.49	0.62	0.85	0.68	0.67	-0.16	HKG
韓国	2.16	0.55	0.51	0.18	0.03	-0.07	-0.69	KOR
シンガポール	1.97	1.14	1.72	0.90	0.77	0.60	-0.12	SGP
マレーシア	2.52	2.04	1.41	1.34	1.19	0.99	0.41	MYS
タイ	2.95	0.77	0.45	0.31	0.15	0.01	-0.52	THA
インドネシア	2.71	1.35	1.32	1.14	0.97	0.83	0.32	IDN
フィリピン	2.94	2.03	1.66	1.41	1.28	1.14	0.57	PHL
インド	2.13	1.65	1.19	1.04	0.92	0.80	0.23	IND
ベトナム	2.73	0.96	1.04	0.98	0.76	0.60	0.13	VNM
オーストラリア	2.46	1.21	1.54	1.27	1.05	0.94	0.69	AUS
ニュージーランド	1.41	1.38	1.09	0.88	0.75	0.65	0.28	NZL
ブラジル	2.64	1.26	0.88	0.78	0.60	0.44	-0.05	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN（2019.6）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 第 2-3 表 若年人口（15 歳未満人口）

Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

	1980年	2000	2010	2020	2025	2030	2050	
万人								ten thousands
日本	2,779	1,885	1,717	1,574	1,459	1,344	1,226	JPN
アメリカ	5,203	6,114	6,244	6,081	6,025	6,113	6,285	USA
カナダ	556	586	563	595	603	610	655	CAN
イギリス	1,182	1,121	1,110	1,200	1,197	1,168	1,156	UK
ドイツ	1,454	1,276	1,097	1,169	1,186	1,188	1,086	DEU
フランス	1,208	1,116	1,162	1,152	1,117	1,080	1,064	FRA
イタリア	1,238	812	835	785	716	660	632	ITA
スウェーデン	163	164	155	178	181	181	183	SWE
ロシア	2,977	2,671	2,142	2,680	2,685	2,488	2,322	RUS
中国	35,939	31,991	25,542	25,493	24,669	23,085	19,839	CHN
韓国	1,288	977	798	643	590	535	463	KOR
タイ	1,868	1,510	1,289	1,155	1,075	1,001	813	THA
インドネシア	6,059	6,492	6,972	7,094	7,089	6,923	6,427	IDN
フィリピン	2,042	3,000	3,194	3,292	3,274	3,222	3,095	PHL
インド	27,433	36,690	38,029	36,102	34,963	34,563	30,254	IND
ベトナム	2,217	2,523	2,078	2,258	2,273	2,207	1,883	VNM
オーストラリア	369	397	422	492	509	515	550	AUS
ブラジル	4,609	5,233	4,858	4,402	4,269	4,087	3,314	BRA
対全人口比率, %								% of total population
日本	23.6	14.8	13.4	12.4	11.8	11.1	11.6	JPN
アメリカ	22.7	21.7	20.2	18.4	17.7	17.5	16.6	USA
カナダ	22.8	19.2	16.5	15.8	15.3	14.9	14.3	CAN
イギリス	21.0	19.0	17.5	17.7	17.3	16.6	15.6	UK
ドイツ	18.6	15.7	13.6	14.0	14.2	14.3	13.6	DEU
フランス	22.4	18.9	18.5	17.7	16.9	16.2	15.7	FRA
イタリア	22.0	14.3	14.1	13.0	12.0	11.2	11.6	ITA
スウェーデン	19.6	18.4	16.5	17.6	17.4	17.1	16.1	SWE
ロシア	21.6	18.2	14.9	18.4	18.5	17.4	17.1	RUS
中国	35.9	24.8	18.7	17.7	16.9	15.8	14.1	CHN
韓国	33.9	20.6	16.1	12.5	11.5	10.5	9.9	KOR
タイ	39.4	24.0	19.2	16.6	15.3	14.2	12.3	THA
インドネシア	41.1	30.7	28.8	25.9	24.7	23.1	19.4	IDN
フィリピン	43.1	38.5	34.0	30.0	28.0	26.0	21.4	PHL
インド	39.2	34.7	30.8	26.2	24.2	23.0	18.5	IND
ベトナム	40.8	31.6	23.6	23.2	22.5	21.2	17.2	VNM
オーストラリア	25.3	20.9	19.0	19.3	18.9	18.3	16.8	AUS
ブラジル	38.2	29.9	24.8	20.7	19.5	18.3	14.5	BRA

出典：UN（2019.6）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

	1980年	2000	2010	2020	2025	2030	2050	
万人								ten thousands
日本	7,953	8,701	8,246	7,482	7,264	7,004	5,366	JPN
アメリカ	15,093	18,583	20,646	21,514	21,667	21,767	23,176	USA
カナダ	1,656	2,088	2,368	2,496	2,522	2,541	2,768	CAN
イギリス	3,599	3,834	4,184	4,322	4,357	4,364	4,374	UK
ドイツ	5,149	5,522	5,325	5,392	5,203	4,948	4,520	DEU
フランス	3,429	3,838	4,066	4,020	4,009	3,980	3,813	FRA
イタリア	3,644	3,821	3,885	3,852	3,768	3,597	2,848	ITA
スウェーデン	533	571	613	627	638	646	676	SWE
ロシア	9,408	10,148	10,326	9,650	9,251	9,037	8,156	RUS
中国	59,395	88,273	100,287	101,213	100,665	98,650	83,838	CHN
韓国	2,359	3,421	3,627	3,674	3,507	3,314	2,437	KOR
タイ	2,692	4,374	4,833	4,920	4,821	4,654	3,827	THA
インドネシア	8,160	13,666	16,012	18,545	19,435	20,253	21,414	IDN
フィリピン	2,541	4,544	5,814	7,062	7,644	8,207	9,649	PHL
インド	39,940	64,355	79,128	92,827	98,615	102,914	111,121	IND
ベトナム	2,921	4,955	6,147	6,711	6,846	6,965	6,836	VNM
オーストラリア	949	1,269	1,497	1,645	1,700	1,758	1,984	AUS
ブラジル	6,998	11,329	13,378	14,815	15,127	15,257	14,381	BRA
対全人口比率, %								% of total population
日本	67.5	68.2	64.1	59.2	58.6	58.0	50.7	JPN
アメリカ	65.8	66.0	66.8	65.0	63.7	62.3	61.1	USA
カナダ	67.8	68.3	69.4	66.1	64.1	62.2	60.6	CAN
イギリス	64.0	65.1	65.9	63.7	62.9	61.9	59.0	UK
ドイツ	65.8	67.8	65.9	64.4	62.3	59.5	56.4	DEU
フランス	63.7	65.0	64.7	61.6	60.7	59.7	56.4	FRA
イタリア	64.7	67.4	65.5	63.7	62.9	60.9	52.4	ITA
スウェーデン	64.1	64.3	65.3	62.0	61.4	60.8	59.3	SWE
ロシア	68.2	69.3	72.0	66.1	63.7	63.0	60.0	RUS
中国	59.4	68.4	73.3	70.3	69.0	67.4	59.8	CHN
韓国	62.0	72.2	73.2	71.7	68.3	64.8	52.0	KOR
タイ	56.8	69.5	71.9	70.5	68.6	66.2	58.0	THA
インドネシア	55.3	64.6	66.2	67.8	67.7	67.7	64.7	IDN
フィリピン	53.7	58.3	61.9	64.4	65.4	66.3	66.8	PHL
インド	57.1	60.9	64.1	67.3	68.2	68.4	67.8	IND
ベトナム	53.8	62.0	69.9	68.9	67.7	66.9	62.4	VNM
オーストラリア	65.1	66.8	67.6	64.5	63.3	62.4	60.5	AUS
ブラジル	58.0	64.8	68.4	69.7	69.1	68.2	62.8	BRA

出典：UN（2019.6）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。



## 第 2-5 表 老年人口 (65 歳以上人口)

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

	1980年	2000	2010	2020	2025	2030	2050	
万人								ten thousands
日本	1,050	2,166	2,892	3,592	3,674	3,728	3,988	JPN
アメリカ	2,652	3,475	4,012	5,505	6,348	7,084	8,481	USA
カナダ	230	384	483	683	808	932	1,144	CAN
イギリス	840	936	1,052	1,266	1,373	1,517	1,878	UK
ドイツ	1,225	1,342	1,661	1,817	1,962	2,177	2,404	DEU
フランス	750	948	1,060	1,355	1,479	1,609	1,881	FRA
イタリア	753	1,037	1,212	1,409	1,503	1,646	1,958	ITA
スウェーデン	136	154	171	205	220	235	280	SWE
ロシア	1,420	1,822	1,880	2,263	2,577	2,810	3,105	RUS
中国	4,675	8,791	11,052	17,226	20,457	24,699	36,564	CHN
韓国	157	340	530	810	1,038	1,266	1,783	KOR
タイ	178	411	598	904	1,136	1,380	1,955	THA
インドネシア	526	994	1,200	1,713	2,185	2,744	5,249	IDN
フィリピン	152	255	389	604	765	941	1,704	PHL
インド	2,523	4,613	6,272	9,072	10,924	12,888	22,543	IND
ベトナム	290	513	571	766	991	1,245	2,241	VNM
オーストラリア	140	234	296	413	478	545	747	AUS
ブラジル	462	918	1,335	2,039	2,506	3,041	5,203	BRA
対全人口比率, %								% of total population
日本	8.9	17.0	22.5	28.4	29.6	30.9	37.7	JPN
アメリカ	11.6	12.3	13.0	16.6	18.6	20.3	22.4	USA
カナダ	9.4	12.6	14.2	18.1	20.5	22.8	25.0	CAN
イギリス	14.9	15.9	16.6	18.7	19.8	21.5	25.3	UK
ドイツ	15.7	16.5	20.6	21.7	23.5	26.2	30.0	DEU
フランス	13.9	16.1	16.9	20.8	22.4	24.1	27.8	FRA
イタリア	13.4	18.3	20.4	23.3	25.1	27.9	36.0	ITA
スウェーデン	16.3	17.3	18.2	20.3	21.2	22.2	24.6	SWE
ロシア	10.3	12.4	13.1	15.5	17.8	19.6	22.9	RUS
中国	4.7	6.8	8.1	12.0	14.0	16.9	26.1	CHN
韓国	4.1	7.2	10.7	15.8	20.2	24.7	38.1	KOR
タイ	3.7	6.5	8.9	13.0	16.2	19.6	29.6	THA
インドネシア	3.6	4.7	5.0	6.3	7.6	9.2	15.9	IDN
フィリピン	3.2	3.3	4.1	5.5	6.5	7.6	11.8	PHL
インド	3.6	4.4	5.1	6.6	7.6	8.6	13.8	IND
ベトナム	5.3	6.4	6.5	7.9	9.8	11.9	20.4	VNM
オーストラリア	9.6	12.3	13.4	16.2	17.8	19.3	22.8	AUS
ブラジル	3.8	5.2	6.8	9.6	11.4	13.6	22.7	BRA

出典：UN (2019.6) *World Population Prospects: The 2019 Revision*

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 第 2-6 表 性別・年齢階級別人口 (2020 年)

Table 2-6: Population by sex and age group (2020)

年齢階級	計 total	0-4歳	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	Age group
千人								thousands
男								Male
日本	61,753	2,454	2,773	2,857	2,927	3,076	3,152	JPN
アメリカ	163,786	10,055	10,246	10,778	10,834	11,323	12,144	USA
カナダ	18,732	1,021	1,012	1,014	1,017	1,208	1,390	CAN
イギリス	33,542	2,009	2,109	2,022	1,881	2,073	2,275	UK
ドイツ	41,416	2,082	1,970	1,979	2,150	2,382	2,522	DEU
フランス	31,589	1,850	1,996	2,045	1,986	1,869	1,822	FRA
イタリア	29,438	1,197	1,375	1,470	1,484	1,527	1,625	ITA
スウェーデン	5,059	309	304	301	277	280	374	SWE
ロシア	67,640	4,763	4,802	4,186	3,621	3,374	4,576	RUS
中国	738,247	44,456	46,320	45,350	44,103	46,274	51,523	CHN
韓国	25,666	974	1,159	1,175	1,289	1,683	1,871	KOR
タイ	33,966	1,850	1,977	2,117	2,245	2,450	2,427	THA
インドネシア	137,718	12,093	12,411	11,810	12,008	11,626	10,640	IDN
フィリピン	55,029	5,451	5,846	5,578	5,408	5,192	4,808	PHL
インド	717,101	61,228	61,877	66,303	66,671	64,866	62,039	IND
ベトナム	48,598	4,165	4,005	3,734	3,365	3,500	4,364	VNM
オーストラリア	12,699	857	841	826	777	811	910	AUS
ブラジル	104,436	7,405	7,465	7,623	8,253	8,686	8,534	BRA
女								Female
日本	64,723	2,325	2,628	2,708	2,776	2,921	2,999	JPN
アメリカ	167,217	9,621	9,799	10,312	10,409	10,936	11,691	USA
カナダ	19,010	972	966	969	971	1,155	1,344	CAN
イギリス	34,344	1,915	2,011	1,934	1,806	2,002	2,209	UK
ドイツ	42,368	1,976	1,852	1,832	1,969	2,171	2,302	DEU
フランス	33,684	1,770	1,912	1,951	1,902	1,828	1,852	FRA
イタリア	31,024	1,127	1,296	1,387	1,392	1,416	1,536	ITA
スウェーデン	5,040	292	288	285	264	264	359	SWE
ロシア	78,294	4,509	4,549	3,988	3,461	3,241	4,417	RUS
中国	701,076	39,476	40,415	38,913	38,239	40,884	46,466	CHN
韓国	25,603	923	1,098	1,102	1,187	1,533	1,629	KOR
タイ	35,834	1,746	1,867	1,997	2,134	2,358	2,395	THA
インドネシア	135,806	11,566	11,887	11,175	11,310	11,028	10,278	IDN
フィリピン	54,552	5,166	5,552	5,329	5,055	4,913	4,672	PHL
インド	662,903	55,651	56,105	59,853	59,375	57,639	55,358	IND
ベトナム	48,740	3,728	3,581	3,364	3,136	3,320	4,206	VNM
オーストラリア	12,801	812	798	785	742	783	871	AUS
ブラジル	108,124	7,070	7,137	7,319	7,965	8,466	8,419	BRA

出典：UN (2019.6) *World Population Prospects: The 2019 Revision*

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 第 2-6 表 性別・年齢階級別人口（2020 年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group (2020) (cont.)

年齢階級	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	Age group
千人								thousands
男								Male
日本	3,476	3,918	4,307	5,089	4,365	3,965	3,733	JPN
アメリカ	11,703	10,859	10,119	9,969	10,320	10,702	10,050	USA
カナダ	1,316	1,322	1,224	1,190	1,216	1,381	1,275	CAN
イギリス	2,361	2,280	2,148	2,128	2,281	2,232	1,920	UK
ドイツ	2,823	2,774	2,552	2,608	3,353	3,393	2,855	DEU
フランス	1,932	1,995	1,944	2,169	2,146	2,079	1,903	FRA
イタリア	1,703	1,824	2,092	2,401	2,420	2,275	1,903	ITA
スウェーデン	353	321	310	332	345	312	284	SWE
ロシア	6,301	5,911	5,128	4,675	3,929	4,661	4,225	RUS
中国	66,443	51,346	49,289	61,173	62,348	49,958	38,917	CHN
韓国	1,733	1,975	2,016	2,186	2,168	2,083	1,856	KOR
タイ	2,232	2,362	2,580	2,680	2,659	2,406	2,039	THA
インドネシア	9,955	10,590	9,894	9,169	8,008	6,540	5,149	IDN
フィリピン	4,167	3,645	3,297	2,884	2,539	2,076	1,615	PHL
インド	58,875	53,994	46,631	40,757	35,203	30,150	24,695	IND
ベトナム	4,279	3,916	3,526	3,267	2,908	2,530	2,012	VNM
オーストラリア	940	922	810	832	769	767	694	AUS
ブラジル	8,572	8,594	7,705	6,722	6,171	5,508	4,423	BRA
女								Female
日本	3,314	3,748	4,161	4,916	4,294	3,918	3,763	JPN
アメリカ	11,350	10,757	10,176	10,085	10,258	10,840	10,619	USA
カナダ	1,310	1,330	1,239	1,194	1,207	1,378	1,287	CAN
イギリス	2,346	2,308	2,160	2,168	2,353	2,307	1,985	UK
ドイツ	2,619	2,656	2,508	2,576	3,328	3,414	2,966	DEU
フランス	2,010	2,074	2,000	2,213	2,217	2,192	2,070	FRA
イタリア	1,663	1,809	2,097	2,432	2,488	2,384	2,051	ITA
スウェーデン	340	306	299	323	334	305	283	SWE
ロシア	6,243	6,014	5,477	5,096	4,551	5,757	5,848	RUS
中国	62,296	48,746	46,985	58,664	61,097	48,782	38,597	CHN
韓国	1,549	1,823	1,909	2,107	2,147	2,079	1,919	KOR
タイ	2,235	2,401	2,728	2,925	2,940	2,677	2,329	THA
インドネシア	10,018	10,603	9,787	8,997	7,947	6,660	5,245	IDN
フィリピン	4,080	3,610	3,255	2,876	2,578	2,174	1,778	PHL
インド	53,301	49,466	43,589	38,684	33,673	29,106	24,196	IND
ベトナム	4,158	3,848	3,508	3,272	2,960	2,712	2,319	VNM
オーストラリア	936	921	818	846	789	782	725	AUS
ブラジル	8,576	8,735	7,957	7,079	6,652	6,090	5,045	BRA

## 第 2-6 表 性別・年齢階級別人口 (2020 年) (続き)

Table 2-6: Population by sex and age group (2020) (cont.)

年齢階級	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	90+	65+	Age group
千人								thousands
男								Male
日本	4,096	4,312	3,161	2,210	1,283	601	15,663	JPN
アメリカ	8,465	6,646	4,327	2,806	1,539	903	24,685	USA
カナダ	1,047	867	568	356	205	102	3,146	CAN
イギリス	1,647	1,625	1,137	767	439	207	5,823	UK
ドイツ	2,291	1,791	1,632	1,359	613	286	7,972	DEU
フランス	1,786	1,627	982	740	476	242	5,853	FRA
イタリア	1,680	1,587	1,182	958	504	229	6,140	ITA
スウェーデン	260	275	206	120	63	31	956	SWE
ロシア	3,256	1,923	937	920	319	134	7,489	RUS
中国	36,527	21,425	12,207	6,884	2,843	860	80,746	CHN
韓国	1,288	930	665	404	161	50	3,497	KOR
タイ	1,493	1,013	683	437	214	102	3,942	THA
インドネシア	3,560	2,092	1,272	629	208	62	7,824	IDN
フィリピン	1,137	710	381	202	75	19	2,525	PHL
インド	19,168	11,628	7,063	3,831	1,576	546	43,812	IND
ベトナム	1,339	665	423	298	193	111	3,029	VNM
オーストラリア	602	528	366	241	137	69	1,943	AUS
ブラジル	3,394	2,351	1,481	922	423	204	8,776	BRA
女								Female
日本	4,283	4,815	3,897	3,129	2,348	1,781	20,253	JPN
アメリカ	9,354	7,709	5,401	3,656	2,372	1,872	30,364	USA
カナダ	1,103	925	658	459	313	229	3,687	CAN
イギリス	1,734	1,764	1,305	970	639	429	6,840	UK
ドイツ	2,532	2,043	2,006	1,900	1,022	696	10,199	DEU
フランス	2,006	1,896	1,222	1,072	854	643	7,694	FRA
イタリア	1,852	1,805	1,455	1,344	893	600	7,949	ITA
スウェーデン	266	289	224	150	99	70	1,097	SWE
ロシア	5,172	3,468	2,222	2,565	1,071	646	15,144	RUS
中国	37,623	23,525	14,337	9,298	4,739	1,995	91,516	CHN
韓国	1,391	1,068	898	680	379	182	4,598	KOR
タイ	1,764	1,269	901	634	349	185	5,102	THA
インドネシア	3,576	2,525	1,685	1,002	385	132	9,305	IDN
フィリピン	1,349	952	597	378	166	73	3,515	PHL
インド	19,092	12,464	8,021	4,658	1,956	718	46,907	IND
ベトナム	1,672	987	704	563	416	286	4,628	VNM
オーストラリア	631	556	397	282	192	134	2,192	AUS
ブラジル	4,034	2,958	2,011	1,396	752	462	11,613	BRA

## 第 2-7 表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

年	1980 - 1985	1990 - 1995	2000 - 2005	2015 - 2020	2020 - 2025	2025 - 2030	2045 - 2050		
千人当たり出生率, %				crude birth rates per 1,000 population, %					
日本	12.8	9.8	8.9	7.5	7.0	6.9	7.3	JPN	
アメリカ	15.3	15.5	14.0	12.0	12.0	12.0	10.9	USA	
カナダ	14.6	13.7	10.5	10.5	10.1	9.7	9.5	CAN	
イギリス	12.8	13.2	11.4	11.5	11.3	10.8	10.4	UK	
ドイツ	10.7	9.9	8.8	9.4	9.4	9.1	8.9	DEU	
フランス	14.2	12.8	12.9	11.2	10.9	10.7	10.3	FRA	
イタリア	10.9	9.7	9.5	7.6	7.0	7.0	7.3	ITA	
スウェーデン	11.3	13.5	10.8	11.9	11.7	11.1	10.9	SWE	
ロシア	16.7	10.9	9.8	12.8	11.3	10.2	11.7	RUS	
中国	21.2	17.4	13.1	11.9	10.6	9.8	9.2	CHN	
韓国	20.1	16.0	10.5	7.4	6.8	6.6	6.3	KOR	
タイ	24.2	18.2	13.6	10.5	9.5	8.9	7.8	THA	
インドネシア	31.8	24.4	22.0	18.2	16.8	15.8	12.9	IDN	
フィリピン	35.7	31.9	28.8	20.6	19.6	18.6	14.4	PHL	
インド	35.5	30.0	25.2	18.0	16.9	16.0	12.1	IND	
ベトナム	31.3	26.6	16.8	16.9	15.1	13.8	11.9	VNM	
オーストラリア	15.6	14.8	12.8	12.9	12.1	11.4	10.9	AUS	
ブラジル	30.9	23.4	18.7	14.1	12.8	11.7	9.3	BRA	
千人当たり死亡率, %				crude death rates per 1,000 population, %					
日本	6.1	6.9	7.9	10.4	11.5	12.6	14.7	JPN	
アメリカ	8.8	8.8	8.5	8.7	9.2	9.4	10.6	USA	
カナダ	7.0	7.1	7.2	7.7	7.9	8.3	10.5	CAN	
イギリス	11.7	11.2	10.2	9.4	9.5	9.6	10.7	UK	
ドイツ	12.2	11.2	10.3	11.2	11.7	11.8	13.4	DEU	
フランス	10.1	9.2	8.9	9.3	9.5	9.7	11.5	FRA	
イタリア	9.8	9.7	9.8	10.5	10.9	11.4	14.0	ITA	
スウェーデン	11.0	11.0	10.5	9.2	9.1	9.3	10.1	SWE	
ロシア	11.3	13.3	16.0	12.7	13.1	13.3	14.6	RUS	
中国	6.6	6.7	6.6	7.1	7.8	8.7	12.8	CHN	
韓国	6.6	5.6	5.3	5.9	6.9	8.0	13.8	KOR	
タイ	6.8	6.1	7.0	7.6	8.3	9.1	13.2	THA	
インドネシア	9.9	8.0	7.5	6.4	6.8	7.2	9.4	IDN	
フィリピン	7.3	5.8	5.5	5.8	6.2	6.5	8.2	PHL	
インド	12.7	10.2	8.4	7.2	7.4	7.7	9.6	IND	
ベトナム	7.2	6.1	5.7	6.3	6.6	7.0	9.8	VNM	
オーストラリア	7.3	7.0	6.7	6.6	6.7	7.0	8.5	AUS	
ブラジル	8.1	6.7	6.1	6.4	6.8	7.3	9.9	BRA	

出典：UN（2019.6）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 第 2-8 表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

歳	2000-2005年		2015-2020		2020-2025		2025-2030		years old
	男	女	男	女	男	女	男	女	
日本	78.3	85.2	81.3	87.5	81.9	88.1	82.5	88.7	JPN
アメリカ	74.5	79.7	76.3	81.3	76.6	81.7	77.5	82.3	USA
カナダ	77.2	82.1	80.2	84.3	81.2	84.7	82.1	85.3	CAN
イギリス	76.1	80.6	79.4	82.9	80.2	83.3	81.1	83.9	UK
ドイツ	75.6	81.5	78.7	83.6	79.6	84.1	80.6	84.7	DEU
フランス	75.9	83.2	79.4	85.4	80.3	85.8	81.0	86.4	FRA
イタリア	77.3	83.1	81.0	85.4	81.9	86.0	82.6	86.6	ITA
スウェーデン	77.9	82.3	80.8	84.4	81.7	85.0	82.6	85.6	SWE
ロシア	58.6	72.0	66.8	77.5	67.6	78.2	68.5	78.8	RUS
中国	70.6	74.1	74.5	79.0	75.4	79.7	76.3	80.5	CHN
香港	78.5	84.5	81.8	87.5	82.4	88.2	83.0	88.8	HKG
韓国	73.6	80.6	79.6	85.7	80.5	86.4	81.2	87.1	KOR
シンガポール	76.7	81.8	81.3	85.5	82.1	86.2	82.7	86.8	SGP
マレーシア	71.0	75.4	74.0	78.1	74.7	78.8	75.5	79.5	MYS
タイ	67.7	74.9	73.1	80.6	74.2	81.3	75.2	82.1	THA
インドネシア	64.8	68.0	69.3	73.6	70.1	74.6	70.9	75.6	IDN
フィリピン	65.5	72.4	67.1	75.3	67.7	75.9	68.3	76.5	PHL
インド	62.7	64.3	68.1	70.5	69.2	71.8	70.1	72.9	IND
ベトナム	68.9	78.1	71.2	79.4	71.7	79.9	72.6	80.4	VNM
オーストラリア	77.8	82.8	81.2	85.2	82.1	85.8	82.7	86.4	AUS
ニュージーランド	76.8	81.3	80.3	83.8	81.2	84.4	82.1	85.0	NZL
ブラジル	67.2	74.9	71.9	79.3	73.0	80.1	74.1	81.0	BRA
	Male	Female	M	F	M	F	M	F	

出典：UN（2019.6）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020～2025年および2025～2030年は、出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 参考：完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference: Average life expectancy in Japan

年	1990年	1995	2000	2005	2010	2015	2019	2020	years
男	c 75.92	c 76.38	c 77.72	c 78.56	c 79.55	c 80.75	81.41	81.64	M
女	c 81.90	c 82.85	c 84.60	c 85.52	c 86.30	c 86.99	87.45	87.74	F

c) By complete life table.

出典：厚生労働省（2021.7）「2020年簡易生命表」

注：無印は簡易生命表、cは完全生命表による。完全生命表は、国勢調査による日本人人口（確定数）や人口動態統計（確定数）をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計（概数）をもとに毎年作成している。平均寿命は、計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標（生命関数）によって表したものである。

## 第 2-9 表 合計特殊出生率

Table 2-9: Total fertility rates

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
日本	1.26	1.39	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	—	JPN
アメリカ	2.06	1.93	1.84	1.82	1.77	1.73	1.71	p 1.64	USA
カナダ	1.57	1.64	1.60	1.59	1.54	1.50	1.47	1.40	CAN
イギリス	1.76	1.92	1.80	1.79	1.74	1.68	—	—	UK
ドイツ	1.34	1.39	1.50	1.60	1.57	1.57	1.54	—	DEU
フランス	1.94	2.03	1.96	1.93	1.89	p 1.87	p 1.86	—	FRA
イタリア	1.34	1.46	1.35	1.34	1.32	1.29	1.27	—	ITA
オランダ	1.71	1.79	1.66	1.66	1.62	1.59	1.57	—	NLD
ベルギー	1.76	1.86	1.70	1.68	1.65	1.62	1.60	—	BEL
デンマーク	1.80	1.87	1.71	1.79	1.75	1.73	1.70	—	DNK
スウェーデン	1.77	1.98	1.85	1.85	1.78	1.76	1.71	—	SWE
香港	0.96	1.13	1.20	1.21	1.13	1.07	1.05	0.87	HKG
韓国	1.09	1.23	1.24	1.17	1.05	0.98	0.92	0.84	KOR
シンガポール 1)	1.26	1.15	1.24	1.20	1.16	1.14	1.14	1.10	SGP
オーストラリア	1.85	1.95	1.80	1.79	1.74	1.74	1.66	—	AUS

p) 暫定値。

p) Provisional.

出典：日本：厚生労働省（2021.9）「2020年人口動態調査」

アメリカ：全国保健統計センター（2021.5）*National Vital Statistics Reports*カナダ：統計局 (<https://www.statcan.gc.ca/>) 2021年11月現在欧州：Eurostat Database (<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) 2021年11月現在香港：統計局 (<https://www.censtatd.gov.hk/hkstat/>) 2021年11月現在韓国：統計情報サービス(KOSIS) (<https://kosis.kr/>) 2021年11月現在シンガポール：統計局(DOS) (<https://www.singstat.gov.sg/>) 2021年11月現在オーストラリア：統計局(ABS) ABS.Stat DATA (<https://explore.data.abs.gov.au/>) 2021年11月現在

注 1) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。

## 第 2-10-1 表 労働力人口

Table 2-10-1: Labour force

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								千人、thousands
15歳以上計								15 years old or over
日本	66,320	66,250	66,730	67,200	68,300	68,860	68,680	JPN
アメリカ 1)	153,886	157,131	159,191	160,322	162,076	163,537	160,742	USA
カナダ	18,400	19,121	19,270	19,530	19,732	20,140	19,897	CAN
イギリス 1)	31,448	32,890	33,107	33,399	33,562	33,862	33,999	UK
ドイツ	41,783	42,160	43,041	43,285	43,382	43,773	43,519	DEU
フランス	28,962	29,476	29,557	29,668	29,825	29,682	29,346	FRA
イタリア	24,583	25,498	25,770	25,930	25,970	25,941	25,214	ITA
オランダ	8,713	8,933	8,966	9,042	9,148	9,297	9,338	NLD
ベルギー	4,895	4,974	4,976	4,992	5,056	5,106	5,085	BEL
デンマーク	2,879	2,891	2,936	2,961	2,985	3,029	3,023	DNK
スウェーデン	4,948	5,223	5,277	5,380	5,442	5,504	5,523	SWE
フィンランド	2,692	2,710	2,703	2,724	2,760	2,768	2,762	FIN
ノルウェー	2,592	2,760	2,768	2,759	2,792	2,820	2,827	NOR
ギリシャ	5,029	4,808	4,805	4,780	4,743	4,730	4,631	GRC
スペイン 1)	23,365	22,922	22,823	22,742	22,807	23,027	22,733	ESP
ロシア	75,497	76,590	76,654	76,293	76,225	75,319	74,781	RUS
香港	3,631	3,903	3,920	3,947	3,979	3,966	3,888	HKG
韓国	24,956	27,153	27,418	27,748	27,896	28,187	28,013	KOR
シンガポール	2,047	2,232	2,258	2,270	2,293	2,329	2,346	SGP
タイ	38,275	38,244	37,954	37,772	38,157	37,885	38,099	THA
インドネシア	114,218	123,403	124,902	127,609	132,487	135,608	135,859	IDN
フィリピン	37,382	40,382	42,134	41,390	42,142	43,399	40,397	PHL
ベトナム	50,051	53,835	54,306	54,729	54,887	51,621	50,974	VNM
オーストラリア	11,628	12,524	12,698	12,978	13,288	13,575	13,553	AUS
ニュージーランド	2,308	2,504	2,617	2,715	2,773	2,811	2,864	NZL
メキシコ	48,718	52,905	53,680	54,204	55,555	56,991	55,663	MEX
ブラジル	—	100,382	101,399	103,144	104,424	106,305	99,561	BRA

出典：日本：総務省統計局（2021.2）「労働力調査（長期時系列）」

日本を除くOECD諸国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2021年12月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年1月現在

注 1) 調査対象の最低年限は16歳。



## 第 2-10-2 表 労働力率

Table 2-10-2: Labour force participation rates

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
15歳以上計								Total(15+)
日本	59.6	59.6	60.0	60.5	61.5	62.1	62.0	JPN
アメリカ 1)	64.7	62.7	62.8	62.9	62.9	63.1	61.7	USA
カナダ	66.7	65.8	65.6	65.6	65.3	65.6	64.1	CAN
イギリス 1)	62.7	63.2	63.1	63.3	63.3	63.5	63.5	UK
ドイツ	59.5	60.2	61.0	61.2	61.3	61.9	61.6	DEU
フランス	56.4	56.1	55.9	55.7	55.8	55.3	54.5	FRA
イタリア	48.2	49.0	49.5	49.8	49.9	49.9	48.5	ITA
オランダ	64.8	64.4	64.1	64.0	64.3	64.8	64.5	NLD
ベルギー	54.1	53.3	53.1	53.8	54.2	54.4	53.8	BEL
デンマーク	63.4	61.3	61.6	61.7	61.8	62.3	62.0	DNK
スウェーデン	70.5	64.8	64.9	65.6	65.9	66.2	66.2	SWE
フィンランド	66.6	59.1	58.8	59.0	59.6	59.6	59.2	FIN
ノルウェー	71.8	65.0	64.5	63.7	64.1	64.2	63.8	NOR
ギリシャ	53.5	52.0	52.2	52.1	51.9	52.0	51.0	GRC
スペイン 1)	60.3	59.5	59.2	58.8	58.6	58.6	57.4	ESP
ロシア	67.7	69.1	69.5	62.8	62.9	62.2	61.9	RUS
香港	59.6	61.1	61.0	61.1	61.2	60.6	59.6	HKG
韓国	61.1	62.8	62.9	63.2	63.1	63.3	62.5	KOR
シンガポール	66.2	68.3	68.0	67.7	67.7	68.0	68.1	SGP
タイ	71.6	69.2	68.2	67.5	67.8	67.0	67.0	THA
インドネシア	66.6	66.6	66.3	66.7	67.7	68.2	67.4	IDN
フィリピン	61.4	61.4	61.6	59.1	59.0	59.4	54.8	PHL
ベトナム	76.2	77.2	76.6	76.1	75.6	70.3	68.6	VNM
オーストラリア	65.4	65.0	64.9	65.2	65.6	66.0	65.0	AUS
ニュージーランド	68.0	68.8	70.0	70.9	70.9	70.5	70.2	NZL
メキシコ	59.7	59.8	59.7	59.3	59.6	60.1	57.6	MEX
ブラジル	—	63.7	63.5	63.8	63.9	64.3	59.6	BRA

## 第 2-10-2 表 労働力率（続き）

Table 2-10-2: Labour force participation rates (cont.)

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
65歳以上								65 years old or over
日本	19.9	22.1	22.7	23.5	24.7	25.3	25.5	JPN
アメリカ 1)	17.4	18.9	19.3	19.3	19.6	20.2	19.4	USA
カナダ	11.0	13.1	13.4	13.9	13.7	14.6	13.8	CAN
イギリス 1)	8.3	10.5	10.5	10.4	10.6	10.9	10.7	UK
ドイツ	4.0	6.1	6.6	7.0	7.5	7.8	7.4	DEU
フランス	1.6	2.7	2.9	3.1	3.1	3.4	3.4	FRA
イタリア	3.2	3.8	4.0	4.4	4.8	5.1	5.1	ITA
オランダ	5.9	7.3	7.1	7.7	8.4	9.4	9.3	NLD
ベルギー	2.1	2.6	2.3	2.5	2.8	3.0	3.0	BEL
デンマーク	6.6	8.1	8.5	8.1	8.2	8.5	8.5	DNK
スウェーデン	13.5	9.7	9.4	10.2	10.1	10.4	10.9	SWE
フィンランド	7.8	6.2	6.1	6.2	6.4	6.6	6.4	FIN
ノルウェー	18.3	11.5	10.9	10.8	11.0	11.0	10.5	NOR
ギリシャ	4.0	3.1	3.2	3.5	3.7	4.1	4.4	GRC
スペイン 1)	2.0	1.9	2.0	2.1	2.3	2.5	2.9	ESP
ロシア	9.6	12.0	11.9	5.9	6.3	6.8	6.6	RUS
香港	5.7	9.4	9.9	11.0	11.8	12.4	12.1	HKG
韓国	29.7	31.1	31.3	31.5	32.2	34.0	35.3	KOR
シンガポール	17.6	25.8	26.5	26.8	27.8	28.7	30.1	SGP
タイ	27.0	25.4	24.9	24.8	25.2	24.4	25.7	THA
インドネシア	40.8	39.8	39.7	41.2	42.4	43.7	44.3	IDN
フィリピン	37.3	36.0	36.2	31.5	32.3	32.9	28.5	PHL
ベトナム	27.6	31.0	29.9	27.8	25.0	18.4	17.5	VNM
オーストラリア	10.8	12.3	12.6	13.0	14.0	14.7	14.2	AUS
ニュージーランド	17.1	22.0	23.4	24.3	24.1	24.1	24.8	NZL
メキシコ	27.7	27.8	27.2	26.8	27.2	27.0	24.1	MEX
ブラジル	—	14.2	13.9	14.5	15.0	15.6	12.7	BRA

出典：日本：総務省統計局（2021.2）「労働力調査（長期時系列）」

日本を除くOECD諸国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2021年12月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年1月現在

注 1) 調査対象の最低年限は16歳。

## 第 2-11-1 表 性別・年齢階級別労働力人口 (2020 年)

Table 2-11-1: Labour force by sex and age group (2020)

男女計								All persons
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	1,100	5,720	982	1,142	1,162	556	178	
20-24	4,800	14,487	1,793	3,002	3,215	2,200	1,222	
25-29	5,670	18,331	2,173	3,883	4,064	3,031	2,055	
30-34	5,750	18,174	2,243	3,975	5,061	3,448	2,504	
35-39	6,400	17,608	2,171	3,837	4,586	3,615	2,837	
40-44	7,430	16,376	2,147	3,574	4,540	3,583	3,349	
45-49	8,670	16,172	1,960	3,729	4,554	3,907	3,763	
50-54	7,590	15,969	2,114	3,912	5,817	3,774	3,773	
55-59	6,600	15,399	2,023	3,425	5,640	3,345	3,155	
60-64	5,440	11,893	1,391	2,215	3,585	1,442	1,683	
65-69	4,240	5,864	561	819	819	296	481	
70-74	3,020	2,762	234	316	307	111	140	
75+	1,960	1,987	104	172	170	37	74	
15-64	59,460	150,129	18,997	32,693	42,224	28,902	24,520	
65+	9,220	10,613	899	1,306	1,295	444	694	
計(15+)	68,680	160,742	19,897	33,999	43,519	29,346	25,214	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	67	651	233	192	178	778	145	
20-24	302	810	1,199	406	1,323	1,329	267	
25-29	600	992	2,068	618	2,632	1,586	325	
30-34	639	982	2,379	660	2,600	1,610	320	
35-39	638	910	2,847	605	2,958	1,554	288	
40-44	640	880	3,436	591	3,021	1,377	269	
45-49	651	998	3,345	628	3,488	1,424	294	
50-54	636	1,085	3,008	622	3,402	1,297	283	
55-59	588	998	2,507	575	3,146	1,168	271	
60-64	259	724	1,453	418	2,385	837	214	
65-69	37	205	206	140	1,342	—	112	
70-74	13	72	38	67	768	—	52	
75+	13	30	15	—	769	—	24	
15-64	5,022	9,030	22,475	5,315	25,134	12,958	2,676	
65+	63	307	259	208	2,879	595	188	
計(15+)	5,085	9,338	22,733	5,523	28,012	13,553	2,864	

## 第 2-11-1 表 性別・年齢階級別労働力人口 (2020 年) (続き)

Table 2-11-1: Labour force by sex and age group (2020) (cont.)

男								Male
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	530	2,859	489	580	659	343	116	
20-24	2,470	7,417	949	1,542	1,688	1,149	754	
25-29	3,060	9,680	1,146	2,040	2,168	1,568	1,165	
30-34	3,230	9,829	1,188	2,114	2,719	1,784	1,436	
35-39	3,620	9,560	1,139	2,024	2,408	1,865	1,617	
40-44	4,110	8,687	1,114	1,861	2,389	1,830	1,889	
45-49	4,740	8,522	1,010	1,928	2,339	1,995	2,121	
50-54	4,150	8,398	1,090	1,997	3,075	1,921	2,149	
55-59	3,680	8,087	1,069	1,775	2,937	1,687	1,813	
60-64	3,130	6,295	779	1,195	1,904	705	974	
65-69	2,510	3,221	338	458	475	160	303	
70-74	1,810	1,534	149	195	194	71	101	
75+	1,190	1,115	75	105	113	27	60	
15-64	32,720	79,334	9,973	17,057	22,286	14,845	14,035	
65+	5,510	5,870	562	758	782	258	464	
計(15+)	38,230	85,204	10,535	17,815	23,068	15,103	14,499	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	37	325	142	89	81	387	74	
20-24	163	407	650	225	545	689	142	
25-29	310	511	1,060	328	1,401	842	176	
30-34	336	513	1,239	353	1,550	853	172	
35-39	336	478	1,493	323	1,831	833	155	
40-44	337	462	1,810	310	1,821	730	141	
45-49	345	519	1,787	325	2,037	737	151	
50-54	340	576	1,625	320	1,941	668	145	
55-59	319	541	1,358	296	1,831	614	140	
60-64	147	419	797	222	1,387	452	113	
65-69	23	135	113	83	797	—	62	
70-74	10	49	25	44	412	—	32	
75+	9	25	9	—	373	—	16	
15-64	2,670	4,752	11,961	2,791	14,424	6,805	1,408	
65+	42	208	148	127	1,582	356	110	
計(15+)	2,712	4,960	12,109	2,918	16,005	7,161	1,517	

## 第 2-11-1 表 性別・年齢階級別労働力人口（2020 年）（続き）

Table 2-11-1: Labour force by sex and age group (2020) (cont.)

女								Female
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	570	2,861	493	562	503	214	62	
20-24	2,330	7,070	844	1,459	1,527	1,051	468	
25-29	2,610	8,651	1,027	1,843	1,896	1,464	890	
30-34	2,520	8,345	1,055	1,861	2,342	1,664	1,068	
35-39	2,780	8,048	1,032	1,813	2,178	1,751	1,220	
40-44	3,320	7,689	1,033	1,713	2,151	1,753	1,460	
45-49	3,930	7,650	951	1,801	2,215	1,913	1,642	
50-54	3,440	7,571	1,023	1,915	2,742	1,853	1,624	
55-59	2,920	7,312	954	1,650	2,703	1,658	1,342	
60-64	2,300	5,598	613	1,020	1,681	737	709	
65-69	1,730	2,643	223	360	344	136	178	
70-74	1,200	1,228	85	121	113	40	39	
75+	770	872	30	66	56	10	13	
15-64	26,730	70,795	9,025	15,636	19,938	14,056	10,485	
65+	3,710	4,743	337	548	514	186	230	
計(15+)	30,440	75,538	9,362	16,184	20,451	14,242	10,715	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	30	325	90	103	97	390	71	
20-24	139	403	549	181	778	640	125	
25-29	291	481	1,008	290	1,232	744	150	
30-34	303	469	1,140	307	1,050	757	148	
35-39	302	432	1,354	282	1,127	721	134	
40-44	304	418	1,626	281	1,201	648	128	
45-49	307	479	1,558	304	1,451	687	143	
50-54	296	509	1,383	302	1,461	629	138	
55-59	270	457	1,149	279	1,315	554	131	
60-64	112	306	656	197	998	385	101	
65-69	14	71	92	57	545	—	50	
70-74	3	24	13	23	357	—	20	
75+	4	5	6	—	395	—	9	
15-64	2,352	4,278	10,513	2,524	10,710	6,153	1,268	
65+	21	99	111	80	1,297	239	79	
計(15+)	2,373	4,377	10,624	2,605	12,007	6,393	1,347	

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2021年12月現在

日本：総務省統計局（2021.2）「労働力調査（基本集計、原数値）」

注 1) 16歳以上が対象。

2) 15歳～74歳が対象。

## 第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率 (2020 年)

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (2020)

男女計								All persons
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	19.2	34.5	47.8	40.2	30.0	13.7	6.2	
20-24	75.0	69.3	73.9	74.7	70.7	60.0	40.9	
25-29	90.3	81.2	84.4	87.4	85.3	84.1	65.3	
30-34	86.9	81.6	86.7	88.2	88.7	86.6	75.7	
35-39	86.1	82.4	86.7	87.6	89.2	87.0	78.9	
40-44	87.8	82.1	87.3	88.0	89.4	88.5	79.8	
45-49	88.5	82.2	87.3	87.2	89.1	88.6	78.9	
50-54	87.6	79.1	85.0	85.4	87.9	86.2	77.1	
55-59	84.1	72.1	75.4	76.5	83.7	77.5	69.1	
60-64	73.1	57.1	55.4	57.8	62.8	35.4	43.0	
65-69	51.0	33.0	26.4	24.5	16.8	7.7	13.8	
70-74	33.1	18.9	13.1	9.4	8.1	3.1	4.2	
75+	10.5	8.9	4.0	3.1	1.9	0.6	1.1	
15-64	79.6	73.0	77.4	78.9	79.2	71.0	64.1	
65+	25.5	19.4	13.8	10.7	7.4	3.4	5.1	
計(15+)	62.0	61.7	64.1	63.5	61.6	54.5	48.5	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	10.6	63.2	12.1	33.6	7.2	52.2	45.7	
20-24	45.4	74.0	50.8	69.8	46.0	78.5	79.0	
25-29	82.1	88.4	82.0	85.0	73.5	84.0	85.6	
30-34	85.6	89.9	86.6	90.5	79.3	84.3	85.8	
35-39	85.8	88.3	87.6	92.3	76.9	85.1	86.3	
40-44	86.5	86.9	88.0	93.4	78.1	85.2	87.4	
45-49	85.9	87.1	86.0	94.0	79.9	85.4	89.0	
50-54	81.2	85.4	81.9	92.5	78.6	82.9	87.1	
55-59	73.7	80.3	74.1	90.8	74.5	75.2	83.5	
60-64	35.7	64.8	49.2	73.4	62.5	58.2	74.0	
65-69	5.9	20.7	8.1	26.1	50.4	—	45.4	
70-74	2.4	7.7	1.7	12.1	38.4	—	24.8	
75+	1.4	2.2	0.4	—	22.1	—	7.9	
15-64	68.6	80.9	73.4	82.5	68.6	77.9	80.7	
65+	3.0	9.3	2.9	10.9	35.3	14.2	24.8	
計(15+)	53.8	64.5	57.4	66.2	62.5	65.0	70.2	

## 第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率 (2020 年) (続き)

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (2020) (cont.)

男								Male
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	18.0	34.1	46.6	39.9	32.2	16.5	7.8	
20-24	74.6	71.0	75.1	75.2	72.6	62.7	48.3	
25-29	94.4	85.6	86.7	90.5	87.7	88.8	72.5	
30-34	95.6	88.7	91.1	93.8	93.1	93.2	86.2	
35-39	96.0	90.7	91.6	93.3	93.0	92.8	89.9	
40-44	95.8	88.7	91.7	92.6	93.6	92.5	90.4	
45-49	95.6	88.7	90.9	91.5	93.0	91.8	89.9	
50-54	95.4	85.0	88.8	88.8	91.5	89.7	89.3	
55-59	93.9	78.0	80.4	80.8	87.6	80.7	81.6	
60-64	85.3	63.2	63.1	63.7	67.0	36.4	51.8	
65-69	62.3	38.6	32.9	28.3	20.6	8.9	18.3	
70-74	42.0	22.7	17.7	12.1	11.1	4.3	6.5	
75+	16.2	11.8	6.4	4.3	3.1	1.2	2.2	
15-64	86.5	78.3	81.1	82.7	82.6	74.5	73.5	
65+	35.1	23.9	18.5	13.5	10.1	4.5	7.7	
計(15+)	71.4	67.7	68.7	67.9	66.5	58.8	57.8	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	11.4	61.7	14.4	30.1	6.5	50.6	45.5	
20-24	48.4	73.3	53.9	73.0	42.0	79.5	81.1	
25-29	84.6	89.8	83.3	87.7	73.4	88.8	90.5	
30-34	90.4	93.2	90.5	94.4	89.7	91.0	92.9	
35-39	90.7	92.8	92.6	96.0	92.2	92.4	93.4	
40-44	90.7	91.7	92.4	96.0	92.3	91.0	92.9	
45-49	90.1	91.3	91.2	95.8	92.0	89.8	93.7	
50-54	85.9	90.6	88.8	93.7	89.5	87.8	91.4	
55-59	79.7	87.0	81.6	92.5	86.6	81.1	88.7	
60-64	41.2	75.4	55.7	77.6	73.9	64.8	80.7	
65-69	7.7	27.5	9.6	31.2	62.2	—	51.8	
70-74	3.7	10.5	2.5	16.4	46.2	—	31.5	
75+	2.2	4.2	0.5	—	27.7	—	11.2	
15-64	72.6	84.8	78.2	84.6	77.9	82.4	85.2	
65+	4.3	13.4	3.7	14.8	44.9	18.1	30.5	
計(15+)	58.5	69.3	62.9	70.2	72.6	70.0	75.4	

## 第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率 (2020 年) (続き)

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (2020) (cont.)

女								Female
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	20.4	34.9	49.1	40.4	27.5	10.7	4.5	
20-24	75.4	67.5	72.6	74.2	68.7	57.3	32.8	
25-29	85.9	76.7	82.1	84.1	82.8	79.6	57.9	
30-34	77.8	74.6	82.2	82.7	84.1	80.4	65.0	
35-39	76.0	74.3	81.9	82.0	85.3	81.7	67.9	
40-44	79.4	75.7	83.0	83.4	85.2	84.7	69.2	
45-49	81.0	76.0	83.7	83.0	85.4	85.5	68.2	
50-54	80.0	73.4	81.3	82.1	84.2	82.9	65.3	
55-59	74.3	66.6	70.4	72.3	79.8	74.5	57.3	
60-64	61.0	51.5	47.9	52.1	58.7	34.6	34.9	
65-69	40.3	28.0	20.3	20.9	13.4	6.7	9.8	
70-74	24.9	15.6	8.9	6.9	5.6	2.1	2.2	
75+	6.8	6.8	2.0	2.2	1.1	0.3	0.3	
15-64	72.6	67.8	73.8	75.1	75.8	67.6	54.7	
65+	18.2	15.8	9.7	8.4	5.3	2.5	3.0	
計(15+)	53.2	56.2	59.6	59.2	57.0	50.6	39.8	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	9.9	64.7	9.7	37.4	8.0	53.9	46.1	
20-24	42.2	74.7	47.6	66.2	49.3	77.5	76.7	
25-29	79.6	86.8	80.7	82.1	73.6	79.2	80.5	
30-34	80.9	86.5	82.7	86.4	67.6	77.9	78.9	
35-39	80.9	83.9	82.7	88.5	60.5	78.0	79.3	
40-44	82.3	82.1	83.6	90.7	63.4	79.4	82.1	
45-49	81.7	83.0	80.6	92.1	67.4	81.1	84.6	
50-54	76.4	80.3	75.1	91.2	67.7	78.3	83.1	
55-59	67.7	73.5	66.8	89.0	62.4	69.7	78.5	
60-64	30.5	54.4	43.1	69.2	51.5	52.0	67.8	
65-69	4.2	14.1	6.9	21.1	39.5	—	39.4	
70-74	1.2	4.9	1.1	8.0	32.2	—	18.5	
75+	0.8	0.6	0.2	—	18.5	—	5.2	
15-64	64.5	77.0	68.7	80.3	59.1	73.4	76.1	
65+	1.8	5.7	2.2	7.7	28.0	10.7	19.6	
計(15+)	49.3	59.9	52.2	62.3	52.8	60.2	65.2	

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2021年12月現在

日本：総務省統計局 (2021.2) 「労働力調査 (基本集計、原数値)」

注 1) 16歳以上が対象。

2) 15歳～74歳が対象。



## 第 2-12-1 表 就業者数

Table 2-12-1: Employment

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								千人、thousands
15歳以上計								Total(15+)
日本	62,980	64,010	64,650	65,300	66,640	67,240	66,760	JPN
アメリカ 1)	139,064	148,833	151,438	153,338	155,762	157,538	147,794	USA
カナダ	16,907	17,794	17,911	18,281	18,568	18,985	17,999	CAN
イギリス 1)	29,048	31,163	31,500	31,938	32,169	32,552	32,459	UK
ドイツ	38,834	40,211	41,267	41,664	41,915	42,400	41,862	DEU
フランス	26,282	26,424	26,585	26,878	27,123	27,176	26,995	FRA
イタリア	22,527	22,465	22,758	23,023	23,215	23,360	22,904	ITA
オランダ	8,290	8,319	8,427	8,605	8,798	8,982	8,981	NLD
ベルギー	4,489	4,552	4,587	4,638	4,755	4,832	4,803	BEL
デンマーク	2,660	2,709	2,760	2,789	2,832	2,878	2,852	DNK
スウェーデン	4,524	4,837	4,910	5,022	5,098	5,132	5,064	SWE
フィンランド	2,466	2,458	2,466	2,490	2,558	2,584	2,549	FIN
ノルウェー	2,501	2,641	2,638	2,644	2,686	2,716	2,702	NOR
ギリシャ	4,390	3,611	3,674	3,753	3,828	3,911	3,875	GRC
スペイン 1)	18,724	17,866	18,342	18,825	19,328	19,779	19,202	ESP
ロシア	69,934	72,324	72,393	72,316	72,532	71,933	70,601	RUS
香港	3,474	3,774	3,787	3,823	3,867	3,850	3,662	HKG
韓国	24,033	26,178	26,409	26,725	26,822	27,123	26,904	KOR
シンガポール	1,963	2,148	2,165	2,175	2,204	2,230	2,223	SGP
タイ	38,037	38,016	37,693	37,458	37,865	37,613	37,680	THA
インドネシア	107,807	117,833	119,530	122,781	126,675	130,720	130,045	IDN
フィリピン	36,035	39,143	40,998	40,334	41,157	42,428	39,378	PHL
ベトナム	49,494	52,839	53,303	53,703	54,250	50,568	49,755	VNM
オーストラリア	11,022	11,766	11,973	12,252	12,584	12,875	12,678	AUS
ニュージーランド	2,157	2,369	2,483	2,586	2,653	2,696	2,732	NZL
メキシコ	46,122	50,611	51,595	52,341	53,721	54,994	53,232	MEX
ブラジル	—	91,787	89,495	89,808	91,414	93,492	85,692	BRA

出典：日本：総務省統計局（2021.2）「労働力調査（長期時系列）」

日本を除くOECD諸国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2021年12月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年1月現在

注 1) 調査対象の最低年限は16歳。

## 第 2-12-2 表 就業率

Table 2-12-2: Employment rates

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
15歳以上計								Total(15+)
日本	56.6	57.6	58.1	58.8	60.0	60.6	60.3	JPN
アメリカ 1)	58.5	59.3	59.7	60.1	60.4	60.8	56.8	USA
カナダ	61.3	61.2	61.0	61.4	61.4	61.9	58.0	CAN
イギリス 1)	57.9	59.8	60.0	60.6	60.7	61.1	60.6	UK
ドイツ	55.3	57.4	58.5	58.9	59.2	60.0	59.3	DEU
フランス	51.2	50.3	50.3	50.5	50.7	50.7	50.2	FRA
イタリア	44.2	43.1	43.7	44.2	44.6	44.9	44.1	ITA
オランダ	61.6	60.0	60.2	60.9	61.8	62.6	62.1	NLD
ベルギー	49.6	48.8	49.0	50.0	51.0	51.5	50.8	BEL
デンマーク	58.6	57.5	58.0	58.1	58.6	59.2	58.5	DNK
スウェーデン	64.4	60.0	60.4	61.2	61.7	61.7	60.7	SWE
フィンランド	61.0	53.6	53.6	54.0	55.2	55.6	54.7	FIN
ノルウェー	69.3	62.2	61.5	61.1	61.7	61.8	61.0	NOR
ギリシャ	46.7	39.0	39.9	40.9	41.9	43.0	42.7	GRC
スペイン 1)	48.3	46.4	47.6	48.7	49.7	50.4	48.5	ESP
ロシア	62.7	65.3	65.7	59.5	59.8	59.4	58.4	RUS
香港	57.0	59.1	59.0	59.1	59.4	58.8	56.1	HKG
韓国	58.9	60.5	60.6	60.8	60.7	60.9	60.1	KOR
シンガポール	63.5	65.7	65.3	64.9	65.1	65.2	64.5	SGP
タイ	71.2	68.8	67.8	66.9	67.3	66.5	66.3	THA
インドネシア	62.9	63.6	63.5	64.2	64.7	65.8	64.5	IDN
フィリピン	59.2	59.5	59.9	57.6	57.6	58.1	53.4	PHL
ベトナム	75.3	75.8	75.1	74.7	74.7	68.9	66.9	VNM
オーストラリア	62.0	61.1	61.2	61.5	62.2	62.5	60.8	AUS
ニュージーランド	63.5	65.1	66.4	67.5	67.8	67.7	67.0	NZL
メキシコ	56.5	57.2	57.4	57.3	57.6	58.0	55.1	MEX
ブラジル	—	58.2	56.0	55.5	55.9	56.6	51.3	BRA

## 第 2-12-2 表 就業率 (続き)

Table 2-12-2: Employment rates (cont.)

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
15～64歳								15-64 years old
日本	70.1	73.3	74.3	75.3	76.8	77.7	77.3	JPN
アメリカ 1)	66.7	68.7	69.4	70.1	70.7	71.4	67.1	USA
カナダ	71.3	72.4	72.3	73.2	73.5	74.2	70.0	CAN
イギリス 1)	70.1	73.4	73.8	74.7	75.0	75.6	75.3	UK
ドイツ	71.2	74.0	74.7	75.2	75.9	76.7	76.2	DEU
フランス	63.5	63.8	64.2	64.7	65.4	65.5	65.3	FRA
イタリア	56.8	56.3	57.2	58.0	58.5	59.0	58.1	ITA
オランダ	74.0	74.1	74.8	75.8	77.2	78.2	77.8	NLD
ベルギー	62.0	61.8	62.3	63.1	64.5	65.3	64.7	BEL
デンマーク	71.9	72.0	72.7	73.2	74.1	75.0	74.4	DNK
スウェーデン	72.1	75.5	76.2	76.9	77.4	77.1	75.5	SWE
フィンランド	68.3	68.7	69.2	70.1	72.2	73.1	72.2	FIN
ノルウェー	75.3	74.8	74.3	74.0	74.8	75.3	74.7	NOR
ギリシャ	59.1	50.8	52.0	53.5	54.9	56.5	56.3	GRC
スペイン	59.7	58.7	60.5	62.1	63.4	64.3	61.9	ESP
ロシア	67.3	69.3	70.0	70.3	71.0	70.8	70.0	RUS
香港	65.4	69.0	69.2	69.7	70.3	69.9	67.2	HKG
韓国	63.4	65.9	66.1	66.6	66.6	66.8	65.9	KOR
シンガポール	69.4	72.6	72.3	72.5	72.4	72.8	72.3	SGP
タイ	76.1	75.0	74.2	73.4	74.0	73.5	73.4	THA
インドネシア	64.6	65.5	65.4	66.1	66.7	67.8	66.4	IDN
フィリピン	60.8	61.2	61.9	59.8	59.8	60.3	55.6	PHL
ベトナム	80.2	80.8	80.4	80.5	81.7	75.7	74.2	VNM
オーストラリア	72.4	72.2	72.4	73.0	73.8	74.3	72.7	AUS
ニュージーランド	72.2	74.2	75.6	76.9	77.5	77.5	76.8	NZL
メキシコ	59.7	60.7	61.0	61.1	61.5	62.2	59.4	MEX
ブラジル	—	63.6	61.3	60.9	61.4	62.3	56.9	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（基本集計、長期時系列）」

日本を除くOECD諸国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2021年12月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年1月現在

注 1) 調査対象の最低年限は16歳。

## 第 2-13-1 表 性別・年齢階級別就業者数 (2020 年)

Table 2-13-1: Employment by sex and age group (2020)

男女計								All persons
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	1,050	4,694	751	911	1,056	412	93	
20-24	4,580	12,497	1,467	2,681	3,015	1,789	895	
25-29	5,430	16,595	1,940	3,693	3,855	2,687	1,704	
30-34	5,550	16,830	2,056	3,846	4,835	3,164	2,214	
35-39	6,240	16,472	2,003	3,727	4,417	3,370	2,586	
40-44	7,260	15,335	2,004	3,456	4,397	3,360	3,096	
45-49	8,470	15,150	1,835	3,622	4,404	3,697	3,496	
50-54	7,410	14,949	1,973	3,810	5,669	3,573	3,542	
55-59	6,450	14,375	1,869	3,310	5,472	3,166	2,989	
60-64	5,280	11,079	1,271	2,121	3,461	1,345	1,607	
65-69	4,130	5,422	510	799	809	286	468	
70-74	2,970	2,549	221	312	305	109	140	
75+	1,950	1,847	100	171	170	37	74	
15-64	57,710	137,976	17,167	31,178	40,579	26,563	22,223	
65+	9,060	9,818	832	1,281	1,283	432	681	
計(15+)	66,760	147,794	17,999	32,459	41,862	26,995	22,904	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	54	580	106	120	162	630	119	
20-24	259	748	777	334	1,181	1,176	242	
25-29	554	952	1,595	559	2,420	1,476	310	
30-34	601	952	1,979	609	2,495	1,516	308	
35-39	611	885	2,445	564	2,869	1,484	278	
40-44	612	852	3,020	555	2,938	1,318	260	
45-49	626	978	2,932	593	3,408	1,361	285	
50-54	612	1,060	2,638	592	3,308	1,235	275	
55-59	564	974	2,194	539	3,049	1,110	264	
60-64	249	702	1,271	396	2,302	792	208	
65-69	36	199	193	137	1,294	—	110	
70-74	13	71	37	66	742	—	51	
75+	13	30	15	—	739	—	24	
15-64	4,741	8,681	18,958	4,861	24,130	12,098	2,548	
65+	62	300	245	203	2,774	580	184	
計(15+)	4,803	8,981	19,202	5,064	26,904	12,678	2,732	

## 第 2-13-1 表 性別・年齢階級別就業者数 (2020 年) (続き)

Table 2-13-1: Employment by sex and age group (2020) (cont.)

男								Male
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	500	2,333	372	458	600	259	63	
20-24	2,350	6,401	768	1,356	1,573	929	564	
25-29	2,920	8,722	1,012	1,928	2,035	1,384	980	
30-34	3,110	9,122	1,089	2,044	2,583	1,638	1,288	
35-39	3,510	8,976	1,053	1,970	2,301	1,750	1,492	
40-44	4,010	8,144	1,042	1,804	2,307	1,717	1,779	
45-49	4,640	8,020	951	1,862	2,256	1,886	1,986	
50-54	4,050	7,906	1,019	1,943	2,991	1,816	2,027	
55-59	3,580	7,592	985	1,706	2,843	1,602	1,721	
60-64	3,030	5,875	709	1,133	1,833	652	925	
65-69	2,420	2,990	308	445	470	155	294	
70-74	1,780	1,427	143	192	193	70	101	
75+	1,180	1,052	72	105	113	27	60	
15-64	31,700	73,091	9,000	16,203	21,321	13,634	12,825	
65+	5,380	5,469	522	742	776	252	456	
計(15+)	37,090	78,560	9,522	16,945	22,097	13,886	13,280	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	30	289	71	54	72	307	61	
20-24	139	376	427	182	484	605	129	
25-29	285	489	825	296	1,269	779	167	
30-34	317	498	1,052	326	1,494	806	167	
35-39	322	464	1,317	304	1,779	797	151	
40-44	321	449	1,632	292	1,775	700	137	
45-49	330	510	1,604	308	1,987	707	147	
50-54	328	564	1,452	306	1,893	636	142	
55-59	303	529	1,208	276	1,770	581	136	
60-64	141	406	700	209	1,331	428	109	
65-69	23	130	107	81	766	—	60	
70-74	10	48	25	44	399	—	32	
75+	9	25	9	—	363	—	15	
15-64	2,515	4,574	10,288	2,550	13,854	6,345	1,345	
65+	41	202	141	125	1,528	347	107	
計(15+)	2,557	4,777	10,430	2,675	15,381	6,692	1,453	

## 第 2-13-1 表 性別・年齢階級別就業者数 (2020 年) (続き)

Table 2-13-1: Employment by sex and age group (2020) (cont.)

女								Female
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	550	2,361	379	453	456	152	31	
20-24	2,230	6,096	699	1,325	1,442	860	331	
25-29	2,510	7,873	928	1,765	1,820	1,303	724	
30-34	2,440	7,708	967	1,802	2,252	1,526	926	
35-39	2,720	7,496	950	1,757	2,115	1,620	1,094	
40-44	3,250	7,191	962	1,652	2,090	1,643	1,318	
45-49	3,840	7,130	884	1,760	2,149	1,812	1,510	
50-54	3,360	7,043	954	1,867	2,678	1,757	1,515	
55-59	2,860	6,783	884	1,605	2,629	1,564	1,268	
60-64	2,250	5,204	562	988	1,628	693	682	
65-69	1,710	2,432	202	353	339	131	174	
70-74	1,190	1,122	79	120	112	39	38	
75+	770	795	29	66	56	10	13	
15-64	26,010	64,885	8,168	14,975	19,258	12,930	9,398	
65+	3,670	4,349	309	539	507	180	225	
計(15+)	29,680	69,234	8,477	15,514	19,765	13,110	9,623	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	24	291	35	67	90	323	58	
20-24	119	372	350	152	697	571	114	
25-29	269	463	770	263	1,150	697	142	
30-34	284	453	927	283	1,002	710	141	
35-39	290	421	1,128	260	1,090	687	128	
40-44	291	403	1,388	263	1,163	617	123	
45-49	296	468	1,328	285	1,421	654	138	
50-54	284	496	1,186	286	1,415	599	133	
55-59	260	445	985	264	1,279	530	128	
60-64	108	296	571	187	971	364	98	
65-69	14	70	85	56	528	—	49	
70-74	3	23	12	22	343	—	20	
75+	4	5	6	—	376	—	8	
15-64	2,225	4,107	8,669	2,310	10,276	5,753	1,203	
65+	21	98	104	78	1,246	234	77	
計(15+)	2,246	4,204	8,773	2,389	11,523	5,986	1,280	

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2021年12月現在

日本：総務省統計局 (2021.2) 「労働力調査 (基本集計)」

注 1) 16歳以上が対象。

2) 15歳～74歳が対象。

## 第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率 (2020 年)

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (2020)

男女計								All persons
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	18.3	28.3	36.5	32.0	27.2	10.1	3.2	
20-24	71.6	59.7	60.5	66.7	66.3	48.8	30.0	
25-29	86.5	73.5	75.4	83.1	80.9	74.5	54.2	
30-34	83.8	75.6	79.4	85.4	84.7	79.4	66.9	
35-39	84.0	77.1	80.0	85.1	85.9	81.1	71.9	
40-44	85.8	76.8	81.4	85.0	86.6	83.0	73.8	
45-49	86.4	77.0	81.7	84.7	86.2	83.9	73.3	
50-54	85.6	74.0	79.4	83.2	85.7	81.6	72.4	
55-59	82.2	67.3	69.6	73.9	81.2	73.3	65.5	
60-64	71.0	53.2	50.6	55.3	60.7	33.1	41.1	
65-69	49.6	30.5	24.0	23.9	16.8	7.5	13.5	
70-74	32.5	17.4	12.4	9.4	8.1	3.1	4.2	
75+	10.4	8.3	3.9	3.1	1.9	0.6	1.1	
15-64	77.3	67.1	70.0	75.3	76.2	65.3	58.1	
65+	25.1	18.0	12.8	10.5	7.4	3.3	5.0	
計(15+)	60.3	56.8	58.0	60.6	59.3	50.2	44.1	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	8.5	56.3	5.5	21.0	6.6	42.3	37.4	
20-24	38.9	68.3	33.0	57.5	41.1	69.5	71.7	
25-29	75.7	84.8	63.2	76.8	67.6	78.2	81.5	
30-34	80.6	87.1	72.0	83.5	76.1	79.4	82.8	
35-39	82.2	85.8	75.2	86.2	74.6	81.3	83.4	
40-44	82.7	84.1	77.3	87.6	76.0	81.5	84.5	
45-49	82.6	85.4	75.4	88.7	78.0	81.6	86.3	
50-54	78.1	83.5	71.9	88.0	76.4	79.0	84.6	
55-59	70.6	78.3	64.8	85.2	72.2	71.5	81.2	
60-64	34.3	62.8	43.1	69.5	60.4	55.1	71.8	
65-69	5.8	20.1	7.6	25.5	48.6	—	44.5	
70-74	2.3	7.5	1.7	11.9	37.1	—	24.4	
75+	1.4	2.2	0.4	—	21.2	—	7.8	
15-64	64.7	77.8	61.9	75.5	65.9	72.7	76.8	
65+	2.9	9.1	2.7	10.7	34.1	13.8	24.3	
計(15+)	50.8	62.1	48.5	60.7	60.1	60.8	67.0	

## 第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率 (2020 年) (続き)

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (2020) (cont.)

男								Male
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	17.0	27.9	35.4	31.5	29.3	12.5	4.2	
20-24	71.0	61.3	60.8	66.1	67.7	50.7	36.1	
25-29	90.1	77.1	76.6	85.6	82.3	78.4	61.0	
30-34	92.0	82.4	83.5	90.7	88.4	85.6	77.3	
35-39	93.1	85.1	84.7	90.8	88.9	87.1	83.0	
40-44	93.5	83.1	85.7	89.8	90.4	86.8	85.1	
45-49	93.5	83.4	85.6	88.4	89.7	86.8	84.2	
50-54	93.1	80.1	83.0	86.4	89.0	84.8	84.2	
55-59	91.3	73.3	74.1	77.6	84.8	76.6	77.5	
60-64	82.6	59.0	57.5	60.4	64.5	33.7	49.2	
65-69	60.0	35.9	29.9	27.6	20.6	8.6	17.8	
70-74	41.3	21.1	17.0	12.1	11.1	4.3	6.5	
75+	16.0	11.1	6.1	4.3	3.1	1.2	2.2	
15-64	83.8	72.1	73.2	78.6	79.0	68.5	67.2	
65+	34.2	22.3	17.2	13.2	10.1	4.4	7.6	
計(15+)	69.3	62.4	62.1	64.6	63.7	54.1	52.9	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	9.2	54.9	7.2	18.1	5.8	40.1	37.2	
20-24	41.3	67.7	35.5	59.1	37.3	69.8	73.6	
25-29	77.7	85.9	64.8	79.1	66.5	82.2	86.2	
30-34	85.2	90.5	76.8	87.2	86.4	85.9	90.2	
35-39	86.7	90.0	81.7	90.3	89.6	88.4	91.1	
40-44	86.4	89.2	83.3	90.3	90.0	87.4	90.2	
45-49	86.2	89.7	81.9	90.8	89.7	86.2	91.1	
50-54	82.6	88.7	79.4	89.7	87.3	83.5	89.2	
55-59	75.9	84.9	72.6	86.1	83.7	76.7	86.5	
60-64	39.4	73.2	48.9	73.0	70.9	61.3	78.1	
65-69	7.6	26.5	9.1	30.6	59.8	—	50.5	
70-74	3.7	10.4	2.4	16.2	44.8	—	31.0	
75+	2.2	4.2	0.5	—	26.9	—	11.2	
15-64	68.4	81.6	67.3	77.3	74.8	76.8	81.5	
65+	4.3	13.0	3.6	14.5	43.4	17.6	29.9	
計(15+)	55.1	66.8	54.2	64.3	69.8	65.4	72.2	



## 第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率 (2020 年) (続き)

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (2020) (cont.)

女								Female
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	19.6	28.8	37.8	32.6	24.9	7.6	2.2	
20-24	72.2	58.2	60.1	67.3	64.9	46.9	23.2	
25-29	82.6	69.8	74.2	80.5	79.4	70.9	47.1	
30-34	75.3	68.9	75.3	80.0	80.8	73.7	56.4	
35-39	74.3	69.2	75.3	79.5	82.9	75.6	60.9	
40-44	77.8	70.8	77.3	80.4	82.8	79.4	62.5	
45-49	79.2	70.8	77.8	81.2	82.8	81.0	62.7	
50-54	78.1	68.3	75.8	80.0	82.3	78.6	60.9	
55-59	72.8	61.7	65.3	70.3	77.6	70.2	54.1	
60-64	59.7	47.8	43.9	50.4	56.9	32.5	33.5	
65-69	39.9	25.8	18.4	20.5	13.4	6.4	9.5	
70-74	24.7	14.3	8.3	6.9	5.6	2.1	2.2	
75+	6.8	6.2	2.0	2.2	1.1	0.3	0.3	
15-64	70.6	62.2	66.8	72.0	73.2	62.2	49.0	
65+	18.0	14.5	8.9	8.3	5.3	2.5	2.9	
計(15+)	51.8	51.5	53.9	56.8	55.1	46.6	35.8	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン 2)	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	7.9	57.8	3.8	24.2	7.5	44.6	37.5	
20-24	36.3	69.0	30.4	55.8	44.1	69.3	69.6	
25-29	73.6	83.6	61.6	74.5	68.7	74.2	76.5	
30-34	75.9	83.6	67.2	79.6	64.5	73.1	75.4	
35-39	77.7	81.7	68.9	81.8	58.6	74.3	75.8	
40-44	78.9	79.1	71.4	84.8	61.4	75.7	79.0	
45-49	78.9	81.0	68.7	86.6	66.0	77.2	81.7	
50-54	73.4	78.2	64.4	86.3	65.5	74.6	80.1	
55-59	65.3	71.6	57.3	84.4	60.6	66.6	76.3	
60-64	29.3	52.6	37.5	65.9	50.1	49.2	65.9	
65-69	4.2	13.9	6.3	20.6	38.2	—	38.8	
70-74	1.1	4.8	1.1	7.8	30.9	—	18.1	
75+	0.8	0.6	0.2	—	17.6	—	5.1	
15-64	61.0	73.9	56.6	73.5	56.7	68.6	72.2	
65+	1.8	5.6	2.1	7.5	26.9	10.5	19.3	
計(15+)	46.7	57.5	43.1	57.1	50.7	56.4	61.9	

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2021年12月現在

日本：総務省統計局 (2021.2) 「労働力調査 (基本集計、原数値)」

注 1) 16歳以上が対象。

2) 15歳～74歳が対象。

## 第 2-14 表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
千人、%（下段、対人口比率）									thousands, %
日本	1,974	2,185	2,122	2,232	2,383	2,562	2,731	2,933	JPN
	1.6	1.7	1.7	1.7	1.9	2.0	2.2	-	
アメリカ	19,858	21,641	22,263	22,426	22,415	-	22,519	-	USA
	6.7	7.0	6.9	7.0	-	-	-	-	
カナダ	-	-	-	2,405	-	-	-	-	CAN
	-	-	-	6.6	-	-	-	-	
イギリス	2,857	4,524	5,592	5,951	6,137	5,991	6,227	-	UK
	4.7	7.2	8.6	9.0	9.3	9.0	-	-	
ドイツ	6,717	6,695	8,153	9,108	10,039	10,624	10,915	11,228	DEU
	8.3	8.3	10.1	11.1	12.2	12.9	13.1	-	
フランス	-	3,821	4,335	4,542	4,704	4,617	4,763	-	FRA
	-	6.1	6.7	6.8	7.0	7.1	7.3	-	
イタリア	2,402	3,648	5,014	5,027	5,047	5,144	4,996	5,040	ITA
	4.1	6.1	8.4	8.5	8.5	8.7	8.7	-	
オランダ	699	735	847	901	972	1,041	1,111	1,192	NLD
	4.3	4.4	5.0	5.3	5.7	6.1	6.5	-	
スウェーデン	481	603	739	783	852	897	932	941	SWE
	5.3	6.4	7.6	8.0	8.6	9.0	9.3	-	
韓国	491	921	1,092	1,143	1,162	1,172	1,951	2,025	KOR
	1.1	2.0	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	-	

出典： OECD International Migration Database (<https://stats.oecd.org/>)（2022年2月現在）

注）外国人籍の者。詳細な定義は各国で異なる（OECDデータベースを参照のこと）。



# 3

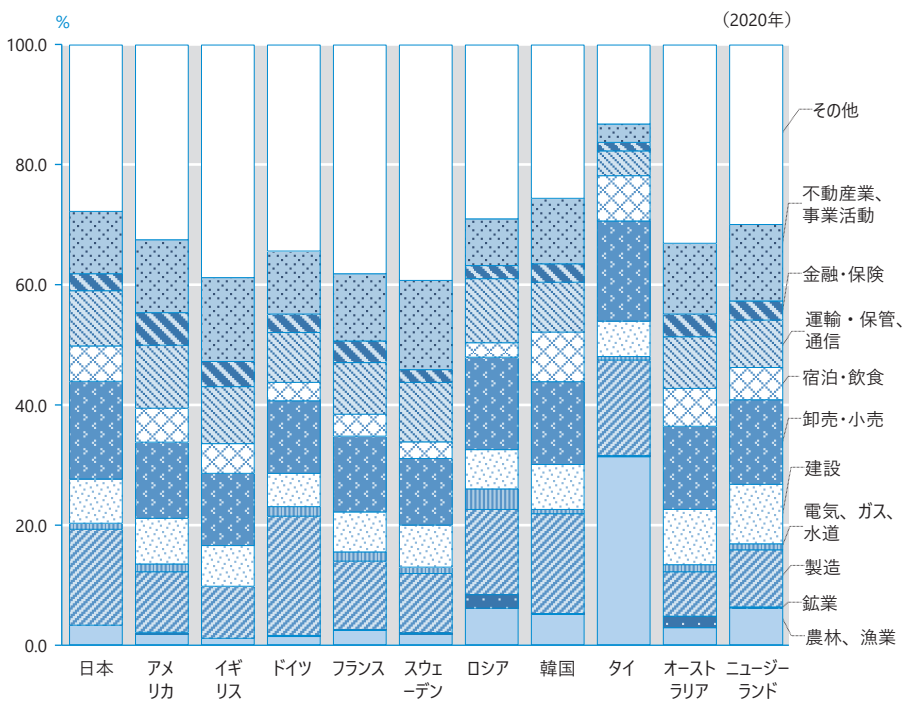
## 就業構造

---

Employment Structure



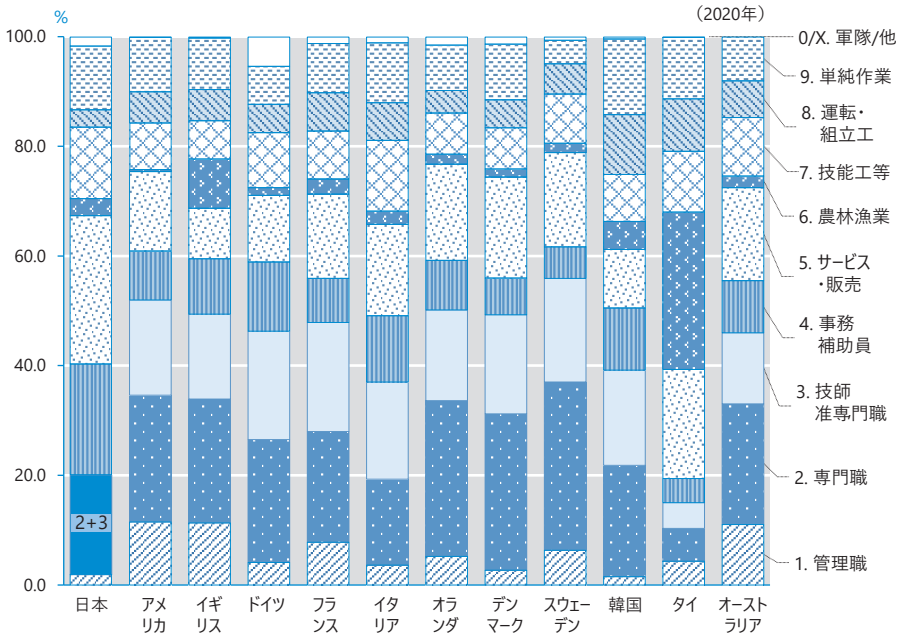
## 3-1 就業者の産業別構成比



関連表 p.111~112 「第3-2表 就業者の産業別構成比」

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国と呼ばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸・保管、通信」「卸売・小売」「宿泊・飲食」「金融・保険」「不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7~8割に及んでいる。一方で、例えばタイでは、第1次産業である「農林、漁業」が3割を超え、製造業や建設業などと併せて5割強を第1次・第2次産業が占めている。

3-2 就業者の職業別構成比



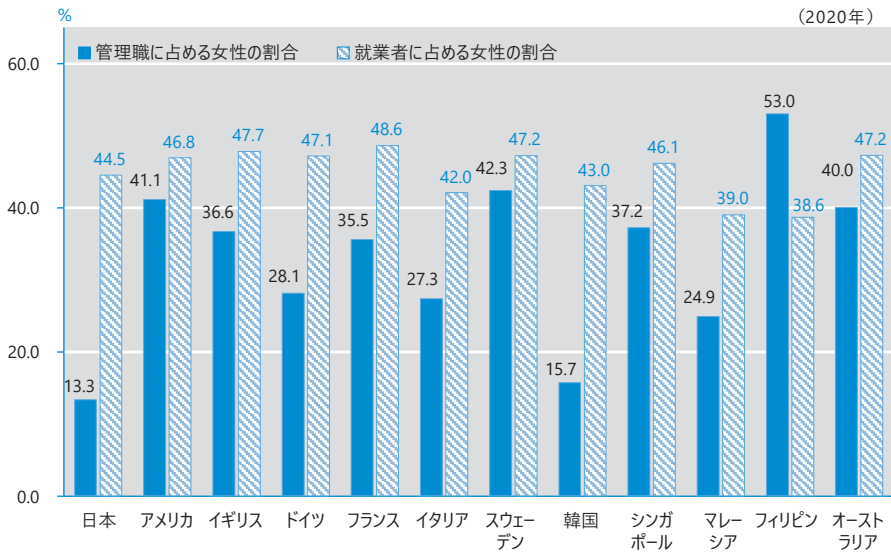
関連表 p.135 「第3-5表 就業者の職業別構成比」

(注) オーストラリアは2018年。

国際標準職業分類 (ISCO) は、ILO が作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版 (ISCO-88) は、第二版 (ISCO-68) とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版 (ISCO-08) が採択された。

欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」を合わせた割合が4割から5割前後にのぼるが、日本では2割にとどまる一方、他国と比べて「事務補助員」「サービス・販売」の割合が顕著に高い。こうした職種に関する捉え方や位置づけが、各国において必ずしも一様ではない可能性がうかがえる。

### 3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合



関連表 p.124～133 「第3-4表 性別・職業別就業者数」及び p.136 「第3-6表 管理職に占める女性の割合」

(注) グラフの数値は上記第3-4表を基に算出。例えば日本の2020年は、下記のとおり。

就業者に占める女性の割合： 職業区分「計」の2968万人(女) ÷ 6676万人(男女計) × 100

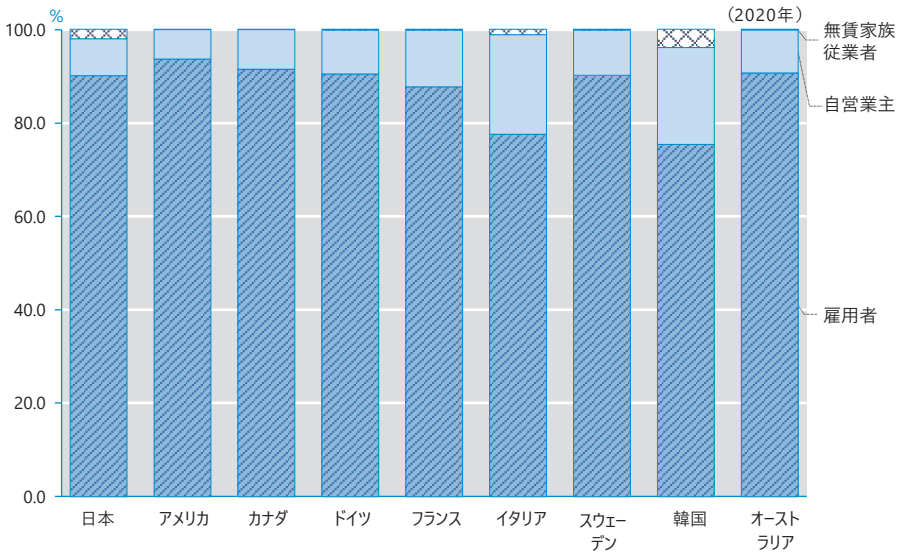
管理職に占める女性の割合： 職業区分「1」の17万人(女) ÷ 128万人(男女計) × 100

全就業者に占める女性の割合は、フランス(48.6%)、イギリス(47.7%)、スウェーデン(47.2%)、アメリカ(46.8%)などの欧米諸国に比べて、日本(44.5%)、韓国(43.0%)、マレーシア(39.0%)、フィリピン(38.6%)などのアジア諸国の割合が低い。

一方、管理職に占める女性の割合は、日本(13.3%)と韓国(15.7%)が、スウェーデン(42.3%)、アメリカ(41.1%)、オーストラリア(40.0%)などの欧米諸国のほか、フィリピン(53.0%)、シンガポール(37.2%)などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。ここでも、職種に関する捉え方や位置づけについての各国の違いが反映されている可能性に留意が必要である。



## 3-4 就業者の従業上の地位別構成比



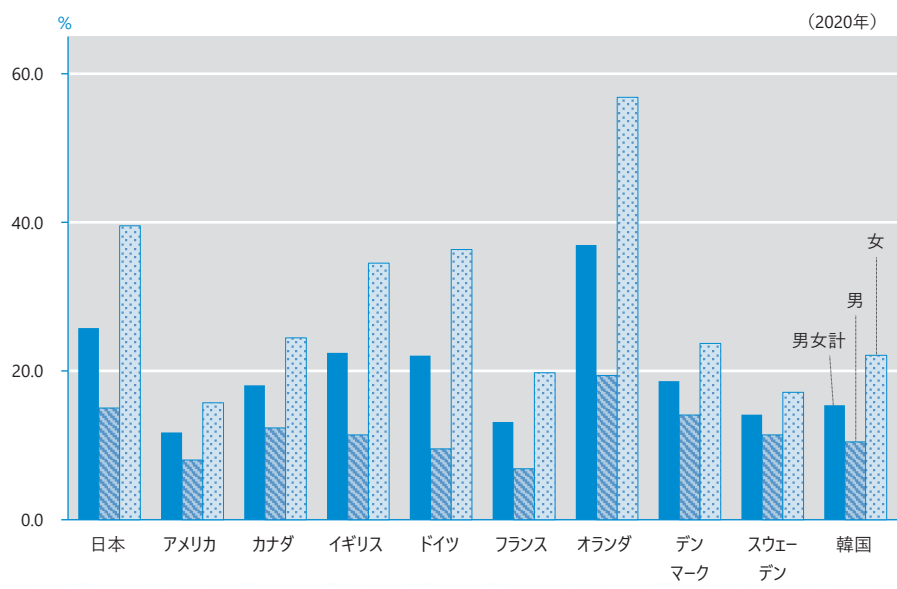
[関連表](#) p.137～138 「第3-7 表 従業上の地位別就業者数」(対就業者割合)

(注) ドイツ及び韓国は2019年。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用していないにもかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、上図に掲載した主要各国でも大半が8割から9割に達している。一方、イタリアと韓国では「雇用者」の割合が相対的に低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の高い製造業や、さらに雇用者割合の高いサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

### 3-5 就業者に占める短時間労働者の割合



[関連表](#) p.139～140 「第3-8 表 就業者に占める短時間労働者の割合」

(注) ドイツは2019年。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2020年)を各国別・男女別に示したものである。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(36.9%)で、とりわけ女性の割合が56.8%と極めて高い。

日本の短時間労働者の割合は全体で25.8%と、イギリス(22.4%)やドイツ(22.0%)とほぼ同等で、デンマーク(18.6%)、カナダ(18.0%)、韓国(15.4%)、スウェーデン(14.1%)などを上回る水準となっている。

男女別でみると、日本の女性の短時間労働者の割合は39.5%で、オランダ(56.8%)、ドイツ(36.3%)、イギリス(34.5%)などと並んで高い。また、日本の男性の短時間労働者の割合は15.0%で、オランダ(19.4%)に次いで高い水準となっている。

## 第 3-1 表 産業別就業者数

Table 3-1: Employment by economic activity

日本 1)				JPN	アメリカ 2)				USA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020		
計/Total	66,640	67,240	66,760	計	155,761	157,538	147,795		
A	2,280	2,220	2,130	A	2,662	2,646	2,581		
B	30	20	20	B	524	515	480		
C	10,870	10,900	10,710	C	16,211	16,414	14,961		
D/E	610	610	660	D	1,324	1,330	1,311		
				E	673	737	679		
F	5,030	4,990	4,920	F	11,750	11,911	11,269		
G	11,020	10,880	10,850	G	20,203	19,652	18,764		
H	3,740	3,780	3,750	H	9,260	9,663	9,217		
I	4,160	4,200	3,910	I	10,278	10,540	8,467		
J	2,200	2,290	2,400	J	6,064	6,306	6,271		
K	1,860	1,890	1,880	K	7,723	7,792	7,936		
L	1,000	990	1,090	L	3,199	3,232	3,076		
M	2,390	2,400	2,440	M	8,811	9,170	8,653		
N	3,310	3,420	3,390	N	7,053	6,903	6,298		
O	2,370	2,460	2,510	O	5,622	5,439	5,532		
P	3,210	3,340	3,390	P	13,903	14,186	13,363		
Q	8,310	8,430	8,620	Q	21,638	22,259	21,255		
R	790	840	810	R	3,085	3,161	2,378		
S/T	2,020	2,040	2,010	S	4,524	4,382	4,169		
				T	778	821	655		
U	30	30	30	U	478	481	480		
X	1,380	1,490	1,220						

Item A to X: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.109-110).

注：各産業の分類区分A～Xについては、「A表 国際標準産業分類（ISIC）」（p.109～110）を参照のこと。出典は本表末尾（p.108）に記載。特に注記しない限り15歳以上が対象。

- 1) 自己使用のための生産労働者を除く。
- 2) 16歳以上が対象。

### 第 3-1 表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

カナダ				CAN	イギリス				UK
千人									thousands
ISIC	rev.3	rev.3	rev.3	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020		
計/Total	18,568	18,986	17,999	計	32,443	32,795	32,523		
A	333	337	327	A	345	342	319		
B	22	22	23	B	—	—	—		
C	271	267	236	C	2,898	2,994	2,826		
D	1,736	1,740	1,673	D	—	—	—		
E	145	140	138	E	—	—	—		
F	1,426	1,452	1,358	F	2,352	2,359	2,209		
G	3,077	3,104	2,956	G	4,200	4,062	3,903		
H	1,232	1,210	942	H	1,607	1,574	1,548		
I	1,283	1,318	1,253	I	1,756	1,770	1,625		
J	827	844	904	J	1,306	1,393	1,534		
K	2,567	2,663	2,571	K	1,322	1,288	1,365		
L	954	999	991	L	367	391	403		
M	1,312	1,359	1,338	M	2,409	2,524	2,669		
N	2,396	2,496	2,438	N	1,570	1,534	1,482		
O	933	978	813	O	2,104	2,113	2,281		
P	54	56	38	P	3,284	3,421	3,474		
Q	0	2	0	Q	4,277	4,407	4,485		
X	0	0	0	R	—	—	—		
				S	—	—	—		
				T	—	—	—		
				U	52	58	—		

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

## 第 3-1 表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ドイツ				DEU	フランス				FRA
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2018年	2019	2020			2018	2019	2020	
計/Total	41,915	42,400	41,717		計	27,022	27,133	26,995	
A	524	511	541		A	665	672	626	
B	72	68	68		B	20	24	21	
C	7,994	8,013	8,312		C	3,156	3,193	3,099	
D	321	327	396		D	203	219	198	
E	251	257	261		E	219	209	200	
F	2,822	2,860	2,277		F	1,791	1,806	1,797	
G	5,839	5,781	5,058		G	3,428	3,389	3,397	
H	2,117	2,142	1,782		H	1,421	1,412	1,385	
I	1,574	1,586	1,286		I	1,054	1,021	994	
J	1,324	1,369	1,701		J	827	875	934	
K	1,255	1,249	1,284		K	889	919	961	
L	207	214	363		L	353	322	323	
M	2,384	2,470	2,339		M	1,611	1,628	1,672	
N	2,098	2,144	1,690		N	1,102	1,057	1,025	
O	2,885	2,907	3,372		O	2,454	2,466	2,520	
P	2,818	2,883	3,014		P	1,936	2,035	2,109	
Q	5,453	5,614	5,261		Q	3,953	3,958	3,922	
R	559	590	545		R	472	470	449	
S	1,180	1,182	1,504		S	729	696	684	
T	218	215	151		T	329	335	287	
U	22	19	—		U	25	25	20	
X	—	—	506		X	387	400.8	372	

## 第3-1表 産業別就業者数(続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

イタリア	ITA			オランダ	NLD		
千人				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	23,215	23,360	22,904	計	8,798	8,982	8,981
A	872	909	912	A	167	168	166
B	25	25	33	B	9	8	10
C	4,270	4,321	4,290	C	813	812	806
D	109	114	117	D	30	35	29
E	249	243	242	E	31	33	32
F	1,407	1,339	1,358	F	403	413	407
G	3,287	3,287	3,187	G	1,245	1,250	1,228
H	1,129	1,143	1,131	H	403	394	368
I	1,459	1,480	1,303	I	390	387	345
J	603	618	624	J	283	301	310
K	642	636	623	K	257	246	245
L	149	164	155	L	65	67	68
M	1,483	1,517	1,512	M	644	645	669
N	1,007	1,028	963	N	455	479	452
O	1,243	1,243	1,219	O	501	509	534
P	1,587	1,590	1,634	P	580	588	598
Q	1,892	1,922	1,894	Q	1,313	1,367	1,388
R	308	318	306	R	173	193	180
S	714	712	715	S	175	168	188
T	763	739	667	T	12	14	16
U	18	14	18	U	-	-	-
				X	850	906	943

## 第 3-1 表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

デンマーク				DNK	スウェーデン				SWE
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2018年	2019	2020			2018	2019	2020	
計/Total	2,832	2,878	2,852		計	5,097	5,132	5,064	
A	62	64	60		A	88	86	87	
B	5	6	5		B	10	9	10	
C	323	316	321		C	511	514	501	
D	14	17	17		D	28	31	32	
E	14	17	16		E	25	26	26	
F	179	177	178		F	349	361	353	
G	434	434	423		G	575	573	562	
H	125	126	127		H	248	248	233	
I	110	112	100		I	173	165	140	
J	104	115	115		J	239	255	270	
K	78	78	82		K	96	101	108	
L	38	41	40		L	78	83	82	
M	166	172	170		M	439	444	451	
N	114	121	117		N	240	224	222	
O	145	146	154		O	367	366	369	
P	256	256	260		P	579	586	568	
Q	520	523	517		Q	755	763	758	
R	66	68	64		R	135	141	131	
S	69	77	73		S	137	129	127	
T	u 2	u 3	u 2		T	—	—	—	
U	—	u 3	u 3		U	—	—	—	
X	6	10	9		X	25	27	36	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

## 第 3-1 表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィンランド	FIN			ノルウェー	NOR		
千人	thousands						
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	2,540	2,566	2,528	計	2,686	2,716	2,702
A	94	97	92	A	57	55	57
B	7	8	6	B	63	61	62
C	337	329	329	C	208	209	208
D	13	14	17	D	18	16	16
E	11	10	13	E	13	13	14
F	198	193	188	F	221	227	226
G	292	287	270	G	351	358	349
H	143	143	134	H	127	125	128
I	86	97	78	I	91	93	85
J	114	123	130	J	104	107	110
K	50	52	52	K	54	50	50
L	26	26	29	L	27	28	27
M	179	181	199	M	159	159	163
N	112	119	113	N	125	127	121
O	116	113	121	O	175	167	164
P	184	187	189	P	222	230	230
Q	417	423	411	Q	550	564	566
R	65	68	65	R	60	64	66
S	79	79	75	S	58	57	56
T	8	9	8	T	—	—	—
U	—	—	—	U	—	—	—
X	7	7	7	X	—	—	—



## 第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ロシア				RUS	中国 3)				CHN
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4				
	2018年	2019	2020		2002		2019	2020	
計/Total	72,532	71,933	70,601	計	737,400	計	754,470	750,640	
A	4,267	4,196	4,237	A	324,872				
B	1,658	1,651	1,629	B	5,585	一次産業	Primary industry		
C	10,218	10,258	10,019	C	83,074	(A)	186,520	177,150	
D	1,924	1,876	1,878	D/E	3,873				
E	515	516	532						
F	5,129	4,966	4,650	F	38,930	二次産業	Secondary industry		
G	11,525	11,198	10,907	G/I	49,691	(B to F)	212,340	215,430	
H	6,261	6,314	6,198	H/J	20,839				
I	1,907	1,894	1,712						
J	1,270	1,295	1,366			三次産業	Tertiary Industry		
K	1,643	1,627	1,587	K	3,398	(G to X)	355,610	358,060	
L	1,235	1,233	1,265	L	1,184				
M	2,322	2,354	2,487	M	1,627				
N	1,732	1,786	1,765	N	10,937				
O	5,136	5,022	5,021	O/U	10,747				
P	6,895	6,840	6,675	P/R	15,651				
Q	5,791	5,693	5,498	Q	4,932				
R	1,341	1,445	1,408						
S	1,738	1,753	1,757	S/X	62,454				
T	19	12	9	T	-				
U	6	4	u 1						

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

3) 中国全土における16歳以上が対象。各年12月末の数値。2003年以降は産業大分類の統計がないため、3分類にて掲載。

## 第3-1表 産業別就業者数(続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

韓国	KOR			シンガポール 4)	SGP		
千人					thousands		
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	26,925	27,231	27,024	計	2,204	2,230	2,223
A	1,340	1,395	1,445	A	—	—	—
B	19	15	13	B	—	—	—
C	4,510	4,429	4,376	C	228	214	213
D	70	68	74	D	—	—	—
E	127	135	153	E	—	—	—
F	2,034	2,020	2,016	F	104	98	97
G	3,723	3,663	3,503	G	353	356	335
H	1,407	1,431	1,482	H	199	206	215
I	2,243	2,303	2,144	I	134	132	129
J	837	861	847	J	94	103	111
K	840	800	778	K	196	209	208
L	528	556	517	L	54	49	50
M	1,096	1,157	1,164	M	174	182	181
N	1,311	1,312	1,347	N	118	120	128
O	1,110	1,076	1,112	O	297	304	294
P	1,847	1,883	1,798	P	—	—	—
Q	2,046	2,206	2,336	Q	126	136	140
R	445	495	496	R	38	34	34
S	1,236	1,233	1,189	S	67	64	65
T	48	75	98	T	—	—	—
U	7	12	17	U	—	—	—
X	103	109	120	X	22	24	21

4) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。

## 第 3-1 表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

マレーシア 5)	MYS			タイ	THA		
千人					thousands		
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	14,776	15,073	14,957	計	37,865	37,613	37,680
A	1,570	1,541	1,566	A	12,168	11,821	11,811
B	91	91	82	B	74	61	75
C	2,500	2,682	2,498	C	6,259	6,125	5,976
D	69	71	76	D	113	120	123
E	89	89	84	E	77	95	99
F	1,258	1,276	1,173	F	2,112	2,191	2,232
G	2,545	2,595	2,766	G	6,277	6,245	6,277
H	698	668	689	H	1,260	1,301	1,326
I	1,473	1,550	1,540	I	2,827	2,850	2,870
J	216	214	223	J	199	196	222
K	339	335	372	K	501	516	525
L	97	92	82	L	184	202	233
M	368	386	379	M	387	380	386
N	748	806	802	N	560	602	533
O	720	737	735	O	1,627	1,611	1,643
P	989	962	938	P	1,164	1,157	1,211
Q	551	528	560	Q	659	643	690
R	86	79	58	R	248	267	274
S	265	266	267	S	882	932	888
T	104	104	66	T	211	219	231
U	2	2	—	U	3	4	2
				X	73	76	54

5) 15歳から64歳までが対象。

## 第3-1表 産業別就業者数(続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィリピン	PHL			オーストラリア 6)	AUS		
千人				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	41,157	42,428	39,378	計	12,598	12,894	12,673
A	9,998	9,698	9,754	A	330	330	351
B	207	184	184	B	241	243	243
C	3,625	3,618	3,184	C	1,001	963	934
D	88	91	81	D	83	79	87
E	61	64	58	E	71	79	67
F	3,866	4,153	3,700	F	1,177	1,171	1,171
G	7,994	8,453	8,081	G	1,799	1,809	1,763
H	3,220	3,432	2,932	H	643	664	627
I	1,727	1,918	1,468	I	891	913	795
J	404	425	350	J	456	447	462
K	540	582	556	K	444	448	483
L	204	232	192	L	172	173	177
M	275	304	260	M	808	895	864
N	1,584	1,657	1,609	N	459	493	459
O	2,560	2,785	2,563	O	782	832	852
P	1,197	1,283	1,286	P	1,028	1,070	1,092
Q	518	543	542	Q	1,681	1,724	1,768
R	363	398	230	R	263	264	228
S	779	781	1,156	S	266	291	244
T	1,945	1,828	1,190	T	3	4	3
U	4	u 1	u 2	U	1	1	1
X	-	-	-	X	0	0	2

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

6) 自己使用のための生産労働者を除く。

## 第 3-1 表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ニュージーランド				NZL	ブラジル				BRA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020		
計/Total	2,649	2,692	2,728	計	90,764	92,603	84,747		
A	156	157	164	A	8,399	8,402	8,196		
B	5	6	6	B	398	415	406		
C	261	253	261	C	10,399	10,553	9,669		
D	12	12	14	D	213	225	238		
E	11	12	13	E	629	649	499		
F	248	250	271	F	6,619	6,658	5,819		
G	377	387	385	G	17,357	17,559	15,814		
H	115	121	123	H	4,591	4,811	4,344		
I	155	152	147	I	5,263	5,462	4,280		
J	97	93	92	J	1,206	1,267	1,315		
K	74	82	86	K	1,229	1,272	1,244		
L	42	45	42	L	580	586	566		
M	188	192	183	M	3,052	3,206	3,257		
N	113	124	122	N	3,964	4,119	3,733		
O	141	144	155	O	4,994	4,980	5,033		
P	231	217	213	P	6,277	6,451	6,109		
Q	276	280	295	Q	4,560	4,719	4,842		
R	52	52	53	R	946	1,004	782		
S	67	71	74	S	3,833	3,966	3,478		
T	1	1	1	T	6,193	6,251	5,041		
U	1	1	1	U	8	6	4		
X	—	—	—	X	55	43	80		

出典：中国：国家统计局(NBS) (2021.9) 「中国統計年鑑2021」 (2002年値は「中国労働統計年鑑2015」)

カナダ、イギリス、ニュージーランド：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2021年11月現在

その他の国：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2021年10月現在

## A表 国際標準産業分類 (ISIC)

Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)

国際標準産業分類-rev.4	ISIC-Rev.4
A 農業・林業及び漁業	Agriculture, forestry and fishing
B 鉱業及び採石業	Mining and quarrying
C 製造業	Manufacturing
D 電気・ガス・蒸気及び空調供給業	Electricity, gas, steam and air conditioning supply
E 水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	Water supply; sewerage, waste management and remediation activities
F 建設業	Construction
G 卸売・小売業、自動車及びオートバイ修理業	Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles
H 運輸・保管業	Transportation and storage
I 宿泊・飲食サービス業	Accommodation and food service activities
J 情報通信業	Information and communication
K 金融・保険業	Financial and insurance activities
L 不動産業	Real estate activities
M 専門・科学・技術サービス業	Professional, scientific and technical activities
N 管理・支援サービス業	Administrative and support service activities
O 公務及び国防・義務的社会保障事業	Public administration and defence; compulsory social security
P 教育	Education
Q 保健衛生及び社会事業	Human health and social work activities
R 芸術・娯楽及びレクリエーション	Arts, entertainment and recreation
S その他のサービス業	Other service activities
T 雇い主としての世帯活動、世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動	Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use
U 治外法権機関及び団体	Activities of extra-territorial organizations and bodies
X 分類不能	Not classifiable by economic activity

### 3 就業構造

## A 表 国際標準産業分類 (ISIC) (続き)

Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC) (cont.)

国際標準産業分類-rev.3	ISIC-Rev.3
A 農業、狩猟業及び林業	Agriculture, hunting and forestry
B 漁業	Fishing
C 鉱業及び採石業	Mining and quarrying
D 製造業	Manufacturing
E 電気、ガス、水供給業	Electricity, gas and water supply
F 建設業	Construction
G 卸売・小売業並びに自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業	Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods
H ホテル及びレストラン	Hotels and restaurants
I 運輸業・倉庫業及び通信業	Transport, storage and communications
J 金融仲介業	Financial intermediation
K 不動産業、物品賃貸業及び対事業所サービス業	Real estate, renting and business activities
L 公務及び国防・義務的社会保障事業	Public administration and defence; compulsory social security
M 教育	Education
N 保健衛生及び社会事業	Health and social work
O その他の共同体、社会及び個人サービス業	Other community, social and personal service activities
P 雇い主のいる個人世帯	Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households
Q 治外法権機関及び団体	Extra-territorial organizations and bodies
X 分類不能	Not classifiable by economic activity

出典：国連ウェブサイト (<https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ>)

総務省ウェブサイト ([https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/))

## 第3-2表 就業者の産業別構成比（2020年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment (2020)

	産業計	農林、 漁業	鉱業	製造業	電気、 ガス、 水道	建設	
							%
日本	100.0	3.2	0.0	16.0	1.0	7.4	JPN
アメリカ	100.0	1.7	0.3	10.1	1.3	7.6	USA
カナダ	100.0	1.9	1.3	9.3	0.8	7.5	CAN
イギリス 1)	100.0	1.0	—	8.7	—	6.8	UK
ドイツ	100.0	1.3	0.2	19.9	1.6	5.5	DEU
フランス	100.0	2.3	0.1	11.5	1.5	6.7	FRA
イタリア	100.0	4.0	0.1	18.7	1.6	5.9	ITA
オランダ	100.0	1.9	0.1	9.0	0.7	4.5	NLD
デンマーク	100.0	2.1	0.2	11.3	1.1	6.2	DNK
スウェーデン	100.0	1.7	0.2	9.9	1.1	7.0	SWE
フィンランド	100.0	3.6	0.2	13.0	1.2	7.4	FIN
ノルウェー	100.0	2.1	2.3	7.7	1.1	8.3	NOR
ロシア	100.0	6.0	2.3	14.2	3.4	6.6	RUS
韓国	100.0	5.0	0.1	16.7	0.7	7.5	KOR
マレーシア	100.0	10.5	0.5	16.7	1.1	7.8	MYS
タイ	100.0	31.3	0.2	15.9	0.6	5.9	THA
フィリピン	100.0	24.8	0.5	8.1	0.4	9.4	PHL
オーストラリア	100.0	2.8	1.9	7.4	1.2	9.2	AUS
ニュージーランド	100.0	6.0	0.2	9.6	1.0	9.9	NZL
ブラジル	100.0	9.7	0.5	11.4	0.9	6.9	BRA
	Total	a	b	c	d	e	

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction.

注：出典及び各国の注は第3-1表（p.98～108）に準ずる。各産業の合計は必ずしも100にはならない。

1) 「鉱業」「電気、ガス、水道」は「その他」に含む。



## 第3-2表 就業者の産業別構成比（2020年）（続き）

Table 3-2: Sectoral composition of employment (2020) (cont.)

	卸売・ 小売 2)	宿泊・ 飲食	運輸・ 保管、 通信	金融・ 保険	不動産業、 事業活動 3)	その他 4)	%
日本	16.3	5.9	9.2	2.8	10.4	27.8	JPN
アメリカ	12.7	5.7	10.5	5.4	12.2	32.4	USA
カナダ	16.4	5.2	7.0	5.0	14.3	31.2	CAN
イギリス 1)	12.0	5.0	9.5	4.2	14.0	38.9	UK
ドイツ	12.1	3.1	8.3	3.1	10.5	34.4	DEU
フランス	12.6	3.7	8.6	3.6	11.2	38.4	FRA
イタリア	13.9	5.7	7.7	2.7	11.5	28.2	ITA
オランダ	13.7	3.8	7.5	2.7	13.2	42.8	NLD
デンマーク	14.8	3.5	8.5	2.9	11.5	38.0	DNK
スウェーデン	11.1	2.8	9.9	2.1	14.9	39.2	SWE
フィンランド	10.7	3.1	10.4	2.1	13.5	34.6	FIN
ノルウェー	12.9	3.2	8.8	1.8	11.5	40.0	NOR
ロシア	15.4	2.4	10.7	2.2	7.8	28.9	RUS
韓国	13.8	8.3	8.3	3.1	10.9	24.9	KOR
マレーシア	18.5	10.3	6.1	2.5	8.4	17.5	MYS
タイ	16.7	7.6	4.1	1.4	3.1	13.3	THA
フィリピン	20.5	3.7	8.3	1.4	5.2	17.7	PHL
オーストラリア	13.9	6.3	8.6	3.8	11.8	33.1	AUS
ニュージーランド	14.1	5.4	7.9	3.2	12.7	29.0	NZL
ブラジル	18.7	5.0	6.7	1.5	8.9	29.9	BRA
	f	g	h	i	j	k	

f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified.

2) 自動車・オートバイ修理業を含む。

3) 専門、科学及び技術サービス、管理・支援サービス業を含む。

4) その他のサービス業、雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動、治外法権機関及び団体の活動が対象。

## 第 3-3 表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本	JPN			アメリカ 1)			USA
千人							thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	59,360	60,040	59,730	計	145,978	147,938	138,474
A	650	670	650	A	1,870	1,879	1,810
B	30	20	20	B	518	504	473
C	10,360	10,380	10,240	C	15,654	15,871	14,475
D/E	600	600	660	D	1,323	1,329	1,306
				E	659	720	662
F	4,100	4,090	4,020	F	10,090	10,223	9,698
G	10,160	10,090	10,040	G	19,280	18,803	17,926
H	3,630	3,660	3,630	H	8,712	9,010	8,597
I	3,600	3,640	3,390	I	10,038	10,317	8,260
J	2,100	2,170	2,280	J	5,766	6,013	5,982
K	1,840	1,860	1,850	K	7,421	7,512	7,622
L	870	860	940	L	2,692	2,756	2,559
M	1,850	1,860	1,890	M	7,768	8,115	7,691
N	2,950	3,040	3,040	N	6,127	6,068	5,443
O	2,370	2,450	2,510	O	5,590	5,408	5,503
P	2,960	3,080	3,130	P	13,671	13,937	13,125
Q	8,020	8,140	8,320	Q	20,727	21,407	20,442
R	750	780	750	R	2,860	2,938	2,178
S/T	1,540	1,570	1,520	S	3,957	3,826	3,588
				T	778	821	655
U	30	30	30	U	478	481	480
X	940	1,020	820	X	—	—	—

Item A to X: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.109-110).

注：各産業の分類基準・記号については、「A表 国際標準産業分類(ISIC)」（p.109～110）を参照のこと。特に注記しない限り15歳以上が対象。各国の出典は本表末尾（p.123）を参照。

1) 16歳以上が対象。

## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

カナダ				CAN	イギリス				UK
千人					thousands				
ISIC	rev.3	rev.3	rev.3		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2018年	2019	2020			2018	2019	2020	
計/Total	17,039	17,436	16,447		計	27,499	27,649	27,854	
A	228	237	232		A	161	150	153	
B	15	15	14		B	–	–	–	
C	268	263	234		C	2,652	2,757	2,608	
D	1,712	1,716	1,646		D	–	–	–	
E	145	140	138		E	–	–	–	
F	1,243	1,257	1,192		F	1,383	1,407	1,350	
G	2,934	2,977	2,820		G	3,798	3,646	3,540	
H	1,201	1,177	916		H	1,314	1,244	1,279	
I	1,173	1,201	1,134		I	1,615	1,598	1,482	
J	778	795	852		J	1,066	1,152	1,289	
K	2,130	2,219	2,120		K	1,217	1,190	1,261	
L	954	999	991		L	298	310	323	
M	1,250	1,297	1,272		M	1,822	1,876	2,047	
N	2,203	2,304	2,229		N	1,204	1,156	1,140	
O	763	795	633		O	2,054	2,054	2,226	
P	42	44	25		P	3,013	3,143	3,183	
Q	0	2	0		Q	3,936	4,043	4,137	
X	0	0	0		R	–	–	–	
					S	–	–	–	
					T	–	–	–	
					U	49	55	–	
					X	–	–	–	

## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ドイツ DEU				フランス FRA			
千人 thousands							
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	37,765	38,322	37,500	計	23,871	23,849	23,646
A	275	280	291	A	265	285	265
B	70	66	67	B	20	23	21
C	7,697	7,730	7,999	C	2,992	3,006	2,923
D	315	322	388	D	202	216	194
E	241	248	254	E	214	205	195
F	2,348	2,386	1,913	F	1,402	1,401	1,379
G	5,318	5,270	4,609	G	2,970	2,916	2,916
H	2,016	2,045	1,703	H	1,328	1,312	1,301
I	1,359	1,376	1,123	I	888	853	837
J	1,140	1,200	1,524	J	734	775	829
K	1,124	1,123	1,176	K	844	869	909
L	157	163	287	L	295	255	236
M	1,792	1,887	1,818	M	1,263	1,268	1,273
N	1,854	1,901	1,498	N	986	941	903
O	2,885	2,907	3,350	O	2,449	2,462	2,514
P	2,623	2,682	2,808	P	1,858	1,948	2,013
Q	5,013	5,179	4,816	Q	3,555	3,529	3,482
R	386	407	401	R	370	354	320
S	930	930	1,223	S	550	520	500
T	200	200	139	T	326	334	286
U	22	19	—	U	25	25	20
X	—	—	104	X	335	352.2	328

## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

イタリア				ITA	オランダ				NLD
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2018年	2019	2020		2010	2017	2018		
計/Total	17,896	18,048	17,746	計	7,329	7,489	7,432		
A	470	483	496	A	72	73	77		
B	24	23	31	B	9	8	10		
C	3,801	3,864	3,837	C	751	749	741		
D	103	107	109	D	29	33	28		
E	236	234	234	E	29	32	31		
F	860	830	844	F	280	278	269		
G	2,083	2,099	2,094	G	1,073	1,085	1,060		
H	1,013	1,017	996	H	363	354	327		
I	1,046	1,069	904	I	328	332	286		
J	484	494	506	J	220	236	235		
K	519	521	522	K	206	196	194		
L	69	81	74	L	51	54	54		
M	601	624	627	M	389	391	402		
N	861	879	826	N	385	404	378		
O	1,239	1,237	1,212	O	495	503	527		
P	1,508	1,505	1,554	P	514	513	522		
Q	1,583	1,608	1,583	Q	1,166	1,220	1,223		
R	191	193	173	R	99	107	97		
S	440	436	445	S	99	100	107		
T	750	732	661	T	10	11	12		
U	18	14	17	U	—	—	—		
X	—	—	—	X	760	810	852		

## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク	DNK			スウェーデン			SWE
千人	thousands						
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	2,602	2,638	2,609	計	4,602	4,626	4,562
A	36	38	37	A	34	30	33
B	5	6	5	B	10	9	10
C	312	305	308	C	483	486	473
D	14	17	17	D	28	30	32
E	14	16	16	E	24	26	25
F	148	148	145	F	278	288	276
G	401	400	393	G	511	514	504
H	116	117	118	H	228	227	212
I	99	102	89	I	151	140	118
J	92	101	102	J	208	220	238
K	76	75	79	K	91	94	102
L	35	37	36	L	68	72	72
M	134	140	133	M	352	358	360
N	101	107	101	N	221	206	202
O	145	146	154	O	367	366	368
P	251	250	254	P	568	577	559
Q	500	500	498	Q	738	745	743
R	58	58	56	R	111	112	102
S	56	63	58	S	106	98	96
T	u 2	u 3	u 2	T	—	—	—
U	—	u 2	u 3	U	—	—	—
X	5	8	7	X	23	26	34

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィンランド				FIN	ノルウェー				NOR
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020		
計/Total	2,204	2,220	2,189	計	2,512	2,540	2,536		
A	28	29	30	A	28	31	33		
B	6	7	6	B	63	61	62		
C	315	309	309	C	200	202	203		
D	13	14	17	D	18	16	16		
E	11	10	12	E	13	13	13		
F	155	148	144	F	199	203	201		
G	257	251	238	G	336	341	338		
H	126	126	117	H	119	117	118		
I	76	87	67	I	86	89	81		
J	102	112	118	J	97	102	104		
K	47	49	50	K	53	49	49		
L	22	21	24	L	24	25	23		
M	136	137	153	M	138	135	142		
N	100	105	98	N	119	119	114		
O	116	113	121	O	174	166	164		
P	180	181	183	P	217	226	226		
Q	394	398	389	Q	530	544	547		
R	49	52	50	R	49	50	52		
S	57	54	51	S	46	48	48		
T	8	9	8	T	—	—	—		
U	—	—	—	U	—	—	—		
X	6	6	6	X	—	—	—		

## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ロシア 2)				RUS	中国 3)				CHN
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020		
計/Total	67,577	67,109	65,833	計	172,582	171,618	170,391		
A	2,850	2,868	2,926	A	1,926	1,341	857		
B	1,656	1,647	1,625	B	4,144	3,677	3,521		
C	9,826	9,865	9,638	C	41,783	38,320	38,055		
D	1,921	1,869	1,874	D/E	3,692	3,731	3,797		
E	505	504	522						
F	4,688	4,526	4,246	F	27,109	22,705	21,533		
G	10,236	10,018	9,807	G	8,233	8,300	7,869		
H	5,735	5,799	5,667	H	8,190	8,155	8,122		
I	1,827	1,815	1,642	I	2,698	2,652	2,566		
J	1,224	1,240	1,312	J	4,243	4,553	4,871		
K	1,632	1,614	1,574	K	6,993	8,261	8,590		
L	1,200	1,189	1,217	L	4,660	5,103	5,254		
M	2,174	2,224	2,328	M	5,295	6,604	6,436		
N	1,689	1,737	1,716	N	4,115	4,343	4,312		
O	5,136	5,022	5,021	O/U	20,781	22,343	22,177		
P	6,847	6,788	6,616	P	17,356	19,093	19,589		
Q	5,727	5,621	5,426	Q	9,124	10,062	10,519		
R	1,301	1,401	1,367	R	1,466	1,512	1,495		
S	1,380	1,347	1,301	S/T	774	863	828		
T	19	11	8						
U	6	4	u 1						
X	—	—	—	X	—	—	—		

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

2) ウクライナのクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市を含む。

3) 16歳以上、かつ民間企業を除く都市部企業の登録雇用者が対象。各年12月末の数値。



## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

韓国				KOR	シンガポール <sup>4)</sup>				SGP
千人					千人				thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2018年	2019	2020			2018年	2019	2020	
計/Total	20,084	20,440	20,332		計	1,846	1,884	1,855	
A	131	127	126						
B	19	14	13						
C	4,011	3,967	3,942		C	212	201	200	
D	69	67	72						
E	118	126	141						
F	1,604	1,607	1,640		F	83	79	77	
G	2,284	2,271	2,189		G	303	308	287	
H	803	823	837		H	134	136	135	
I	1,361	1,425	1,287		I	112	111	105	
J	760	789	772		J	85	93	99	
K	800	766	758		K	174	187	183	
L	349	388	364		L	37	33	34	
M	923	986	991		M	148	156	155	
N	1,210	1,218	1,252		N	104	110	117	
O	1,110	1,076	1,112		O/P	228	238	231	
P	1,495	1,535	1,482						
Q	1,951	2,117	2,247		Q	118	130	131	
R	289	322	324		R	34	30	31	
S	749	735	673		S/T/U	54	52	50	
T	40	70	94						
U	7	12	17						
					A/B/D/E/X	20	22	20	

4) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。

### 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

マレーシア 5)				MYS	タイ	THA					
				thousands				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020		2018	2019	2020
計	10,700	11,218	11,554	計	18,334	18,660	18,607	計	18,334	18,660	18,607
A	653	670	968	A	1,871	1,754	1,735	A	1,871	1,754	1,735
B	88	89	80	B	69	55	70	B	69	55	70
C	2,109	2,306	2,106	C	4,866	4,821	4,696	C	4,866	4,821	4,696
D	68	71	73	D	113	120	123	D	113	120	123
E	75	73	69	E	64	83	86	E	64	83	86
F	922	961	892	F	1,552	1,657	1,690	F	1,552	1,657	1,690
G	1,594	1,701	1,854	G	2,508	2,647	2,626	G	2,508	2,647	2,626
H	524	527	597	H	661	724	742	H	661	724	742
I	833	883	895	I	919	960	915	I	919	960	915
J	202	199	208	J	173	181	201	J	173	181	201
K	298	312	340	K	474	490	501	K	474	490	501
L	79	79	78	L	132	140	173	L	132	140	173
M	297	324	332	M	280	279	282	M	280	279	282
N	610	662	687	N	480	524	465	N	480	524	465
O	720	737	735	O	1,627	1,611	1,643	O	1,627	1,611	1,643
P	949	921	909	P	1,138	1,135	1,190	P	1,138	1,135	1,190
Q	363	384	446	Q	620	613	651	Q	620	613	651
R	70	62	50	R	126	128	117	R	126	128	117
S	143	152	173	S	377	444	415	S	377	444	415
T	104	104	64	T	211	219	231	T	211	219	231
U	2	-	-	U	3	4	2	U	3	4	2
				X	70	71	54	X	70	71	54

5) 15～64歳までが対象。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィリピン				PHL	オーストラリア 6)				AUS
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2018年	2019	2020			2018	2019	2020	
計/Total	26,128	27,091	24,648		計	10,505	10,728	10,560	
A	3,334	3,229	2,958		A	155	139	153	
B	179	157	159		B	236	237	238	
C	2,930	2,954	2,649		C	863	840	813	
D	88	91	81		D	79	77	85	
E	61	62	58		E	66	73	58	
F	3,804	4,101	3,664		F	760	757	765	
G	3,048	3,198	3,011		G	1,565	1,577	1,541	
H	1,668	1,704	1,593		H	524	529	501	
I	1,258	1,416	1,054		I	792	804	697	
J	343	359	317		J	383	378	382	
K	524	566	544		K	395	400	433	
L	156	159	147		L	130	128	124	
M	245	264	234		M	574	647	622	
N	1,559	1,638	1,591		N	329	364	329	
O	2,560	2,785	2,563		O	771	819	841	
P	1,181	1,263	1,266		P	963	997	1,024	
Q	494	514	518		Q	1,523	1,560	1,607	
R	310	349	200		R	211	213	183	
S	439	454	852		S	183	184	160	
T	1,945	1,828	1,190		T	2	3	2	
U	4	u 1	u 2		U	1	1	1	
X	-	-	-		X	0	0	2	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

6) 自己使用のための生産労働者を除く。

## 第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ニュージーランド	NZL			ブラジル	BRA		
千人	thousands						
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	2,166	2,196	2,191	計	61,027	61,959	56,086
A	86	88	90	A	3,336	3,386	3,070
B	5	5	5	B	369	391	386
C	228	219	228	C	7,656	7,747	7,095
D	12	12	14	D	211	223	224
E	10	10	11	E	431	448	413
F	171	169	182	F	2,845	2,812	2,424
G	327	335	327	G	10,487	10,571	9,402
H	100	104	103	H	2,650	2,618	2,291
I	130	123	120	I	2,716	2,836	2,062
J	75	73	71	J	991	1,045	1,054
K	68	74	75	K	1,090	1,116	1,059
L	23	23	19	L	336	322	282
M	130	134	125	M	1,639	1,691	1,661
N	81	91	88	N	3,452	3,556	3,221
O	139	142	153	O	4,994	4,980	5,033
P	218	205	199	P	5,929	6,092	5,780
Q	251	254	264	Q	3,873	4,003	4,126
R	39	41	39	R	559	585	417
S	48	52	51	S	1,264	1,309	1,077
T	1	1	0	T	6,177	6,206	4,997
U	1	1	1	U	8	6	4
				X	16	17	10

出典：カナダ、イギリス、ニュージーランド：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2021年11月現在

中国：国家统计局(NBS) (2021.9) 「中国統計年鑑2021」

その他の国：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2021年10月現在

## 第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Employment by occupation and sex

日本 1)										JPN
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	66,640	37,170	29,460	67,240	37,330	29,920	66,760	37,090	29,680	
1	1,340	1,150	200	1,280	1,100	190	1,280	1,120	170	
2/3	11,310	5,940	5,380	11,740	6,130	5,610	12,140	6,400	5,740	
4	13,110	5,170	7,940	13,190	5,200	8,000	13,510	5,380	8,130	
5/0	18,390	8,730	9,640	18,380	8,690	9,700	18,090	8,560	9,510	
6	2,220	1,420	800	2,170	1,380	800	2,090	1,340	750	
7	9,120	6,440	2,670	9,070	6,460	2,620	8,680	6,140	2,530	
8	2,180	2,120	60	2,210	2,140	70	2,160	2,090	70	
9	7,730	5,530	2,210	7,840	5,510	2,320	7,730	5,460	2,260	
X	1,240	670	560	1,360	720	610	1,080	600	520	
	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F	

アメリカ										USA
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	155,761	82,698	73,063	157,538	83,460	74,078	147,795	78,560	69,234	
1	16,756	9,929	6,827	17,439	10,344	7,094	17,027	10,036	6,992	
2	34,651	16,007	18,644	35,392	16,308	19,084	34,132	15,627	18,505	
3	22,449	11,299	11,150	22,777	11,338	11,439	25,684	11,342	14,342	
4	15,376	4,156	11,220	15,615	4,258	11,358	13,222	3,521	9,701	
5	27,523	10,425	17,098	27,413	10,433	16,980	21,455	9,266	12,190	
6	653	539	114	698	563	134	659	537	122	
7	14,934	12,889	2,045	14,637	12,611	2,026	12,508	10,744	1,765	
8	9,346	7,538	1,807	9,258	7,498	1,760	8,402	6,860	1,543	
9	14,073	9,915	4,157	14,310	10,107	4,203	14,705	10,629	4,077	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

Item 0 to 9 and X: See "Table B: International Standard Classification of Occupation (ISCO)" (p.134).

注：ISCO分類記号は「B表 国際標準職業分類(ISCO)」(p.134)を参照。

- 1) 日本独自の分類 (JSCO) による数値を、大分類レベルでISCOに当てはめて集計したもので、厳密には国際分類とは異なる。分類5/0には販売・サービス・保安職業従事者を含み、分類7は生産工程従事者、分類8は輸送・機械運転従事者、分類9は建設・探掘従事者及び運搬・清掃・包装等従事者を指す。

## 第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

イギリス UK									
千人 thousands									
ISCO -08	2018年			2019			2020		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	32,121	17,037	15,085	32,508	17,129	15,379	32,319	16,894	15,425
1	3,460	2,247	1,213	3,685	2,369	1,316	3,657	2,319	1,339
2	6,649	3,316	3,333	6,941	3,462	3,479	7,311	3,659	3,652
3	4,702	2,628	2,074	4,706	2,582	2,123	5,010	2,722	2,288
4	3,261	801	2,459	3,133	762	2,371	3,254	879	2,375
5	3,259	2,945	315	3,301	2,964	337	2,986	2,640	347
6	2,901	523	2,378	2,950	523	2,427	2,899	533	2,367
7	2,428	933	1,495	2,366	906	1,460	2,274	866	1,408
8	2,047	1,809	238	2,022	1,773	249	1,845	1,625	220
9	3,347	1,788	1,558	3,336	1,743	1,594	3,031	1,619	1,413
0/X	68	46	22	70	47	24	51	33	18
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

ドイツ DEU									
千人 thousands									
ISCO -08	2018年			2019			2020		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	41,915	22,395	19,520	42,400	22,624	19,777	41,717	22,062	19,655
1	1,974	1,394	580	2,099	1,481	618	1,725	1,240	485
2	7,503	4,115	3,387	7,699	4,203	3,496	9,330	4,783	4,547
3	9,462	4,043	5,419	9,768	4,162	5,607	8,268	4,019	4,249
4	5,374	1,905	3,469	5,230	1,824	3,407	5,276	1,738	3,538
5	5,870	2,215	3,654	5,901	2,259	3,642	5,108	1,948	3,160
6	545	448	97	539	442	97	575	457	118
7	5,129	4,556	573	5,085	4,491	594	4,179	3,733	445
8	2,561	2,195	365	2,547	2,198	349	2,150	1,788	362
9	3,270	1,333	1,938	3,294	1,372	1,922	2,866	1,257	1,609
0	185	165	20	183	161	22	147	132	—
X	42	25	17	56	32	24	2,094	968	1,126
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

### 3 就業構造

#### 第 3-4 表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

フランス										FRA
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	27,022	13,969	13,053	27,133	13,970	13,163	26,995	13,885	13,110	
1	1,957	1,283	674	2,027	1,324	703	2,107	1,358	749	
2	4,983	2,412	2,571	5,146	2,451	2,695	5,450	2,577	2,873	
3	5,387	2,678	2,709	5,427	2,683	2,744	5,359	2,662	2,697	
4	2,170	540	1,629	2,174	560	1,614	2,154	535	1,620	
5	4,335	1,428	2,907	4,313	1,428	2,885	4,159	1,376	2,783	
6	798	627	170	803	631	171	768	604	164	
7	2,370	2,133	237	2,427	2,169	258	2,338	2,079	259	
8	2,026	1,638	388	1,932	1,550	382	1,892	1,521	371	
9	2,656	971	1,684	2,523	912	1,611	2,417	915	1,502	
0	247	207	40	250	202	48	231	199	33	
X	95	52	43	112	58	54	121	62	59	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

イタリア										ITA
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	23,215	13,447	9,768	23,360	13,488	9,872	22,904	13,280	9,623	
1	863	630	233	839	606	233	828	602	226	
2	3,492	1,599	1,893	3,581	1,630	1,951	3,605	1,660	1,944	
3	4,089	2,487	1,602	4,103	2,494	1,609	4,044	2,433	1,611	
4	2,753	991	1,762	2,760	979	1,781	2,760	985	1,775	
5	4,071	1,666	2,406	4,115	1,679	2,436	3,831	1,563	2,267	
6	535	416	119	568	444	124	550	428	123	
7	3,040	2,732	308	2,986	2,694	292	2,959	2,677	282	
8	1,564	1,295	269	1,603	1,328	275	1,588	1,315	273	
9	2,564	1,398	1,166	2,570	1,408	1,162	2,499	1,386	1,114	
0	237	228	9	235	226	8	241	232	9	
X	6	4	u 2	-	-	-	-	-	-	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

## 第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

オランダ										NLD
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	8,798	4,705	4,093	8,982	4,785	4,198	8,981	4,777	4,204	
1	454	337	116	491	358	133	471	348	124	
2	2,333	1,209	1,124	2,425	1,257	1,168	2,551	1,314	1,237	
3	1,406	684	722	1,475	702	773	1,494	716	778	
4	822	325	498	816	336	479	805	333	472	
5	1,635	528	1,107	1,651	534	1,117	1,577	518	1,060	
6	161	131	30	165	133	32	164	134	30	
7	679	623	56	690	631	60	675	611	64	
8	397	358	40	398	354	44	368	325	43	
9	765	412	354	772	413	359	749	393	356	
0	25	23	u 2	22	20	u 2	25	23	u 2	
X	122	76	46	77	47	31	103	62	41	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

デンマーク										DNK
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,832	1,502	1,330	2,878	1,529	1,349	2,852	1,514	1,338	
1	80	59	21	91	66	24	78	57	22	
2	780	344	436	797	350	448	814	360	454	
3	509	289	220	516	303	213	516	297	220	
4	186	55	131	191	57	134	190	55	135	
5	544	202	342	546	203	343	526	196	331	
6	48	38	10	46	39	8	43	36	7	
7	220	204	15	213	198	15	214	200	13	
8	149	128	21	146	123	23	146	124	22	
9	291	161	130	299	164	134	292	164	128	
0	13	12	-	14	13	-	14	14	-	
X	13	9	4	19	12	7	19	12	7	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.



### 3 就業構造

#### 第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

スウェーデン										SWE
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	5,097	2,668	2,429	5,132	2,693	2,438	5,064	2,675	2,389	
1	313	194	119	321	192	129	320	185	135	
2	1,458	613	846	1,525	641	885	1,556	669	887	
3	948	529	419	943	531	412	959	542	417	
4	324	127	197	308	122	186	295	122	173	
5	943	312	631	928	313	615	870	301	570	
6	81	60	21	80	62	18	87	65	22	
7	468	435	34	476	437	39	456	419	37	
8	302	258	44	293	251	42	278	240	38	
9	238	123	115	236	127	109	219	116	103	
0	16	14	u 2	16	14	—	15	12	—	
X	7	5	2	7	u 4	—	10	u 6	u 4	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

フィンランド										FIN
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,540	1,317	1,223	2,566	1,327	1,239	2,528	1,314	1,214	
1	85	58	27	82	52	30	69	43	26	
2	641	333	309	674	344	331	734	377	357	
3	488	208	280	496	217	280	493	217	276	
4	147	38	109	132	37	96	129	35	93	
5	472	137	335	473	143	330	438	134	304	
6	82	57	26	84	58	26	78	54	24	
7	267	245	22	257	234	23	250	229	21	
8	192	165	27	194	167	26	178	152	26	
9	155	68	87	160	66	95	146	62	85	
0	9	8	—	9	8	—	10	9	—	
X	u 3	—	—	u 4	—	—	u 4	—	u 2	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

## 第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

ノルウェー NOR									
千人 thousands									
ISCO -08	2018年			2019			2020		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	2,686	1,421	1,265	2,716	1,436	1,279	2,702	1,430	1,272
1	236	152	84	223	146	77	223	147	76
2	732	303	430	749	305	444	752	307	445
3	433	249	183	432	255	177	423	251	172
4	148	64	85	155	65	90	146	65	81
5	571	189	381	591	198	393	564	185	378
6	50	38	12	49	38	11	44	34	10
7	248	236	12	257	242	14	244	230	14
8	149	132	17	145	131	14	146	130	17
9	97	41	56	95	41	55	88	36	52
0	21	16	5	21	15	u 6	71	44	27
X	2	1	1	-	-	-	-	-	-
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

ロシア RUS									
千人 thousands									
ISCO -08	2018年			2019			2020		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	72,532	37,259	35,272	71,933	36,913	35,021	70,601	36,208	34,393
1	4,766	2,772	1,993	4,354	2,408	1,946	4,100	2,224	1,876
2	17,819	6,472	11,347	17,948	6,696	11,252	18,596	6,921	11,674
3	9,390	3,772	5,618	9,999	4,059	5,940	9,703	3,976	5,728
4	2,428	417	2,010	2,064	363	1,700	1,946	348	1,598
5	11,611	3,646	7,966	11,280	3,409	7,870	10,725	3,251	7,474
6	1,806	933	873	1,742	882	859	1,756	909	847
7	9,717	8,022	1,695	9,661	7,923	1,738	9,231	7,600	1,631
8	9,145	8,137	1,008	9,278	8,192	1,086	9,198	8,131	1,067
9	5,850	3,088	2,762	5,610	2,980	2,629	5,346	2,847	2,499
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

## 第 3-4 表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

香港										HKG
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	3,867	1,943	1,924	3,850	1,909	1,941	3,662	1,806	1,856	
1	449	295	154	424	275	148	397	252	145	
2	304	186	118	304	182	123	301	180	121	
3	798	419	378	836	432	404	819	425	393	
4	496	131	365	483	131	352	460	123	337	
5	620	255	365	619	256	363	543	226	317	
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	245	234	11	236	223	13	226	213	13	
8	170	166	4	167	162	5	161	156	5	
9	782	255	528	778	246	532	752	229	523	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

韓国										KOR
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	26,925	15,390	11,535	27,231	15,488	11,744	27,024	15,408	11,616	
1	371	317	54	408	345	63	395	334	62	
2	5,491	2,839	2,652	5,557	2,839	2,718	5,480	2,855	2,626	
3	4,762	2,449	2,312	4,749	2,398	2,351	4,691	2,314	2,377	
4	2,969	984	1,985	3,116	1,044	2,072	3,046	1,016	2,030	
5	3,037	1,495	1,542	3,030	1,509	1,522	2,897	1,448	1,449	
6	1,266	784	482	1,332	821	511	1,383	861	521	
7	2,347	2,028	318	2,372	2,071	301	2,336	2,053	283	
8	3,098	2,716	382	3,026	2,663	363	2,957	2,621	336	
9	3,483	1,760	1,723	3,534	1,774	1,760	3,718	1,879	1,839	
X	103	18	85	109	25	84	120	27	93	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

## 第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

シンガポール 2)										SGP
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,204	1,197	1,007	2,230	1,203	1,028	2,223	1,198	1,025	
1	342	219	122	365	231	134	368	231	137	
2	449	236	213	469	238	231	504	261	244	
3	465	243	223	468	243	225	458	232	227	
4	241	60	181	237	56	181	216	52	164	
5	263	116	147	258	112	146	252	108	145	
6/X	70	67	3	65	62	2	60	59	1	
7	70	61	9	68	59	9	63	54	9	
8	148	130	18	151	137	15	152	137	15	
9	156	66	90	149	64	85	150	65	84	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

マレーシア 3)										MYS
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	14,776	9,042	5,734	15,073	9,202	5,871	14,957	9,129	5,828	
1	661	498	163	695	533	162	808	608	201	
2	1,824	821	1,003	1,884	831	1,053	1,868	782	1,086	
3	1,537	1,051	486	1,574	1,093	481	1,547	1,063	484	
4	1,248	349	899	1,272	337	935	1,242	384	858	
5	3,423	1,691	1,731	3,412	1,659	1,752	3,632	1,862	1,770	
6	922	720	202	933	741	192	916	720	196	
7	1,546	1,216	330	1,577	1,229	348	1,473	1,175	298	
8	1,788	1,399	389	1,865	1,447	419	1,690	1,278	412	
9	1,829	1,297	532	1,863	1,333	529	1,780	1,258	523	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

2) 6月調査の数値。国籍保有者及び永住権保有者が対象。

3) 15~64歳が対象。

## 第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

タイ										THA
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	37,865	20,630	17,235	37,613	20,466	17,147	37,680	20,452	17,228	
1	1,394	921	473	1,379	895	484	1,624	987	637	
2	2,105	828	1,277	2,117	826	1,292	2,274	869	1,405	
3	1,732	823	909	1,690	786	905	1,785	842	943	
4	1,596	488	1,108	1,697	505	1,191	1,645	488	1,156	
5	7,656	3,117	4,539	7,573	3,049	4,524	7,504	2,963	4,541	
6	11,089	6,481	4,608	10,833	6,364	4,470	10,828	6,375	4,453	
7	4,270	3,104	1,166	4,242	3,145	1,097	4,170	3,076	1,095	
8	3,683	2,601	1,082	3,726	2,626	1,100	3,625	2,611	1,014	
9	4,340	2,267	2,073	4,357	2,272	2,085	4,226	2,241	1,984	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

フィリピン										PHL
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	41,157	25,424	15,732	42,428	25,984	16,445	39,378	24,179	15,199	
1	6,588	3,119	3,469	4,840	2,395	2,445	3,557	1,673	1,883	
2	2,243	812	1,431	2,372	827	1,546	2,226	790	1,435	
3	1,663	859	804	1,762	871	891	1,484	735	749	
4	2,389	969	1,420	2,581	1,055	1,526	2,467	1,002	1,465	
5	6,171	2,851	3,320	7,805	3,219	4,586	7,594	3,110	4,485	
6	5,096	4,223	874	4,996	4,121	875	5,260	4,337	923	
7	3,230	2,763	467	3,363	2,873	490	2,829	2,411	417	
8	2,623	2,347	276	3,275	2,948	327	3,125	2,816	309	
9	11,060	7,392	3,668	11,348	7,592	3,756	10,738	7,212	3,526	
0	94	90	4	87	84	4	100	93	7	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

## 第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

オーストラリア 4)										AUS
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	12,598	6,686	5,911	12,894	6,822	6,072	12,673	6,691	5,982	
1	1,381	859	522	1,322	804	518	1,410	846	563	
2	2,786	1,238	1,549	2,932	1,326	1,605	3,028	1,346	1,682	
3	1,635	749	887	1,719	789	930	1,626	767	859	
4	1,195	293	903	1,225	301	924	1,229	305	924	
5	2,141	666	1,475	2,169	679	1,490	2,022	658	1,365	
6	270	217	53	284	220	64	293	228	65	
7	1,345	1,269	76	1,348	1,271	77	1,260	1,182	77	
8	840	726	113	866	748	119	805	693	111	
9	1,004	671	333	1,030	684	346	1,002	667	335	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

ブラジル										BRA
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	90,764	51,110	39,654	92,603	51,934	40,669	84,747	48,062	36,685	
1	4,062	2,454	1,608	4,134	2,504	1,630	3,451	2,133	1,318	
2	9,987	3,947	6,040	10,451	4,102	6,349	10,711	4,183	6,528	
3	6,921	3,822	3,099	7,137	3,949	3,188	7,181	3,945	3,236	
4	7,453	2,796	4,657	7,556	2,815	4,741	7,196	2,691	4,506	
5	20,820	9,003	11,817	21,320	9,085	12,234	18,324	8,034	10,290	
6	5,530	4,431	1,100	5,577	4,469	1,108	5,641	4,489	1,153	
7	12,052	9,900	2,152	12,189	9,993	2,195	11,016	9,002	2,014	
8	7,593	6,563	1,030	7,692	6,659	1,034	6,938	6,106	833	
9	15,508	7,447	8,061	15,691	7,593	8,097	13,410	6,723	6,686	
0	828	742	87	849	758	91	821	727	94	
X	11	7	4	10	7	3	58	31	28	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

4) 海外領土、施設人口、軍人を除く。フルタイム及びパートタイム労働者が対象。

出典：日本：総務省統計局（2021.1）「労働力調査」

イギリス：nomis (<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2021年10月現在その他：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2021年10月現在

## B表 国際標準職業分類 (ISCO)

Table B: International Standard Classification of Occupations (ISCO)

国際標準職業分類-08		ISCO-08
1	管理職	Managers
2	専門職	Professionals
3	技師, 准専門職	Technicians and associate professionals
4	事務補助員	Clerical support workers
5	サービス・販売従事者	Service and sales workers
6	農林漁業従事者	Skilled agricultural, forestry and fishery workers
7	技能工及び関連職業の従事者	Craft and related trades workers
8	設備・機械の運転・組立工	Plant and machine operators, and assemblers
9	単純作業の従事者	Elementary occupations
0	軍人	Armed forces occupations
X	分類不能, 無回答	Not elsewhere classified or No response

出典：ILOウェブサイト (<https://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/>)

総務省ウェブサイト ([https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/))

## 第3-5表 就業者の職業別構成比（2020年）

Table 3-5: Occupational composition of employment (2020)

	管理職	専門職	技師、 准専門職	事務 補助 員	サービス ・販売 従事者	農林 漁業 従事者	技能工 及び 関連 職業の 従事者	設備・ 機械の 運転・ 組立工	単純 作業の 従事者	
%										% of total
日本	1.9	18.2		20.2	27.1	3.1	13.0	3.2	11.6	JPN
アメリカ	11.5	23.1	17.4	8.9	14.5	0.4	8.5	5.7	9.9	USA
イギリス	11.3	22.6	15.5	10.1	9.2	9.0	7.0	5.7	9.4	UK
ドイツ	4.1	22.4	19.8	12.6	12.2	1.4	10.0	5.2	6.9	DEU
フランス	7.8	20.2	19.9	8.0	15.4	2.8	8.7	7.0	9.0	FRA
イタリア	3.6	15.7	17.7	12.1	16.7	2.4	12.9	6.9	10.9	ITA
オランダ	5.2	28.4	16.6	9.0	17.6	1.8	7.5	4.1	8.3	NLD
デンマーク	2.7	28.5	18.1	6.7	18.4	1.5	7.5	5.1	10.2	DNK
スウェーデン	6.3	30.7	18.9	5.8	17.2	1.7	9.0	5.5	4.3	SWE
フィンランド	2.7	29.0	19.5	5.1	17.3	3.1	9.9	7.0	5.8	FIN
ノルウェー	8.3	27.8	15.6	5.4	20.9	1.6	9.0	5.4	3.3	NOR
ロシア	5.8	26.3	13.7	2.8	15.2	2.5	13.1	13.0	7.6	RUS
香港	10.9	8.2	22.4	12.6	14.8	0.0	6.2	4.4	20.5	HKG
韓国	1.5	20.3	17.4	11.3	10.7	5.1	8.6	10.9	13.8	KOR
シンガポール	16.6	22.7	20.6	9.7	11.4	2.7	2.8	6.8	6.7	SGP
マレーシア	5.4	12.5	10.3	8.3	24.3	6.1	9.8	11.3	11.9	MYS
タイ	4.3	6.0	4.7	4.4	19.9	28.7	11.1	9.6	11.2	THA
フィリピン	9.0	5.7	3.8	6.3	19.3	13.4	7.2	7.9	27.3	PHL
オーストラリア 1)	11.0	22.1	13.0	9.5	17.0	2.1	10.7	6.7	8.0	AUS
ブラジル	4.1	12.6	8.5	8.5	21.6	6.7	13.0	8.2	15.8	BRA
ISCO-08(*)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

\*Occupational classification: 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations.

注：原則2020年の数値。出典及び各国の注は「第3-4表 性別・職業別就業者数」（p.124～133）に準ずる。分類0（軍人）及び分類X（分類不能）を除くため、1～9を合算しても100（就業者計）にはならない。

1) 2018年の数値。



## 第3-6表 管理職に占める女性の割合

Table 3-6: Women's share of managerial employment

	2014年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
日本 1)	11.3	12.4	12.9	13.2	14.9	14.8	13.3	JPN
アメリカ	38.9	39.6	39.7	40.5	40.7	40.7	41.1	USA
イギリス	33.4	34.0	34.4	34.9	35.1	35.7	36.6	UK
ドイツ	29.0	29.3	29.3	29.2	29.4	29.4	28.1	DEU
フランス	32.7	31.8	33.1	33.4	34.4	34.7	35.5	FRA
イタリア	26.6	26.6	27.7	27.5	27.0	27.8	27.3	ITA
オランダ	25.5	26.0	25.4	26.6	25.7	27.1	26.2	NLD
デンマーク	26.0	26.4	27.4	26.3	26.1	26.7	27.9	DNK
スウェーデン	37.1	39.5	39.3	38.9	38.1	40.3	42.3	SWE
フィンランド	33.6	33.4	34.1	31.3	31.9	36.9	37.5	FIN
ノルウェー	35.5	36.0	37.9	38.3	35.6	34.4	34.1	NOR
ロシア	38.1	38.7	42.0	41.3	41.8	44.7	45.7	RUS
香港	33.5	33.0	32.5	35.2	34.3	35.0	36.6	HKG
韓国	11.1	10.4	9.8	12.3	14.5	15.4	15.7	KOR
シンガポール	33.9	33.9	34.8	33.9	35.8	36.7	37.2	SGP
マレーシア	22.2	22.5	20.4	22.1	24.6	23.3	24.9	MYS
タイ	32.7	32.8	32.7	33.6	33.9	35.1	39.2	THA
フィリピン	47.4	47.1	—	51.5	52.7	50.5	53.0	PHL
オーストラリア	36.3	37.7	36.7	38.7	37.8	39.2	40.0	AUS
ブラジル	38.7	39.4	39.6	39.9	39.6	39.4	38.2	BRA

出典：日本：総務省統計局（2021.1）「労働力調査（長期時系列）」

イギリス：nomis (<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2021年10月現在

その他：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2021年10月現在

注：ここでいう「管理職」とは、国際標準職業分類（ISCO-08またはISCO-88）による大分類の「区分1」に相当する者を指す。本表は、「区分1」の就業者総数（男女計）に対する同区分の女性就業者割合を算出したもの。

1) 日本独自の職業分類基準を採用しているため、国際標準職業分類とは異なる。

## 第3-7表 従業上の地位別就業者数

Table 3-7: Employment by professional status

雇用者	2018年	2019	2020	2018年	2019	2020	国名
	千人	thousands	thousands	対就業者割合	% of total employment	% of total employment	
日本	59,360	60,040	59,730	89.1	89.3	89.5	JPN
アメリカ	145,958	147,920	138,459	93.7	93.9	93.7	USA
カナダ	17,039	17,436	16,447	91.8	91.8	91.4	CAN
イギリス	27,499	27,649	27,764	84.8	84.3	85.4	UK
ドイツ	37,684	38,232	—	89.9	90.2	—	DEU
フランス	23,856	23,834	23,632	88.3	87.8	87.5	FRA
イタリア	17,890	18,043	17,741	77.1	77.2	77.5	ITA
オランダ	7,322	7,475	7,421	83.2	83.2	82.6	NLD
デンマーク	2,602	2,638	2,609	91.9	91.7	91.5	DNK
スウェーデン	4,602	4,626	4,562	90.3	90.2	90.1	SWE
フィンランド	2,204	2,220	2,189	86.8	86.5	86.6	FIN
ノルウェー	2,512	2,540	2,536	93.5	93.5	93.8	NOR
ロシア	67,577	67,109	65,833	93.2	93.3	93.2	RUS
韓国	20,084	20,440	20,332	74.9	75.4	75.6	KOR
オーストラリア	11,370	11,630	11,481	90.4	90.3	90.6	AUS
ニュージーランド	2,166	2,196	2,191	81.8	81.6	80.3	NZL
自営業主	Employers and persons working on own account						
	千人	thousands	thousands	対就業者割合	% of total employment	% of total employment	
日本	5,350	5,310	5,260	8.0	7.9	7.9	JPN
アメリカ	9,707	9,540	9,253	6.2	6.1	6.3	USA
カナダ	1,505	1,529	1,532	8.1	8.1	8.5	CAN
イギリス	—	—	—	—	—	—	UK
ドイツ	4,011	3,954	—	9.6	9.3	—	DEU
フランス	3,078	3,218	3,274	11.4	11.9	12.1	FRA
イタリア	5,040	5,013	4,889	21.7	21.5	21.3	ITA
オランダ	1,439	1,460	1,515	16.4	16.3	16.9	NLD
デンマーク	219	229	232	7.7	8.0	8.1	DNK
スウェーデン	485	492	488	9.5	9.6	9.6	SWE
フィンランド	324	335	330	12.8	13.1	13.0	FIN
ノルウェー	170	172	161	6.3	6.3	6.0	NOR
ロシア	4,655	4,567	4,503	6.4	6.3	6.4	RUS
韓国	e 5,638	e 5,605	—	e 21.0	e 20.7	—	KOR
オーストラリア	1,190	1,222	1,167	9.5	9.5	9.2	AUS
ニュージーランド	462	478	516	17.4	17.8	18.9	NZL

e) 推計値。

e) Estimated.

## 第3-7表 従業上の地位別就業者数（続き）

Table 3-7: Employment by professional status (cont.)

	2018年	2019	2020	2018年	2019	2020	
	千人		thousands	対就業者割合		% of total employment	
無賃家族従業者	Unpaid family workers						
日本 1)	1,510	1,440	1,400	2.3	2.1	2.1	JPN
アメリカ	96	79	84	0.1	0.1	0.1	USA
カナダ	24	20	20	0.1	0.1	0.1	CAN
イギリス	115	128	101	0.4	0.4	0.3	UK
ドイツ	139	119	—	0.3	0.3	—	DEU
フランス	74	79	74	0.3	0.3	0.3	FRA
イタリア	280	299	269	1.2	1.3	1.2	ITA
オランダ	30	33	34	0.3	0.4	0.4	NLD
デンマーク	11	11	11	0.4	0.4	0.4	DNK
スウェーデン	10	13	14	0.2	0.2	0.3	SWE
フィンランド	11	10	10	0.4	0.4	0.4	FIN
ノルウェー	3	—	—	0.1	—	—	NOR
ロシア	299	257	266	0.4	0.4	0.4	RUS
韓国	1,101	1,077	—	4.1	4.0	—	KOR
オーストラリア	24	24	27	0.2	0.2	0.2	AUS
ニュージーランド	22	19	21	0.8	0.7	0.8	NZL

出典： OECD database (<https://stats.oecd.org>) "Employment by activities and status (ALFS)" 2021年10月現在

注： 軍人を除く。

1) 無賃家族従業者の欄は、収入がある者を含む。

## 第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
	%								
男女計	Total								
日本 1)	18.3	20.2	22.7	22.8	22.4	23.9	25.2	25.8	JPN
アメリカ 2)	12.8	14.1	13.3	13.4	12.9	12.7	12.4	11.7	USA
カナダ 3)	18.4	19.5	18.9	19.2	19.2	18.8	19.0	18.0	CAN
イギリス 4)	22.9	24.6	24.0	24.0	23.8	23.6	23.4	22.4	UK
ドイツ 4)	21.5	21.8	22.4	22.1	22.2	22.0	22.0	—	DEU
フランス 4)	13.2	13.7	14.4	14.3	14.3	14.0	13.4	13.1	FRA
イタリア 4) 5)	14.7	16.4	18.7	18.6	18.5	18.0	18.0	17.9	ITA
オランダ 4)	35.6	37.1	38.5	37.7	37.3	37.3	37.0	36.9	NLD
デンマーク 4)	17.3	19.2	20.0	19.7	19.5	19.1	19.2	18.6	DNK
スウェーデン 3)	13.5	14.5	14.1	13.8	13.8	13.5	13.7	14.1	SWE
フィンランド 6)	11.2	12.5	13.4	14.0	14.0	14.1	14.6	14.1	FIN
ノルウェー 7)	20.8	20.4	20.1	19.8	19.3	19.3	20.1	19.9	NOR
ロシア	5.6	4.3	4.2	4.3	3.6	3.9	4.0	4.1	RUS
韓国 2)	8.9	10.6	10.5	10.8	11.4	12.2	14.0	15.4	KOR
オーストラリア 8)	24.0	24.8	25.2	25.9	25.7	25.6	25.5	—	AUS
ニュージーランド 9)	21.6	21.8	21.4	21.1	21.0	20.5	19.5	19.7	NZL
メキシコ 4)	16.3	18.2	18.1	17.7	17.2	17.0	17.6	17.7	MEX
男	Male								
日本 1)	8.8	10.4	12.0	11.9	11.5	12.7	14.2	15.0	JPN
アメリカ 2)	7.8	9.3	8.8	8.8	8.5	8.4	8.3	8.0	USA
カナダ 3)	10.9	12.2	12.2	12.7	12.9	12.4	13.0	12.3	CAN
イギリス 4)	9.5	11.6	11.9	12.0	11.8	11.7	11.8	11.4	UK
ドイツ 4)	7.3	7.8	9.3	9.1	9.4	9.3	9.5	—	DEU
フランス 4)	5.0	5.7	6.9	7.0	7.0	7.1	6.9	6.9	FRA
イタリア 4) 5)	5.3	6.3	8.5	8.5	8.3	7.8	7.9	8.0	ITA
オランダ 4)	15.3	17.2	19.5	18.7	18.9	19.2	19.4	19.4	NLD
デンマーク 4)	11.7	13.5	15.0	15.0	14.9	14.3	14.7	14.1	DNK
スウェーデン 3)	8.5	10.1	10.6	10.1	10.4	10.2	10.5	11.4	SWE
フィンランド 6)	7.9	9.2	10.6	10.6	10.9	10.7	10.7	11.3	FIN
ノルウェー 7)	10.0	11.5	12.3	12.2	11.8	11.7	12.7	13.1	NOR
ロシア	3.9	3.0	2.9	3.1	2.5	2.7	3.0	3.1	RUS
韓国 2)	6.4	7.2	6.8	6.8	7.3	7.8	8.9	10.4	KOR
オーストラリア 8)	12.0	13.5	14.3	15.1	15.0	15.0	15.3	—	AUS
ニュージーランド 9)	10.0	11.3	11.1	11.4	11.5	11.2	10.6	11.2	NZL
メキシコ 4)	10.1	12.2	12.3	12.0	11.5	11.3	11.7	12.4	MEX

## 第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合（続き）

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	%
女									Female
日本 1)	31.7	33.9	36.9	37.1	36.7	38.3	39.1	39.5	JPN
アメリカ 2)	18.3	19.2	18.0	18.2	17.7	17.2	16.8	15.7	USA
カナダ 3)	27.0	27.5	26.3	26.4	26.2	25.8	25.6	24.5	CAN
イギリス 4)	38.5	39.3	37.7	37.6	37.4	36.9	36.2	34.5	UK
ドイツ 4)	38.8	38.2	37.4	36.9	36.8	36.6	36.3	—	DEU
フランス 4)	22.6	22.5	22.3	22.0	22.1	21.4	20.4	19.7	FRA
イタリア 4) 5)	28.8	31.0	32.8	32.6	32.4	31.9	31.8	31.5	ITA
オランダ 4)	60.7	60.6	60.7	59.7	58.6	58.0	56.9	56.8	NLD
デンマーク 4)	23.9	25.4	25.8	25.1	24.6	24.6	24.3	23.7	DNK
スウェーデン 3)	19.0	19.4	18.0	17.8	17.5	17.2	17.3	17.1	SWE
フィンランド 6)	14.8	16.0	16.4	17.7	17.4	17.8	18.7	17.2	FIN
ノルウェー 7)	32.9	30.2	28.8	28.1	27.6	27.7	28.5	27.5	NOR
ロシア	7.4	5.6	5.6	5.6	4.7	5.2	5.2	5.2	RUS
韓国 2)	12.4	15.5	15.8	16.4	16.9	18.2	20.8	22.1	KOR
オーストラリア 8)	38.7	38.6	38.0	38.3	38.0	37.5	37.1	—	AUS
ニュージーランド 9)	35.1	33.7	33.1	32.1	31.9	31.1	29.5	29.3	NZL
メキシコ 4)	27.2	28.1	27.5	26.9	26.4	26.1	26.9	26.2	MEX

出典： OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of FTPT employment - common definition" 2021年10月現在

注： 本表における短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

- 1) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。
- 2) 賃金・給与労働者のみが対象。通常の労働時間。
- 3) 主たる仕事の通常の労働時間。
- 4) 通常の労働時間（所定外労働時間、残業時間を含む）。
- 5) 2005年は16歳以上、2010年以降は16歳以上が対象。
- 6) 主たる仕事の通常の労働時間（通常の残業時間を含む）。
- 7) 通常の労働時間（所定の、若しくは契約で定められた時間）のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。2005年は16歳以上、2010年以降は15歳以上が対象。
- 8) 通常の労働時間（直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む）。
- 9) 通常の労働時間（労働が発生した全ての時間）。

### 第3-9表 短時間労働者に占める女性の割合

Table 3-9: Women's share of part-time employment

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
日本 1)	71.8	70.3	69.8	70.3	70.9	70.1	68.5	67.4	JPN
アメリカ 2)	68.4	66.3	65.5	65.7	65.8	65.5	65.4	64.5	USA
カナダ 3)	68.5	67.3	66.0	65.3	64.7	65.2	64.0	63.8	CAN
イギリス 4)	77.8	75.0	73.7	73.5	73.9	73.8	73.4	73.6	UK
ドイツ 4)	81.4	80.9	77.9	78.0	77.4	77.4	77.0	—	DEU
フランス 4)	79.5	78.1	75.2	74.6	74.5	73.8	73.5	73.2	FRA
イタリア 4) 5)	78.3	77.1	73.5	73.5	74.0	74.8	74.9	74.0	ITA
オランダ 4)	76.3	75.0	72.7	73.3	72.9	72.5	72.1	72.1	NLD
デンマーク 4)	64.0	63.2	60.3	59.9	59.5	60.5	59.6	59.9	DNK
スウェーデン 3)	67.1	63.0	60.7	61.8	60.4	60.5	59.8	57.3	SWE
フィンランド 6)	63.6	62.2	59.5	60.8	59.8	60.8	61.8	58.5	FIN
ノルウェー 7)	74.6	70.6	67.8	67.6	67.7	67.8	66.5	64.9	NOR
ロシア	65.3	64.3	64.9	62.9	64.1	64.7	62.4	61.6	RUS
韓国 2)	57.9	60.3	62.6	63.7	62.7	63.2	63.5	60.8	KOR
オーストラリア 8)	72.4	70.4	69.6	68.9	69.0	68.8	68.3	—	AUS
ニュージーランド 9)	75.1	72.5	72.4	71.3	70.9	71.1	71.3	69.8	NZL
メキシコ 4)	60.9	58.1	57.8	58.1	58.5	58.9	59.7	57.3	MEX

出典：OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of FTPT employment - common definition" 2021年10月現在

注：各国の短時間労働者の定義については「第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.140)を参照。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業者・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

## 第3-10表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Share of temporary employment

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
日本 1)	14.1	13.9	7.6	7.3	7.1	13.0	13.0	12.8	JPN
アメリカ 2)	4.2	—	—	—	4.0	—	—	—	USA
カナダ 3)	13.2	13.4	13.4	13.3	13.8	13.4	12.9	11.6	CAN
イギリス 4)	5.8	6.1	6.2	6.1	5.9	5.6	5.2	5.3	UK
ドイツ 4)	14.2	14.5	13.1	13.2	12.9	12.6	12.0	—	DEU
フランス 4)	13.9	15.1	16.7	16.3	16.9	16.7	16.3	15.4	FRA
イタリア 4)	12.2	12.7	14.0	14.0	15.4	17.0	17.0	15.1	ITA
オランダ 4)	15.5	18.5	20.2	20.8	21.8	21.5	20.3	18.0	NLD
デンマーク 4)	9.8	8.4	8.6	12.9	12.3	10.7	10.9	10.9	DNK
スウェーデン 4)	15.8	16.4	17.2	16.7	16.9	16.8	16.6	15.4	SWE
フィンランド 5)	16.6	15.6	15.4	15.9	16.1	16.5	15.8	14.9	FIN
ノルウェー 6)	9.5	8.4	8.1	8.8	8.5	8.4	8.0	7.8	NOR
ロシア 7)	12.2	9.1	9.0	8.4	8.3	7.8	8.0	7.5	RUS
韓国 8)	27.3	22.9	22.2	21.9	20.6	21.2	24.4	26.1	KOR
オーストラリア 9)	6.7	5.2	5.4	5.4	5.3	—	—	—	AUS
ニュージーランド	—	—	—	—	8.2	7.8	7.7	7.6	NZL

出典：日本：総務省統計局（2021.1）「労働力調査（基本集計）」

その他：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of permanent employment" 2021年9月現在

注：テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 全産業。本表における日本のテンポラリー労働者は、2017年迄は「臨時雇」と「日雇」の計、2018年以降は雇用契約期間が1年以下の者を対象とし、雇用者に対する割合を算出。また、2013年に調査票の変更があり、それ以前のデータとは接続しない。
- 2) 対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。
- 3) 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 4) 労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 6) 主たる仕事が決定的条件の労働者が対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) 期間の定めのある仕事に従事する労働者が対象。具体的には、季節雇用、試用期間、有期雇用契約、派遣・請負業者を介した雇用、臨時雇用の労働者、養成訓練生、オンコールワーカーなど。
- 8) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 9) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者が対象。2005年の欄は2006年の数値。

### 第 3-11 表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合（2020 年）

Table 3-11: Share of temporary employment by sex and age group (2020)

	計	男	女	15～24	25～54	55～64	65歳～	年齢階級
	%							
日本	12.8	9.0	17.5	11.8	9.2	18.9	25.3	JPN
アメリカ 1)	4.0	4.1	3.8	8.2	3.3	2.9	4.6	USA
カナダ	11.6	11.1	12.2	30.2	8.4	7.4	17.7	CAN
イギリス	5.3	5.0	5.7	13.9	3.9	4.0	9.3	UK
ドイツ 2)	12.0	12.2	11.6	50.9	8.7	3.0	7.2	DEU
フランス	15.4	14.8	16.0	55.8	12.0	7.9	24.8	FRA
イタリア	15.1	14.9	15.3	58.9	14.5	6.6	7.5	ITA
オランダ	18.0	17.1	19.0	50.3	13.0	5.9	21.3	NLD
デンマーク	10.9	9.5	12.5	33.8	7.8	3.8	14.1	DNK
スウェーデン	15.4	13.8	17.1	53.8	11.5	6.4	37.6	SWE
フィンランド	14.9	12.3	17.4	40.3	12.8	7.3	27.1	FIN
ノルウェー	7.8	6.6	9.1	26.4	5.9	1.8	7.8	NOR
ロシア	7.5	9.5	5.4	20.5	6.9	5.8	8.5	RUS
韓国	26.1	23.7	29.0	31.7	18.6	34.1	69.0	KOR
オーストラリア 1)	5.3	4.7	5.9	5.5	5.5	4.3	4.3	AUS
ニュージーランド	7.6	6.6	8.7	18.2	5.4	4.6	11.9	NZL
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典：日本：総務省統計局（2021.1）「労働力調査（基本集計）」

OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of permanent employment" 2021年9月現在

注：各国のテンポラリー労働者の定義については「第3-10表 テンポラリー労働者の割合」（p.142）を参照。

1) 2017年値。

2) 2019年値。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業者・失業者の雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考



## 第3-12表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

	2000年	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019	
									%
日本	0.8	1.7	1.5	2.0	2.0	2.4	2.0	2.3	JPN
アメリカ	2.3	2.2	1.8	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	USA
カナダ	—	—	0.6	0.7	—	—	—	—	CAN
イギリス	3.7	4.2	3.0	3.8	4.1	5.1	3.4	3.0	UK
ドイツ	0.9	1.2	2.0	2.4	2.4	1.9	2.4	1.9	DEU
フランス	2.5	2.3	2.0	2.1	2.2	2.6	2.9	2.9	FRA
イタリア	0.3	0.7	0.9	1.2	1.3	1.2	1.6	1.5	ITA
オランダ	2.3	2.2	2.5	3.0	3.3	3.3	3.3	3.0	NLD
ベルギー	1.7	1.8	1.9	2.2	2.4	2.5	2.5	2.4	BEL
ルクセンブルク	2.2	2.1	1.9	2.8	3.0	—	—	1.2	LUX
デンマーク	0.3	0.6	0.8	0.8	—	0.9	0.8	0.4	DNK
スウェーデン	1.0	0.7	1.3	1.5	—	1.1	2.0	2.0	SWE
フィンランド	0.4	0.7	0.9	1.2	1.3	1.6	1.6	1.6	FIN
ノルウェー	0.5	0.6	0.9	1.1	1.1	1.3	1.1	1.0	NOR
オーストリア	0.8	1.2	1.6	1.8	—	1.8	2.0	1.7	AUT
スペイン	0.7	0.7	0.5	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	ESP
ポルトガル	0.9	0.9	1.7	2.0	—	—	—	1.1	PRT
韓国	—	0.3	0.4	—	—	—	—	—	KOR
オーストラリア	—	—	2.7	3.6	—	2.7	2.7	2.7	AUS
ニュージーランド	—	0.5	0.3	3.3	—	—	1.5	1.4	NZL
ブラジル	—	—	1.0	0.8	0.8	0.6	0.5	1.8	BRA
メキシコ	—	—	0.1	0.9	—	—	—	—	MEX

出典：The World Employment Confederation（2021.2）*Economic Report 2021* 及び各年版

注：Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、較には注意を要する。

## 参考：労働力調査を用いた場合の日本の派遣労働者割合

Reference: Proportion of temporary agency workers based on Japanese Labour Force Survey

	2015年	2016	2017	2018	2019	2020	
役員を除く雇用者に占める							%
派遣労働者の割合 a)		2.4	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5
就業者に占める派遣労働者の割合 b)		2.0	2.1	2.1	2.0	2.1	2.1

a) % of total employee, excl. executive of company or corporation; b) % of total employed person.

出典：総務省統計局（2021.1）「労働力調査（基本集計）」

注：表中の派遣労働者は、「労働者派遣事業所の派遣社員」を指す。労働力調査による区分は巻末の付表1（p.311）を参照。

## 第 3-13-1 表 勤続年数別雇用者割合 (2020 年)

Table 3-13-1: Composition of employees by length of service (2020)

	1年未満 less than 1 year	1-2	3-4	5-9	10-14	15-19	20年以上 20 or more years	%
日本 1)	8.5	15.6	11.4	18.9	14.5	9.5	21.7	JPN
アメリカ 2)	22.2	12.7	17.8	19.3	10.6	6.6	10.8	USA
	1か月未満 less than 1 month	1-5	6-11か月 6-11mos.	1-2年 1-2yrs.	3-4	5-9	10年以上 10 or more years	
アメリカ 2)	—	13.0	9.2	12.7	17.8	19.3	28.0	USA
カナダ	—	8.9	8.1	22.2	12.5	17.5	30.8	CAN
イギリス	0.8	6.7	7.7	22.1	14.3	16.7	31.2	UK
ドイツ	2.7	4.8	6.4		45.6		40.6	DEU
フランス	3.2	4.8	6.1		40.5		44.5	FRA
イタリア	2.5	4.1	4.8		37.8		50.9	ITA
オランダ	3.1	5.9	7.8		45.1		36.5	NLD
ベルギー	2.7	4.1	5.0		44.3		43.8	BEL
デンマーク	4.0	7.1	8.7		53.6		26.7	DNK
スウェーデン	5.9	6.0	7.3		50.2		30.2	SWE
フィンランド	5.1	7.4	7.7		45.5		34.2	FIN
ノルウェー	2.7	5.2	7.0		51.7		32.5	NOR
スペイン	4.0	6.0	6.4		39.6		44.0	ESP
韓国	6.6	13.5	10.2	21.9	11.3	14.8	21.7	KOR

出典：日本：厚生労働省（2021.5）「2020年賃金構造基本統計調査」

アメリカ：労働省（2020.9）Employee Tenure in 2020

その他：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Employment by job tenure intervals - persons" 2021年11月現在

注 1) 常用労働者のうち、短時間労働者を除く。民営事業所が対象。2020年6月末現在。

2) 2020年1月現在。

## 第 3-13-2 表 性別・年齢階級別勤続年数 (2020 年)

Table 3-13-2: Length of service by sex and age group (2020)

	計	男	女	15~24	25~54	55~64	65歳~	年齢階級
日本 1)	11.9	13.4	9.3	2.0	11.3	19.1	16.5	JPN
アメリカ 2)	4.1	4.3	3.9	1.2	4.9	9.9	10.3	USA
イギリス	8.1	8.2	7.9	1.7	7.5	13.9	11.1	UK
ドイツ	10.8	11.1	10.4	1.9	9.3	19.5	13.7	DEU
フランス	11.0	10.8	11.2	1.3	10.0	21.1	17.0	FRA
イタリア	12.4	12.4	12.3	1.6	10.6	21.3	22.3	ITA
オランダ	9.4	10.0	8.7	1.6	8.5	18.9	18.7	NLD
ベルギー	10.9	10.8	11.1	1.5	9.5	21.4	15.2	BEL
デンマーク	7.2	7.4	7.1	1.5	6.2	14.0	16.9	DNK
スウェーデン	8.3	8.2	8.5	1.2	6.9	16.6	16.3	SWE
フィンランド	8.8	8.7	8.9	1.1	7.4	17.9	13.1	FIN
ノルウェー	8.6	8.7	8.5	1.8	7.3	16.9	19.9	NOR
スペイン	10.5	10.7	10.3	1.2	9.0	20.1	20.7	ESP
韓国	6.0	7.0	4.8	0.8	6.3	8.1	3.3	KOR
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典：日本：厚生労働省（2021.5）「2020年賃金構造基本統計調査」

アメリカ：労働省（2020.9）*Employee Tenure in 2020*

その他：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Employment by job tenure intervals" 2021年11月現在

注：アメリカは中位数、その他の国は平均年数。

- 1) 常用労働者のうち、短時間労働者を除く。民営事業所が対象。2020年6月末現在。
- 2) 2020年1月現在。年齢階級別15~24歳の欄は16~24歳が対象。

## 第 3-14 表 青少年の転職に対する考え方

Table 3-14: Youth's views on job changes

調査年		つらくても	できるだけ	職場に強い	職場に不	自分の才能	わからない	%
		転職せず 一生一つの 職場で働き 続けるべき	転職せずに 同じ職場で 働きたい	不満があれ ば転職もや むを得ない	満があれば 転職する 方がよい	を生かすた め積極的に 転職する 方がよい	・無回答	
日本	2018	4.4	23.6	26.4	22.8	10.1	12.6	JPN
	2013	4.8	31.5	28.6	14.2	8.5	12.4	
	2008	12.5	—	57.5	17.2	10.7	2.1	
	2003	10.3	—	53.0	17.9	14.2	4.6	
アメリカ	2018	15.6	24.8	23.5	21.4	4.6	10.1	USA
	2013	7.2	28.0	28.6	21.5	4.1	10.6	
	2008	6.4	—	20.6	54.5	14.3	4.2	
	2003	2.5	—	21.9	56.2	15.0	4.4	
イギリス	2018	8.6	22.3	29.0	24.5	3.5	12.1	UK
	2013	7.1	22.4	28.3	28.2	3.3	10.6	
	2008	2.4	—	20.6	55.3	17.0	4.7	
ドイツ	2018	7.1	17.4	30.0	33.7	5.1	6.8	DEU
	2013	3.5	15.3	34.5	35.9	4.6	6.2	
	2003	2.1	—	34.4	49.2	11.1	3.1	
フランス	2018	9.1	19.2	29.0	20.6	11.6	10.7	FRA
	2013	3.9	25.2	30.3	18.8	12.0	9.7	
	2008	4.8	—	32.3	45.7	15.6	1.5	
スウェーデン	2018	8.0	15.5	22.2	38.5	6.5	9.3	SWE
	2013	1.7	14.7	20.4	47.4	7.2	8.6	
	2003	0.8	—	6.1	49.7	42.0	1.5	
韓国	2018	3.9	33.9	19.6	20.7	13.3	8.5	KOR
	2013	4.5	43.7	18.5	19.2	9.6	4.5	
	2008	10.4	—	35.3	22.1	29.4	2.8	
	2003	8.4	—	43.0	19.0	27.7	1.9	
Survey year		a	b	c	d	e	f	

a) One should stay at the same place of work for one's entire career, no matter how hard that might be; b) I would prefer to stay at the same place of work, without changing jobs, if possible; c) Changing jobs is unavoidable if one feels strong dissatisfaction with one's place of work; d) It is better to change jobs if one feels dissatisfaction with one's place of work; e) Even if one does not feel dissatisfaction, it is better to aggressively change jobs for the purpose of applying one's talents; f) Don't know.

出典：2013年以降：内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（2013年度・2018年度）」  
2008年以前：内閣府「世界青年意識調査（第7回・第8回）」

注：2013年以降の調査は13～29歳が対象、2008年以前の調査は18～24歳が対象。

## 第3-15表 高齢者の退職年齢

Table 3-15: Retirement age of older persons

回答者の 年齢	退職した年齢						%
	まだ仕事を 辞めていない	50歳未満	50～59	60～64	65～69	70～	
							JPN
日本							
60-64	52.2	14.6	16.3	16.3	—	—	
65-69	30.1	14.6	16.1	22.7	15.0	—	
70-74	23.3	8.9	12.7	31.4	18.2	5.2	
75-79	10.1	10.6	12.6	31.4	20.3	15.0	
80+	7.6	8.5	12.1	30.9	20.2	19.7	
							USA
アメリカ							
60-64	45.6	11.2	20.6	17.2	0.6	—	
65-69	20.0	4.2	18.6	34.1	20.0	—	
70-74	11.8	3.5	14.3	34.0	26.6	8.9	
75-79	10.3	3.0	18.8	26.1	26.1	14.5	
80+	3.2	3.8	21.0	27.4	23.7	19.4	
							DEU
ドイツ							
60-64	52.3	9.4	12.8	20.3	—	—	
65-69	12.9	2.4	11.0	45.0	28.7	—	
70-74	7.4	4.0	12.9	47.5	25.2	3.0	
75-79	2.1	5.3	11.2	46.8	30.9	3.7	
80+	1.9	7.6	17.0	41.5	24.5	7.5	
							SWE
スウェーデン							
60-64	71.7	0.7	3.8	18.1	—	—	
65-69	10.8	0.3	3.5	33.7	51.4	—	
70-74	1.8	0.9	3.6	34.9	51.6	6.3	
75-79	0.9	0.4	6.1	37.8	47.0	6.5	
80+	0.4	0.4	7.8	40.8	42.0	7.1	
Respondents' age	still at work	under 50	50-59	60-64	65-69	70 or over	
							Retirement age

出典：内閣府（2021.3）「2020年度 第9回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

注 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1000人を調査対象としている。2020年12月～2021年1月に実施。

2) 「収入を伴う仕事を辞めたのは何歳のときか」という設問に対する回答。

## 第 3-16 表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> <li>公共職業安定所の設置数は全国で 544 所。本所 436 所、出張所 95 所、分室 13 室（2021 年 1 月現在）</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施。</li> </ul>
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦雇用エージェンシー（BA）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用局（Pôle emploi）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> <li>なお、2009 年 1 月より、ANPE は失業給付機関（UNEDIC）と統合され、名称が雇用局（Pôle emploi）に変更。</li> </ul>
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障労働局（UWV WERKbedrijf）が、全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業紹介機関（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。職業紹介所は「就職促進法」（2007 年）に基づき各省、市、自治区、県などが設置・運営している。「インターネットプラス政策」によって、2016 年よりインターネットやスマートフォンを介した公共職業安定業務のオンラインサービスを拡充。</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な組織網を持つ雇用福祉プラスセンター及び雇用支援センターが、職業紹介、就業支援、雇用保険管理及び職業訓練などの雇用支援に係る業務を実施。</li> </ul>

注：欧米先進国（オーストラリアを除く）において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお、オーストラリアには、そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく、したがって、公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが、例外的に、生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して、公的支払いが行われる。

出典：日本：厚生労働省、イギリス：Gov.uk、ドイツ：連邦雇用エージェンシー（BA）、フランス：雇用局（Pôle emploi）等、オランダ：社会保障労働局（UWV WERKbedrijf）、中国：人力資源・社会保障部等、韓国：雇用労働部等、各ウェブサイトを参照。

## 第 3-17 表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	日本	アメリカ
根拠法・定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者派遣法（1985 年制定、直近の改正は 2020 年）</li> <li>労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう（法第 2 条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦法レベルでは、判例、内国歳入法、公正労働基準法、雇用機会均等法、社会保険、労使関係、安全衛生等の各種法令・規則・通達等により、包括的に雇用主としての義務を課している</li> <li>州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる（マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等）</li> </ul>
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣元事業主はすべて許可制</li> <li>業務による区別無く、すべての業務（製造業を含む）の派遣期間は上限 3 年</li> <li>港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務は原則禁止（注 1）</li> <li>派遣先企業は、すべての業務で 3 年ごとに派遣労働者を入れ替えなければならない。3 年を超えて派遣労働者を使用する場合、過半数労組等の意見を聴取し、異なる派遣労働者に替えて使用する。同じ派遣労働者を使用する場合、別の業務（部署）において使用する必要あり</li> <li>派遣事業者は「雇用安定措置」を義務付け。3 年に達した派遣労働者に対し、①派遣先企業へ直接雇用の依頼、②新たな派遣先の紹介、③自社で無期限に雇用するなどの雇用促進措置を講じる必要あり</li> <li>日雇派遣の原則禁止（注 2）</li> <li>グループ企業内派遣の 8 割規制</li> <li>離職した労働者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止</li> <li>派遣先企業が違法派遣（注 3）を受け入れた場合、その時点で、派遣先から派遣元事業主との労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣業界団体は、アメリカ人材派遣業協会 (ASA)</li> <li>1938 年公正労働基準法 (Fair Labor Standard Act of 1938) 下の連邦規則集 (29 C.F.R. §791.2) 共同雇用 (Joint Employment) に関する雇用主の義務に関し、連邦労働省の 1968 年の意見書により人材派遣業が適用対象となった。このため、人材派遣企業は雇用主としての義務を負っている</li> </ul>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数：138 万人</li> <li>男女比：男性 38.8%、女性 61.2% (2020 年労働力調査（詳細集計）、総務省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数：135 万 6 千人</li> <li>男女比：男性 52.3%、女性 47.7%</li> <li>雇用者に占める割合：0.9%（2017 年、BLS）</li> </ul>

注 1) 紹介予定派遣の場合等は可能。紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われる。

2) 適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外。ここでいう日雇派遣は、日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣。

3) 違法派遣とは、①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合、②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合、③期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合、④いわゆる偽装請負の場合をいう。

## 第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	イギリス	ドイツ
根拠法	・ 1973 年職業紹介法	・ 1972 年労働者派遣法 (AÜG)
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則における派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約又は役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す</li> <li>・ 取扱職種・派遣期間、事由の制限は設けられていない。ただし、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある</li> <li>・ 2010 年派遣労働者規則により、派遣期間が 12 週間超の派遣労働者について派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェントの許可が必要。適用除外業務は、建設業（ただし、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能）</li> <li>・ 派遣期間上限（18 か月。ただし、労働協約による逸脱可能）</li> <li>・ 同一派遣先企業での均等待遇原則の強化（9 か月以内。ただし、労働協約による逸脱可能）</li> <li>・ ストライキ代替労働者（スト破り）としての労働者派遣利用禁止</li> <li>・ 請負契約の濫用防止</li> </ul>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣労働者数：30.4 万人</li> <li>・ 男女比：男性 52%、女性 48% （2021 年 7-9 月期、労働力調査）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣労働者数：約 78.3 万人強</li> <li>・ 男女比：男性 70%、女性 30% （2020 年平均、連邦雇用エージェント派遣報告 2021）</li> </ul>



## 第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

フランス	
根拠法	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者派遣に係る 1990 年 7 月 12 日法 (最初の派遣法制定は 1972 年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)</li> </ul>
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財務的保証が必要</li> <li>禁止事由：①争議参加労働者の代替、②危険業務、③経済的解雇実施後の 6 か月間、④派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用（注 4）</li> <li>恒常的業務にかかわる派遣労働の利用は禁止。利用事由：①代替要員の補充、②企業の業務量の一時的変化への対応、③本来的に一時的な業務（季節労働等）、④雇用政策上の措置（注 5）一のいずれかでなければならない</li> <li>産業医としての派遣労働は禁止</li> <li>派遣期間の上限は原則 18 か月、更新は 1 回まで（注 6）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり</li> <li>派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり</li> <li>2005 年 1 月 18 日可決の社会統合計画法により、派遣事業を失業者に対する職業紹介にも拡大（職業紹介の解禁）</li> <li>労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金 (FAFTT) 及び派遣労働雇用基金 (FPETT) が設けられている。派遣業界団体は PRISME</li> </ul>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイム労働者数換算：約 75 万 5 千人（注 7）</li> <li>主な業種：製造 34.1%、サービス 46.1%、建設 19.2%、農林水産 0.5%（2021 年第 2 四半期）</li> </ul>

注 4) 代替労働、緊急作業の場合を除く。

5) 訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働。

6) 更新前の契約期間と合わせて 18 か月以上は、原則として不可。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長 9 か月。

7) 全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を 52 週で除したものの、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数 (Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein)。Anne-Lise Biotteau (Dares)(2021) L'emploi intérimaire augmente au 2e trimestre 2021 (+2,4 %), 8 SEPTEMBRE 2021, DARES INDICATEURS N° 49 参照。

## 第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

中国	
根拠法	・労働契約法（2008 年制定、2013 年改正）、労働派遣暫定規定（2014 年 3 月施行）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働が可能な業務：臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が 6 か月を超えない業務」、「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」、「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す</li> <li>・派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の 10%を超えてはならない</li> <li>・派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行う者と同一の賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない</li> <li>・派遣事業を行うための最低登録資本金は 200 万円。行政の認可も必要</li> <li>・労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者 1 人につき 5000 元以上 1 万円以下の罰金が科される</li> </ul>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者数：3700 万人</li> <li>・「国民経済産業分類」（2011 年公布）の 20 分類のうち、16 分類の産業で派遣労働者が使用されている</li> <li>・出稼ぎ労働者の割合：52.6%、平均年齢：31.4 歳、30 歳以下の割合：54.2%</li> <li>・平均賃金：2508.06 元（2011 年 5 月）</li> <li>・派遣労働者の割合が高い産業：建築業 36.2%、情報通信業 17.9%、電力・ガス・水道 15.3%</li> <li>・派遣労働者の割合が高い企業：国有企業 16.2%、外資企業 14.0%（注 8）</li> </ul>

注 8) 2011 年推計値。出典は、中華全国总工会（2012.6）「派遣労働者の雇用に関する現状調査」。

## 第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

韓国	
根拠法	・派遣労働者の保護等に関する法律（1998 年制定）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可制：労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない</li> <li>・対象業務：               <ul style="list-style-type: none"> <li>①派遣対象業務：製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験又は業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務（現在はコンピュータ専門家の業務等 32 業務）、②一時許可業務：出産・疾病・負傷などで欠員が生じた場合または一時的・断続的に人材を確保する場合における派遣禁止業務以外の全ての業務。</li> </ul> </li> <li>・絶対禁止業務：建設工事現場・荷役・船員等の業務</li> <li>・派遣期間制限：               <ul style="list-style-type: none"> <li>①派遣対象業務：原則 1 年まで。ただし、1 回に限り最長 1 年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は 2 年を超えることができない。なお、高齢者（55 歳以上）について、2 年を超えて派遣期間を延長できる、②一時許可業務：出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長 6 か月以内の期間</li> </ul> </li> </ul>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者数：9 万 1886 人（派遣対象業務 8 万 2739 人、一時的・断続的事由に基づく業務 9147 人）</li> <li>・主な職種：事務支援従事者 34.2%、個人保護および関連従事者の業務 8.2%、顧客関連事務従事者 7.7%、自動車運転従事者 5.8%、飲食調理従事者 17.5%</li> <li>・派遣期間：1～2 年未満 28.5%、9 か月～1 年未満 11.3%、6 か月～9 か月未満 11.5%、3 か月～6 か月 18.8%、3 か月未満 30.0%（2021 年上半期）</li> </ul>

出典：日本：厚生労働省、総務省統計局ウェブサイト

アメリカ：労働統計局 (BLS) (2018.6) *Contingent and Alternative Employment Arrangements, May 2017*

イギリス：Gov.uk ウェブサイト

ドイツ：連邦雇用エージェンシー (BA) ウェブサイト

フランス：労働省 (2013) *L'interim en 2012: fort repli du travail temporaire*

中国：人力資源・社会保障部、中華全国総工会等

韓国：労働政策研究・研修機構 (2012) 「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」、雇用労働部「2021 年上半期労働者派遣事業現況」及びウェブサイト

その他：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union* 等

## 第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法	雇用における年齢差別禁止法 (ADEA) (注 2)	2011 年雇用平等 (退職年齢規定廃止) 規則	一般雇用機会均等法 (AGG) など
施行年月	2021 年 4 月 (注 1)	1967 年	2011 年 4 月	2006 年 8 月
定年制	可 (60 歳以上) 65 歳までの雇用確保 (義務) に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、① 70 歳までの定年引上げ②定年制の廃止③ 70 歳までの継続雇用制度の導入④ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入⑤ 70 歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入、のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設	原則不可 例外として、特定の業務 (パイロットなど) の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制、高級管理職で一定額以上の退職給付 (年金) を受給できる者に対する 65 歳以上定年制がある	原則不可 ただし、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある	可 AGG10 条 5 項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。また、定年制 (労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意) は、社会法典第 6 編 (SGB VI)41 条を根拠に合法とみなされている
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は、雇用する高年齢者等が 1 か月以内に 5 人以上が解雇等により離職する場合は「多数離職届」をハローワークに提出しなければならない 事業主は、解雇等により離職する高年齢者等が再就職の支援を希望する場合は、職務経歴などの高年齢者等の再就職に資する事項などを明らかにした「求職活動支援書」を作成し、高年齢者等に交付しなければならない	雇用における年齢差別禁止法： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	雇用における年齢差別の禁止： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	解雇制限法による高齢者の解雇保護： 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50 歳以上の場合、和解金が上乗せされる

## 第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典 L1132-1 条（差別防止に関する一般規定）など（注 3）	労働者の定年・退職に関する國務院の暫定規則 高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	2010 年 1 月に改正	1978 年 6 月	2013 年 4 月改正法成立
定年制	可（原則として、70 歳以上）  ただし、一定の条件の下、67 歳以上の定年設定が可能。 1955 年以前生まれの従業員に対しては、65 歳 4 か月～66 歳 8 か月以上の定年設定が可能。 公務員の場合は職種により 55～65 歳（ただし、延長が可能なる場合もある）	可（男性 60 歳、女性 50 歳、女性幹部 55 歳以上）  ただし、1983 年に國務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」（第 2 条第 4 項）により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家」については、國務院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究又は著述活動を継続して行うことができる	可（60 歳以上）  2013 年の法改正により、従業員 300 人以上の事業所及び公共機関は 2016 年より、300 人未満の事業所は 2017 年より、定年年齢を 60 歳以上とすることが義務化された
高齢者の解雇に対する特別な保護等	整理解雇時における高齢者等への配慮義務： 企業が経済的な理由による解雇（整理解雇）を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない	—	「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている

出典： 厚生労働省、アメリカ労働省 (DOL)、イギリス議会、ACAS、ドイツ労働社会省 (BMAS)、フランス法律データベース (Legifrance) 及び労働省等、中国國務院、韓国雇用労働部、各ウェブサイト

注 1) 改正法の施行年月。60 歳定年制は 1995 年 4 月より施行。

2) ADEA: Age Discrimination in Employment Act of 1967

3) 「差別防止に関する法律 (Loi relative à la lutte contre les discriminations)」により改正。

# 4

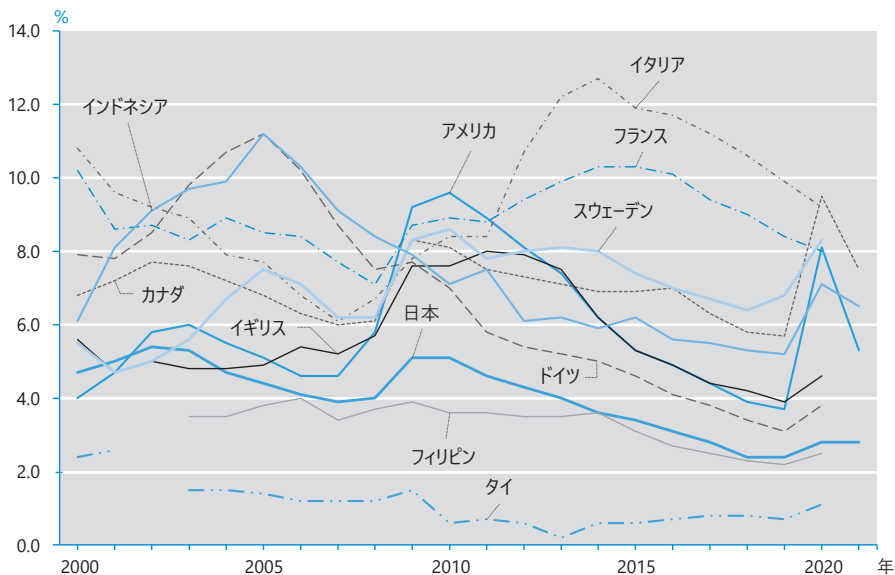
## 失業・失業保険・雇用調整

---

Unemployment, Unemployment Insurance  
and Employment Adjustment



## 4-1 失業率



[関連表](#) p.161 「第4-1表 失業率」

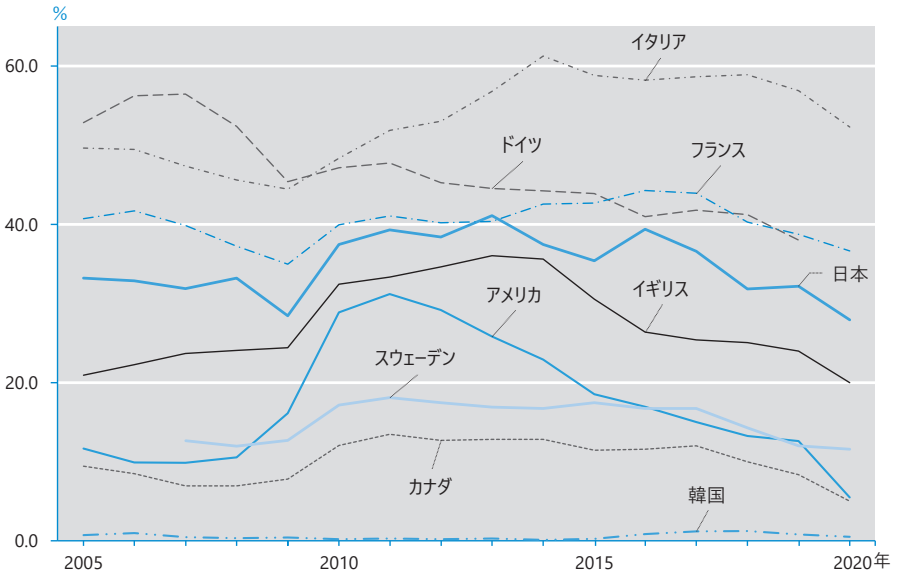
各国公表値による失業率の推移をみると、大きくは金融危機の影響によるとみられる雇用状況の悪化から、ドイツを除く欧米諸国の失業率は、2010年にかけて上昇した。さらに、欧州では債務危機が追い打ちとなったこともあり、イタリアやフランスでは相対的に失業率が高い状況が続いた。この間、タイ、フィリピン、インドネシアなどのアジア諸国では逆に失業率が低下している。

フランス、イタリアを除く先進諸国では、2010年代を通じて失業率は改善傾向にあったものの、2020年にはコロナ禍の影響により、各国で再び悪化が見られた。ただし、大半の国では、金融危機時に相当する悪化は生じていない。一方、フランスやイタリアでは、同年に失業率が低下しているが、これには長期のロックダウンなどを理由に、非労働力化した層が多かったことが影響している可能性がある。

失業率の違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。



## 4-2 長期失業者の割合



🔗 関連表 p.170 「第4-4 表 長期失業者の割合」(失業期間：1年以上)

(注) スウェーデンの2005～2006年は該当値なし。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、欧州大陸主要国で高い。1年以上の長期失業者の割合は、イタリアが52.4%（2020年）と半数に達し、ドイツが38.2%（2019年）、フランス36.7%（2020年）と4割近くに及んでいる。一方、アメリカでは2008年の10.6%から2011年の31.3%へと急速に上昇した後、2020年は5.6%に低下した。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

## 第4-1表 失業率

Table 4-1: Unemployment rates

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
										%
日本	4.4	5.1	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8	JPN
アメリカ 1)	5.1	9.6	5.3	4.9	4.4	3.9	3.7	8.1	5.3	USA
カナダ	6.8	8.1	6.9	7.0	6.3	5.8	5.7	9.5	7.5	CAN
イギリス 1)	4.9	7.6	5.3	4.9	4.4	4.2	3.9	4.6	—	UK
ドイツ	11.2	7.0	4.6	4.1	3.8	3.4	3.1	3.8	—	DEU
フランス	8.5	8.9	10.3	10.1	9.4	9.0	8.4	8.0	—	FRA
イタリア	7.7	8.4	11.9	11.7	11.2	10.6	9.9	9.2	—	ITA
オランダ	5.9	5.0	6.9	6.0	4.8	3.8	3.4	3.8	—	NLD
ベルギー	8.4	8.3	8.5	7.8	7.1	6.0	5.4	5.6	—	BEL
ルクセンブルク	4.5	4.4	6.7	6.3	5.5	5.6	5.6	6.8	—	LUX
デンマーク	4.8	7.8	6.3	6.0	5.8	5.1	5.0	5.6	—	DNK
スウェーデン	7.5	8.6	7.4	7.0	6.7	6.4	6.8	8.3	—	SWE
フィンランド	8.4	8.4	9.4	8.8	8.6	7.4	6.7	7.8	—	FIN
ノルウェー	4.4	3.5	4.3	4.7	4.2	3.8	3.7	4.4	—	NOR
ロシア 2)	7.1	7.3	5.6	5.5	5.2	4.8	4.6	5.8	—	RUS
ギリシャ	10.0	12.7	24.9	23.5	21.5	19.3	17.3	16.3	—	GRC
スペイン	9.2	19.9	22.1	19.6	17.2	15.2	14.1	15.5	—	ESP
ポルトガル	7.6	10.8	12.4	11.1	8.9	7.0	6.5	6.8	—	PRT
中国	4.2	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	3.6	4.2	—	CHN
香港	5.6	4.3	3.3	3.4	3.1	2.8	2.9	5.8	—	HKG
台湾	4.1	5.2	3.8	3.9	3.8	3.7	3.7	3.8	—	TWN
韓国	3.5	3.3	3.5	3.6	3.6	3.8	3.8	3.9	3.6	KOR
シンガポール 3)	4.1	3.1	2.8	3.0	3.1	2.9	3.1	4.1	—	SGP
マレーシア	3.5	3.3	3.1	3.4	3.4	3.3	3.3	4.5	—	MYS
タイ	1.4	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.7	1.1	—	THA
インドネシア 4)	11.2	7.1	6.2	5.6	5.5	5.3	5.2	7.1	6.5	IDN
フィリピン	3.8	3.6	3.1	2.7	2.5	2.3	2.2	2.5	—	PHL
オーストラリア	5.0	5.2	6.0	5.7	5.6	5.3	5.2	6.5	5.1	AUS
ニュージーランド	3.8	6.6	5.4	5.2	4.7	4.3	4.1	4.6	—	NZL
ブラジル	9.6	—	8.6	11.7	12.9	12.5	12.1	13.9	—	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（長期時系列）」

イギリス：ONS、nomis (<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2022年2月現在

中国：国家统计局（2021.9）「中国統計年鑑2021」ほか各年版

ロシア：連邦国家统计局 (<https://rosstat.gov.ru/>) 2021年12月現在

シンガポール：人材開発省 (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2021年12月現在

マレーシア：統計局 (<https://www.dosm.gov.my/>) 2021年12月現在

インドネシア：中央統計局 (<https://www.bps.go.id/>) 2022年2月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年2月現在

1) 16歳以上が対象。

2) 15～72歳が対象。

3) 国籍保有者・永住権保有者が対象。

4) 各年8月の数値。

## 第 4-2-1 表 年齢階級別失業者数・構成比（男女計、2020 年）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons, 2020)

年齢階級	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	50	220	240	210	170	170	JPN
アメリカ 1)	1,025	1,990	1,735	1,345	1,136	1,041	USA
カナダ	227	322	236	188	169	144	CAN
イギリス 1)	238	324	189	132	111	125	UK
ドイツ	106	206	211	229	166	134	DEU
フランス	145	411	345	284	245	223	FRA
イタリア	85	326	351	290	252	253	ITA
スウェーデン	73	71	59	51	41	36	SWE
香港	4	33	30	22	19	19	HKG
韓国	11	124	218	111	94	81	KOR
シンガポール 2)	4	20	17	9	11	10	SGP
フィリピン	69	355	226	115	83	56	PHL
オーストラリア	148	152	110	94	70	59	AUS
ニュージーランド	27	25	16	12	10	9	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.6	11.5	12.6	11.0	8.9	8.9	JPN
アメリカ 1)	7.9	15.4	13.4	10.4	8.8	8.0	USA
カナダ	12.0	17.0	12.5	10.0	8.9	7.6	CAN
イギリス 1)	15.2	20.7	12.1	8.4	7.1	8.0	UK
ドイツ	6.4	12.5	12.8	13.8	10.0	8.1	DEU
フランス	6.2	17.5	14.7	12.1	10.4	9.5	FRA
イタリア	3.7	14.1	15.2	12.5	10.9	11.0	ITA
スウェーデン	16.0	15.5	12.9	11.1	8.9	8.0	SWE
香港	1.6	16.2	13.3	10.1	10.2	8.8	HKG
韓国	1.0	11.2	19.8	10.0	8.5	7.4	KOR
シンガポール 2)	3.1	16.1	13.8	7.5	8.8	8.1	SGP
フィリピン	6.7	34.9	22.2	11.3	8.1	5.5	PHL
オーストラリア	16.9	17.4	12.6	10.7	8.0	6.8	AUS
ニュージーランド	20.2	18.7	11.9	8.7	7.4	6.8	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15~19歳欄は16~19歳が対象。

2) 6月末の数値。

## 第4-2-1表 年齢階級別失業者数・構成比（男女計、2020年）（続き）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons, 2020) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	200	180	150	160	160	1,910	JPN
アメリカ 1)	1,023	1,020	1,023	814	796	12,948	USA
カナダ	126	138	153	119	68	1,888	CAN
イギリス 1)	108	104	114	93	24	1,562	UK
ドイツ	142	152	163	129	—	1,650	DEU
フランス	210	201	179	97	12	2,351	FRA
イタリア	268	231	166	76	13	2,311	ITA
スウェーデン	35	30	35	22	u 4	458	SWE
香港	25	26	26	17	6	227	HKG
韓国	80	94	95	85	113	1,106	KOR
シンガポール 2)	12	12	11	8	10	123	SGP
フィリピン	48	32	23	7	6	1,019	PHL
オーストラリア	63	62	57	45	15	875	AUS
ニュージーランド	9	8	7	7	4	132	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	10.5	9.4	7.9	8.4	8.4	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.9	7.9	7.9	6.3	6.1	100.0	USA
カナダ	6.7	7.3	8.1	6.3	3.6	100.0	CAN
イギリス 1)	6.9	6.6	7.3	6.0	1.6	100.0	UK
ドイツ	8.6	9.2	9.9	7.8	—	100.0	DEU
フランス	8.9	8.6	7.6	4.1	0.5	100.0	FRA
イタリア	11.6	10.0	7.2	3.3	0.6	100.0	ITA
スウェーデン	7.7	6.5	7.7	4.9	u 0.9	100.0	SWE
香港	12.8	11.4	8.9	5.2	1.7	100.0	HKG
韓国	7.2	8.5	8.6	7.7	10.3	100.0	KOR
シンガポール 2)	9.4	9.4	8.8	6.7	8.1	100.0	SGP
フィリピン	4.8	3.1	2.2	0.7	0.6	100.0	PHL
オーストラリア	7.2	7.0	6.6	5.2	1.7	100.0	AUS
ニュージーランド	6.7	6.4	5.5	4.9	2.7	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：イギリス：ONS, nomis (<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2021年12月現在  
シンガポール：統計局 (<https://www.singstat.gov.sg/>) 2021年12月現在  
その他の国・地域：ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2021年12月現在

## 第4-2-2表 年齢階級別失業者数・構成比（男、2020年）

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male, 2020)

年齢階級	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	30	120	140	120	110	100	JPN
アメリカ 1)	526	1,016	958	706	583	543	USA
カナダ	116	177	134	98	86	73	CAN
イギリス 1)	126	187	111	69	55	60	UK
ドイツ	59	126	128	138	101	76	DEU
フランス	83	220	184	146	115	113	FRA
イタリア	53	189	185	148	125	111	ITA
スウェーデン	36	43	32	27	19	18	SWE
香港	2	18	18	12	10	11	HKG
韓国	6	54	130	61	55	44	KOR
シンガポール 2)	1	8	10	4	5	4	SGP
フィリピン	37	193	138	69	48	38	PHL
オーストラリア	80	84	63	47	36	29	AUS
ニュージーランド	13	13	8	5	4	4	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.6	10.4	12.2	10.4	9.6	8.7	JPN
アメリカ 1)	7.9	15.3	14.4	10.6	8.8	8.2	USA
カナダ	11.5	17.6	13.3	9.7	8.5	7.3	CAN
イギリス 1)	14.3	21.4	12.7	7.9	6.3	6.9	UK
ドイツ	6.1	13.0	13.2	14.3	10.5	7.9	DEU
フランス	6.8	18.1	15.1	11.9	9.4	9.3	FRA
イタリア	4.4	15.5	15.2	12.1	10.2	9.1	ITA
スウェーデン	15.0	17.7	13.3	11.0	8.0	7.5	SWE
香港	1.7	13.6	13.5	9.1	7.5	8.1	HKG
韓国	0.9	8.7	20.9	9.8	8.8	7.0	KOR
シンガポール 2)	1.6	12.3	16.6	7.1	7.6	6.9	SGP
フィリピン	6.3	32.5	23.2	11.5	8.1	6.3	PHL
オーストラリア	17.1	17.9	13.4	10.0	7.7	6.2	AUS
ニュージーランド	20.8	20.0	12.9	7.6	5.9	6.2	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

出典及び注は第4-2-1表（p.162～163）に準ずる。

## 第 4-2-2 表 年齢階級別失業者数・構成比（男、2020 年）（続き）

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male, 2020) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
失業者数, 千人							Unemployment, thousands
日本	110	100	90	110	130	1,150	JPN
アメリカ 1)	501	494	495	419	403	6,644	USA
カナダ	59	71	84	69	40	1,006	CAN
イギリス 1)	67	54	69	60	16	875	UK
ドイツ	79	84	94	76	—	964	DEU
フランス	109	105	85	53	u 6	1,218	FRA
イタリア	135	123	92	49	8	1,218	ITA
スウェーデン	17	14	21	13	—	242	SWE
香港	13	16	18	12	4	134	HKG
韓国	50	48	58	57	60	623	KOR
シンガポール 2)	6	7	6	5	6	62	SGP
フィリピン	26	17	17	6	5	594	PHL
オーストラリア	30	32	33	24	10	469	AUS
ニュージーランド	4	3	4	4	2	64	NZL
構成比, %							% of total age group
日本	9.6	8.7	7.8	9.6	11.3	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.5	7.4	7.5	6.3	6.1	100.0	USA
カナダ	5.9	7.0	8.4	6.8	3.9	100.0	CAN
イギリス 1)	7.7	6.2	7.9	6.9	1.8	100.0	UK
ドイツ	8.2	8.7	9.7	7.8	—	100.0	DEU
フランス	8.9	8.6	7.0	4.3	u 0.5	100.0	FRA
イタリア	11.1	10.1	7.6	4.0	0.7	100.0	ITA
スウェーデン	7.0	5.6	8.5	5.5	—	100.0	SWE
香港	9.6	11.6	13	8.9	3.1	100.0	HKG
韓国	8.0	7.7	9.3	9.2	9.6	100.0	KOR
シンガポール 2)	9.0	10.5	9.7	8.7	10.0	100.0	SGP
フィリピン	4.4	2.9	2.9	1.0	0.9	100.0	PHL
オーストラリア	6.4	6.8	7.1	5.2	2.0	100.0	AUS
ニュージーランド	6.4	5.3	5.6	5.9	3.3	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

## 第4-2-3表 年齢階級別失業者数・構成比（女、2020年）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female, 2020)

年齢階級	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	20	100	110	80	60	80	JPN
アメリカ 1)	500	974	777	639	552	498	USA
カナダ	111	144	102	90	83	71	CAN
イギリス 1)	113	136	78	63	56	64	UK
ドイツ	48	80	84	91	65	58	DEU
フランス	61	191	161	138	131	110	FRA
イタリア	32	137	166	142	127	142	ITA
スウェーデン	37	28	27	24	22	18	SWE
香港	2	15	12	9	9	8	HKG
韓国	5	70	88	50	39	38	KOR
シンガポール 2)	3	12	7	5	6	6	SGP
フィリピン	32	162	88	46	35	u 19	PHL
オーストラリア	68	68	47	47	34	30	AUS
ニュージーランド	13	12	7	7	6	5	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.6	13.2	14.5	10.5	7.9	10.5	JPN
アメリカ 1)	7.9	15.4	12.3	10.1	8.8	7.9	USA
カナダ	12.6	16.3	11.6	10.2	9.4	8.0	CAN
イギリス 1)	16.4	19.9	11.4	9.1	8.2	9.4	UK
ドイツ	6.9	11.7	12.2	13.2	9.5	8.4	DEU
フランス	5.4	16.9	14.2	12.2	11.5	9.7	FRA
イタリア	2.9	12.5	15.2	13.0	11.6	13.0	ITA
スウェーデン	17.1	13.1	12.4	11.1	10.0	8.5	SWE
香港	1.7	14.7	13.4	9.5	8.6	8.4	HKG
韓国	1.1	14.4	18.3	10.3	8.1	7.8	KOR
シンガポール 2)	4.6	20.1	11.0	7.9	10.0	9.4	SGP
フィリピン	7.4	38.1	20.8	10.9	8.1	u 4.4	PHL
オーストラリア	16.7	16.7	11.6	11.6	8.3	7.4	AUS
ニュージーランド	19.7	17.3	11.0	9.8	8.6	7.2	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典及び注は第4-2-1表（p.162～163）に準ずる。

## 第 4-2-3 表 年齢階級別失業者数・構成比（女、2020 年）（続き）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female, 2020) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
失業者数, 千人							Unemployment, thousands
日本	90	80	60	50	40	760	JPN
アメリカ 1)	522	527	528	395	393	6,304	USA
カナダ	66	67	69	50	28	882	CAN
イギリス 1)	41	49	45	33	8	687	UK
ドイツ	63	68	69	54	—	686	DEU
フランス	101	96	94	44	u 6	1,133	FRA
イタリア	133	108	73	27	5	1,092	ITA
スウェーデン	18	16	15	9	—	216	SWE
香港	12	11	8	5	2	92	HKG
韓国	30	46	37	28	53	483	KOR
シンガポール 2)	6	5	5	3	4	61	SGP
フィリピン	22	15	6	u 1	u 1	425	PHL
オーストラリア	33	30	24	21	6	406	AUS
ニュージーランド	5	5	4	3	1	67	NZL
構成比, %							% of total age group
日本	11.8	10.5	7.9	6.6	5.3	100.0	JPN
アメリカ 1)	8.3	8.4	8.4	6.3	6.2	100.0	USA
カナダ	7.5	7.6	7.8	5.7	3.2	100.0	CAN
イギリス 1)	6.0	7.2	6.5	4.8	1.2	100.0	UK
ドイツ	9.2	9.9	10.0	7.9	—	100.0	DEU
フランス	8.9	8.5	8.3	3.9	u 0.5	100.0	FRA
イタリア	12.2	9.9	6.7	2.5	0.4	100.0	ITA
スウェーデン	8.4	7.5	6.8	4.3	—	100.0	SWE
香港	10.9	11.5	11.5	7.4	2.5	100.0	HKG
韓国	6.2	9.4	7.6	5.7	11.1	100.0	KOR
シンガポール 2)	9.9	8.4	7.9	4.6	6.1	100.0	SGP
フィリピン	5.2	3.4	1.3	u 0.2	u 0.2	100.0	PHL
オーストラリア	8.1	7.3	5.9	5.1	1.4	100.0	AUS
ニュージーランド	7.2	7.5	5.5	4.2	2.1	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.



## 第4-3表 年齢階級別失業率

Table 4-3: Unemployment rates by age group

年齢階級	2019年					2020					%
	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	
日本	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	JPN
アメリカ 1)	8.4	3.7	2.7	2.7	2.6	14.9	8.4	6.4	6.4	6.7	USA
カナダ	11.0	5.7	4.4	4.0	5.3	20.2	9.5	7.1	6.5	8.0	CAN
イギリス 1)	11.3	3.6	2.5	2.5	2.9	13.6	4.1	3.2	2.8	3.7	UK
ドイツ	5.8	3.9	3.0	2.3	2.7	7.2	4.8	3.3	2.9	3.2	DEU
フランス	19.5	9.8	7.0	5.9	6.8	20.1	9.7	6.5	5.3	5.8	FRA
イタリア	29.2	14.8	9.1	7.3	5.4	29.4	14.1	8.2	6.6	5.0	ITA
オランダ	6.7	3.1	2.4	2.2	3.2	9.1	3.6	3.0	2.2	2.7	NLD
ベルギー	14.2	6.4	4.5	3.5	4.1	15.3	6.8	4.3	3.9	4.2	BEL
デンマーク	10.1	7.2	3.5	3.0	3.4	11.6	7.9	3.9	3.2	4.2	DNK
スウェーデン	20.1	6.3	5.1	4.7	4.7	24.0	8.6	6.4	5.2	5.8	SWE
フィンランド	17.2	6.6	4.4	4.3	6.6	21.4	7.6	5.2	4.7	7.4	FIN
ノルウェー	10.0	3.7	3.3	2.4	1.6	11.3	5.2	4.0	2.3	2.0	NOR
ロシア	15.2	4.9	3.4	3.5	2.9	17.0	6.4	4.7	4.2	3.5	RUS
オーストリア	8.5	5.1	4.5	3.0	3.4	10.5	6.2	5.1	3.8	4.0	AUT
スイス	8.0	4.6	3.7	3.9	3.9	8.6	4.9	4.7	4.2	3.9	CHE
アイルランド	12.5	5.2	3.7	3.6	3.6	15.3	6.5	3.9	3.7	4.0	IRL
ギリシャ	35.2	23.3	15.3	14.2	13.4	35.0	23.0	14.5	12.8	12.2	GRC
スペイン 1)	32.5	16.2	11.5	12.0	12.6	38.3	19.6	13.0	12.3	12.5	ESP
ポルトガル	18.3	7.0	5.0	5.3	6.2	22.6	9.2	4.9	4.7	5.9	PRT
チェコ	5.6	2.6	1.6	1.4	2.0	8.0	3.7	2.2	1.7	2.0	CZE
ポーランド	9.9	3.7	2.6	2.4	2.4	10.8	3.8	2.4	2.2	2.1	POL
韓国	9.9	6.5	2.5	2.3	2.9	10.3	6.4	2.9	2.5	3.2	KOR
オーストラリア	11.7	4.5	3.8	3.6	4.0	14.2	6.4	4.4	4.6	5.1	AUS
ニュージーランド	11.3	3.6	2.9	2.5	2.7	12.4	4.2	3.3	3.0	2.9	NZL
ブラジル	27.2	12.1	8.3	6.9	6.1	30.5	14.2	10.1	8.7	7.4	BRA
メキシコ	7.2	4.1	2.7	2.0	1.9	8.1	5.4	3.5	3.3	2.5	MEX
Age group	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：イギリス：ONS、nomis (<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2021年12月現在その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2021年12月現在

注 1) 15~24歳欄は16~24歳の数値。

## 第4-4表 長期失業者の割合

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
失業期間：6か月以上1年未満								Duration: 6 to 12 months
日本	18.0	15.0	12.5	13.6	14.2	14.3	15.3	JPN
アメリカ 1)	14.3	9.4	8.8	9.1	8.0	8.4	9.8	USA
カナダ	11.1	9.4	9.7	9.8	9.1	8.2	10.2	CAN
イギリス 1)	20.0	15.8	14.7	15.7	13.9	14.5	15.2	UK
ドイツ	16.1	15.4	14.7	15.5	14.6	14.8	—	DEU
フランス	20.0	19.7	18.0	17.7	18.3	18.2	20.1	FRA
イタリア	16.1	13.3	12.7	12.6	12.6	13.2	15.0	ITA
オランダ	20.9	16.3	15.5	14.9	14.2	14.3	16.6	NLD
ベルギー	17.3	14.3	14.0	15.7	13.9	14.8	17.2	BEL
デンマーク	18.5	15.7	16.4	16.1	15.4	15.0	17.4	DNK
スウェーデン 2)	17.6	14.9	15.4	15.0	15.4	15.5	14.7	SWE
フィンランド 2)	15.9	14.5	13.7	13.4	13.4	13.3	13.7	FIN
ノルウェー 2)	16.8	14.3	16.8	14.1	15.3	15.3	18.4	NOR
ロシア 3)	17.4	20.6	21.1	20.3	20.4	21.4	21.2	RUS
オーストリア	17.9	20.0	17.7	17.3	16.1	16.6	18.2	AUT
スイス	21.7	16.5	18.4	16.1	18.1	17.2	20.8	CHE
アイルランド	21.0	14.4	14.8	15.9	14.5	14.0	18.8	IRL
ギリシャ	17.9	10.9	11.1	10.7	10.9	13.4	14.8	GRC
スペイン 1)	21.1	14.4	14.5	14.5	14.3	15.0	18.5	ESP
ポルトガル	18.2	13.0	13.0	15.3	15.0	14.0	19.2	PRT
チェコ	22.9	18.1	18.2	20.7	20.6	17.7	20.5	CZE
ポーランド	21.0	18.5	17.9	17.5	18.3	18.0	17.8	POL
EU-27	19.4	15.5	15.0	15.1	14.9	15.3	17.7	EU-27
韓国	6.6	9.6	12.2	12.9	13.0	12.3	10.0	KOR
オーストラリア	19.8	20.3	20.1	19.7	20.0	—	—	AUS
ニュージーランド	19.3	19.2	18.9	19.4	18.1	18.6	18.4	NZL
メキシコ	5.1	4.0	3.9	4.0	3.5	3.6	8.1	MEX

## 第4-4表 長期失業者の割合(続き)

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment (cont.)

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
								%
失業期間：1年以上								Duration: 1 year and over
日本	37.6	35.5	39.5	36.7	32.0	32.3	28.0	JPN
アメリカ 1)	29.0	18.7	17.0	15.1	13.3	12.7	5.6	USA
カナダ	12.1	11.6	11.7	12.1	10.1	8.5	5.1	CAN
イギリス 1)	32.6	30.7	26.5	25.5	25.1	24.1	20.1	UK
ドイツ	47.3	44.0	41.1	41.9	41.4	38.2	—	DEU
フランス	40.1	42.8	44.4	44.0	40.4	38.8	36.7	FRA
イタリア	48.5	58.9	58.3	58.8	59.0	57.0	52.4	ITA
オランダ	27.6	43.6	42.7	40.7	38.0	31.4	24.0	NLD
ベルギー	48.8	51.7	51.6	48.8	48.7	43.5	41.6	BEL
デンマーク	20.2	26.9	20.7	20.9	19.4	16.6	16.7	DNK
スウェーデン 2)	17.3	17.6	16.8	16.8	14.4	12.1	11.7	SWE
フィンランド 2)	23.6	25.1	26.6	24.9	22.8	18.5	15.9	FIN
ノルウェー 2)	20.6	23.9	27.4	29.4	27.0	24.1	20.9	NOR
ロシア 3)	30.0	27.3	29.6	30.4	28.6	23.8	18.8	RUS
オーストリア	25.4	29.2	32.3	33.4	28.9	25.1	24.5	AUT
スイス	35.5	39.6	39.4	37.9	39.5	37.8	34.6	CHE
アイルランド	49.1	57.6	52.3	46.5	37.6	33.3	24.0	IRL
ギリシャ	44.6	73.1	72.0	72.8	70.3	70.1	66.5	GRC
スペイン 1)	36.6	51.6	48.4	44.5	41.7	37.8	32.1	ESP
ポルトガル	52.2	57.4	55.4	49.9	43.7	42.6	33.5	PRT
チェコ	43.3	48.3	43.2	36.0	31.7	30.3	22.3	CZE
ポーランド	25.5	39.3	35.0	31.0	26.9	21.6	20.0	POL
EU-27	40.4	49.8	48.3	46.6	44.7	41.7	35.6	EU-27
韓国	0.3	0.4	0.9	1.3	1.4	0.9	0.6	KOR
オーストラリア	19.2	19.8	19.3	19.9	19.4	—	—	AUS
ニュージーランド	8.9	13.8	14.2	15.9	13.6	12.8	8.9	NZL
メキシコ	1.9	1.7	2.0	2.0	1.6	1.7	1.4	MEX

出典：OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2021年12月現在

注 1) 調査対象は16歳以上。

2) 調査対象は15～74歳。スウェーデンは3か月以内に就業予定の者を含む。

3) 調査対象は、2016年迄15～72歳、2017年以降は15歳以上。

## 第4-5表 失業期間別構成比（2020年）

Table 4-5: Incidence of unemployment by duration (2020)

	1か月未満	1〜3か月	3〜6か月	6〜12か月	1年以上	
						%
日本	16.9	21.2	18.5	15.3	28.0	JPN
アメリカ 1)	28.6	36.5	19.4	9.8	5.6	USA
カナダ	33.5	31.2	19.9	10.2	5.1	CAN
イギリス 1)	—	44.8	19.9	15.2	20.1	UK
ドイツ	12.4	18.4	16.2	14.8	38.2	DEU
フランス	4.9	19.6	18.6	20.1	36.7	FRA
イタリア	7.0	11.7	13.9	15.0	52.4	ITA
オランダ	10.1	29.8	19.5	16.6	24.0	NLD
ベルギー	5.9	18.6	16.7	17.2	41.6	BEL
デンマーク	19.0	25.1	21.7	17.4	16.7	DNK
スウェーデン 2)	30.0	25.1	18.5	14.7	11.7	SWE
フィンランド 2)	14.0	34.9	21.5	13.7	15.9	FIN
ノルウェー 2)	15.2	25.3	20.2	18.4	20.9	NOR
ロシア	9.9	26.3	23.8	21.2	18.8	RUS
オーストリア	9.9	26.0	21.3	18.2	24.5	AUT
スイス	8.3	18.9	17.4	20.8	34.6	CHE
アイルランド	12.5	23.6	21.1	18.8	24.0	IRL
ギリシャ	3.3	6.6	8.9	14.8	66.5	GRC
スペイン 1)	9.8	20.5	19.1	18.5	32.1	ESP
ポルトガル	6.0	21.9	19.4	19.2	33.5	PRT
チェコ	12.3	22.3	22.7	20.5	22.3	CZE
ポーランド	18.4	18.5	25.3	17.8	20.0	POL
EU-27	10.1	18.6	18.0	17.7	35.6	EU-27
韓国 3)	—	58.2	31.2	10.0	0.6	KOR
オーストラリア	24.8	19.8	16.0	20.0	19.4	AUS
ニュージーランド	24.4	29.1	19.2	18.4	8.9	NZL
メキシコ	40.0	36.1	14.3	8.1	1.4	MEX
Duration	Less than 1 month	1 to 3	3 to 6	6 to 12	1 year and more	

出典： OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2021年12月現在

注 1) 調査対象は16歳以上。

2) 調査対象は15〜74歳。スウェーデンは3か月以内に就業予定の者を含む。

3) 1〜3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

## 第 4-6 表 失業者の定義

Table 4-6: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、調査週を含む過去 1 か月間に求職活動や事業を始める準備をしていた者（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
アメリカ	人口動態調査 (CPS)。16 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
カナダ	労働力調査。15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。調査週から 4 週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
イギリス	労働力調査。16 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2 週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
ドイツ	小規模国勢調査 (Mikrozensus)。仕事への従事が週 1 時間未満であって、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った 15 歳以上 74 歳以下の者。  (登録失業者) 職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週 15 時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った 15 歳以上法定退職年齢に達していない者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$  $\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フランス	労働力調査 (Enquête Emploi en continu)。15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
イタリア	労働力調査。15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 30 日以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
スウェーデン	労働力調査。15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ロシア	調査期間において働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。ただし、一時的に就労していない無給／有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6 か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

## 第 4-6 表 失業者の定義 (続き)

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
中国	都市部登録失業者。農村戸籍を持たず、16歳から定年退職時(男性60歳、女性50歳(幹部は55歳))までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者。	$\frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (注1)
	都市部労働力調査。調査週において仕事がなく、仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去3か月以内に休職活動を行った16歳以上の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
台湾	労働力調査。15歳以上の者で、調査週において仕事がなく、就業可能であって求職活動を行っているが待機中の者。レイオフされている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
韓国	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事が得られたらすぐに就業が可能となる者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
シンガポール	調査期間中に就業していない15歳以上の者で、就業が可能であり、調査期間中に求職活動をした者。自営業を始める準備のために就業しなかった者、調査期間後に新たな職に就く予定だが調査期間中には就業していない者を含む(調査期間とは、面接調査日の前1週間を意味する)。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
マレーシア	労働力調査。15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者を意味する。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
タイ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
インドネシア	労働力調査。15歳以上であって、未就労で求職活動中の者。ただし、①未就労で事業を始める準備中の者、②職を見つけることが期待できないために求職活動をしていない者、③職を得ているが働き始めている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者(ただし、次の理由により求職活動を行っていない者を含める;仕事がないとあきらめている、求職先の応募結果を待っている、一時的な病気や障害、悪天候、直前の就業先への再就職待機)。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)

## 第 4-6 表 失業者の定義 (続き)

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
オーストラリア	労働力調査。15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去 4 週間に求職活動を行った者。または、既に仕事が決まり、4 週間以内に就業を始めるために待機中で、仮に仕事が決まっていたら就業できた者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去 4 週間に実際に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去 2 か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む (年ベース)。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間 (調査期間) において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
EU	EU 労働力調査。15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

出典：厚生労働省 (2010.3) 「2008-2009 年海外情勢報告」等

アメリカ：労働統計局 (BLS)、EU：欧州統計局 (Eurostat)、イギリス：統計局 (ONS)、フランス：国立統計経済研究所 (Insee)、中国：国家統計局 (NBS)、韓国：統計庁 (KOSTAT)、シンガポール：統計局 (DOS)、マレーシア：統計局 (DOSM)、タイ：統計局 (NSO)、インドネシア：中央統計庁 (BPS)、フィリピン：統計局 (PSA)

注 1) 労働力人口は都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く。

## 第 4-7 表 失業保険制度

Table 4-7: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ 注 3)	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出处求職者手当 (JSA)
根拠法	雇用保険法 (1974 年)	社会保障法 (1935 年) 連邦失業税法 (1939 年) 各州失業保険法	求職者法 (1995 年)
被保険者	全雇用者。公務員は適用除外 (被保険者数 4435 万人、2021 年 3 月末) (注 1)	暦年の各四半期における賃金支払総額が 1500 ドル以上、又は 1 人以上の労働者を暦年で 20 週以上雇用する事業主	原則として 18 歳以上。年金受給年齢未満のイギリス居住者 (ただし、16 歳及び 17 歳の者については例外がある)
受給要件	基本手当： ① 離職前 2 年間に 12 か月以上被保険者期間があること (注 2) ② ハロワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハロワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること ③ 自己都合による離職の場合には原則 3 か月間の給付制限がかかる ただし、5 年間のうち 2 回までは給付制限期間が 2 か月となる 高年齢求職者給付金： ・ 離職前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間があること ・ 上記②と同様	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者 (セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く) は対象とならない  主な要件は以下のとおり ・ 離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること ・ 求職、再就職の能力、意思があること ・ 解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	・ 仕事に就いていないこと (又は週平均労働時間が 16 時間未満) ・ フルタイムの教育を受けていないこと ・ 就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること ・ 過去 2 年度の間に、①いずれか 1 年について被用者として国民保険 (注 4) 料を 26 週分以上納付し、② 両年度について被用者として国民保険料を 50 週分納付したか、又は免除を受けたこと ・ 受給中の活動計画に合意し、定期的に (2 週間に 1 度等) ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談を行うこと
給付水準	離職前賃金の 50 ~ 80 % (低賃金ほど率が高い。60 歳以上 65 歳未満の者については 45 ~ 80 %)	州毎に異なるが、概ね課税前所得 (平均週給) の 50 %	16 ~ 24 歳：週 59.20 ポンド 25 歳以上：週 74.70 ポンド (2021 年)

注 1) 2017 年 1 月より、65 歳以上の者も適用対象。

- ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者 (特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者 (特定理由離職者) については、離職前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間があること。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機対策として、2020 年 4 月 ~ 21 年 9 月 6 日の期間、特例・加算支給の措置を講じた。主な内容は次のとおり。連邦パンデミック失業補償 (FPUC) = 週 600 ドル (2020.12 ~ 週 300 ドル) の加算支給、パンデミック失業支援プログラム (PUA) = ギグ・ワーカー、自営業者らを対象にした特例給付、パンデミック緊急失業補償 (PEUC) = 受給資格満了者に対する最長 13 週間の延長給付。
- 失業者や就労困難者向けの抛出处手当、公的年金等を含む単一の社会保障制度。



## 第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本 (続き)	アメリカ (続き)	イギリス (続き)
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90 日～360 日の間で決められる。倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある（注 5）	最短期間は州毎に異なり 1 週間から。最長期間は 26 週間。失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長 59 週	最長 182 日
財源	給付総額の 2.5% を国庫負担（2017 年度から 4 年間の限定措置）、残りが保険料 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の 1000 分の 9（2017 年 4 月から） ・労働者負担分：1000 分の 3 ・事業主負担分：1000 分の 6（このうち失業給付分は 1000 分の 3、雇用安定・能力開発事業分が 1000 分の 3）	保険料： 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3 つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税率は 2011 年 6 月 30 日以降、年間支払賃金額の 6.2% から 6.0% へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業税率は 5.4 ポイント減額され、0.6% となる	保険料： 賃金の 25.8%（2021 年） ・被用者：12.0% ・事業主：13.8%  国庫負担：原則なし
管理運営機構	・中央： 厚生労働省 ・地方： 都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う

注 5) 高年齢求職者給付金については、被保険者期間が 1 年以上の場合 50 日分、1 年未満の場合 30 日分を一時金として支給。

## 第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当 (ARE)
根拠法	社会法典第 3 編 (SGB III) 「雇用促進」 (Arbeitsförderderung)	労働法典 L.5422-1 条及び 2011 年 5 月 6 日の労使協定
被保険者	原則として 65 歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	<p>基本手当：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週 15 時間未満であること (後者はいわゆる「短時間勤務給付」)</li> <li>・求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること</li> <li>・離職前 30 カ月において通算 12 カ月以上保険料を納付していること</li> <li>・公共職業安定所に失業登録をしていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業保険制度に一定期間加入</li> <li>50 歳未満：離職直前 28 か月間で 88 日 (610 時間) 以上</li> <li>53 歳以上：離職直前 36 か月間で 88 日 (610 時間) 以上</li> <li>・求職活動に必要な身体能力があること</li> <li>・雇用局 (Pôle emploi) に求職者として登録されていること</li> <li>・求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること (注 6)</li> <li>・原則として、0 歳未満であること</li> </ul>
給付水準	従前の手取賃金 (法律上の控除額を差し引いた前職の賃金) の 60% (扶養する子がいる場合は 67%)	<p>給付額 (日額) は離職前の賃金 (月額) 及び勤務形態 (フルタイム、パートタイム等) に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1191.42 ユーロ未満：支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 75%</li> <li>・1191.42 ~ 1304.88 ユーロ未満：支給額 (日額) は、29.56 ユーロの定額</li> <li>・1304.88 ~ 2207.95 ユーロ未満：支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 40.4% + 12.12 ユーロ</li> <li>・2207.95 ~ 13712 ユーロ未満：支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 57% (2021 年 7 月改正)</li> </ul>

注 6) 求職活動は、再就職活動の指針となる「個別就職計画」(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi) にしたがって行う。

## 第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ (続き)	フランス (続き)
給付期間	離職前 5 年間における被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、6 か月間から 24 か月間の給付を受けることが可能。	53 歳未満： 4 か月 (122 日) ~ 24 か月 (730 日) 53 歳以上 55 歳未満： 4 か月 (122 日) ~ 30 か月 (913 日) 55 歳以上： 4 か月 (122 日) ~ 36 か月 (1095 日) 60 歳以上の受給者で、満額老齢年金を抛出期間不足で受給できない者は、最長 65 歳 4 か月まで受給可能
財源	保険料： 原則賃金の 2.4% (労使折半、2022 年 12 月まで)	保険料： 総賃金の 4.05% (2021 年) ・事業主：4.05%  国庫負担： 2019 年より被用者負担が廃止され、社会保障目的税である一般社会抛出金 (CSG) から拠出されている。その割合は 2019 年には 37.5% だった。
管理運営機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施	雇用局 (Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失業給付 II 制度がある (p.293 第 9-9 表参照)	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある (p.295 第 9-9 表参照)

出典： 日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト

アメリカ：労働省ウェブサイト (<https://oui.doleta.gov/unemploy/>)

イギリス：Gov.uk ウェブサイト

ドイツ：労働社会省 (BMAS) 及び連邦雇用エージェンシー (BA) ウェブサイト

フランス：雇用局 (Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会 (UNEDIC) 等ウェブサイト

## 第4-8表 失業給付受給者数

Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
千人								thousands
日本 1)	654	436	401	378	375	387	476	JPN
アメリカ 2)	9,732	2,274	2,128	1,971	1,774	1,702	19,018	USA
UI (州)	4,487	2,237	2,099	1,948	1,755	1,684	10,092	a
初回申請者数 (州)	454	275	259	240	219	217	1,378	b
イギリス 3)	1,415	652	564	443	333	171	277	UK
拋出制JSA ...①	234	86	92	68	38	24	156	c
所得調査制JSA ...②	1,069	522	424	333	274	138	97	d
①②とも受給	22	9	8	6	3	-	-	e
不支給	91	35	41	36	19	8	24	f
ドイツ 4)	5,911	5,156	5,093	5,101	4,850	4,638	4,901	DEU
失業給付 I	1,017	829	781	739	709	744	1,011	g
失業給付 II	4,838	4,327	4,312	4,362	4,141	3,894	3,889	h
フランス 5)								FRA
雇用復帰支援手当等	2,212	2,586	2,648	2,656	2,650	2,661	-	i
連帯特別手当等	415	481	466	442	391	355	-	j

a) Insured unemployment of state programs; b) Weekly initial claims; c) Jobseeker's allowance (JSA) of which contributory only; d) JSA of which income-based only; e) JSA of which contributory and income-based; f) JSA of which credits only; g) ALG I (unemployment benefits); h) ALG II (unemployment benefits II); i) Assurance chômage; j) ETAT.

出典：日本：厚生労働省（2021.10）「令和2年度雇用保険事業年報」

アメリカ：政府印刷局ウェブサイト (<https://www.govinfo.gov/app/collection/econ>) 2022年2月現在

イギリス：雇用年金省（2021.11）Benefit expenditure and caseload tables 2021

ドイツ：連邦雇用エージェンシーウェブサイト (<https://statistik.arbeitsagentur.de>) 2022年2月現在

フランス：雇用局ウェブサイト (<http://www.pole-emploi.org/>) 2022年2月現在

注：国により、失業保険給付の支給要件、支給期間等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当（短時間労働被保険者分を含む）。
- 2) 各州受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付（失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給）、緊急失業補償(EUC)、連邦追加給付(FAC)のほか、パンデミック失業扶助(PUA)、パンデミック緊急失業補償(PEUC)が含まれる。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 年度平均。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。
- 4) 年平均。失業給付 I 受給者と失業給付 II 受給者の合計。内訳は上段：失業給付 I、下段：失業給付 II。
- 5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の雇用復帰支援手当受給者（訓練手当を除く）と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度（特定連帯特別手当等(ASS)）の受給者計。

## 第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies

日本		
種別	雇用調整助成金制度	再就職支援制度
設立年	1975 年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81 年に現在の雇用調整助成金となった	雇用調整助成金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある 最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職（再就職）活動を行うことができる
運営主体	厚生労働省（実施は各都道府県労働局又は公共職業安定所）	
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等又は出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする	また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金（再就職支援給付金コース）」がある
支給対象	事業主：雇用保険適用事業所 労働者：雇用保険被保険者	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10% 以上減少していること</li> <li>・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと（大企業の場合は 5% を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10% を超えてかつ 4 人以上）</li> <li>・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくもので、所定労働日の全一日にわたって実施させるものであること</li> <li>・教育訓練は職業知識・技能・技術の習得や向上を目的とするもので、受講日に業務に就かないこと</li> <li>・過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して 1 年を超えていること</li> </ul>	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業等の場合： 休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業 2 分の 1、中小企業 3 分の 2 の助成率を乗じて得た額</li> <li>・教育訓練を実施した時の加算： 1 人 1 日当たり 1200 円を加算した額</li> </ul>	
支給限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業等を実施した場合の 1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（8,265 円）を上限度とする</li> <li>・教育訓練の場合の加算額は上限度に含まない</li> <li>・支給限度日数はいずれも 1 年間で 100 日、3 年間で 150 日</li> </ul>	

出典： 日本：厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」（2021 年 8 月 1 日）、厚生労働省ウェブサイト

## 第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

ドイツ		
種別	操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld)	移行給付金 (Transferleistungen)
根拠法	雇用の維持に関する支援 (社会法典第 3 編第 3 章第 6 節)	雇用の維持に関する支援 (社会法典第 3 編第 3 章第 6 節)
運営主体	連邦雇用エージェンシー (BA)	連邦雇用エージェンシー (BA)
適用要件	企業が経済的な理由又はは不可避な出来事のために、一時的に労働時間を減少させ、操業短縮 (Kurzarbeit) を申し出た場合、雇用機関は、一定の前提条件を満たしている場合に、操業短縮労働者助成金を支給する	企業経営の変更等による人員調整措置の際、対象となる労働者が、できる限り失業給付を受給せずに次の雇用へ移行するための支援金。これには移行措置 (Transfermaßnahmen) と移行操業短縮手当 (Transferkurzarbeitergeld) の 2 つが含まれる
給付期間	12 か月 (連邦労働社会省の法規命令によって、延長が可能)	・移行措置：解約予告期間 (Kündigungsfrist) 内 ・移行操業短縮手当：最長 12 か月
財源	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第 3 編に記載されており、その予算は、(労使折半の) 雇用保険料、割当金 (Umlage)、連邦資金等によって賄われている	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第 3 編に記載されており、その予算は、(労使折半の) 雇用保険料、割当金 (Umlage)、連邦資金等によって賄われている
支給内容	操業短縮労働者助成金の主要な目的は、一時的な労働停止の際に労働者の雇用の継続を可能にし、解雇を避けることである。支給額については、労働停止に伴う手取り賃金の削減額の 60% (子がいる場合には 67%) が支給される	・移行措置：支給額は移行措置費用の 50% で、支援を受ける労働者につき 2500 ユーロを上限とする ・移行操業短縮手当：人員整理の結果として労働時間が減少した場合、賃金減少分を補償するための助成金が支給される。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる
備考	なお、操業短縮労働者助成金には上記のほか、「季節的操業短縮労働者助成金」もある。建設業の分野では、冬季は、労働停止になることが多くなる。季節的操業短縮労働者助成金は、これらの労働停止により失われる賃金を補償するものである。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる。 また、コロナ禍に伴う特例措置により、支給要件の緩和、支給期間の延長、手当補填率の増額等がなされている (2022 年 6 月末まで。状況に応じて延長可能性あり)	

出典：ドイツ：連邦雇用エージェンシー、厚生労働省「2020 年海外情勢報告」

## 第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

フランス	
種別	部分的就業（部分的失業）制度（注 1）
根拠法	労働法典（L5122-1 条、R5122-1 条、D5122-51 条、D6321-5 条）
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不景気（受注の減少など）</li> <li>・ 原材料又はエネルギー調達での問題</li> <li>・ 災害（又は悪天候）又はその他、例外的な状況（主要顧客を失った場合など）で、業務の一時停止又は縮小に陥った場合</li> <li>・ 企業の業態変化、再編又は近代化</li> <li>・ その他例外的な状況（例えば、新型コロナウイルス感染拡大）</li> </ul>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各従業員が受け取る手取り賃金は少なくとも 8.30 ユーロ（上限：28.30 ユーロ）</li> <li>・ 雇用主が従業員に対して総額賃金の 60% を支給し、雇用主が支払った賃金の 60% が国および失業保険から支給される（上限：16.98 ユーロ）（注 2）</li> </ul>
給付期間	最大 6 週間
補償時間	<p>支給対象の時間は、法定労働時間（又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間）と、実際に働いた時間数の差</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る</li> <li>・ 部分的就業の場合、法定の週 35 時間を超える就業（残業）がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる</li> <li>・ 年間割当量は、2021 年 12 月 31 日まで、従業員 1 人当たり 1607 時間に制限される。週 35 時間に基づき計画した場合、最大 28 時間の補償となる</li> <li>・ 会社の建物や施設の改造の場合は、100 時間に制限される</li> </ul>
適用除外	<p>以下の場合、支払い対象の従業員から除外される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分的失業が、集団的労働紛争による場合</li> <li>・ 経済上の事由による解雇が行われている最中の場合</li> <li>・ 合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合</li> <li>・ 労働期間が年間の時間数又は日数で一括して定められている場合（企業が完全に閉鎖する場合を除く）</li> <li>・ 事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が 6 週間を超える場合</li> </ul>

出典： フランス：政府公共サービスウェブサイト

注 1) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業 (Chômage partiel)」を促進させる制度だが、政府が失業を促進させる訳にはいかないので、「部分的就業 (Activite professionnelle)」の促進と表現する。

2) 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG（一般社会拠出金）と CRDS（社会保障債務返済拠出金）の対象となる。

## 第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	韓国		アメリカ	
種別	雇用維持支援制度	再就職支援	採業短縮補償制度（注3）	再就職支援
根拠法	雇用保険法	雇用保険被保険者であった失業者を対象に、就業及び起業の目的に適合する訓練課程を受講する際、訓練費及び各種訓練手当を支給する	1982年課税の公平性及び財政責任法	労働力革新・機会法（2014）により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、退職、訓練、配置転換などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合	就業前1年以内で、就業前に3回まで受講できる	経済活動の停滞により仕事量の減少した雇用主が、従業員を解雇する代わりにその労働時間を短縮する場合、当該従業員に対して、失った賃金の補償として失業保険の一部を給付。	地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施を委任。委員会は雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の51%は雇用主でなければならない
支給額	有給休業：事業主が支給した休業手当の2/3（大規模企業の場合1/2または2/3）を支給 有給退職：事業主が支給した退職手当の2/3（大規模企業の場合1/2または2/3）を支給 有給休業・退職の場合、特別雇用支援業種、雇用危機地域は9/10（大規模企業は2/3または3/4） 無給休業・退職：労働者の平均賃金の50%の範囲内で審査委員会が決定した金額を支給	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる 訓練実施機関：公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校など	州により異なる。	連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織若しくは民間企業に委託される
支援期間	有給休業・退職については合わせて年間180日以内（無給休業・退職は最大180日）		州により異なる。	
適用除外	主な適用除外は以下のとおり ・勤労基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 ・雇用維持措置の期間中、新規採用するなど、3年以上連続して雇用維持措置を実施する場合 ・季節的な要因等経営上の構造的課題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない		州により異なる。	

出典：韓国：協田滋（2011）「韓国における雇用安全網関連の法令・資料（1）雇用保険法・雇用保険制度」、『龍谷法学（44巻1号）』、労働政策研究・研修機構（2005）「労働政策研究報告書 No.29 アジア諸国における職業訓練政策」、雇用労働部ウェブサイト  
アメリカ：労働省（DOL）

注3）制度導入の有無は州の判断による。2021年12月現在、26の州とコロンビア特別区が制度を実施している。





# 5

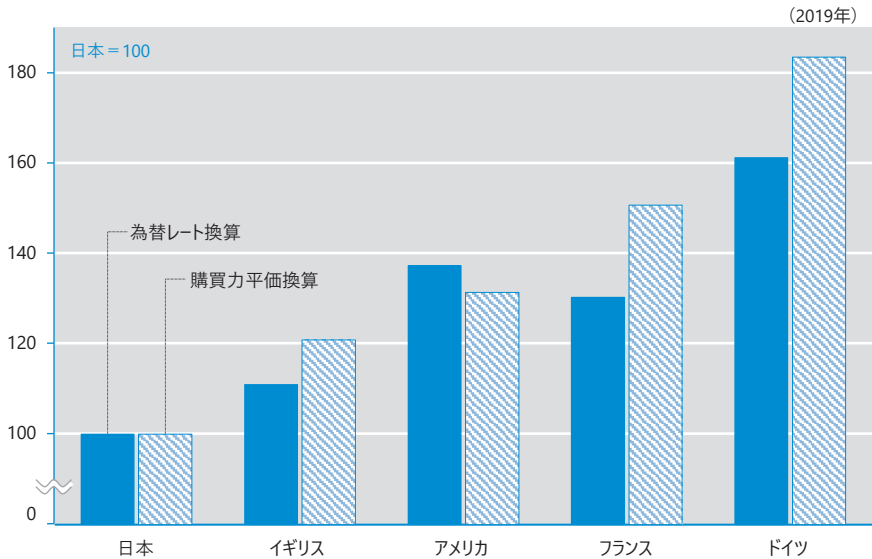
## 賃金・労働費用

---

Wages and Labour Costs



## 5-1 時間当たり賃金（製造業）



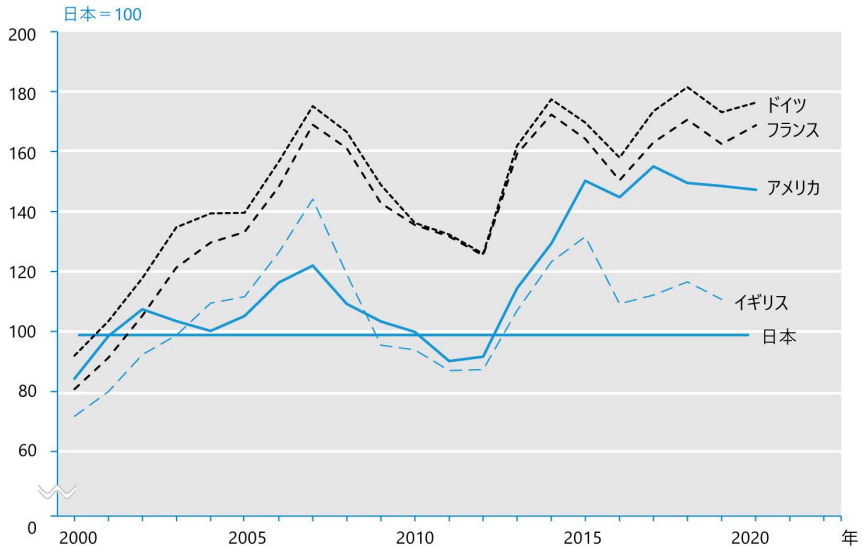
[関連表](#) p.191 「第5-1表 時間当たり賃金（製造業）」

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2019年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100.0とすると、イギリスが120.8、アメリカが131.3、フランスが150.6、ドイツが183.3となっており、日本は各国の水準を下回っている。

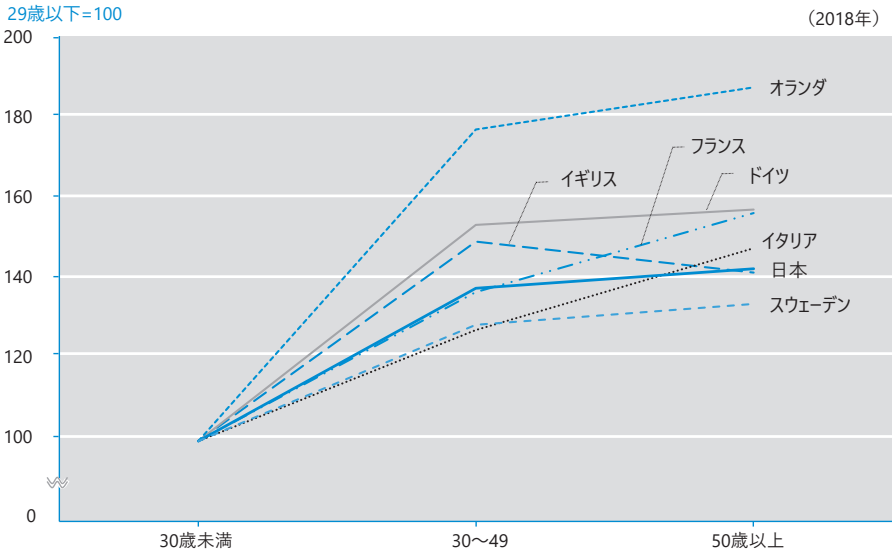
## 5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）



[関連表](#) p.197 「第5-8表 労働費用（製造業）」

労働費用は、使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用（企業負担分）を指し、現金給与額のほか、法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用など、現金給与以外の労働費用を合わせたもの。賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行っている。わが国の労働費用は、1985年以降、欧米主要国と比較して上昇した結果、2000年には5か国中で最も高い水準となった。しかし、円高の影響もあり、2002年以降は相対的に低い水準で推移している。2019年には、日本を100.0とする場合、ドイツが173.5、フランスが163.0、アメリカが149.1、イギリスが111.7となっている。

### 5-3 年齢階級別賃金格差



[関連表](#) p.200 「第 5-11-1 表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）」

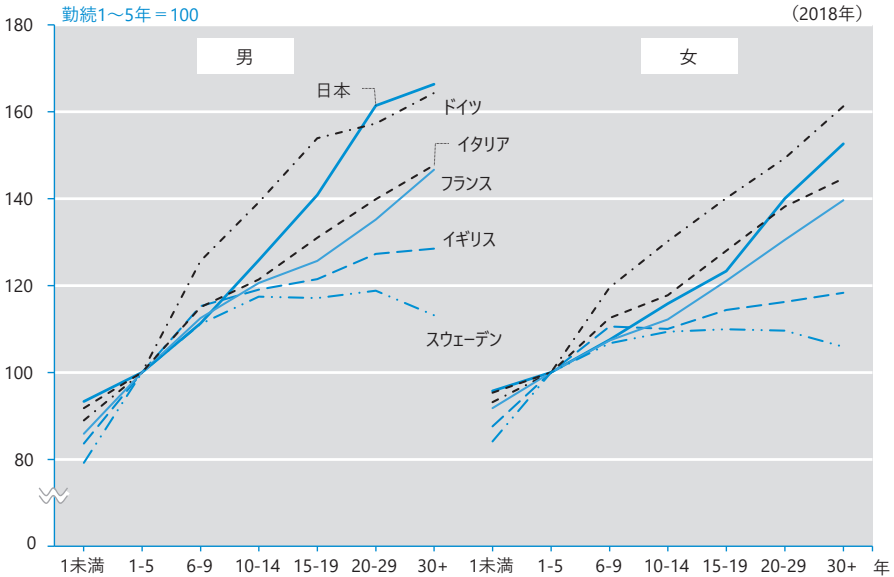
上のグラフは、30歳未満の賃金を100としたときの各国の年齢階級別賃金指数により、年齢階級間の格差の状況を示したものである。

日本では30歳未満との賃金の格差は、30～49歳層で1.38倍、50歳以上層になると1.43倍へと拡大する。同様に欧州でも、多くの国では年齢階層が上がるにつれて賃金が増加しているが、イギリスについては30～49歳層をピークに賃金が下がっている。

また職種別にみると、年齢階層間の賃金格差は「生産労働者」よりも「管理・事務・技術労働者」で大きい傾向にある。「生産労働者」では、30歳未満層と30～49歳層、50歳以上層の賃金格差は各国とも概ね1.1～1.3倍程度で、30歳以降ではほぼ横ばいとなるが、「管理・事務・技術労働者」では、30～49歳層でおおよそ1.3～1.5倍、50歳以上層では1.6～1.7倍となる国が多く、年齢上昇とともに賃金格差も拡大するためである。

なお、これらの数値を理解するためには、年齢階級別の労働力率「第2-11-2表 性別・年齢階級別労働力率」（p.77～79）もあわせてみる必要がある。

## 5-4 勤続年数別賃金格差



関連表 p.203 「第5-12表 勤続年数別賃金格差」

(注) 日本の勤続年数は、1~5年が1~4年、6~9年が5~9年に相当。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンについて、勤続年数1~5年(日本については1~4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると、日本とドイツは勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数が上昇し、特に勤続年数30年以上では勤続年数1~4年の約1.6倍に達する。その他の国々については、勤続年数30年以上でイタリアとフランスが約1.4倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

他方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さい。女性の勤続年数1~5年を100とした場合、30年以上の賃金格差は、ドイツが約1.6倍、日本が約1.5倍、イタリア、フランスが約1.4倍、イギリスが約1.2倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

## 第5-1表 時間当たり賃金（製造業）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
時間当たり賃金									Wages per hour
各国通貨									national currency
日本 1)	2,246	2,311	2,333	2,358	2,401	2,447	2,465	2,468	JPN
アメリカ 2)	24.91	28.37	29.79	30.52	30.34	30.80	31.14	31.78	USA
イギリス 3)	16.73	17.99	18.30	18.70	19.30	19.50	—	—	UK
ドイツ 3)	25.56	29.30	29.90	30.80	31.60	32.30	32.50	—	DEU
フランス 4)	21.64	24.35	24.70	25.20	25.60	26.10	26.90	—	FRA
為替レート換算									Exchange rate conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	97.4	148.6	138.9	145.2	139.5	137.2	134.9	141.3	USA
イギリス	101.0	144.0	115.2	114.5	118.4	110.9	—	—	UK
ドイツ	132.4	170.3	154.3	165.5	171.6	161.1	160.8	—	DEU
フランス	112.1	141.5	127.5	135.4	139.0	130.2	133.1	—	FRA
購買力平価換算									PPPs conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	123.9	127.0	134.7	136.0	131.6	131.3	127.9	124.6	USA
イギリス	118.5	116.3	120.2	121.8	121.7	120.8	—	—	UK
ドイツ	157.9	168.6	179.7	184.3	186.4	183.3	180.8	—	DEU
フランス	125.9	134.8	143.2	145.9	146.9	150.6	151.9	—	FRA

出典：厚生労働省（2022.2）「毎月勤労統計調査（長期時系列表、実数・指数累積データ）」

アメリカ労働統計局(BLS)（2021.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) "Labour costs (lc)" 2022年2月現在

（換算レート）OECD.Stat (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2022年2月現在

注：各国の推計方法は以下のとおり。

- 1) 事業所規模5人以上の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除して算出。
- 2) 企業規模1人以上の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計して算出。各年第1四半期の値。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc\_lci\_lev]"による実数を使用。これを基に、2015年以前は"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc\_lci\_r2\_a]"の指数から算出。
- 4) 企業規模1人以上の労働者が対象。



## 第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

		2015年	2016	2017	2018	2019	2020		1)
男女計									Total
各国現地通貨/時間(h), 日(d), 月(m), 週(w), 年(y)当たり									(*)
日本 2)	Yen/m	376,964	379,581	385,458	392,305	390,981	377,583	JPN	E
〃	Yen/h	2,311	2,333	2,358	2,401	2,447	2,465	JPN	E
アメリカ 3)	US\$/m	4,271	4,362	4,514	4,646	4,778	5,058	USA	E
カナダ	CA\$/h	24.99	25.28	25.46	26.31	27.49	28.69	CAN	R
イギリス 4)	Pound/m	2,580	2,681	2,712	2,797	2,849	2,704	UK	E
ドイツ 5)	Euro/m	4,375	4,462	4,552	4,679	4,756	4,598	DEU	E
フランス 5)	Euro/m	3,266	3,311	3,410	3,477	3,531	—	FRA	E
イタリア 5)	Euro/m	2,080	2,090	2,106	2,121	2,142	2,159	ITA	E
スウェーデン 6)	Krona/m	34,600	34,900	35,400	36,600	37,500	37,900	SWE	R
ロシア	Ruble/m	31,910	34,592	38,502	40,722	43,855	46,510	RUS	E
中国 7)	Yuan/year	38,948	42,115	44,991	49,275	52,858	57,910	CHN	E
韓国 8)	1,000 Won/m	3,569	3,613	3,658	3,851	3,968	3,910	KOR	E
シンガポール 9)	SG\$/m	—	4,572	4,500	4,680	5,000	4,885	SGP	E
タイ 10)	Baht/m	10,671	—	—	14,282	14,596	14,542	THA	E
フィリピン	Peso/m	10,911	11,687	12,007	12,722	13,529	13,888	PHL	B
オーストラリア 11)	AU\$/w	1,440	1,447	1,422	1,485	1,543	1,608	AUS	E
ニュージーランド	NZ\$/m	5,040	5,130	5,250	5,430	5,560	—	NZL	E
ブラジル	Real/m	1,913	2,146	2,287	2,421	2,468	2,702	BRA	E

出典：日本：厚生労働省（2021.5）「毎月勤労統計調査（実数原表）」

その他：各国政府ウェブサイト、ILO Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年2月現在

- 注 1) 原則、雇用者が対象。E=実際に支払われた賃金（諸手当・ボーナス含む）、R=労働契約等により予め定められている賃金（諸  
 2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者（一般労働者及びパートタイム労働者）。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。  
 3) 主たる仕事のみ。  
 4) 国民保険の適用対象となる全ての労働者。  
 5) フルタイム労働者が対象。  
 6) 民間部門の生産労働者が対象。  
 7) 都市部の民間部門が対象。  
 8) 従業員5人以上の事業所。  
 9) フルタイム雇用者（国籍保有者及び永住権保有者が対象）。  
 10) フルタイム労働者。  
 11) 成人（21歳以上）のフルタイム非管理職。

## 第5-3表 産業別賃金（2020年）

Table 5-3: Wages by economic activity (2020)

		非農林 漁業計	製造業	鉱業及び 採石業	建設業	情報 通信業	区分 1)
各国現地通貨/時間(h), 日(d), 月(m), 週(w), 年(y)当たり							(*)
日本 2)	Yen/m	318,405	377,583	385,872	417,459	491,150	JPN E
アメリカ 3)	US\$/m	4,502	5,058	6,370	4,746	7,028	USA E
カナダ 4)	CA\$/h	29.51	28.69	40.61	31.15	29.36	CAN R
イギリス 5) 6)	Pound/m	2,451	2,704	5,284	2,359	4,081	UK E
ドイツ 7)	Euro/m	4,372	4,598	4,536	3,737	5,793	DEU E
フランス 8)	Euro/m	3,183	3,531	3,565	2,886	4,554	FRA E
イタリア	Euro/m	2,207	2,159	2,882	2,177	2,411	ITA E
スウェーデン 6) 9)	Krona/m	36,100	37,900	41,200	36,500	47,700	SWE R
ロシア 6)	Ruble/m	51,344	46,510	95,359	44,738	85,648	RUS E
中国 10)	Yuan/y	57,727	57,910	54,563	57,309	101,281	CHN E
韓国 11)	1,000 Won/m	3,757	3,910	4,188	3,811	4,558	KOR E
シンガポール 12)	SG\$/m	4,534	4,885	-	4,294	6,330	SGP E
タイ 6)	Baht/m	15,374	14,542	20,214	10,829	31,561	THA E
フィリピン 6)	Peso/m	15,324	13,888	12,139	13,346	24,417	PHL B
オーストラリア 13)	AU\$/w	1,769	1,608	2,794	1,812	2,057	AUS E
ニュージーランド 6) 8)	NZ\$/m	5,120	5,560	9,270	5,510	7,980	NZL E
ブラジル 6)	Real/m	2,542	2,702	5,207	1,878	4,306	BRA E
Local currency per hour(h)/month(m)/day(d)/week(w)/year(y)							
		a	b	c	d	e	

\*Figures are for employees. E: wages actually paid (incl. allowances and bonuses); R: wages set by employment contract etc. (ditto); B: basic wages paid for usual work hours (excl. allowances, bonuses and overtime pay); a) Total; b) Manufacturing; c) Mining and quarrying; d) Construction; e) Information and communication.

出典：日本：厚生労働省（2021.5）「毎月勤労統計調査（実数原表）」

その他：各国政府ウェブサイト、ILO Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年2月現在

注1) 原則、雇用者が対象。E = 実際に支払われた賃金（諸手当・ボーナス含む）、R = 労働契約等により予め定められている賃金（諸手当・ボーナス含む）、B = 通常の労働時間に対して支払われる基本賃金（諸手当・ボーナス・時間外手当を除く）。

- 2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
- 3) 主たる仕事のみ。
- 4) 非農林漁業計の欄は農林漁業を含む。鉱業及び採石業は林業、漁業、石油、ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。
- 5) 国民保険の適用対象となる全ての労働者（軍従事者を除く）。
- 6) 非農林漁業計の欄は農林漁業を含む。
- 7) フルタイム労働者。
- 8) 2019年値。
- 9) 民間部門の生産労働者。諸手当を含む。
- 10) 都市部の民間部門が対象。
- 11) 従業員5人以上の事業所。時間外手当及び諸手当を含む。
- 12) フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者が対象。
- 13) 成人（21歳以上）のフルタイム非管理職。

## 第5-4表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
	2015年 = 100								2015=100
日本	99.5	96.7	100.0	100.7	102.0	103.5	103.7	99.6	JPN
アメリカ	83.2	93.5	100.0	102.7	105.0	108.2	111.3	114.5	USA
カナダ	83.9	89.4	100.0	101.4	104.3	103.4	106.6	109.9	CAN
イギリス	78.0	91.5	100.0	102.2	104.3	106.7	109.1	109.1	UK
ドイツ	79.6	87.7	100.0	102.0	104.4	107.6	109.4	110.4	DEU
フランス	80.0	90.7	100.0	101.3	102.6	104.3	106.3	—	FRA
イタリア	76.4	89.0	100.0	100.5	101.2	102.1	103.1	103.9	ITA
オランダ	82.6	92.4	100.0	101.6	103.5	105.7	108.6	112.7	NLD
デンマーク	77.7	91.6	100.0	102.2	104.4	106.8	109.3	111.6	DNK
スウェーデン	75.0	87.6	100.0	101.9	103.9	107.0	109.5	110.5	SWE
ノルウェー	66.5	84.0	100.0	101.8	103.3	106.2	109.6	112.0	NOR
スペイン	77.0	93.4	100.0	100.3	101.0	101.4	103.1	106.5	ESP
韓国	66.3	82.3	100.0	104.2	106.4	113.6	116.2	115.5	KOR
ニュージーランド	70.9	85.8	100.0	103.0	105.4	107.7	111.8	115.3	NZL

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Hourly Earnings" 2021年9月現在

注： 国により賃金の定義及び対象者の範囲等が異なるため、比較の際は注意を要する。

## 第5-5表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

年	2014	2018	2019	定義・調査対象等
フルタイム=100	Full-time=100			
日本 1)	56.6	60.4	59.7	JPN
イギリス 2)	69.4	74.4		UK
ドイツ 3)	72.1	73.8		DEU
フランス 3)	86.6	90.7		FRA
イタリア 3)	66.4	68.8		ITA
オランダ 3)	76.6	73.4		NLD
デンマーク 3)	79.0	78.2		DNK
スウェーデン 3)	82.2	82.9		SWE

出典： 日本：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年版

欧州：Eurostat "Structure of earnings survey"各年版（2014、2018）

注： パートタイム労働者の定義、調査対象、賃金水準の算出方法等は国によって異なるので、比較の際は注意を要する。

アメリカは、通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム、1～34時間の者をパートタイムと定義する。U.S. Bureau of Labor Statisticsの「Labor Force Statistics from the CPS」による「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため、他国と比較することはできない。参考として、「週当たり賃金」は、フルタイム100に対し、パートタイム31.2（2020年、産業計、16歳以上、中央値）。

## 第5-6表 単位労働費用

Table 5-6: Unit labour costs

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
指数、2015年 = 100									2015=100
日本	109.4	102.8	100.0	101.6	101.4	103.1	104.7	—	JPN
アメリカ	86.5	91.7	100.0	100.9	103.0	105.1	107.2	—	USA
カナダ	80.7	91.6	100.0	98.9	99.7	102.3	104.8	107.4	CAN
イギリス	83.4	95.9	100.0	102.8	105.1	107.5	111.6	123.8	UK
ドイツ	87.0	91.6	100.0	101.1	102.2	105.2	108.5	112.2	DEU
フランス	85.8	94.9	100.0	100.5	101.2	101.9	101.2	105.4	FRA
イタリア	85.2	96.6	100.0	99.9	99.6	101.2	102.5	103.5	ITA
オランダ	86.9	96.1	100.0	101.0	101.6	103.9	106.7	115.6	NLD
ベルギー	83.3	94.1	100.0	100.2	101.9	103.2	105.1	—	BEL
デンマーク	83.3	96.7	100.0	99.4	99.6	100.6	101.3	105.4	DNK
スウェーデン	82.1	91.5	100.0	102.3	104.3	107.9	109.8	113.8	SWE
フィンランド	79.8	90.7	100.0	98.5	95.3	97.6	99.2	100.0	FIN
ノルウェー	63.9	85.0	100.0	100.4	101.2	104.9	110.1	110.9	NOR
ロシア	29.5	59.6	100.0	103.7	107.8	112.4	118.3	—	RUS
スペイン	90.8	104.4	100.0	99.1	99.3	100.4	102.7	107.6	ESP
オーストラリア	79.5	95.8	100.0	100.0	100.9	—	—	—	AUS
ニュージーランド	82.1	96.4	100.0	105.9	107.7	109.3	114.5	—	NZL
対前年比、%									Average annual rates of change
日本	-0.5	-5.5	-1.0	1.6	-0.2	1.7	1.5	—	JPN
アメリカ	1.5	-0.6	1.9	0.9	2.1	2.0	1.9	—	USA
カナダ	2.1	-0.2	2.1	-1.1	0.8	2.7	2.4	2.5	CAN
イギリス	2.2	1.2	0.1	2.8	2.2	2.3	3.9	10.9	UK
ドイツ	-0.5	-1.5	2.0	1.1	1.0	3.0	3.1	3.4	DEU
フランス	2.0	0.9	0.2	0.5	0.6	0.7	-0.7	4.2	FRA
イタリア	2.8	0.1	0.7	-0.1	-0.3	1.6	1.3	0.9	ITA
オランダ	0.1	-1.1	-0.8	1.0	0.6	2.2	2.7	8.4	NLD
ベルギー	0.8	-0.2	-1.2	0.2	1.7	1.3	1.8	—	BEL
デンマーク	2.1	-1.1	1.1	-0.6	0.2	1.0	0.7	4.0	DNK
スウェーデン	0.8	-2.7	-0.4	2.3	2.0	3.4	1.7	3.6	SWE
フィンランド	2.2	-1.8	0.7	-1.5	-3.3	2.5	1.6	0.8	FIN
ノルウェー	3.2	2.3	1.1	0.4	0.8	3.6	4.9	0.8	NOR
ロシア	13.5	7.2	8.2	3.7	3.9	4.2	5.3	—	RUS
スペイン	3.1	-0.7	-0.1	-0.9	0.2	1.0	2.3	4.8	ESP
オーストラリア	3.7	6.1	0.1	0.0	1.0	—	—	—	AUS
ニュージーランド	5.0	2.5	0.7	5.9	1.7	1.5	4.7	—	NZL

出典： OECD Database ([https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB\\_GR](https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR)) 2021年9月現在

注：一般的に、単位労働費用 = 名目雇用量報酬 / 実質GDPとして求められる。

## 第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
2015年 = 100									2015=100
日本	144.4	100.0	114.9	108.6	110.0	114.4	118.3	109.1	JPN
アメリカ	88.4	100.0	104.1	104.1	102.4	104.9	106.1	99.6	USA
カナダ	119.6	100.0	95.2	96.2	96.6	95.7	95.1	104.0	CAN
イギリス	90.1	100.0	90.6	85.9	87.4	88.0	96.8	96.6	UK
ドイツ	97.9	100.0	101.7	101.8	104.3	104.6	106.2	107.6	DEU
フランス	105.1	100.0	100.8	100.7	100.5	96.5	97.8	97.5	FRA
イタリア	104.0	100.0	101.3	100.6	102.8	101.0	99.9	98.7	ITA
オランダ	109.8	100.0	101.8	100.6	103.5	103.0	109.2	109.4	NLD
ベルギー	102.8	100.0	100.3	101.5	102.7	101.1	102.3	102.8	BEL
デンマーク	108.1	100.0	100.3	99.6	99.9	96.9	97.2	97.2	DNK
スウェーデン	97.3	100.0	102.1	101.0	96.9	93.4	94.8	98.3	SWE
フィンランド	99.6	100.0	99.3	94.5	97.0	95.7	94.2	95.6	FIN
ノルウェー	105.1	100.0	96.4	96.1	97.1	97.0	87.0	89.5	NOR
オーストリア	98.0	100.0	100.8	100.3	100.9	100.1	101.3	101.6	AUT
スイス	83.9	100.0	97.6	95.3	90.4	92.2	93.8	91.2	CHE
ギリシャ	115.7	100.0	102.7	101.1	102.8	101.0	106.9	104.3	GRC
スペイン	117.4	100.0	99.4	99.6	100.7	100.8	103.8	103.3	ESP
ポルトガル	108.2	100.0	101.7	103.2	105.9	105.2	111.0	111.7	PRT
ロシア	115.9	100.0	94.4	110.1	101.6	106.0	97.6	95.5	RUS
中国	74.7	100.0	96.2	93.6	95.2	93.9	93.8	99.1	CHN
韓国	83.2	100.0	99.1	101.4	103.3	99.2	94.9	95.8	KOR
インドネシア	147.4	100.0	101.3	99.6	91.0	92.8	89.0	86.7	IDN
オーストラリア	112.4	100.0	99.6	101.9	97.7	94.2	94.7	100.8	AUS
ニュージーランド	94.2	100.0	101.1	102.9	98.8	98.0	99.3	105.7	NZL
メキシコ	112.5	100.0	86.9	87.4	88.0	91.9	89.1	88.9	MEX
ブラジル	122.6	100.0	106.3	115.2	102.5	101.5	79.5	76.3	BRA

出典： OECD (2021.5) *Economic Outlook, volume 2021 issue 1*

## 第5-8表 労働費用（製造業）

Table 5-8: Labour costs, manufacturing

	2010年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
時間当たり労働費用									Labour costs per hour
各国通貨									national currency
日本 1)	2,798	2,900	2,945	2,902	2,858	2,883	2,890	2,877	JPN
アメリカ 2)	32.20	35.60	36.87	38.79	39.66	39.19	39.53	39.55	USA
イギリス 3)	19.60	20.64	21.26	21.80	22.40	23.00	23.20	—	UK
ドイツ 3)	32.93	36.63	37.36	38.20	39.20	40.20	41.10	41.60	DEU
フランス 3)	32.76	35.60	36.04	36.40	36.90	37.80	38.60	39.60	FRA
為替レート換算									Exchange rate conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	101.0	130.1	151.5	145.4	155.7	150.1	149.1	146.8	USA
イギリス	95.0	124.1	133.5	110.3	113.1	117.5	111.7	—	UK
ドイツ	137.0	177.8	170.4	158.5	173.8	181.8	173.5	176.3	DEU
フランス	136.3	172.8	164.4	151.0	163.6	171.0	163.0	167.9	FRA
購買力平価換算									PPPs conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	128.6	126.5	129.5	141.0	145.8	141.6	142.7	139.2	USA
イギリス	111.4	105.0	107.9	115.1	120.3	120.8	121.7	—	UK
ドイツ	163.3	169.3	168.7	184.6	193.6	197.5	197.5	198.3	DEU
フランス	153.0	156.7	156.6	169.7	176.2	180.6	188.6	191.6	FRA

出典：厚生労働省（2022.2）「毎月勤労統計調査（長期時系列表、実数・指数累積データ）」、厚生労働省（2022.1）「2021年就労条件総合調査」、内閣府（2021.12）「2020年度国民経済計算確報」

アメリカ労働統計局(BLS)（2021.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) "Labour costs (lc)" 2022年2月現在

（換算レート）OECD.Stat (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2022年2月現在

注：各国の推計方法は以下のとおり。

- 1) 事業所規模5人以上が対象。実労働時間当たり労働費用を基に、実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。
- 2) 企業規模は全対象（1人以上）。全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc\_lci\_lev]"による実数を使用。これを基に、空白年は"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc\_lci\_r2\_a]"の指数から算出。

## 第5-9表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

労働費用計	現金給与	現金給与以外	(現金給与以外の内訳)							調査年	%
			法定福利費	法定外福利費 <sup>1)</sup>	現物給付	退職金等の費用	教育訓練費	その他 <sup>2)</sup>			
日本	100.0	80.8	19.2	(13.0)	(1.5)	(0.1)	(4.3)	(0.1)	(0.2)	2020	JPN
アメリカ	100.0	78.7	21.3	(7.4)	(9.6)	—	(4.3)	—	—	2021	USA
イギリス	100.0	81.8	18.2	(8.4)	(6.2)	(1.2)	(0.7)	(1.7)	—	2016	UK
ドイツ	100.0	77.2	22.8	(13.8)	(7.2)	(1.0)	(0.2)	(0.5)	(0.2)	2016	DEU
フランス	100.0	64.6	35.4	(26.5)	(5.0)	(0.2)	(3.0)	(1.6)	(-0.9)	2016	FRA
オランダ	100.0	76.4	23.6	(10.7)	(10.8)	(1.3)	(0.0)	(0.9)	(-0.0)	2016	NLD
スウェーデン	100.0	66.0	34.1	(21.0)	(8.6)	(1.0)	(0.2)	(0.6)	(2.8)	2016	SWE
韓国	100.0	77.6	22.4	(7.2)	(5.4)	—	(9.4)	(0.3)	(0.1)	2020	KOR
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	year	

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

出典：日本：厚生労働省（2021.11）「令和3年就労条件総合調査」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2021.12）*Employer Costs for Employee Compensation—September 2021*

欧州：Eurostat Database "Labour Costs Survey 2016" 2022年2月現在

韓国：雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2022年2月現在

注：単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）が対象。

- 1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)、欧州は見習の福利費を含む。
- 2) 日本は募集費、転動に要する費用、社内報、作業服等、欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費を含む。

## 第 5-10 表 フルタイム労働者の男女間賃金格差

Table 5-10: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
日本	32.8	28.7	25.7	24.6	24.5	23.5	23.5	22.5	JPN
アメリカ	19.0	18.8	18.9	18.1	18.2	18.9	18.5	17.7	USA
カナダ	21.3	19.0	18.6	18.2	18.2	18.5	17.6	16.1	CAN
イギリス	22.1	19.2	17.1	16.8	16.5	16.3	16.1	12.3	UK
ドイツ	16.3	16.7	15.8	15.5	16.2	15.3	13.9	—	DEU
フランス 1)	9.4	9.1	9.9	—	—	11.8	—	—	FRA
ベルギー	11.5	7.0	4.7	3.7	4.2	3.4	—	—	BEL
デンマーク	10.2	8.9	5.8	5.7	5.3	4.9	5.1	—	DNK
スウェーデン	11.3	9.4	8.3	8.2	7.3	7.1	7.6	7.4	SWE
フィンランド	18.9	18.9	18.1	16.5	17.7	18.9	17.2	—	FIN
韓国	39.6	39.6	37.2	36.7	34.6	34.1	32.5	31.5	KOR
オーストラリア	15.8	14.0	13.0	11.5	11.7	11.7	14.2	9.9	AUS
ニュージーランド	9.6	7.0	7.9	7.8	7.2	7.9	6.5	4.6	NZL

出典： OECD Database ([https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=DEC\\_I](https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=DEC_I)) 2021年9月現在

注： 男女の中間所得の差を男性中間所得で除した数値。原則、フルタイム労働者の週あたり総収入が対象。

1) 2005年欄は2006年の数値、2015年欄は2014年の数値。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間制度・労働時間

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考



## 第 5-11-1 表 年齢階級別賃金格差 (労働者の種類計、2018 年)

Table 5-11-1: Wage gap by age group (total type of workers, 2018)

年齢階級 (歳)		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100						under 30 years old=100	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
日本	計	131.9	100.0	137.7	142.5	T	JPN
	男	139.2	100.0	144.6	151.2	M	
	女	111.9	100.0	116.8	113.8	F	
イギリス	計	135.0	100.0	149.3	141.6	T	UK
	男	144.6	100.0	159.2	158.9	M	
	女	124.3	100.0	137.6	124.0	F	
ドイツ	計	144.7	100.0	153.3	157.1	T	DEU
	男	154.2	100.0	161.6	173.7	M	
	女	133.0	100.0	142.4	138.6	F	
フランス	計	136.9	100.0	136.7	156.2	T	FRA
	男	144.8	100.0	143.3	170.0	M	
	女	127.9	100.0	129.4	139.7	F	
イタリア	計	131.3	100.0	127.4	147.6	T	ITA
	男	136.9	100.0	131.8	159.0	M	
	女	125.3	100.0	122.9	135.7	F	
オランダ	計	157.5	100.0	176.9	187.3	T	NLD
	男	170.8	100.0	188.7	210.5	M	
	女	142.7	100.0	163.8	158.7	F	
ベルギー	計	130.8	100.0	132.4	150.1	T	BEL
	男	135.7	100.0	137.5	156.6	M	
	女	125.7	100.0	127.1	142.6	F	
デンマーク	計	143.1	100.0	156.7	162.4	T	DNK
	男	150.0	100.0	165.4	172.9	M	
	女	136.2	100.0	147.8	151.9	F	
スウェーデン	計	124.2	100.0	128.7	133.9	T	SWE
	男	127.5	100.0	131.9	140.1	M	
	女	121.0	100.0	125.2	128.6	F	
フィンランド	計	127.3	100.0	131.7	134.7	T	FIN
	男	133.8	100.0	137.9	146.3	M	
	女	121.2	100.0	125.0	126.3	F	
ノルウェー	計	133.5	100.0	141.2	149.6	T	NOR
	男	139.3	100.0	146.6	160.0	M	
	女	126.6	100.0	134.3	137.7	F	

出典：日本：厚生労働省（2019.3）「2018年賃金構造基本統計調査」

その他：Eurostat（2021）Structure of Earnings Survey 2018

注 1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計（公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計）が対象。

## 第 5-11-2 表 年齢階級別賃金格差 (生産労働者、2018 年)

Table 5-11-2: Wage gap by age group (production workers, 2018)

年齢階級 (歳)		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100						under 30 years old=100	
製造業						Manufacturing	
日本	計	119.9	100.0	129.0	120.5	T	JPN
	男	125.0	100.0	133.2	131.1	M	
	女	98.3	100.0	102.5	92.7	F	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
イギリス	計	116.6	100.0	124.6	119.8	T	UK
	男	119.5	100.0	128.0	124.2	M	
	女	107.3	100.0	111.6	108.2	F	
ドイツ	計	122.1	100.0	129.3	126.3	T	DEU
	男	127.6	100.0	135.0	135.5	M	
	女	110.5	100.0	112.5	112.6	F	
フランス	計	115.4	100.0	117.5	119.8	T	FRA
	男	118.8	100.0	121.4	124.9	M	
	女	109.2	100.0	107.6	113.5	F	
イタリア	計	111.9	100.0	113.2	114.6	T	ITA
	男	115.9	100.0	116.5	121.9	M	
	女	102.5	100.0	104.0	101.4	F	
オランダ	計	144.8	100.0	166.5	171.0	T	NLD
	男	148.4	100.0	171.6	178.3	M	
	女	134.1	100.0	151.1	151.5	F	
ベルギー	計	117.7	100.0	115.2	134.1	T	BEL
	男	123.6	100.0	120.7	142.4	M	
	女	110.2	100.0	109.0	120.9	F	
デンマーク	計	120.7	100.0	129.6	129.2	T	DNK
	男	120.7	100.0	129.0	128.4	M	
	女	115.7	100.0	122.7	125.3	F	
スウェーデン	計	104.8	100.0	105.8	107.2	T	SWE
	男	105.5	100.0	106.7	108.3	M	
	女	100.8	100.0	100.1	102.3	F	
フィンランド	計	109.0	100.0	112.7	109.8	T	FIN
	男	111.8	100.0	114.8	115.9	M	
	女	102.7	100.0	104.7	102.2	F	
ノルウェー	計	113.6	100.0	118.1	120.2	T	NOR
	男	113.7	100.0	118.2	120.6	M	
	女	113.0	100.0	116.3	120.6	F	

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-11-1表 (p.200) を参照。

## 第 5-11-3 表 年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者、2018 年）

Table 5-11-3: Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers, 2018)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100						under 30 years old=100	
製造業						Manufacturing	
日本	計	147.7	100.0	147.6	167.9	T	JPN
	男	151.9	100.0	151.4	170.1	M	
	女	118.1	100.0	122.0	124.1	F	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
イギリス	計	138.3	100.0	152.4	147.0	T	UK
	男	151.9	100.0	165.6	173.0	M	
	女	125.6	100.0	138.8	125.9	F	
ドイツ	計	153.3	100.0	160.4	171.2	T	DEU
	男	168.8	100.0	172.6	196.6	M	
	女	138.2	100.0	146.9	147.8	F	
フランス	計	143.4	100.0	140.8	171.5	T	FRA
	男	154.4	100.0	149.4	189.4	M	
	女	131.9	100.0	132.3	150.0	F	
イタリア	計	139.4	100.0	132.9	161.8	T	ITA
	男	149.8	100.0	140.8	180.9	M	
	女	130.4	100.0	126.4	145.0	F	
オランダ	計	158.7	100.0	174.3	190.1	T	NLD
	男	175.4	100.0	184.8	217.2	M	
	女	143.0	100.0	162.6	160.4	F	
ベルギー	計	132.6	100.0	133.1	155.0	T	BEL
	男	137.4	100.0	137.9	162.7	M	
	女	127.6	100.0	128.0	147.1	F	
デンマーク	計	150.0	100.0	164.1	173.3	T	DNK
	男	166.7	100.0	184.1	200.8	M	
	女	138.1	100.0	149.4	154.6	F	
スウェーデン	計	130.3	100.0	135.0	142.2	T	SWE
	男	140.1	100.0	144.5	159.4	M	
	女	122.9	100.0	127.1	131.0	F	
フィンランド	計	133.3	100.0	137.3	142.9	T	FIN
	男	147.1	100.0	149.6	164.4	M	
	女	123.4	100.0	126.6	130.1	F	
ノルウェー	計	139.3	100.0	147.6	157.2	T	NOR
	男	153.4	100.0	161.7	178.3	M	
	女	127.5	100.0	135.3	138.8	F	

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-11-1表（p.200）を参照。

## 第 5-12 表 勤続年数別賃金格差 (2018 年)

Table 5-12: Wage gap by length of service (2018)

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1~5年 = 100		Length of service: 1-5 years=100								
産業計 1)		All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)								
日本 2)	計	124.0	93.9	a 100	b 110.7	124.4	138.2	161.9	171.7	T JPN
	男	127.1	93.3	a 100	b 111.2	125.8	140.8	161.4	166.3	M
	女	111.7	95.7	a 100	b 107.5	115.8	123.3	140.0	152.6	F
イギリス	計	103.9	85.2	100	113.8	114.9	117.7	123.2	129.2	T UK
	男	105.0	83.6	100	115.2	119.0	121.5	127.3	128.5	M
	女	102.2	87.5	100	110.6	110.0	114.3	116.2	118.3	F
ドイツ	計	120.6	91.0	100	122.9	135.7	147.7	154.4	164.0	T DEU
	男	122.1	89.0	100	125.6	139.1	153.8	157.2	164.3	M
	女	118.1	93.1	100	119.5	130.2	140.1	149.3	161.2	F
フランス	計	112.6	88.3	100	109.8	116.4	123.2	132.6	144.1	T FRA
	男	114.1	85.9	100	112.5	120.5	125.6	135.2	146.6	M
	女	111.0	91.8	100	107.3	112.2	121.1	130.4	139.6	F
イタリア	計	113.6	93.1	100	113.2	118.6	129.3	138.9	145.7	T ITA
	男	114.1	91.8	100	115.0	121.3	130.9	139.8	147.7	M
	女	113.7	95.3	100	112.5	117.7	128.0	138.2	144.6	F
オランダ	計	123.3	85.7	100	129.1	141.9	145.7	156.2	161.5	T NLD
	男	126.9	84.8	100	131.6	147.0	155.0	165.5	164.3	M
	女	118.7	87.1	100	126.9	136.1	137.7	142.3	147.0	F
ベルギー	計	109.0	86.1	100	110.1	114.9	124.9	129.5	123.6	T BEL
	男	110.8	85.0	100	113.4	117.8	127.5	132.3	127.7	M
	女	107.2	87.8	100	106.7	111.7	121.8	126.5	119.1	F
デンマーク	計	101.6	84.3	100	111.8	116.6	117.5	123.4	130.2	T DNK
	男	102.2	83.0	100	115.1	121.9	125.2	129.9	130.7	M
	女	101.8	85.8	100	110.2	114.9	115.1	118.4	126.7	F
スウェーデン	計	104.2	81.1	100	109.3	113.5	112.8	112.3	105.8	T SWE
	男	105.8	79.2	100	111.1	117.4	117.1	118.8	113.1	M
	女	103.1	84.1	100	106.7	109.3	109.9	109.6	105.8	F
フィンランド	計	102.5	86.6	100	105.6	108.8	112.6	114.9	107.0	T FIN
	男	103.4	85.0	100	107.4	110.9	114.8	117.0	110.1	M
	女	102.2	89.4	100	104.8	107.7	111.9	112.1	104.7	F
ノルウェー	計	102.7	85.8	100	116.7	121.1	120.4	120.9	-	T NOR
	男	103.4	83.8	100	117.5	123.0	124.6	126.7	-	M
	女	100.8	87.1	100	111.7	113.8	114.5	111.4	-	F

Length of service in Japan: a) 1 year or more and less than 5 years; b) 6 years or more and less than 10 years.

注：規模10人以上の民営事業所が対象。日本は所定内給与額、欧州は月間平均収入額をもとに算出。

1) 産業計は、公務・防衛・義務的社会保障を除く非農林漁業計が対象。

2) aは勤続1年以上5年未満、bは勤続5年以上10年未満。

## 第 5-12 表 勤続年数別賃金格差 (2018 年) (続き)

Table 5-12: Wage gap by length of service (2018) (cont.)

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1~5年 = 100		Length of service: 1-5 years=100								
製造業 Manufacturing										
日本 2)	計	131.3	93.8	a 100	b 111.3	127.2	140.4	164.4	177.0	T JPN
	男	133.7	93.2	a 100	b 112.2	128.3	144.0	165.7	174.5	M
	女	113.4	96.2	a 100	b 105.1	113.5	116.3	136.7	147.1	F
イギリス	計	108.1	88.5	100	111.7	114.2	116.8	128.9	132.6	T UK
	男	108.4	87.7	100	111.3	114.4	116.3	128.2	132.8	M
	女	104.2	90.9	100	107.4	109.5	115.2	121.4	111.0	F
ドイツ	計	123.1	92.4	100	121.7	131.1	139.2	143.8	155.7	T DEU
	男	123.6	93.8	100	121.7	130.8	140.3	143.3	151.6	M
	女	117.7	90.7	100	118.5	127.8	131.4	136.8	154.9	F
フランス	計	114.6	80.4	100	113.7	117.3	119.9	127.7	135.8	T FRA
	男	117.3	82.1	100	117.0	119.5	122.3	129.8	142.8	M
	女	107.3	78.0	100	107.2	110.7	113.8	120.3	109.2	F
イタリア	計	111.4	95.1	100	111.2	113.9	119.2	124.4	138.4	T ITA
	男	110.1	91.9	100	108.4	111.7	119.5	122.0	136.8	M
	女	113.0	104.1	100	116.0	118.0	118.0	127.9	135.9	F
オランダ	計	116.5	89.2	100	112.4	118.4	122.0	133.2	134.8	T NLD
	男	117.4	85.9	100	112.5	119.9	125.2	132.5	133.1	M
	女	109.0	101.3	100	110.6	110.7	109.2	127.2	115.4	F
ベルギー	計	109.6	89.4	100	112.8	117.6	124.1	132.1	117.2	T BEL
	男	111.0	88.0	100	114.4	120.4	124.3	134.2	119.1	M
	女	106.6	93.4	100	109.1	111.7	121.6	124.9	112.7	F
デンマーク	計	101.3	85.5	100	108.6	108.6	112.3	111.5	109.7	T DNK
	男	101.6	86.1	100	107.9	109.2	113.1	112.5	110.9	M
	女	100.7	84.2	100	110.0	107.4	111.4	109.8	106.4	F
スウェーデン	計	104.2	81.7	100	107.4	108.8	107.7	107.6	103.7	T SWE
	男	105.2	84.8	100	108.8	110.6	108.5	109.1	105.3	M
	女	101.0	74.5	100	102.6	102.8	105.1	100.7	95.9	F
フィンランド	計	103.8	86.4	100	104.6	106.6	108.9	112.8	108.4	T FIN
	男	105.1	86.3	100	106.3	108.6	111.1	114.3	111.4	M
	女	99.5	87.1	100	99.8	101.1	103.1	106.3	96.9	F
ノルウェー	計	103.1	84.8	100	108.2	112.5	118.0	111.1	-	T NOR
	男	103.6	84.8	100	108.7	113.3	118.8	111.6	-	M
	女	101.3	85.4	100	105.6	109.3	113.3	107.8	-	F

出典：日本：厚生労働省 (2019) 「2018年賃金構造基本統計調査」

その他：Eurostat (2021) *Structure of Earnings Survey 2018*

## 第 5-13 表 事業所規模間賃金格差

Table 5-13: Wage gap by establishment size

規模 (従業員数)	計	5-29	30-99	100-499	500-999	1,000以上	establishment size
規模1,000人以上 = 100						1,000 or more employees = 100	
日本 1)	66.4	55.5	64.2	74.4	86.9	100.0	JPN
製造業	(73.5)	(60.5)	(63.9)	(75.0)	(85.9)	(100.0)	manufacturing
	Total	10-49	50-249	250-499	500-999	1,000+	
アメリカ 2)	63.1	49.7	60.4	73.7	85.9	100.0	USA
製造業	(66.5)	(49.9)	(58.2)	(67.2)	(73.4)	(100.0)	manufacturing
イギリス 3)	97.3	85.2	97.5	101.3	119.1	100.0	UK
ドイツ 3)	69.2	65.1	90.5	97.1	97.7	100.0	DEU
フランス 3)	83.5	73.0	71.3	82.3	267.1	100.0	FRA
イタリア 3)	73.1	63.1	76.8	83.4	101.2	100.0	ITA
スペイン 3)	80.3	60.9	82.8	83.2	86.4	100.0	ESP
ベルギー 3)	105.9	103.7	105.5	108.8	103.1	100.0	BEL
オランダ 3)	100.5	100.5	133.5	115.2	109.3	100.0	NLD
デンマーク 3)	81.3	76.4	83.5	55.1	86.1	100.0	DNK
スウェーデン 3)	101.5	118.7	105.3	109.1	100.0	100.0	SWE
フィンランド 3)	82.3	98.2	103.9	91.7	85.9	100.0	FIN
ノルウェー 3)	101.1	150.9	132.5	178.8	107.3	100.0	NOR

出典：日本：厚生労働省（2022.2）「2021年毎月勤労統計調査確報」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2022.2）*Quarterly Census of Employment and Wages*

欧州：Eurostat（2021.8）*Structure of Earnings Survey 2018*

注 1) 2021年値。常用労働者5人以上の事業所が対象。日本の上段は日本標準産業分類に基づく16大産業の計。月間のきまって支給する給与より算出。

2) 2020年第1四半期の値。1人以上の民営事業所が対象。アメリカの上段は非農林産業。週当たり平均賃金より算出。

3) 2018年値。10人以上の企業、かつ行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業が対象。月間平均賃金総額より算出。

## 第5-14表 所得のジニ係数

Table 5-14: Gini coefficients of income inequality

	1990年	2000	2005	2010	2015	最新値 (年) latest (year)	
日本 1)	—	0.337	0.329	0.336	0.339	0.334 (2018)	JPN
アメリカ 2)	0.369	0.357	0.380	0.380	0.390	0.390 (2017)	USA
カナダ	0.289	0.315	0.315	0.316	0.318	0.301 (2019)	CAN
イギリス	0.355	0.352	0.359	0.351	0.360	0.366 (2019)	UK
ドイツ	0.256	0.264	0.297	0.286	0.293	0.289 (2018)	DEU
フランス	—	0.287	0.288	0.303	0.295	0.301 (2018)	FRA
イタリア 3)	0.279	0.323	0.324	0.327	0.333	0.330 (2018)	ITA
オランダ	0.292	0.292	0.284	0.283	0.288	0.285 (2016)	NLD
デンマーク	0.226	0.227	0.232	0.252	0.263	0.264 (2017)	DNK
スウェーデン 4)	0.209	0.243	0.234	0.269	0.278	0.280 (2019)	SWE
フィンランド	0.215	0.254	0.265	0.264	0.260	0.269 (2018)	FIN
韓国 5)	—	—	0.306	0.310	0.352	0.345 (2018)	KOR
オーストラリア 6)	—	0.317	0.315	0.334	0.330	0.325 (2018)	AUS

出典： OECD Database "Income Distribution and Poverty" 2021年9月現在

注 1) 2005年は2006年値、2010年は2009年値。

2) 1990年は1993年値。

3) 1990年は1991年値。

4) 1990年は1991年値、2005年は2004年値。

5) 2005年は2006年値。

6) 2005年は2004年値、2015年は2016年値。

	2002年	2005	2008	2011	2014	2017	
日本 (参考)	0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759	0.3721	JPN

出典： 厚生労働省 (2019.9) 「2017年所得再分配調査」

注： ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再分配後の年間所得を対象としている。日本の2011年値は岩手・宮城・福島の3県を除く。

## 第 5-15 表 五分位階級所得割合

Table 5-15: Income share by quintiles

	年	第1 十分位	第1 五分位	第2 五分位	第3 五分位	第4 五分位	第5 五分位	第10 十分位	ジニ 係数	
										%
日本 1)	2017	1.9	5.4	11.1	16.4	23.8	43.3	27.2	0.372	JPN
	2014	1.9	5.4	10.7	16.3	24.1	43.5	27.0	0.376	
日本	2013	2.9	7.7	12.8	16.6	21.7	41.1	26.4	0.329	JPN
アメリカ	2018	1.7	5.2	10.3	15.3	22.4	46.9	30.8	0.414	USA
カナダ	2017	2.7	7.1	12.4	17.0	22.9	40.6	25.3	0.333	CAN
イギリス	2017	2.6	6.8	11.8	16.5	22.8	42.1	26.7	0.351	UK
ドイツ	2016	2.9	7.6	12.8	17.1	22.8	39.6	24.6	0.319	DEU
フランス	2018	3.2	8.0	12.9	16.7	21.6	40.8	26.7	0.324	FRA
イタリア	2017	1.9	6.0	12.0	17.0	23.0	42.1	26.7	0.359	ITA
オランダ	2018	3.5	8.9	13.8	17.6	22.4	37.2	23.0	0.281	NLD
ベルギー	2018	3.5	8.9	14.3	18.0	22.4	36.4	22.2	0.272	BEL
デンマーク	2018	3.7	9.3	13.8	17.3	21.9	37.7	23.5	0.282	DNK
スウェーデン	2018	2.7	7.7	13.7	17.6	23.2	37.8	22.9	0.300	SWE
フィンランド	2018	3.8	9.3	14.0	17.5	22.4	36.8	22.6	0.273	FIN
ノルウェー	2018	3.4	8.9	14.1	17.8	22.6	36.6	22.2	0.276	NOR
スペイン	2018	2.1	6.2	12.2	17.1	23.5	41.0	25.3	0.347	ESP
ポルトガル	2018	2.8	7.4	12.6	16.5	22.0	41.4	26.6	0.335	PRT
ロシア	2018	2.9	7.1	11.2	15.2	21.4	45.1	29.9	0.375	RUS
中国	2016	2.7	6.5	10.7	15.3	22.2	45.3	29.4	0.385	CHN
韓国	2016	2.8	7.5	13.0	17.4	23.0	39.1	24.0	0.314	KOR
マレーシア	2015	2.3	5.8	10.1	14.8	22.0	47.3	31.3	0.411	MYS
タイ	2019	3.3	7.7	11.5	15.7	22.3	42.8	27.2	0.349	THA
インドネシア	2019	2.9	6.9	10.8	15.1	21.7	45.5	29.9	0.382	IDN
インド	2011	3.5	8.1	11.7	15.2	20.5	44.4	30.1	0.357	IND
オーストラリア	2014	2.8	7.4	12.2	16.1	22.1	42.1	27.0	0.344	AUS
メキシコ	2018	2.0	5.4	9.5	13.5	20.0	51.7	36.4	0.454	MEX
ブラジル	2019	1.0	3.1	7.4	12.3	19.4	57.8	42.0	0.534	BRA
	Year	Lowest 10%	Lowest 20%	Second 20%	Third 20%	Fourth 20%	Highest 20%	Highest 10%	Gini index	

出典：日本（2014、2017年）：厚生労働省（2019.9）「2017年所得再分配調査」

日本（2013）及びその他の国：The World Bank (<https://povertydata.worldbank.org/>) 2021年9月現在

注：五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位の階級割合も掲載している。また、ジニ係数は、所得分配の不平等度を表す。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。



## 第 5-16 表 相対的貧困率

Table 5-16: Percentage of people with an income below 50% of median income

	1990年	2000	2010	2015	2016	2017	2018	2019	
									%
日本 1)	—	15.3	16.0	15.7	—	—	15.7	—	JPN
アメリカ	—	16.9	17.4	16.8	17.8	17.8	—	—	USA
カナダ	11.9	12.0	13.1	14.2	12.4	12.0	11.8	11.6	CAN
イギリス	13.7	11.0	11.0	10.9	11.1	11.9	11.7	12.4	UK
ドイツ	5.5	7.6	8.8	10.1	10.4	10.4	9.8	—	DEU
フランス	—	7.2	7.9	8.1	8.3	8.1	8.5	—	FRA
イタリア 2)	11.0	12.2	13.4	14.4	13.7	13.9	14.2	—	ITA
オランダ 3)	5.7	6.6	7.2	7.8	8.3	—	—	—	NLD
デンマーク	6.2	5.1	6.0	5.5	5.8	6.1	—	—	DNK
スウェーデン 2)	3.6	5.3	9.1	9.2	9.1	9.3	8.9	9.3	SWE
フィンランド	5.6	5.3	7.2	6.3	5.8	6.3	6.5	—	FIN
ノルウェー	—	6.3	7.5	8.1	8.2	8.4	8.4	—	NOR
韓国	—	—	14.9	17.5	17.6	17.3	16.7	—	KOR
オーストラリア	—	12.2	14.4	—	12.1	—	12.4	—	AUS
ニュージーランド 4)	9.0	9.8	9.8	10.9	—	—	—	—	NZL
メキシコ 5)	20.2	21.5	20.4	—	16.6	—	15.9	—	MEX

出典：OECD Database “Income distribution – Poverty” (<https://stats.oecd.org/>) 2021年9月現在

注：相対的貧困率は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の一定割合（本表では50%）に満たない世帯員の割合である。

- 1) 2010年の欄は2009年の値。
- 2) 1990年の欄は1991年の値。
- 3) 2016年は暫定値。
- 4) 2010年の欄は2011年の値、2015年の欄は2014年の値。。
- 5) 1990年の欄は1992年の値。

## 参考：日本の相対的貧困率

Reference: Relative poverty rates in Japan

	1991年	2000	2006	2009	2012	2015	2018	2018	
								(新基準)	%
全体	13.5	15.3	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	All
子ども	12.8	14.4	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	Under 17

出典：厚生労働省（2020.12）「2019年国民生活基礎調査」

注：OECDの作成基準に基づき厚生労働省が算出したもの。1994年は兵庫県、2015年は熊本県を除く。2018年の新基準は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準による。子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合（本表では50%）に満たない17歳以下の子どもの割合。

## 第 5-17 表 最低賃金制度

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 1)		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法（1959年）	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式（労・使・公益で構成）：	同左	議会決定方式：	議会決定方式：
	厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定  地域別最低賃金は47都道府県別に設定	特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定（全国で225件設定、適用使用者9万人、適用労働者292万人。2021年3月末現在）	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	州最低賃金は州法等による。州によって最低賃金の定めがないところもある
設定方式	地域別（都道府県別）	特定（産業別）最低賃金（全国又は都道府県別かつ産業別）	全国一律	州内一律（一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある）
最低賃金額	930円／時間 全国加重平均。2021年10月発効、都道府県により発効日は異なる		・5.85ドル／時間（2007年7月24日～） ・6.55ドル／時間（2008年7月24日～） ・7.25ドル／時間（2009年7月24日～）	・最高額 15.20ドル／時間（コロンビア特別区）（注2）
適用対象	特に限定なし		年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立（2008年7月1日施行）。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ（上限50万円）が定められた。

2) 2022年1月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。

## 第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[減額特例]</p> <p>都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者</li> <li>・試用期間中の者</li> <li>・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者</li> <li>・軽易な業務に従事する者</li> <li>・断続的労働に従事する者</li> </ul>	同左	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職、専門職等</li> <li>・小規模従業者等</li> </ul> <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間）</li> <li>・障害者</li> <li>・チップを得る従業員</li> <li>・学生</li> </ul> <p>（注4）</p>	州により異なる
影響率等	影響率（注3）4.7% （2020年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」）		被用者の2.7% （2009年）	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金（最低賃金法）	特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金（労働基準法）	故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる
ILO 条約 批准状況	第26号条約（1971年、批准） 第131号条約（1971年、批准）		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	
備考				

注3) 日本における「影響率」とは地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

4) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

## 第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC（注 5）	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法（1998 年）	最低賃金法（MiLoG）（2015 年）	労働法典（1950 年及び 1970 年改正）	労働法典
決定方式	審議会方式： 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる	審議会方式： ・定期的に見直しを行う（2017 年以降、2 年毎に改定） ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表（アドバイザーとして学識代表も参加）で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する	審議会方式： 最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年 1 月 1 日付けで金額を改定 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より 2% 以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定（物価スライド方式）	労働協約拡張方式： 協約当事者の交渉による
設定方式	全国一律	全国一律（ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される）	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般（23 歳以上）： 8.91 ポンド／時間 （2021 年 4 月～）	9.82 ユーロ／時間 （2022 年 1 月 1 日～） 10.45 ユーロ／時間 （2022 年 7 月 1 日～）	10.48 ユーロ／時間 （2021 年 10 月 1 日～） ・2008 年 12 月の法改正により、2010 年以降 SMIC の改定は毎年 1 月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 5) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

## 第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC (注 5)	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[適用除外] ・自営業者 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等  [減額措置] ・21～22歳： 8.36ポンド/時 ・18～20歳： 6.56ポンド/時 ・16～17歳： 4.62ポンド/時 ・アプレンティス 4.30ポンド/時 (注6)	[適用除外] 未成年者(18歳未満)、 長期失業者の就職時 (開始から6か月)等	[適用除外] 労働時間を把握すること ができない労働者(訪 問販売員などの一部)  [減額措置] ①18歳未満で、当該 業種における職歴が6 か月に満たない者 ・17歳：10%減 ・17歳未満：20%減 ②職業訓練生、若年の 各種雇用援助措置を受 けている者：22～75% 減 (注7)	—
影響率等	—	—	全被用者の13.0% (225万人) (2020年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の 200%（労働者1人につ き2万ポンド以下）の 罰金、違反雇用主名 の公表	最高50万ユーロの罰 金、公共調達からの除 外があり得る	労働者1人につき、罰 金1500ユーロ以下	労働者1人につき、罰 金750ユーロ以下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131 号条約ともに批准せず	第26号条約(1929年、 批准) 第131号条約は批准 せず	第26号条約(1930年、批准) 第131号条約(1972年、批准)	
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり	

注 6) アプレンティスシップ（企業における見習い訓練）参加者で、19歳未満、又は19歳以上で参加から1年未満の者。

7) 労働法典 D.3211-1 条による。なお、職業化契約の場合、減額率は年齢と職能・資格により20%から45%の間となる（労働法典 L.6325-8 条）。

## 第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	カナダ	オランダ	ベルギー	スペイン
最低賃金額	11.75 ～ 16.00 カナダドル/時 (2021 年 10 月～) 各州・準州が設定した最低賃金と連邦最低賃金が同額	1,701.00 ユーロ/月 392.55 ユーロ/週 78.51 ユーロ/日 (2021 年 7 月～) 上記金額は 21 歳以上の者	1691.40 ユーロ/月 (2022 年 1 月～)	1125.33 ユーロ/月 (2021 年 9 月～) 賃金支払いを前提に設定される 14 か月分の額 (965 ユーロ/月) を 12 か月換算したもの
改定	毎年 4 月 1 日に改定 (ノバスコシア州、ニューブランズウィック州、ニューファンドランド・ラブラドール州) 毎年 5 月 1 日に改定 (ケベック州) 毎年 10 月 1 日に改定 (アルバータ州、オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州、サスカチュワン州、マニトバ州) 毎年 6 月 1 日に改定 (ブリティッシュ・コロンビア州) など	年 2 回 (1 月 1 日及び 7 月 1 日) 改定。最賃額改定は原則、協約賃金の平均上昇率を反映させている	全国レベルの労使協定 (法的拘束力のある中央協定) および消費者物価上昇率に基づいて改定	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向、経済状況を勘案し政令によって改定
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家政婦、住み込み介護労働者、農業労働者、酒類給仕係、管理職等、訓練・就業体験期間中の者、障害者、若者、学生など	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992 年から週 13 時間未満労働のパートタイム労働者にも適用 (若年者は各年齢に応じた一定の減額あり)	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外 若年者の減額率 20 歳：6%減 19 歳：12%減 18 歳：18%減 17 歳：24%減 16 歳以下：30%減	若年者に対する減額措置はなし
備考	ケベック州のみ、労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり

## 第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オーストラリア	韓国	中国	マレーシア
最低賃金額	20.33 豪ドル/時間 772.60 豪ドル/週 (2021 年 7 月 1 日～)	9160 ウォン/時間 (2022 年 1 月～)  影響率は全雇用者の 17.4% (355 万人、2022 年)	北京市： 2320 元/月 (2021 年 8 月～) 上海市： 2590 元/月 (2021 年 7 月～)	57 自治体 (クアラル ンプール含む)：月額 1200 リンギ、時給 5.77 リンギ (2020 年 2 月 ～)、その他地域：月 額 1100 リンギ、時給 5.29 リンギ (2019 年 1 月～)
改定	労働審判官や専門家 委員で構成される公正 労働委員会 (FWC) の 「最低賃金パネル」にお いて、最低賃金の設定 及び見直しを行う	毎年政労使からなる最 低賃金委員会の審議・ 議決を経て労働部長官 が決定 (毎年 8 月 5 日までに労働部長官が 審議会の答申を受けて 決定)。適用時期は毎 年 1 月 1 日	全国統一のものはなく具 体的基準は省・自治 区・直轄市の人民政 府が規定。政府人力 資源・社会保障部が 定める「最低賃金規定」 により、各地は少なくと も 2 年に 1 回は最低賃 金を改定する必要がある (なお、2015 年の人的 資源・社会保障部「最 低賃金基準調整をさら に進めることに関する通 知」により、最低賃金 の調整頻度は「2～3 年に 1 回の調整」へ改 定された。)	政労使、有識者で構成 される国家賃金評議会 による報告を踏まえて政 府が決定。改定頻度は 2 年に 1 回が原則
適用除外・減額 措置	21 歳未満の者、障害 者、研修生・訓練生 (apprentice、trainee) は適用除外	同居する親族のみを使 用する事業及び家事使 用人、精神又は身体 の障害により労働能力 が著しく低い者、その他 最賃適用が適当でない と認められる者は適用 外。修習・試用期間 中、修習を始めた日か ら 3 か月以内は最賃額 の 90% 適用の減額措 置あり (1 年未満の契 約労働者除く)	学生アルバイトは適用除 外	家事労働者は適用除 外 (公務員、法定機 関職員は制度の対象と していない)
備考	—	—	—	—

## 第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	タイ	インドネシア	フィリピン	インド
最低賃金額	バンコクなど 7 県： 331 バーツ/日 (2020 年 1 月～)	ジャカルタ特別州： 445 万 3936 / 月 (2022 年 1 月～)	マニラ首都圏： 非農業：537 バーツ/日 農業：500 バーツ/日 (2018 年 11 月～) (注 8)	デリー、未熟練労働者： 618.00 ルピー/日 (2021 年 10 月～)
改定	労働者保護法に基づき、内閣府に任命された 5 人の賃金委員会の審議により決められる。審議は各県の賃金委員会からの意見具申を基礎に行われる。最低賃金には、地域別最低賃金と技能別最低賃金がある。	「最低生活水準」(KHL、単身の労働者が 1 か月間に適正な生活を送るのに必要な費用)を踏まえ、州知事令で決定。KHL は 5 年に 1 回、政労使三者構成の審議会で見直す。最賃の前年からの上昇幅は、インフレ率と経済成長率を基にした計算式を用いて自動的に算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることもできる。2020 年 11 月オムニバス法の制定により産業別最低賃金は撤廃。	国家賃金生産性委員会 (NWPC) が策定した賃金ガイドラインに沿って、17 の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会 (PTWBP) がそれぞれ当該地域の最賃を設定。NWPC は、PTWBP が設定した最低賃金を審査し政府に報告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律 (中央政府：45 職種) と地域別 (29 州・7 中央直轄領等：3758 職種) の最賃あり (2022 年)。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5 年を超えない期間ごとに見直し
適用除外・減額措置	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外	企業規模 10 人未満、土地と建物を除外した純資産額 2 億ルピア未満等の企業については、25% を限度として減額。経営不振で最低賃金の支給が不可能な企業は、最賃が発効する 10 日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者 10 人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる
備考	—	—	—	—

注 8) 緊急生活手当 (COLA) を含む。



## 第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	第 1 地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）： 442 万ドン／月 (2020 年 1 月～)	全国一律： 4800 チャット／日 (2018 年 5 月～)	全国一律： 110 万キープ／月 (2018 年 5 月～)	全国一律： 194 米ドル／月 (2022 年 1 月～)
改定	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使三者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて 4 地域に分けている。改定は原則年 1 回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013 年に最低賃金法が制定され、2015 年 9 月から日額 3600 チャットを適用。2018 年 5 月に日額 4800 チャットに改定された	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は 3～4 年に 1 度	政府、使用者、労働者の代表 28 名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	規定なし	10 人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者は減額。経済特区 (SEZ) 内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外
備考	—	—	—	—

出典： 日本：厚生労働省、アメリカ：労働省 (DOL)、労働統計局 (BLS)、イギリス：Gov.uk、ドイツ：政府、フランス：労働省等、カナダ：各州労働省、オランダ：政府、ベルギー：社会対話省、ギリシャ：労働社会保障省、スペイン：雇用社会省、ポルトガル：EU 財団、韓国：雇用労働部、最低賃金委員会、中国：人力資源・社会保障部、マレーシア：首相府、人的資源省、ベトナム：労働傷病兵社会省、ミャンマー：労働・入国管理・人口省、ラオス：労働社会福祉省、カンボジア：労働職業訓練省、各ウェブサイト

## 第5-18表 最低賃金額の推移

Table 5-18: Changes in the minimum wage

	2018年	2019	2020	2021	2022	
時間(h)又は日(d)、月(m)当たりの各国通貨額						local currency per hour(h)/day(d)/month(m)
日本 1)	848	874	901	902	930	h JPN
アメリカ	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	h USA
カナダ 2)	10.85~	11.00~	11.15~	11.45~	11.75~	CAN
	14.00	15.00	15.00	16.00	16.00	h
イギリス	7.50	7.83	8.21	8.72	8.91	h UK
ドイツ	8.84	9.19	9.35	9.50	9.82	h DEU
フランス	9.88	10.03	10.15	10.25/10.48	10.57	h FRA
オランダ 3)	1,578.0	1,615.8	1,653.6	1,684.8	1,725.0	m NLD
ベルギー	1,562.59	1,593.81	1,593.81	1,625.72	1,691.40	m BEL
スペイン	858.55	1,050.00	1,108.33	1,108.33	1,125.83	m ESP
中国 4)						CHN
深圳市	2,130	2,200	2,200	2,200	2,360	m Shenzhen
上海市	2,300	2,420	2,480	2,480	2,590	m Shanghai
北京市	2,000	2,120	2,200	2,200	2,320	m Beijing
韓国	7,530	8,350	8,590	8,720	9,160	h KOR
マレーシア 5)	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	m MYS
タイ 6)	310	325	331	331	331	d THA
インドネシア 7)	3,648,035	3,940,972	4,276,349	4,416,186	4,453,936	m IDN
フィリピン 8)						PHL
非農業	512	537	537	537	537	d Non-agriculture
農業	475	500	500	500	500	d Agriculture
インド 9)	513	538	569	596	618	d IND
ベトナム 10)	3,980,000	4,180,000	4,420,000	4,420,000	4,420,000	m VNM
ミャンマー	3,600	4,800	4,800	4,800	4,800	d MMR
ラオス	900,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	m LAO
カンボジア 11)	170	182	190	192	194	m KHM
オーストラリア 12)	18.29	18.93	19.49	19.84	20.33	h AUS

出典：各国労働省及び統計局資料（第5-17表 最低賃金制度(p.209～216)を参照）

注：各年、1月1日時点の最低賃金額。

- 1) 地域別最低賃金額の全国加重平均値。
- 2) 各年改定後の州別最低賃金、適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最低賃金を定めている。
- 3) 2017年までは23歳以上、2018年は22歳以上、2019年以降は21歳以上の月額最低賃金。
- 4) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
- 5) 2019年全国一律1100リンギ。2020年から57の都市部のみ1200リンギ。
- 6) 原則、バンコクなど。2013～2016年は全国一律。
- 7) ジャカルタ特別州。
- 8) 2019年までは全国一律。2020年～主要都市以外。
- 9) デリール政府直轄地における、未熟練労働者が対象。
- 10) 第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）。
- 11) 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。
- 12) 週38時間労働の場合の時給。7月1日に毎年改訂。



# 6

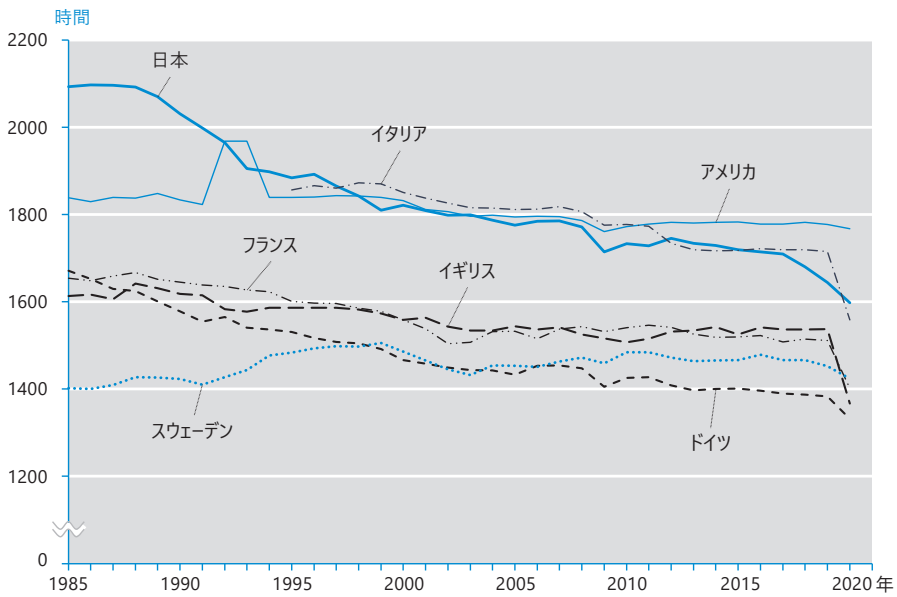
## 労働時間・労働時間制度

---

Hours of Work and Working-time Arrangements



## 6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



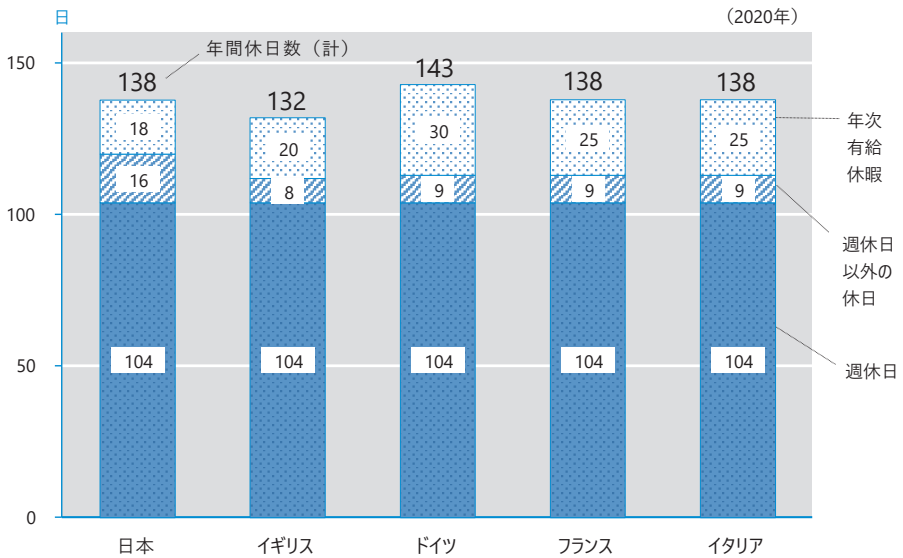
関連表 p.223～224 「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2092時間から、2020年には1598時間となっている。

主要諸外国についても、概ね減少傾向を示している。2020年には、アメリカが1767時間、イタリア1559時間、スウェーデン1424時間、フランス1402時間、イギリス1367時間、ドイツ1332時間などとなっている。特にイタリアやフランス、イギリスについては、前年から100～170時間と大幅に減少しており、コロナ禍に伴うロックダウン等の影響の大きさが窺える。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

## 6-2 年間休日数



[関連表](#) p.230 「第6-4表 年間休日数」

2020年の日本の年間休日数は137.9日で、フランス及びイタリアの138日とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツの143日である。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30日、フランス、イタリアが25日、イギリスが20日となっており、日本は平均付与日数でみて17.9日となっている。

## 第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

	1985年	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	2,093	2,031	1,884	1,821	1,775	1,733	1,728	1,745	JPN
アメリカ	1,838	1,833	1,839	1,832	1,794	1,772	1,778	1,782	USA
カナダ	1,795	1,797	1,775	1,787	1,745	1,715	1,713	1,722	CAN
イギリス	1,613	1,618	1,586	1,558	1,544	1,507	1,515	1,531	UK
ドイツ 1)	1,671	1,578	1,531	1,466	1,432	1,426	1,427	1,408	DEU
フランス 2)	1,654	1,645	1,601	1,558	1,532	1,540	1,546	1,541	FRA
イタリア	—	—	1,856	1,850	1,811	1,777	1,773	1,734	ITA
オランダ	1,502	1,454	1,482	1,464	1,434	1,420	1,420	1,411	NLD
ベルギー 2)	1,705	1,663	1,578	1,589	1,578	1,574	1,590	1,587	BEL
デンマーク	1,527	1,441	1,419	1,466	1,451	1,422	1,437	1,423	DNK
スウェーデン	1,402	1,423	1,483	1,486	1,453	1,484	1,484	1,472	SWE
フィンランド	1,699	1,671	1,677	1,650	1,613	1,585	1,578	1,568	FIN
ノルウェー	1,542	1,503	1,488	1,457	1,406	1,395	1,400	1,396	NOR
韓国	—	—	—	—	—	2,163	2,136	2,119	KOR
オーストラリア	1,876	1,853	1,870	1,852	1,808	1,778	1,774	1,771	AUS
ニュージーランド	—	1,809	1,841	1,836	1,815	1,755	1,746	1,734	NZL
メキシコ	—	—	2,161	2,174	2,105	2,150	2,121	2,120	MEX
雇用人									Dependent employment
日本 3)	—	—	1,910	1,853	1,804	1,754	1,747	1,765	JPN
アメリカ	1,839	1,835	1,844	1,831	1,795	1,779	1,788	1,789	USA
カナダ	1,778	1,782	1,768	1,778	1,741	1,718	1,718	1,726	CAN
イギリス	1,537	1,535	1,530	1,517	1,500	1,471	1,482	1,501	UK
ドイツ 1)	1,581	1,490	1,446	1,377	1,349	1,350	1,354	1,336	DEU
フランス 2)	1,485	1,511	1,480	1,444	1,427	1,439	1,445	1,440	FRA
イタリア	—	1,671	1,681	1,697	1,646	1,616	1,615	1,579	ITA
オランダ	1,463	1,434	1,433	1,403	1,378	1,357	1,358	1,348	NLD
ベルギー	—	—	1,447	1,459	1,455	1,432	1,443	1,440	BEL
デンマーク	1,487	1,401	1,379	1,421	1,413	1,399	1,413	1,401	DNK
スウェーデン	—	—	1,425	1,432	1,393	1,433	1,434	1,422	SWE
フィンランド	1,628	1,593	1,596	1,571	1,543	1,521	1,521	1,513	FIN
ノルウェー	1,484	1,447	1,438	1,415	1,381	1,375	1,380	1,378	NOR
韓国 3)	—	—	—	—	—	—	2,119	2,098	KOR
オーストラリア	1,780	1,814	1,797	1,781	1,750	1,734	1,732	1,735	AUS
ニュージーランド	—	1,734	1,766	1,777	1,785	1,741	1,735	1,723	NZL
メキシコ	—	—	2,360	2,360	2,353	2,337	2,328	2,325	MEX

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=ANHRS>) 2021年8月現在

注：データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

1) 1990年以前は旧西ドイツ地域が対象。



## 第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間 (続き)

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

	2013年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	1,734	1,729	1,719	1,714	1,709	1,680	1,644	1,598	JPN
アメリカ	1,780	1,782	1,783	1,778	1,778	1,782	1,777	1,767	USA
カナダ	1,716	1,710	1,712	1,706	1,695	1,708	1,690	1,644	CAN
イギリス	1,534	1,542	1,525	1,541	1,536	1,536	1,537	1,367	UK
ドイツ 1)	1,397	1,400	1,401	1,396	1,389	1,387	1,383	1,332	DEU
フランス 2)	1,526	1,518	1,519	1,522	1,508	1,514	1,511	1,402	FRA
イタリア	1,719	1,716	1,718	1,722	1,719	1,719	1,715	1,559	ITA
オランダ	1,415	1,426	1,426	1,437	1,437	1,436	1,440	1,399	NLD
ベルギー 2)	1,586	1,582	1,575	1,574	1,578	1,580	1,576	1,481	BEL
デンマーク	1,426	1,414	1,407	1,412	1,404	1,381	1,381	1,346	DNK
スウェーデン	1,464	1,465	1,466	1,478	1,466	1,466	1,452	1,424	SWE
フィンランド	1,560	1,558	1,555	1,555	1,549	1,546	1,539	1,531	FIN
ノルウェー	1,387	1,390	1,392	1,395	1,380	1,379	1,381	1,369	NOR
韓国	2,106	2,076	2,083	2,068	2,018	1,993	1,967	1,908	KOR
オーストラリア	1,766	1,755	1,751	1,739	1,738	1,733	1,722	1,683	AUS
ニュージーランド	1,756	1,758	1,753	1,754	1,756	1,759	1,783	1,739	NZL
メキシコ	2,136	2,134	2,140	2,146	2,149	2,149	2,139	2,124	MEX
雇用者									Dependent employment
日本 3)	1,746	1,741	1,734	1,724	1,720	1,706	1,669	1,621	JPN
アメリカ	1,787	1,788	1,788	1,785	1,783	1,788	1,784	1,784	USA
カナダ	1,721	1,718	1,718	1,714	1,705	1,721	1,703	1,668	CAN
イギリス	1,505	1,512	1,496	1,513	1,509	1,510	1,513	1,368	UK
ドイツ 1)	1,327	1,334	1,337	1,334	1,331	1,332	1,330	1,284	DEU
フランス 2)	1,427	1,422	1,422	1,428	1,416	1,424	1,421	1,320	FRA
イタリア	1,567	1,565	1,569	1,581	1,582	1,588	1,583	1,452	ITA
オランダ	1,353	1,362	1,356	1,366	1,364	1,365	1,371	1,340	NLD
ベルギー 2)	1,436	1,434	1,431	1,435	1,441	1,445	1,442	1,360	BEL
デンマーク 4)	1,403	1,391	1,380	1,390	1,384	1,363	1,362	1,325	DNK
スウェーデン	1,416	1,416	1,418	1,432	1,419	1,419	1,407	1,381	SWE
フィンランド	1,509	1,506	1,505	1,505	1,502	1,499	1,496	1,492	FIN
ノルウェー	1,368	1,371	1,374	1,378	1,364	1,363	1,365	1,354	NOR
韓国 3)	2,071	2,047	2,058	2,033	1,996	1,967	1,957	1,927	KOR
オーストラリア	1,728	1,737	1,714	1,704	1,707	1,706	1,696	1,670	AUS
ニュージーランド	1,750	1,756	1,750	1,742	1,754	1,760	1,776	1,774	NZL
メキシコ	2,335	2,337	2,348	2,348	2,348	2,347	2,336	2,326	MEX

注 2) 2015年は推計値。

3) 常用労働者5人以上の事業所が対象。

4) 雇用者の2014～2015年は推計値。

## 第 6-2 表 週労働時間

Table 6-2: Hours of work per week

		2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1)	
時間/週										hours per week
産業計										All activities
日本 2)	(労働)	40.3	39.0	38.8	38.9	38.1	37.8	36.6	a, t	JPN
〃	(毎勤)	33.7	33.3	33.2	33.1	32.8	32.1	31.2	a, e	JPN
〃	(毎勤)	38.6	38.9	38.9	38.9	38.7	38.0	37.0	a, f	JPN
アメリカ 3)	(ILO-LFS)	36.1	36.6	36.7	36.6	36.9	36.9	35.9	a, t	USA
〃	(BLS-LFS)	38.3	38.7	38.8	38.8	39.0	39.1	38.4	a, t	USA
カナダ		32.6	32.6	32.6	32.4	32.8	32.1	30.9	a, t	CAN
イギリス		35.6	35.9	36.0	35.9	35.8	35.9	—	a, t	UK
ドイツ		35.8	35.5	35.5	35.2	35.2	35.1	34.2	a, t	DEU
フランス		37.1	36.1	36.4	36.3	36.4	36.3	35.9	a, t	FRA
スウェーデン		36.3	35.8	36.2	35.9	35.9	35.7	34.9	a, t	SWE
中国 4)		47.0	45.5	46.1	46.2	46.5	46.8	—	a, e	CHN
香港 5)		48.0	45.0	44.0	44.0	44.0	44.0	43.0	a, t	HKG
韓国		44.7	43.3	42.6	42.5	41.2	40.4	38.7	a, t	KOR
シンガポール		46.2	45.6	45.5	45.1	44.8	44.7	44.0	b, e	SGP
タイ		44.7	43.0	42.7	42.6	42.5	42.3	40.3	a, t	THA
フィリピン		41.1	40.5	41.8	41.0	41.8	41.7	35.6	a, t	PHL
オーストラリア		34.2	33.9	33.3	33.5	33.2	32.9	31.5	a, t	AUS
ニュージーランド 6)		32.2	33.2	33.2	33.2	33.5	33.5	33.0	b, e	NZL

出典：日本：総務省統計局（2021.1）「労働力調査」、厚生労働省（2021.5）「毎月勤労統計調査」

アメリカ（上段）、欧州、韓国、タイ、フィリピン、ニュージーランド：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/>) 2021年8月現在

アメリカ（下段）：労働統計局 (BLS) (2021.1) *Labor Force Statistics from the CPS*

カナダ：統計局 (<https://www.statcan.gc.ca/>) 2021年9月現在

中国：国家統計局 (NBS) (2020.12) 「中国労働統計年鑑」各年版

香港：統計局 (<https://www.censtatd.gov.hk/>) 2021年9月現在

シンガポール：人材開発省 (<https://www.mom.gov.sg/>) 2021年9月現在

オーストラリア：統計局 (ABS) (<https://www.abs.gov.au/>) 2021年9月現在

ニュージーランド統計局 (<https://infoshare.stats.govt.nz/>) 2022年3月現在

注 1) 記号は、最新年次における調査対象区分。

- 実労働時間：労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。(※有給休日：休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額又は一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。)
- 雇用者：賃金労働者及び俸給雇用者。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- フルタイム雇用者：eのうち、ふだんの労働時間が週35時間以上、又はフルタイム相当の者。
- 就業者：自営を含む。

## 第6-2表 週労働時間（続き）

Table 6-2: Hours of work per week (cont.)

		2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1)	
時間/週		hours per week								
製造業		Manufacturing								
日本 2)	(労調)	42.0	41.4	41.6	42.0	41.3	40.8	39.2	a, t	JPN
〃	(毎勤)	37.3	37.6	37.5	37.7	37.7	36.9	35.4	a, e	JPN
〃	(毎勤)	38.8	39.5	39.4	39.5	39.4	38.6	37.1	a, f	JPN
アメリカ 3)	(ILO-LFS)	39.9	40.0	40.1	40.1	40.4	40.3	39.2	a, t	USA
〃	(BLS-LFS)	41.8	42.0	42.0	42.1	42.3	42.2	41.4	a, t	USA
カナダ		36.9	37.1	37.0	36.6	37.2	36.3	35.6	a, t	CAN
イギリス		39.6	39.8	39.7	39.5	39.4	39.4	—	a, t	UK
ドイツ		37.9	37.9	37.9	37.7	37.5	37.4	36.6	a, t	DEU
フランス		37.9	37.2	37.5	37.4	37.5	37.4	36.5	a, t	FRA
スウェーデン		37.9	37.7	37.9	37.7	37.8	37.2	35.8	a, t	SWE
中国 4)		49.0	47.1	47.7	48.0	48.3	48.9	—	a, e	CHN
香港 5)		48.0	44.0	44.0	44.0	45.0	44.0	42.0	a, t	HKG
韓国		47.4	45.7	44.9	44.9	43.5	42.8	41.5	a, t	KOR
シンガポール		50.5	49.3	48.9	48.5	48.3	47.8	46.9	b, e	SGP
タイ		48.6	47.7	47.5	47.9	48.0	47.4	44.6	a, t	THA
フィリピン		43.9	43.1	45.0	44.2	45.0	44.6	36.5	a, t	PHL
オーストラリア		37.6	37.6	36.5	37.2	36.7	36.7	34.6	a, t	AUS
ニュージーランド 6)		38.4	39.6	39.0	39.2	39.2	39.1	38.2	b, e	NZL

注 2) [毎勤] 事業所規模5人以上。月間総実労働時間×12か月÷52週より算出。上段：常用労働者、下段：常用労働者のうち、パートタイムを除く。

3) 非農業部門の16歳以上が対象。下段は北米産業分類に基づく。

4) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。2010年は11月、2015年以降は年平均値。

5) 中位数。

6) 各年とも暫定値。

## 第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week

	2010年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
男女計									Total
日本	23.1	21.3	20.8	20.1	20.6	19.0	18.3	15.0	JPN
アメリカ 1)	15.4	16.0	15.8	15.9	15.7	15.8	15.7	14.2	USA
カナダ	13.1	12.4	12.7	12.6	12.3	12.5	11.8	10.6	CAN
イギリス 2)	11.6	12.5	12.3	12.2	11.7	11.5	11.4	—	UK
ドイツ 2)	11.7	10.1	9.6	9.3	8.5	8.1	7.7	5.9	DEU
フランス 2)	11.7	10.3	10.1	10.5	10.0	10.1	10.1	9.1	FRA
イタリア	11.1	9.7	9.8	9.9	10.2	10.2	9.8	7.8	ITA
オランダ 2)	8.5	8.9	8.7	8.8	8.4	8.0	7.8	6.7	NLD
ベルギー 2)	11.3	11.7	11.6	11.4	8.6	8.1	8.1	7.0	BEL
デンマーク 2)	8.6	8.5	8.5	7.8	7.5	6.9	6.6	6.3	DNK
スウェーデン 2)	8.0	7.3	7.3	7.1	6.8	6.6	6.5	5.7	SWE
フィンランド 2)	8.7	7.9	8.2	8.4	8.1	8.1	8.1	7.3	FIN
ノルウェー 2)	5.7	6.2	5.9	5.7	5.2	5.1	5.0	4.7	NOR
スイス 2)	15.3	13.0	12.9	13.0	12.8	12.5	11.8	10.3	CHE
スペイン 2)	10.8	10.2	9.6	8.9	8.3	8.0	7.2	5.9	ESP
ポルトガル 2)	9.4	11.7	10.8	10.0	10.0	9.6	9.4	7.4	PRT
ロシア 3)	3.0	3.1	3.0	2.8	—	—	—	—	RUS
香港 4)	37.7	30.7	30.0	29.9	—	—	—	—	HKG
韓国	37.6	32.2	31.9	29.9	28.8	25.1	23.1	19.5	KOR
マレーシア 5)	29.5	23.4	21.5	21.0	—	—	16.0	—	MYS
タイ	39.5	28.2	30.8	23.8	23.0	21.8	20.2	17.1	THA
インドネシア	30.4	26.0	27.0	29.1	30.6	29.6	28.9	26.9	IDN
フィリピン	24.6	23.4	22.9	25.0	22.8	23.5	22.8	17.6	PHL
オーストラリア 2) 6)	15.2	14.6	14.2	14.5	13.9	—	—	—	AUS
ニュージーランド	14.8	14.6	13.8	14.9	14.9	14.9	14.9	—	NZL
メキシコ	28.7	28.1	28.6	28.9	28.6	28.8	28.3	—	MEX
ブラジル	—	12.2	11.7	10.9	11.3	11.8	12.3	10.8	BRA

## 第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
男									Male
日本	32.0	30.0	29.5	28.6	29.4	27.3	26.3	21.5	JPN
アメリカ 1)	20.7	21.4	21.1	20.9	20.7	20.8	20.5	18.3	USA
カナダ	18.1	17.1	17.2	16.9	16.6	16.9	15.8	14.1	CAN
イギリス 2)	16.9	18.1	17.8	17.5	17.0	16.7	16.1		UK
ドイツ 2)	17.2	15.0	14.1	13.7	12.6	12.0	11.3	8.9	DEU
フランス 2)	16.5	14.4	14.0	14.6	13.7	13.9	13.8	12.3	FRA
イタリア	15.1	13.1	13.2	13.3	13.7	13.6	13.2	10.2	ITA
オランダ 2)	13.4	13.8	13.5	13.5	12.9	12.3	12.0	10.3	NLD
ベルギー 2)	15.4	16.2	16.2	15.8	11.8	11.2	11.2	9.5	BEL
デンマーク 2)	13.1	12.6	12.3	11.5	11.0	10.2	9.7	9.1	DNK
スウェーデン 2)	11.4	10.1	10.1	9.9	9.4	9.1	8.8	7.8	SWE
フィンランド 2)	12.4	11.5	12.0	12.2	11.6	11.5	11.5	10.1	FIN
ノルウェー 2)	8.9	9.5	8.8	8.5	7.6	7.6	7.4	6.8	NOR
スイス 2)	22.5	18.9	18.6	18.7	18.6	18.2	17.2	14.8	CHE
スペイン 2)	14.5	13.8	13.2	12.2	11.3	10.9	9.9	7.8	ESP
ポルトガル 2)	12.4	14.7	13.6	12.9	13.0	12.6	12.5	9.7	PRT
ロシア 3)	4.3	4.6	4.4	4.0	—	—	—	—	RUS
香港 4)	37.9	30.5	29.5	29.2	—	—	—	—	HKG
韓国	43.3	37.9	37.5	35.3	34.3	30.1	27.9	24.1	KOR
マレーシア 5)	31.5	25.9	24.1	23.5	—	—	18.0	23.5	MYS
タイ	40.9	28.9	31.6	24.1	23.4	22.3	20.7	17.2	THA
インドネシア	33.9	28.7	29.8	32.2	34.2	33.0	32.4	29.7	IDN
フィリピン	22.7	21.5	21.2	23.6	20.9	22.0	21.3	15.5	PHL
オーストラリア 2) 6)	21.8	21.1	20.3	20.6	19.9	—	—	—	AUS
ニュージーランド	21.8	21.4	20.2	21.4	21.4	21.0	21.0		NZL
メキシコ	34.2	33.6	34.2	34.7	34.5	34.7	34.0		MEX
ブラジル	—	14.8	14.3	13.4	13.9	14.4	15.1	13.3	BRA

## 第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
女									Female
日本	11.1	9.7	9.5	9.1	9.3	8.5	8.3	6.9	JPN
アメリカ 1)	9.4	9.9	9.8	10.2	10.1	10.1	10.3	9.5	USA
カナダ	7.7	7.3	7.6	7.8	7.6	7.8	7.3	6.5	CAN
イギリス 2)	5.4	6.1	6.0	6.2	5.8	5.7	6.1		UK
ドイツ 2)	5.2	4.6	4.4	4.1	3.9	3.7	3.6	2.6	DEU
フランス 2)	6.5	5.9	5.8	6.1	6.0	6.0	6.2	5.7	FRA
イタリア	5.2	5.0	5.2	5.2	5.3	5.5	5.3	4.3	ITA
オランダ 2)	2.6	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0	2.5	NLD
ベルギー 2)	6.2	6.6	6.3	6.3	4.9	4.5	4.6	4.2	BEL
デンマーク 2)	3.6	4.0	4.3	3.6	3.5	3.2	3.2	3.1	DNK
スウェーデン 2)	4.2	4.2	4.2	4.1	3.9	3.8	4.0	3.3	SWE
フィンランド 2)	4.7	4.1	4.2	4.4	4.3	4.6	4.3	4.3	FIN
ノルウェー 2)	2.2	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3	2.4	NOR
スイス 2)	6.6	6.1	6.4	6.5	6.1	6.0	5.7	5.2	CHE
スペイン 2)	6.3	5.8	5.2	5.0	4.7	4.6	3.9	3.7	ESP
ポルトガル 2)	6.1	8.4	7.7	6.9	6.9	6.6	6.2	5.0	PRT
ロシア 3)	1.7	1.5	1.5	1.4	—	—	—	—	RUS
香港 4)	37.5	31.0	30.5	30.7	—	—	—	—	HKG
韓国	29.7	24.5	24.3	22.5	21.5	18.4	16.6	13.5	KOR
マレーシア 5)	25.8	19.4	17.3	17.1	—	—	12.8	—	MYS
タイ	37.8	27.3	29.8	23.4	22.6	21.3	19.6	17.0	THA
インドネシア	24.8	21.6	22.4	24.2	24.9	24.4	23.6	22.6	IDN
フィリピン	27.5	26.2	25.5	27.1	26.1	26.0	25.1	20.9	PHL
オーストラリア 2) 6)	7.4	7.0	7.1	7.4	7.0	—	—	—	AUS
ニュージーランド	6.9	7.1	6.5	7.7	7.7	8.1	8.2	—	NZL
メキシコ	19.5	18.9	19.5	19.5	19.0	19.3	19.3	—	MEX
ブラジル	—	8.6	8.3	7.6	7.9	8.3	8.8	7.5	BRA

出典：日本：総務省統計局（2021.1）「労働力調査（基本集計）」

その他：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2021年8月現在

注：ここでいう長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、本表掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者（パートタイムを含む）が対象。

- 1) 16歳以上が対象。
- 2) フルタイム及びパートタイム労働者が対象。
- 3) 72歳までが対象。2014年以前は施設人口を除く。2010年は一部の領土を除く。
- 4) 施設人口を除く。2014～2016年は政府管理区域が対象。
- 5) 64歳までが対象。2014、2016、2019年は施設人口を除く。
- 6) 施設人口、軍隊及び徴集兵を除く。海外領を除く。

## 第 6-4 表 年間休日数

Table 6-4: Number of annual holidays

	年度	週休日 1)	週休日以外の休日 2)	年次有給休暇 3)	年間休日数 (計)	
日数						Days
日本	2020	104	16	17.9	137.9	JPN
	2019	104	17	18.0	139.0	
	2018	104	13	18.0	135.0	
イギリス	2020	104	8	20	132	UK
	2018	104	8	20	132	
ドイツ	2020	104	9	30	143	DEU
	2018	104	9	30	143	
フランス	2020	104	9	25	138	FRA
	2018	104	10	25	139	
イタリア	2020	104	9	25	138	ITA
	2018	104	11	25	140	
	FY	Holidays	Public holidays	Annual paid leave	Total	

出典：厚生労働省（2021.11）「2021年就労条件総合調査」、Eurofound（2021.11）*Working time in 2019–2020*

注 1) 年間の「日曜日」及び「土曜日」の日数（週休二日制を想定）。

2) 日本は土日に当たる祝日を除き、振替休日を含む。欧州は日曜日の祝日を除く。

3) 繰越日数を含まない。

日本は平均付与日数。常用労働者が30人以上の民営法人が対象。2021年調査による2020年の平均取得日数は10.1日、取得率は56.6%。

イギリス、フランスは法定の最低付与日数。ドイツ、イタリアは労使協約で合意した平均付与日数。民間旅行会社エクスぺディアのアンケート調査による各国の2020年の取得率は、イギリス65%、ドイツ83%、フランス83%、イタリア58%（出典：エクスぺディア有給休暇国際比較調査(2021.2)）

※ なお、アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。民間部門の平均付与日数は、2010～2021年まで各年8日間（出所：アメリカ労働統計局（BLS）（2021.9）*Employee Benefits in the United States, March 2021*）。上記エクスぺディア調査による取得率は50%。

## 第 6-5 表 法定祝日

Table 6-5: Legal holidays

日本 1)		
1/1 元日	5/3 憲法記念日	8/9 振替休日 (山の日)
1/11 成人の日	5/4 みどりの日	9/20 敬老の日
2/11 建国記念の日	5/5 こどもの日	9/23 秋分の日
2/23 天皇誕生日	7/22 海の日	11/3 文化の日
3/20 春分の日	7/23 スポーツの日	11/23 勤労感謝の日
4/29 昭和の日	8/8 山の日	
アメリカ		
1/1 新年	7/4 独立記念日	11/11 退役軍人の日
1/18 キング牧師誕生日	7/5 振替休日 (独立記念日)	11/25 感謝祭
2/15 大統領記念日	9/6 労働者の日	12/24 振替休日 (クリスマス)
5/31 戦没将兵追悼記念日	10/11 コロンブス・デー	12/25 クリスマス
カナダ 2)		
1/1 新年	7/1 建国記念日	12/25 クリスマス
4/2 聖金曜日	8/2 市民の日	12/26 ボクシング・デー
4/5 復活祭翌日の月曜日 (イースターマンデー, 以降同)	9/6 労働者の日	12/27 振替休日 (クリスマス)
5/24 ビクトリア・デー	10/11 感謝祭	12/28 振替休日 (ボクシング・デー)
11/11 戦没者追悼日		
イギリス 2) 3)		
1/1 新年	5/31 スプリング・バンク・ホリデー	12/27 振替休日 (クリスマス)
4/2 聖金曜日	8/30 サマー・バンク・ホリデー	12/28 振替休日 (ボクシング・デー)
4/5 復活祭翌日の月曜日	12/25 クリスマス	
5/3 アーリー・メイ・バンク・ホリデー	12/26 ボクシング・デー	
ドイツ 4)		
1/1 新年	5/1 メーデー	10/3 ドイツ統一の日
4/2 聖金曜日	5/13 キリスト昇天祭	12/25 第一クリスマス
4/5 復活祭翌日の月曜日	5/24 聖霊降臨祭翌日の月曜日	12/26 第二クリスマス
フランス 5)		
1/1 新年	5/13 キリスト昇天祭	11/1 万聖節
4/5 復活祭翌日の月曜日	5/24 聖霊降臨祭翌日の月曜日	11/11 第一次大戦休戦記念日
5/1 メーデー	7/14 革命記念日	12/25 クリスマス
5/8 第二次世界大戦戦勝記念日	8/15 聖母被昇天祭	

出典：日本：内閣府ウェブサイト「国民の祝日について（2021年）」

その他：日本貿易振興機構（2020.12）「世界のビジネスニュース（通商弘報）—世界の祝祭日」

注：2021年の状況。原則、全国一律の祝祭日と祝日に伴う振替休日を記載。

- 2021年に限り、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のため海の日、スポーツの日及び山の日とは通常年と異なる。
- ボクシングデー：クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。
- イングランド・ウェールズの祝祭日。ほかにスコットランド、アイルランドでは独自の祝祭日がある。
- ベルリンにおける祝祭日。州・地域・事業所によって休みが異なる。
- 聖霊降臨祭（五旬祭、Lundi de Pentecôte）は法定休日ではあるが、一部の企業が就業見込み。



## 第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法 (1947 年制定)	公正労働基準法 (1938 年制定)	労働時間規則 (1998 年制定)
法定労働時間	1 週 40 時間 1 日 8 時間	1 週 40 時間	1 週 48 時間 (残業時間を含む 1 週平均) ※ 17 週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	故意に違反した場合 (40 時間を超えて労働させた場合において 1.5 倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1 万ドル以下の罰金又は 6 か月以下の禁固又はその両方	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する 規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から 3 か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる
適用関係	適用除外： ・農業、伐採業、畜産業、水産業（林業を除く） ・管理監督又は機密の事務を取扱う者 ・高度プロフェSSIONAL 制度（2019 年 4 月～） ・監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者 他の法律の適用： ・船員 ・公務員	適用除外： ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職（ホワイトカラー-エグゼンプション） ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時の子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	適用除外： ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別のオプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

出典：労働政策研究・研修機構（2012.3）「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査（資料シリーズ No.104）」報告書、中産裕也（1995）「アメリカ労働法」、厚生労働省ウェブサイト、イギリス：Gov.uk、ドイツ：労働社会省及び法務省、フランス：労働省及び政府公共サービスサイト、EU：欧州委員会及び各国ウェブサイト等

## 第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
法定労働時間の特例	特別措置対象事業場（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で常時 10 人未満の労働者を使用する事業場）について、週 44 時間制を認めている	特定の業種、企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上 100 万ドル未満等） ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の 1.5 倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が 5 割以上の場合、割増賃金の支払を要しない ・タバコの葉の製造について、1 日 10 時間、1 週 48 時間（年間 14 週を限度）等	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合 ・警備産業の場合 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を 26 週まで延長することができる ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を 52 週まで延長することができる
弾力的労働時間制度	労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1 週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」は以下のとおり（注 1）  ① 1 か月単位： 1 か月内の一定の期間を平均し、1 週の労働時間が 40 時間以内  ② 1 年単位： 1 年以内の一定の期間を平均し、1 週内の労働時間が 40 時間以内。1 週 52 時間以内、1 日 10 時間以内、連続して労働させる日数は 6 日以内  ③ 1 週間単位： 1 週を 40 時間以内として、1 日 10 時間まで労働させることが可能。ただ、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ規模 30 人未満のもの	26 週単位の変形制： 労働協約により 26 週当たり 1040 時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払を要しない。どの 26 週をとっても 1040 時間以内であることが必要（注 2）  52 週単位の変形制： 労働協約により 52 週について 1840 時間以上 2080 時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払は保障される）、かつ 2240 時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない（注 3）	基準期間は 17 週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては 26 週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合（例えば、保険、報道、通信、公益施設）、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。 週の最高労働時間については 17 週間で、時間外労働を含め 1 週を平均して 48 時間を超えない範囲で可（52 週間まで労使協定により延長可）

注 1) 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者を清算期間（1 か月以内で労使協定で定めた期間）を平均し、1 週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で 1 週又は 1 日の法定時間を超えて労働させることができる。

## 第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
時間外労働の上限規制	36 協定で定められる一定期間についての延長時間の限度（法定） ・ 1 か月 45 時間 ・ 1 年間 360 時間 特別条項の場合でも以下の制限（罰則あり） 時間外労働 年 720 時間以内 時間外労働と休日労働合計 月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内 時間外労働月 45 時間を超えることができるのは年 6 か月まで	連邦法上の規定なし	週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週 48 時間とする（17 週平均）  ・ 最大 52 週まで労使協定により延長可 ・ 1 日の休息期間を最低連続 11 時間（18 歳未満の若年労働者については、12 時間以上）とする
時間外労働の割増賃金率	・ 法定 8 時間以上の労働：25%以上（注 4） ・ 深夜労働（午後 10 時から午前 5 時）：25%以上（時間外労働との重複は 50%以上）	50%	法令上の規定なし
休日労働の割増賃金	1 週 1 日又は 4 週 4 日以上 の休日を与えなければならない  割増賃金率： 35%以上（深夜労働との重複は 60%以上）	連邦法上の規定なし  割増賃金率： 法令上の規定なし	1 週 1 日の休日 （若年労働者については 2 日）  割増賃金率： 法令上の規定なし

注 2) ただし、1 日 12 時間、1 週 56 時間を超える労働に対しては、1.5 倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は 1,040 時間を超えて労働させた場合は、26 週の各々について 1 週 40 時間の規定が適用される。

3) 1 日 12 時間、1 週 56 時間を超える労働に対しては、1.5 倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は 2,240 時間を超えて労働させた場合は 52 週の各々について 1 週 40 時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について 1.5 倍の割増賃金を支払わなければならない。

4) ①特別条項付き 36 協定の「時間外労働の限度時間に関する基準」（厚生労働省告示）の限度時間を超え 1 か月 60 時間までの時間外労働に対する割増賃金率については、25%を上回る労使協定を締結するよう努めること。② 1 か月 60 時間を超える時間外労働について、使用者は 50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。中小企業は、2023 年 4 月から適用。③ 1 か月 60 時間を超える時間外労働について、労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与できる（①②③は 2008 年成立の改正労働基準法。施行は 2010 年 4 月）。

## 第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
年次有給休暇取得時の要件	雇入れの日から 6 か月間、その後は 1 年間の継続勤務をしていること 全労働日の 8 割以上を出勤していること	連邦法上の規定なし	13 週間
年次有給休暇の付与日数	6 か月で 10 日、2 年 6 か月までは 1 年ごとに 1 日追加、以後 1 年ごとに 2 日追加（最高 20 日）  2019 年の労働者 1 人平均付与日数は 18.0 日、うち取得日数は 10.1 日、取得率は 56.3%（厚生労働省 2020 年就労条件総合調査）	連邦法上の規定なし	5.6 労働週（最高 28 日）
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。使用者は、年 10 日以上年次有給休暇が付与される労働者に対しては、基準日から 1 年以内に 5 日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。5 日を超える分については労使協定による計画的付与制度あり  労使協定により、1 年に 5 日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能	連邦法上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>分割して取得可能</li> <li>原則として、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能</li> <li>雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を勝手に置き換えることはできない</li> <li>使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより、特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることが可能</li> </ul>
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている（請求権の時効は 2 年）	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし

## 第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU 指令
根拠法	労働時間法 連邦労働者最低休暇法	労働法典 L3121-27 条 (2008 年)	労働時間の設定に関する指令 (1993 年)
法定労働時間	平日 1 日 8 時間を超えてはならない（休憩を除いた時間）	1 週 35 時間又は年 1,607 時間	7 日につき、時間外労働を含め、平均して、48 時間を超えないこと（算定期間は最長 4 か月）
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、1 万 5000 ユーロ以下の過料 さらに、当該行為を、①故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は、②執拗に繰り返すことにより行った場合は、1 年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6 か月の自由刑又は罰金	最長労働時間（例えば、1 日当たり 10 時間）を超えて労働させた場合、第 4 種違警罪としての罰金が適用される（違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる）（労働法典 L3121-18 条）	—
適用関係	適用除外： ・事業所組織法 5 条 3 項の管理職従業員及び主任医師 ・公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・聖職者（他の法律の適用） ・その他別の法律の適用がある者として、① 18 歳未満の者（年少者労働保護法による）、② 船員（船員法による）等 (注 5)	法定労働時間の適用除外： ・国有企業（ガス、電気、国鉄等） ・商業代理人（判例、学説） ・家事使用人（判例、学説） ・住込み不動産管理人 ・守衛（判例、学説） ・取締役 ・上級幹部職員（幹部職カテゴリー） ・家内労働者	適用除外： 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務  加盟国による適用除外が可能なもの（年次休暇のみ適用）： ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者  労働協約等による適用除外が可能なもの（注 6）： ・保安、監視の業務等

注 5) 事業所組織法 5 条 3 項の管理職従業員とは、①労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、②包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、③その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者。

6) 法律等で代償休息を与えることが条件。週労働時間、年次休暇は適用。

## 第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU 指令（続き）
法定労働時間の特例	定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に 10 時間を超過して労働時間を延長可能（注 7）	「法定労働時間の適用除外」の項目参照（p.236）一部の産業では、超過勤務手当の支払対象となる労働時間が異なっている。勤務時間中に実際の就労をしない期間が含まれる職種（労働法典 L3121-13 条）、例えば、商品の輸送、青果物、食料品、乳製品の小売業などは週 38 時間までが法定労働時間。	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合のみ、4 か月平均週 48 時間を超過して労働させることができる
弾力的労働時間制度	6 か月又は 24 週間単位の変形制： 6 か月又は 24 週以内（労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可）の期間を平均して週日の労働時間が 1 日 8 時間を超えない場合、1 日 10 時間まで労働時間を延長できる（ただし、夜間労働者については、変形期間は 1 か月又は 4 週以内）	包括労働時間制： 使用者は、①拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は異議申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、②労働時間が労働週で平均して週 35 時間を超えず、かつ年間 1607 時間を超えないこと、③ 1 日及び 1 週単位の最長労働時間を遵守すること（注 8）  年間労働日数制： 年間に就労する日数を予め定める制度。 適用対象は、労働時間の配分の裁量を委ねられ、且つ、所属する部署における通常の就業時間を適用するのが不可能な性質の業務に従事している幹部職員（カードル）か、労働時間を予め定めておくことが不可能で、大きな責任を持ち、就業時の時間配分に大きな独立性を持っている、つまり自分の意思で、労働時間を管理・調整することが可能な被用者に限られる（L3121-58 条）。 予め定められた日数（最長で 218 日）を就労しなくてはならない。1 日または 1 週間の最長（可能）労働時間の規制は適用されない。休憩や休日、有給休暇などは、他の雇用労働者と同様に保証される。事前に定められた労働日数を超過して就労した場合は、超過勤務手当（少なくとも 10% の割増賃金）が支払われる（L3121-59 条）。ただし、原則として、235 日を超過して就労することはできない（L3121-66 条）。	週の最高労働時間については、4 か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め 1 週を平均して 48 時間を超えない範囲で可

注 7) 定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10 時間を超過する労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の 25% ないし 30% 程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。

8) 「労働時間が 1 日 10 時間以下、1 週 48 時間以下、12 週平均 44 時間以下、年間 1607 時間以下であること」を要件として、1 年単位の弾力的労働時間制を導入することができる（労働法典 L3121-34 条～L3121-36 条）。

## 第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU 指令（続き）
時間外労働の上限規制	労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的に長時間の手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要）、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。ただし、12か月平均の週労働時間が48時間を超えてはならない（7条）（注9）	業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた（注10）	週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする（算定基準期間は4か月以内）24時間につき最低連続11時間の休憩時間（裏を返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間）
時間外労働の割増賃金率	法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止	25%（労働法典 L3121-36 条） 従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決（2007年8月1日）により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した（企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり）	
休日労働の割増賃金	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。ただし、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている  割増賃金率：法令上の規定なし	原則として、①1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止、②週休は少なくとも継続する24時間、③日曜日に与えなければならない ただし、一定の場合に適用除外あり（注11）	

注 9) 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働／休養時間規定から外れてよい（14条）。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる（15条）。

10) 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間（同じ週で、48時間、12週平均で週44時間）を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない（労働法典 D3121-14-1条、L3121-22条）。

11) 割増賃金率（2009年の法改正以降）：例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。ただし、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない（労働法典 L3132-27条）。

## 第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU 指令（続き）
年次有給休暇取得時の要件	労働契約が成立してから 6 か月以上	同一の使用者の下で最低でも（実働で）10 日間勤務すること	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による
年次有給休暇の付与日数	・ 1 暦年につき 24 週日 ・ 週 5 日制の場合は 20 週日 （週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日）	1 年 30 労働日（1 か月につき 2.5 労働日） （労働法典 L3141-3 条）	最低 4 週間の年次有給休暇を付与（代償手当は禁止）
年次有給休暇の連続付与	連続 12 週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能	連続 12 労働日を超える有給休暇を、1 年に 1 度以上与えなければならない。ただし、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は 24 労働日（労働法典 L3141-4 条）	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定（使用者に決定権）。ただし、従業員代表がある場合には、代表と合意の上で定める	休暇取得可能時期（労働協約又は団体協定で定めた 5 月 1 日～ 10 月 31 日を含む期間）に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与（労働法典 L3141-13 条）	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年 3 月末までに取得しなければならない	産業別、グループ企業単位、企業レベル、事業所レベルでの労使合意に基づき「労働時間貯蓄口座（Compte-Epargne Temps）」を制定でき、従業員は有給休暇の権利を蓄積し、消化できなかった休暇、取得できなかった休憩を金額に換算して、報酬として即時にあるいは延期して受け取ることができる。	—





# 7

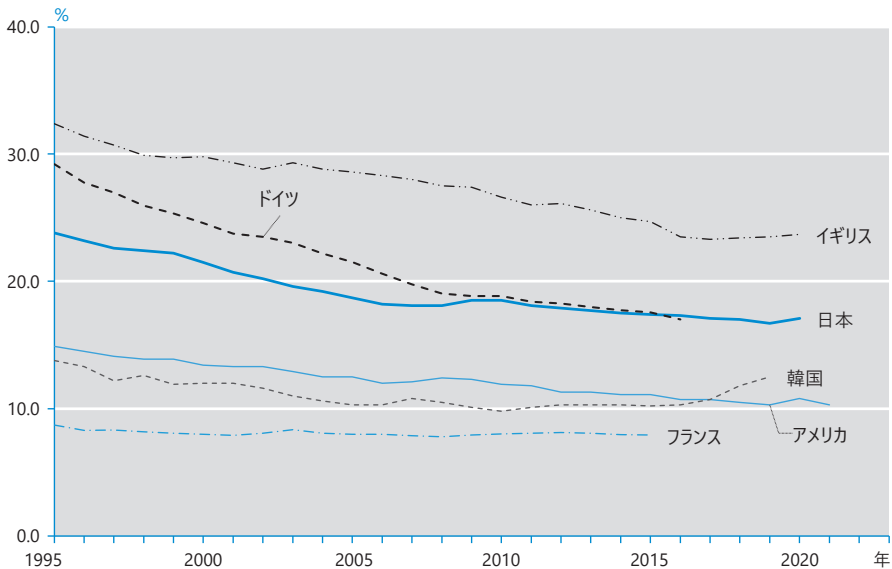
## 労働組合・労使関係・労働災害

---

Trade Union, Industrial Relations  
and Occupational Accidents



## 7-1 労働組合組織率の推移

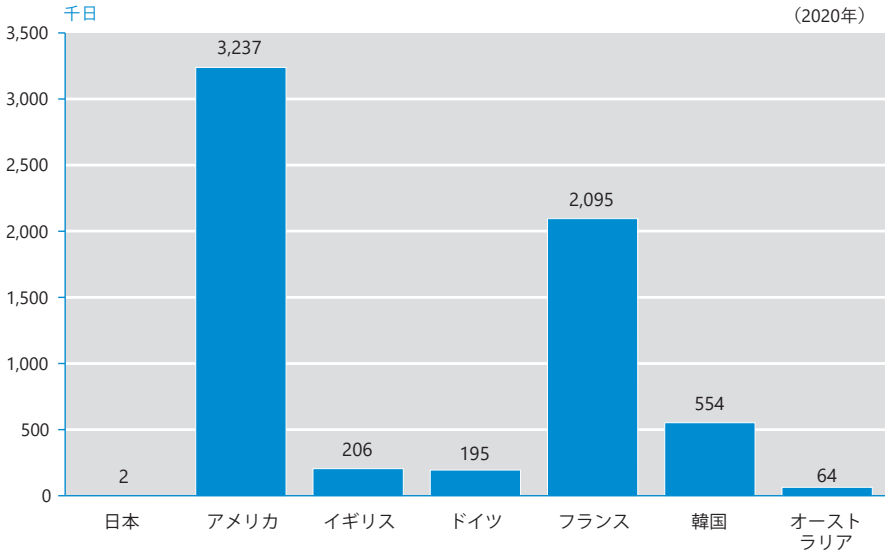


[関連表](#) p.245 「第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）」

主要国の労働組合組織率の変化をみると、ほとんどの国で過去 20 年余りにわたって低下傾向にある。相対的に組織率の高い国ほど、急速な低下を経験しており、例えばイギリスでは、1995 年の 32.4% から 2020 年には 23.7% と 8.7 ポイント低下、またわが国でも、同じ期間に 23.8% から 17.1% へと 6.7 ポイント低下している。さらにドイツでは、1995 年から 2016 年までに組織率が 4 割以上減少（12.2 ポイント低下）して 17.0% となっている。

なお、韓国ではここ数年、他の各国とは対照的に、組織率が上昇に転じている。これは、労働組合員数の増加率が就業者数のそれを上回っていることによる。

## 7-2 労働争議による労働損失日数



[関連表](#) p.248 「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」

(注) アメリカ及びイギリス、オーストラリアは2019年、フランスは2018年。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な比較はできないが、直近年の労働損失日数はアメリカが323.7万日(2019年)、ドイツ19.5万日(2020年)、韓国55.4万日(2020年)、イギリス20.6万日(2019年)、オーストラリア6.4万日(2019年)となっている。また、フランスは209.5万日(2018年)であった。一方、日本は労働損失日数が2千日(2020年)と少ない。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。

## 第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

	2000年	2005	2010	2015	2017	2018	2019	2020	
組合員数									Membership
千人									thousands
日本	11,539	10,138	10,054	9,882	9,981	10,070	10,088	10,115	JPN
アメリカ	16,334	15,685	14,715	14,795	14,817	14,744	14,574	14,253	USA
イギリス	7,119	7,083	6,589	6,497	6,247	6,350	6,440	6,558	UK
ドイツ	7,928	6,856	6,330	6,295	—	—	—	—	DEU
フランス	1,781	1,779	1,823	1,849	—	—	—	—	FRA
韓国	1,527	1,506	1,643	1,939	2,088	2,331	2,539	—	KOR
シンガポール	314	450	550	719	755	763	786	782	SGP
マレーシア	734	761	803	913	929	931	949	957	MYS
オーストラリア	—	1,871	1,744	—	—	1,534	—	1,492	AUS
組織率									Density rates
									%
日本	21.5	18.7	18.5	17.4	17.1	17.0	16.7	17.1	JPN
アメリカ	13.4	12.5	11.9	11.1	10.7	10.5	10.3	10.8	USA
イギリス	29.8	28.6	26.6	24.7	23.3	23.4	23.5	23.7	UK
ドイツ	24.6	21.5	18.9	17.6	—	—	—	—	DEU
フランス	8.0	8.0	8.0	7.9	—	—	—	—	FRA
韓国	12.0	10.3	9.8	10.2	10.7	11.8	12.5	—	KOR
シンガポール 1)	14.5	19.4	17.7	19.7	20.6	20.5	20.8	21.7	SGP
マレーシア 1)	7.9	7.6	6.8	6.5	6.9	6.7	6.7	6.8	MYS
オーストラリア	—	23.9	19.5	—	—	14.6	—	14.3	AUS

出典：日本：厚生労働省（2021）「労働組合基礎調査（2020年）」

アメリカ：労働統計局(BLS) *Labor Force Statistics from the Current Population Survey*

イギリス：ビジネス・エネルギー・産業戦略省（2021）*Trade Union Statistics 2020*

ドイツ、フランス：OECD Database (<https://www.oecd-ilibrary.org/>) 2022年2月現在

韓国：統計庁ウェブサイト (<http://www.index.go.kr/>) 2022年2月現在

シンガポール：人材開発省（2021）*Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2021*

マレーシア：統計局(DOSM)、人的資源省ウェブサイト 2022年2月現在

オーストラリア：統計局(ABS) (<https://www.abs.gov.au>) 2022年2月現在

注 1) 組織率は政府公表の組合員数を、政府公表の雇用者数で除した値。

## 第7-2表 労働組合組織率 (ILO データベース)

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

	2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016	
									%
日本	21.5	18.7	18.3	17.9	17.7	17.5	17.4	17.3	JPN
アメリカ	12.9	12.0	11.9	10.8	10.8	10.7	10.6	10.3	USA
カナダ	30.1	29.8	29.3	29.3	29.2	28.4	28.6	28.4	CAN
イギリス	29.8	28.6	26.6	26.1	25.6	25.0	24.7	23.5	UK
ドイツ	24.6	21.5	18.9	18.3	18.0	17.7	17.6	17.0	DEU
フランス	8.0	8.0	8.0	8.1	8.1	8.0	7.9	—	FRA
イタリア	34.4	33.3	35.5	36.3	36.8	36.4	35.7	34.4	ITA
オランダ	22.6	21.0	19.3	18.8	18.2	18.1	17.7	17.3	NLD
ベルギー	56.2	53.7	53.8	55.0	55.1	53.8	54.2	—	BEL
デンマーク	73.6	70.9	69.2	69.8	69.3	69.3	68.6	67.2	DNK
スウェーデン	79.0	75.7	68.2	67.5	67.7	67.3	67.0	—	SWE
フィンランド	74.6	70.4	68.3	67.3	66.3	66.7	66.5	64.6	FIN
ノルウェー	54.1	54.7	53.6	53.1	51.8	52.5	52.5	—	NOR
ロシア 1)	—	43.7	37.1	32.7	31.9	31.2	30.5	—	RUS
オーストリア	36.9	33.8	28.9	28.0	27.8	27.7	27.4	26.9	AUT
スイス	20.2	19.3	17.6	16.6	16.6	16.1	15.7	—	CHE
スペイン	16.5	14.5	17.2	17.0	16.8	15.6	13.9	—	ESP
ポルトガル	21.6	21.6	19.8	18.9	—	17.1	16.3	—	PRT
香港	—	22.4	24.6	24.8	24.8	24.3	25.3	26.1	HKG
韓国	11.4	9.9	9.7	10.1	10.2	10.2	10.1	—	KOR
シンガポール	16.1	19.4	18.0	19.4	20.4	20.8	21.2	—	SGP
マレーシア	10.7	10.0	9.1	9.3	9.4	9.2	8.8	8.8	MYS
タイ	—	—	3.1	3.5	3.9	3.4	3.5	3.5	THA
フィリピン	27.1	11.7	8.7	8.5	8.5	8.7	—	—	PHL
オーストラリア	24.7	22.4	18.3	18.2	17.0	15.1	15.0	14.5	AUS
ニュージーランド	22.4	22.3	21.4	20.3	19.4	18.5	17.9	—	NZL
ブラジル 2)	—	18.9	17.5	16.9	16.2	16.9	19.5	18.9	BRA
メキシコ	—	—	14.2	13.5	13.6	13.5	12.9	12.5	MEX

出典：ILOSTAT(<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2021年9月現在

注：原則、雇用者が対象。国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

1) 2005年の欄は2006年の数値。

2) 2010年の欄は2011年の数値。

## 第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
労働争議件数	Number of labour disputes								
件	cases								
日本 1)	50	38	39	31	38	26	27	35	JPN
アメリカ 2)	22	11	12	15	7	20	25	—	USA
カナダ 3)	260	174	237	190	191	173	131	—	CAN
イギリス 4)	116	92	106	101	79	81	96	—	UK
ドイツ 5)	—	131	1,618	718	1,170	1,528	1,252	1,265	DEU
スウェーデン 7)	14	5	5	10	6	1	6	—	SWE
ロシア 8)	2,575	—	5	3	1	2	0	2	RUS
香港 9)	1	3	2	3	—	5	—	—	HKG
韓国 10)	287	86	105	120	101	134	141	105	KOR
タイ 11)	9	3	6	6	5	2	7	1	THA
フィリピン 12)	26	8	5	15	9	14	18	5	PHL
インド 13)	456	429	150	102	—	—	—	—	IND
オーストラリア 14)	472	—	228	259	—	163	147	—	AUS
ニュージーランド 15)	60	17	5	3	6	143	110	—	NZL
労働争議参加人員	Number of workers involved								
千人	thousand people								
日本 1)	4	2	13	2	8	1	5	1	JPN
アメリカ 2)	100	45	47	102	25	487	429	—	USA
カナダ 3)	199	58	429	44	206	86	109	—	CAN
イギリス 4)	93	133	81	154	33	39	40	—	UK
ドイツ 5)	17	12	230	215	61	682	88	140	DEU
スウェーデン 7)	1	3	0	5	0	0	1	—	SWE
ロシア 8)	85	—	1	0	0	0	—	0	RUS
韓国 10)	118	40	77	226	130	81	35	68	KOR
タイ 11)	3	2	2	3	2	0	2	0	THA
フィリピン 12)	8	3	1	3	1	8	4	3	PHL
インド 13)	2,914	1,062	472	579	—	—	—	—	IND
オーストラリア 14)	241	—	73	106	—	58	53	—	AUS
ニュージーランド 15)	18	6	2	0	0	11	52	—	NZL



## 第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost (cont.)

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
労働損失日数									Number of days not worked
千日									thousand days
日本 1)	6	23	15	3	15	1	11	2	JPN
アメリカ 2)	1,348	302	740	1,543	96	2,815	3,237	—	USA
カナダ 3)	4,148	1,202	1,846	632	1,201	1,134	1,306	—	CAN
イギリス 4)	224	365	170	322	276	273	206	—	UK
ドイツ 5)	19	25	1,092	209	129	571	162	195	DEU
フランス 6)	1,997	1,851	869	1,739	1,373	2,095	—	—	FRA
スウェーデン 7)	1	29	—	—	3	0	8	0	SWE
ロシア 8)	86	—	10	0	0	1	0	1	RUS
香港 9)	0	0	0	0	—	—	—	—	HKG
韓国 10)	848	511	447	2,035	862	552	402	554	KOR
タイ 11)	46	50	88	33	62	3	52	2	THA
フィリピン 12)	123	34	5	117	25	161	147	143	PHL
インド 13)	29,665	17,932	2,334	1,272	—	—	—	—	IND
オーストラリア 14)	228	—	83	125	—	106	64	—	AUS
ニュージーランド 15)	30	6	0	0	0	0	0	—	NZL

出典：日本：厚生労働省（2021.7）「労働争議統計調査（時系列表）」、その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年2月現在、厚生労働省「海外情勢報告」、各国政府ウェブサイト

- 注 1) 件数は半日以上のス（同盟罷業）及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 2) 1000人未満の争議、1日に満たない争議を除き、件数及び参加人員は当該年に開始された争議。  
 3) 半日以上継続し、かつ、労働損失日数が10労働日以上争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 4) 1日に満たない争議、10人未満の争議を除く（ただし、労働損失日数が100労働日を超える場合は含まれる）。件数は政治的ストを除く。  
 5) 参加人員10人以上、全日以上の争議。  
 6) 2010年以降は民間部門の従業員10人以上の全ての事業所が対象。  
 7) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 8) 2005年は半日に満たない争議を除く。2015年、2018年はストライキのみ、2017年はロックアウトのみ。  
 9) 民間部門が対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 10) 2015年以降は8時間に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 11) 2018年はロックアウトのみ、2020年はストライキのみ。  
 12) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2015年はストライキのみ。  
 13) 政治的なスト及び10人未満の争議を除く。  
 14) 10日に満たない争議を除く。  
 15) 2010年の件数は、5日未満の争議を除く。

## 第 7-4 表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	
負傷者数	Number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents							
千人	thousand people							
日本 1)	118.8	106.6	115.3	119.5	126.4	124.8	130.4	JPN
アメリカ 2)	1,235	1,191	1,154	1,109	1,134	1,108	1,425	USA
カナダ 3)	337.9	249.9	232.6	251.6	264.4	271.8	—	CAN
イギリス 4)	148.0	116.7	73.4	71.5	70.4	66.6	51.2	UK
ドイツ 5)	—	930	900	878.5	877.5	867.5	—	DEU
フランス 6)	699.2	593.0	731.1	753.2	771.8	778.8	—	FRA
イタリア 7)	555.5	437.8	295.2	294.2	291.5	289.3	—	ITA
スウェーデン	31.7	34.2	36.4	36.8	36.5	40.7	—	SWE
中国	—	1,135	1,067	1,032	1,090	1,122	—	CHN
香港	44.1	41.7	35.7	—	—	—	—	HKG
韓国	85.4	98.6	90.1	89.8	102.3	109.2	—	KOR
シンガポール	3.4	10.3	12.3	12.5	12.8	13.7	11.3	SGP
マレーシア	—	—	39.0	39.3	40.6	—	—	MYS
タイ	57.1	0.1	—	—	—	94.3	84.9	THA
オーストラリア 9)	105.4	92.3	110.3	106.3	—	—	—	AUS
ニュージーランド 10)	26.6	20.2	25.0	—	—	—	—	NZL
死亡者数	Number of workers fatally injured, where death occurred							
千人	thousand people							
日本 1)	1.5	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	JPN
アメリカ 2)	5.7	4.7	4.8	5.1	5.3	5.3	4.8	USA
カナダ	1.1	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9	—	CAN
イギリス 4)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	UK
ドイツ 5)	—	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	—	DEU
フランス 6)	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.8	—	FRA
イタリア 7)	0.9	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	—	ITA
スウェーデン	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	—	SWE
中国	—	5.2	8.2	8.9	10.1	10.6	—	CHN
香港	0.2	0.2	0.2	—	—	—	—	HKG
韓国	1.3	—	—	—	1.0	0.9	0.9	KOR
シンガポール	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	SGP
マレーシア	—	—	0.3	0.3	0.2	—	—	MYS
タイ	1.4	0.6	—	—	—	0.6	0.6	THA
オーストラリア 9)	0.2	0.2	0.2	0.2	—	—	—	AUS
ニュージーランド 10)	0.1	0.1	0.0	—	—	—	—	NZL

## 第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	
労働損失日数	Number of days lost by cases of occupational injury							
千日	thousand days							
イギリス 4)	6,411	4,503	4,493	3,927	4,706	6,316	—	UK
フランス 6)	33,252	11,180	14,228	14,933	15,279	15,587	—	FRA
イタリア 7)	13,109	7,247	4,388	4,495	5,144	5,167	—	ITA
スウェーデン	—	363	399	423	423	502	—	
香港	408	333	314	—	—	—	—	HKG
シンガポール	51	533	685	545	531	545	417	SGP
マレーシア	—	—	—	3,580	1,474	—	—	MYS
フィリピン 8)	—	—	113	115	—	—	—	PHL
ニュージーランド 10)	1,935	1,385	1,821	—	—	—	—	NZL

出典：日本：厚生労働省「労働災害発生状況」各年版

中国：国家統計局(NBS) (2019.2) 「中国労働統計年鑑2019」

その他：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年2月現在、各国政府資料

注 1) 負傷者数は4日以上の休業を伴うもの。

2) 2005年は民間企業のみ。2010年より民間企業及び政府機関の合計。11人未満の農場を除く。

3) 負傷者数の欄は、傷病者が対象。

4) 4月から翌年3月までの年度の数値。負傷者数は雇用者と自営業者。死亡者数は雇用者が対象。3日以上の休業を伴うもの。

5) 2005年の負傷者数は4日以上、2012年以降は2日以上の休業を伴うもの。2005年の死亡者数は、災後1か月以内の死亡者数。

6) 2010年以降は1日以上の休業を伴うもの。

7) 2005年は4日以上の休業を伴うもの。

8) 20人以上の事業所が対象。民間企業を対象とし、1日以上の上の休業を伴うもの。

9) 年度の数値。2005年は6日以上、2010年以降は1週間以上の休業を伴うもの。

10) 2010年の負傷者数は4日以上、死亡者数は被災後1年以内に死亡したもの。

## 第 7-5 表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
事業所規模別（常用雇用者数）	by establishment size (employees)								
日本 1)	JPN								
調査産業計 2)	Total industries surveyed								
100人以上	1.95	1.61	1.61	1.63	1.66	1.83	1.80	1.95	100+
30 - 99人	3.34	2.57	2.90	2.91	3.20	3.62	3.35	3.14	30 - 99
総合工事業 3)	Contractors								
100人以上	0.97	1.56	0.92	0.64	0.81	1.09	1.69	1.30	100+
アメリカ 4)	USA								
産業計 5)	Total private industries surveyed								
1人以上計	4.6	3.5	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	Total (1+)
1,000人以上	5.2	4.0	3.3	3.3	3.2	3.0	2.9	3.3	1,000+
250 - 999人	5.2	3.8	3.3	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	250 - 999
50 - 249人	5.8	4.4	3.7	3.6	3.5	3.5	3.4	3.5	50 - 249
11 - 49人	4.1	3.2	2.8	2.7	2.6	2.5	2.5	2.2	11 - 49
1 - 10人	2.0	1.6	1.4	1.4	1.2	1.3	1.2	1.1	1 - 10

出典：日本：厚生労働省（2021.6）「労働災害動向調査（時系列表）」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2021.11）Workplace Injuries and Illness 2021

注：「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの、食中毒及び伝染病は除く。なお、通勤災害による負傷、病及び死亡は除く。

- 1) 日本の「度数率」は、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。本表においては、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定している。

$$\text{度数率} = (\text{労働災害による死傷者数} / \text{延べ実労働時間数}) \times 1,000,000$$

- 2) 調査産業計は建設業（総合工事業）を除く。2008年より医療・福祉（一部の業種に限る）を含み、複合サービス事業（郵便局に限る）を除く。また、鉱山保安法の適用を受ける鉱山、国営の事業所を除く。2011年より農業、2018年より漁業を含む。

- 3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億8000万円以上（保険成立年月日が2015年3月31日以前の工事現場については、税込1億9000万円以上）である工事現場。事業所規模100人以上。

- 4) アメリカの「度数率」は、フルタイム労働者100人の年間延労働時間（20万労働時間 = 100人 × 40時間 × 50週）当たりの傷病者数（死亡者数は含まない）の比率。

$$\text{度数率} = (\text{負傷者数} / \text{延べ労働時間数}) \times 200,000$$

- 5) 調査対象は1人以上（ただし、農業生産のみ11人以上）の労働者を雇用している事業所が対象。



# 8

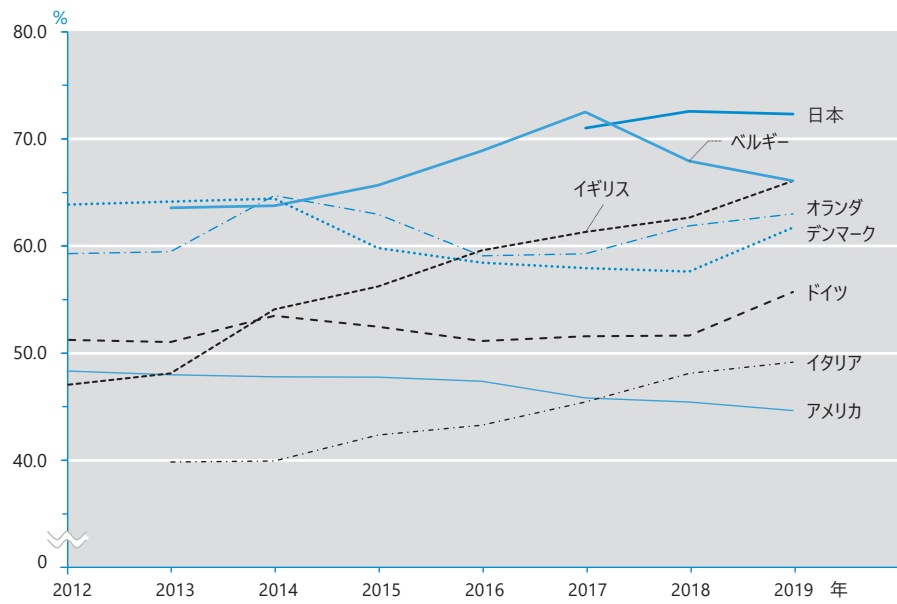
## 教育・職業能力開発

---

Education and Human Resources Development



## 8-1 高等教育への進学率



関連表 p.256 「第8-1-1表 高等教育への進学率」

各国の教育制度や、その中で高等教育の位置づけは多様であり、このため高等教育への進学率の比較には、注意を要する(p.258～264「第8-2表 各国の学校系統図」参照)。

OECDが毎年発行する『Education at a Glance』は、各国の高等教育（日本では短期大学等から大学院の博士課程までに相当）への進学率を掲載している。上のグラフは、このうち主要先進国の25歳未満層における進学率を示したものであるが、アメリカの44.8%から日本の72.3%（いずれも2019年）まで、各国の進学率には大きなばらつきが見られることがわかる。また、長期的には上昇傾向にあるとされるものの、短期の増減が少なからずみられ、景気動向や制度的な変化など、多様な要因による影響が類推される。

日本の高等教育進学率は主要国中でも高い水準にあるが、学士課程相当以上（国際標準教育分類のレベル6以上）に限定する場合、他国に比して進学率が顕著に低下する（72.3%から49.8%）。これには、短期高等教育（同レベル5）が教育制度に占める役割が、他国とは異なることが影響していると考えられる。



## 第 8-1-1 表 高等教育への進学率

Table 8-1-1: Entry rates to tertiary education

	高等教育計 (ISCED2011 レベル5~8、25歳未満) 1)								%
	2012年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
日本	..	..	..	..	..	71.0	72.6	72.3	JPN
アメリカ	48.4	48.1	47.9	47.8	47.5	45.9	45.5	44.8	USA
イギリス	47.1	48.2	54.2	56.3	59.6	61.4	62.7	66.1	UK
ドイツ	51.3	51.1	53.5	52.5	51.2	51.6	51.7	55.8	DEU
フランス	..	..	..	..	..	..	..	..	FRA
イタリア	..	39.9	40.1	42.5	43.4	45.5	48.2	49.3	ITA
オランダ	59.3	59.5	64.7	63.0	59.1	59.3	61.9	63.0	NLD
ベルギー	..	63.6	63.8	65.7	68.9	72.5	67.9	66.1	BEL
デンマーク	63.9	..	64.5	59.8	58.5	58.0	57.7	61.8	DNK
スウェーデン	45.1	42.5	45.2	44.8	44.4	44.9	45.5	45.8	SWE
フィンランド	45.5	45.3	43.9	45.7	46.1	46.8	46.6	48.2	FIN
ノルウェー	..	59.4	65.5	59.8	61.6	59.0	57.5	55.2	NOR
ロシア	..	..	..	..	..	..	..	..	RUS
オーストリア	55.8	59.6	56.1	57.3	57.3	56.7	57.8	58.4	AUT
スイス	..	47.6	55.2	55.4	55.3	55.7	47.9	50.1	CHE
スペイン	..	61.7	63.7	64.2	64.2	70.1	67.3	66.6	ESP
ポルトガル	56.4	56.2	58.3	48.3	57.4	57.2	59.8	59.7	PRT
チェコ	..	58.7	59.6	57.2	57.8	57.5	56.6	58.2	CZE
ポーランド	70.9	71.2	67.3	67.9	69.2	70.0	70.4	71.5	POL
韓国	..	..	..	..	..	..	..	..	KOR
オーストラリア	..	..	..	..	..	..	..	..	AUS
ニュージーランド	67.9	67.5	71.0	70.0	68.0	66.4	65.9	66.3	NZL
メキシコ	34.2	35.5	35.5	36.3	41.5	42.7	44.7	48.6	MEX

Total tertiary education (ISCED2011\* levels 5 to 8), under 25 years old

\* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level; level 8: Doctoral or equivalent level.

出典: OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance—Entry rates" 2022年2月現在

注: 本表における進学率は、各年齢人口のうち当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。留学生も集計対象に含むため進学率が100%を超える場合がある。

- 1) 国際標準教育分類(ISCED) 2011の分類では、レベル5: 短期高等教育、レベル6: 学士号・学士号同等、レベル7: 修士号・修士号同等、レベル8: 博士号・博士号同等の合計。日本は、短期大学又は専門学校等から大学院の修士及び博士課程相当までが高等教育計に含まれる。

## 第8-1-2表 高等教育の教育段階別進学率（2019年）

Table 8-1-2: Entry rates to tertiary education by level of education (2019)

ISCED2011区分	25歳未満		25歳未満		30歳未満		%
	レベル5~8	レベル5	レベル6	レベル7	レベル8		
	高等教育計	短期課程	学士課程	修士課程	博士課程		
日本	72.3	..	49.8	7.6	0.7	JPN	
アメリカ	44.8	29.2	..	9.2	0.8	USA	
イギリス	66.1	9.0	62.8	25.8	2.8	UK	
ドイツ	55.8	0.3	44.7	28.4	2.8	DEU	
フランス	..	26.5	54.2	38.6	1.8	FRA	
イタリア	49.3	1.0	42.8	25.5	1.2	ITA	
オランダ	63.0	2.0	61.8	22.4	..	NLD	
ベルギー	66.1	0.8	69.7	30.9	..	BEL	
デンマーク	61.8	12.3	51.9	29.7	1.9	DNK	
スウェーデン	45.8	4.4	31.1	24.7	1.1	SWE	
フィンランド	48.2	..	46.3	7.4	1.0	FIN	
ノルウェー	55.2	3.3	46.7	30.2	1.3	NOR	
ロシア	..	..	46.1	25.4	..	RUS	
オーストリア	58.4	29.4	37.2	20.7	1.9	AUT	
スイス	50.1	0.8	46.7	20.1	3.6	CHE	
スペイン	66.6	26.9	43.8	17.3	1.9	ESP	
ポルトガル	59.7	6.7	46.1	31.8	1.7	PRT	
チェコ	58.2	0.4	53.2	28.7	2.5	CZE	
ポーランド	71.5	0.0	63.8	31.0	1.1	POL	
韓国	..	29.6	58.8	7.5	1.5	KOR	
オーストラリア	..	25.8	76.8	30.4	1.5	AUS	
ニュージーランド	66.3	14.8	57.3	8.1	1.3	NZL	
メキシコ	48.6	3.8	44.7	3.5	0.2	MEX	
ISCED2011*	levels 5 to 8	level 5	level 6	level 7	level 8		
age	Under 25	Under 25		Under 30			

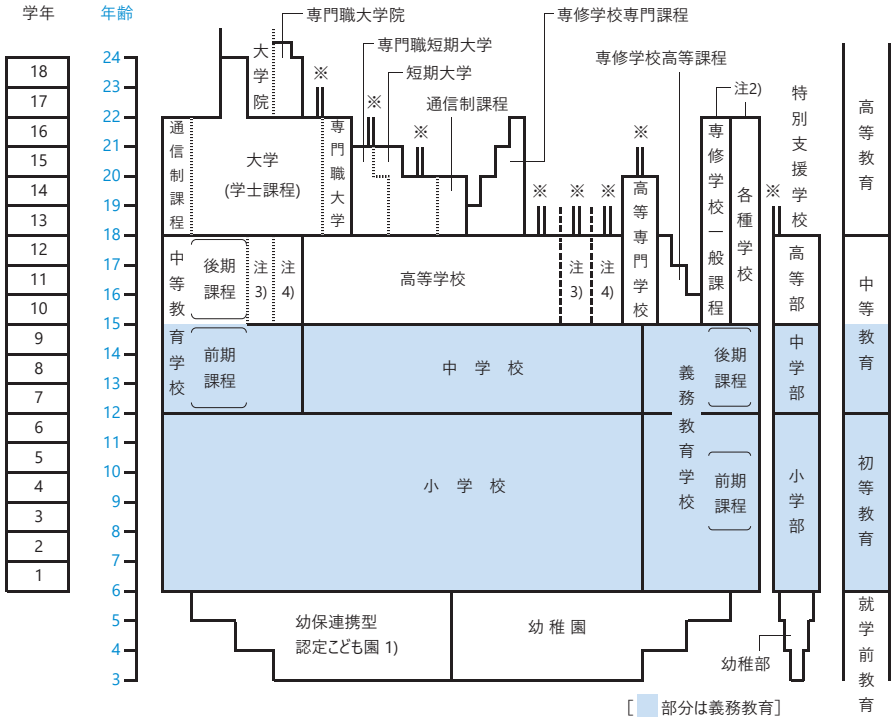
\* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level; level 8: Doctoral or equivalent level.

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance —Entry rates" 2022年2月現在

注：注及び定義は第8-1-1表（p.256）に準ずる。

第 8-2-1 表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



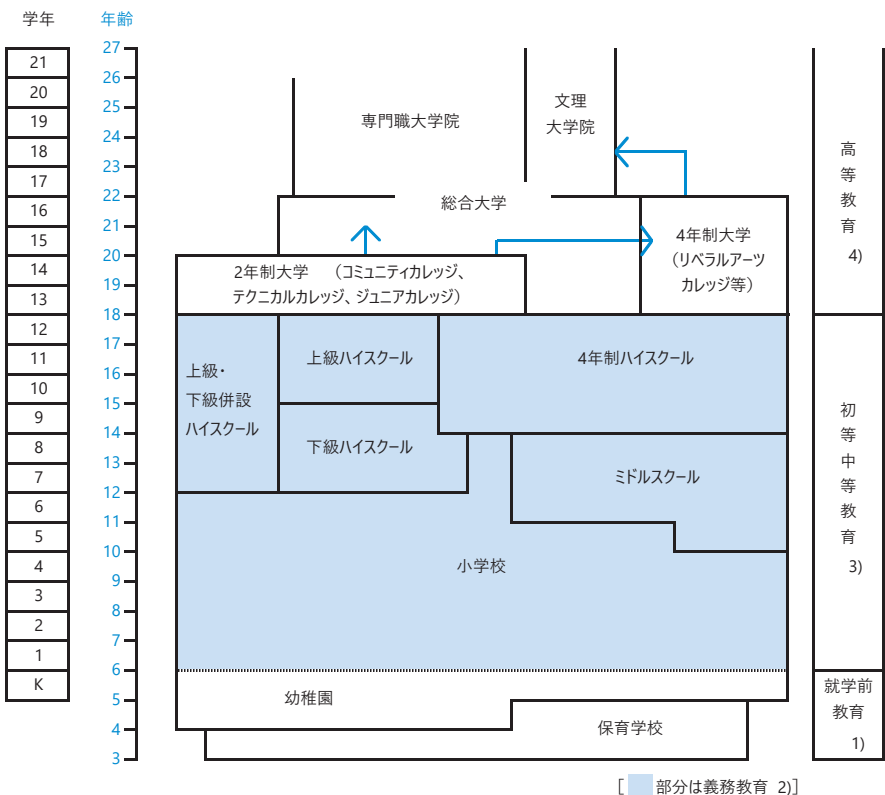
出典：文部科学省（2021.5）「2021年版諸外国の教育統計」

注：※印は専攻科を示す。高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

- 1) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
- 2) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。
- 3) 定時制課程。
- 4) 通信制課程。

## 第 8-2-2 表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA

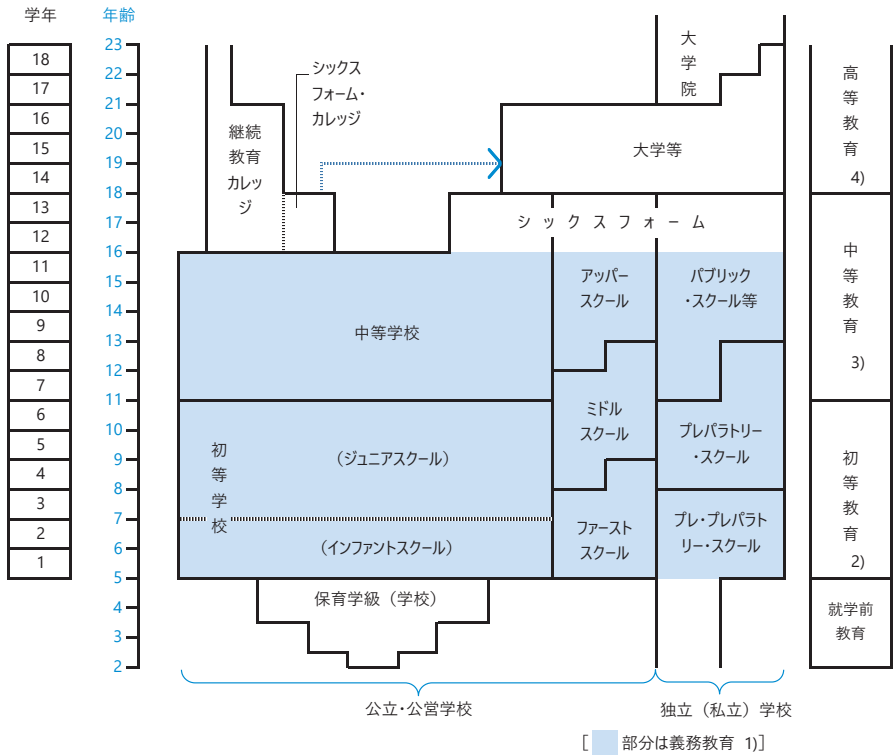


出典：文部科学省（2021.5）「2021年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。
- 2) 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。教育年限は9～12年であるが、12年とする州が最も多い。
- 3) 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様であり、これらのほかにも、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。現在は5-3-4年制が一般的である。2017年について、公立初等学校の形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.7%、5年制小学校34.7%、6年制小学校12.7%、8年制小学校9.2%、ミドルスクール18.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.4%、その他10.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール（3年又は2年制）8.0%、上級ハイスクール（3年制）1.8%、4年制ハイスクール51.9%、上級・下級併設ハイスクール（通常6年）9.2%、初等・中等双方の段階にまたがる学校20.2%、その他8.9%となっている。
- 4) 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、文理学部、文理大学院及び専門職大学院（学部レベルのプログラムを提供している場合もある）から構成される。専門職大学院（学部）は、医学・法学などの専門職教育を行うもので独立の機関として存在する場合（専門職大学、専門職大学院大学）もある。専門職大学院（学部）へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け（年限は専攻により異なる）、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第 8-2-3 表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



出典：文部科学省（2021.5）「2021年版諸外国の教育統計」

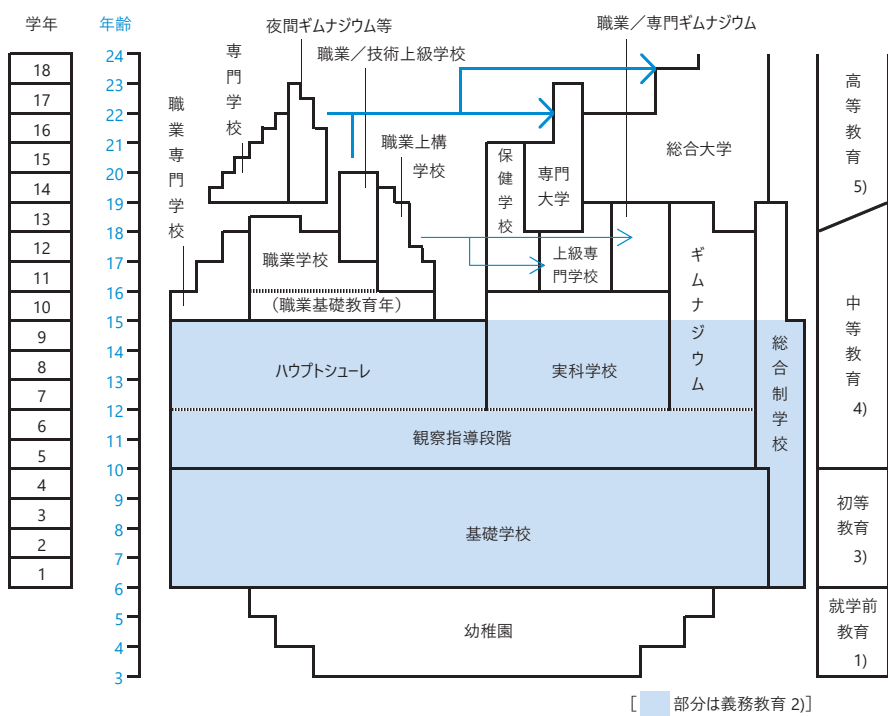
注：上記学校系統図はイギリスの全人口の9割を占めるイングランドとウェールズについてのものであり、両地域はほぼ同様の学校制度を有している。スコットランド及び北アイルランドは共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成している。

- 1) 義務教育は5～16歳までの11年。ただし、16～18歳は教育又は見習い訓練に従事すること、あるいはそれらを受けながら週20時間以上の就労かボランティアに従事することが義務付けられているため、実際の離学年齢は18歳。
- 2) 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（インファント）と7～11歳のための後期4年（ジュニア）とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント（スクール）・ジュニア（スクール）に代えてファーストスクール及びミドルスクールが設けられている。
- 3) 通常11歳から始まり、7年間続く。公費により維持される中等学校は原則無選抜だが、選抜制の学校（グラマー・スクール）とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校に大別される。近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミーが増加。
- 4) 高等教育機関には、大学等がある。これらの機関には、第一学位（学士）（通常修業年限3年間）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。高等教育段階には、政府の運営費交付金の付与対象となる高等教育機関のほか、高等教育レベルの課程が提供されている継続教育カレッジも含まれる。

継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。主として大学進学のための基礎資格となるAレベル試験のための教育を実施するシックスフォームカレッジも、継続教育期間の一部である。

## 第 8-2-4 表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



出典：文部科学省（2021.5）「2021年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 2) 期間は9年（一部の州は10年）。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。
- 3) 基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 4) 生徒の能力・適性に応じて、ハフトシューレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制）が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。

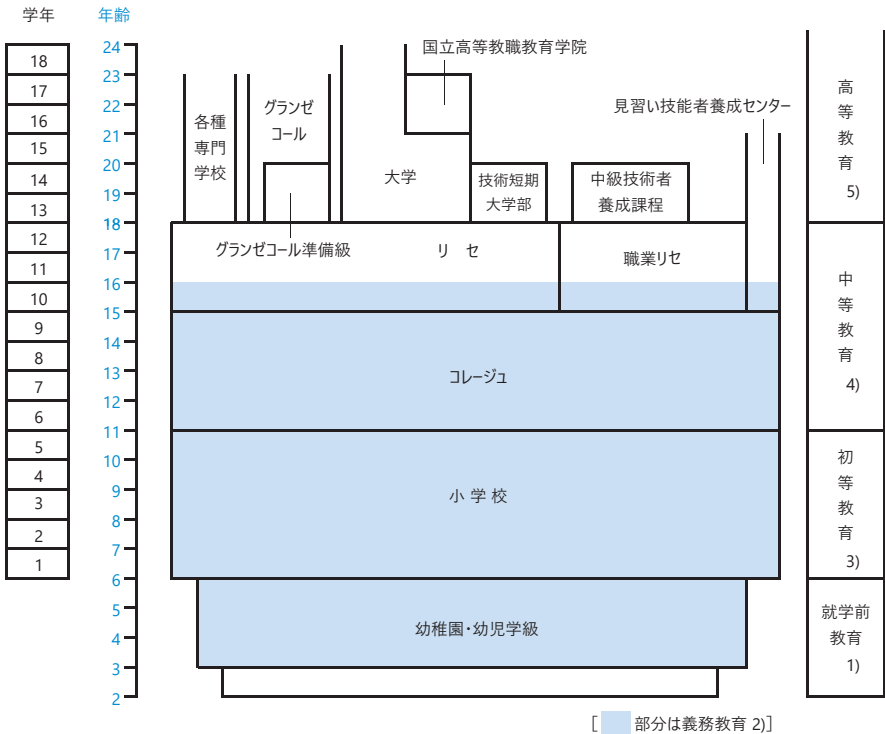
後中等教育段階において、上記の職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上級学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門大学入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレクは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほか、ハフトシューレと実科学校を合わせた学校種（5年でハフトシューレ修了証、6年で実科学校修了の取得が可能）を導入した。

- 5) 総合大学（教育大学、神学大学、芸術大学を含む）と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3～4年と1～2年となっている。

第 8-2-5 表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



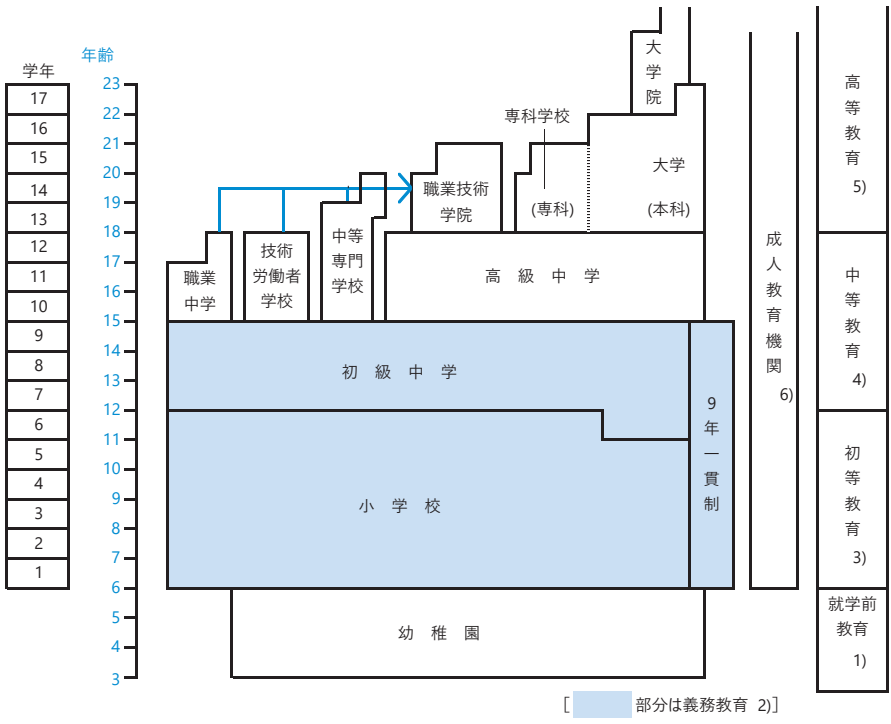
出典：文部科学省（2021.5）「2021年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。
- 2) 3～16歳までの13年（義務教育開始年齢を2019年度より6歳から3歳に引き下げ）。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。2020年度より、16～18歳は教育・訓練等に従事することが義務付けられている。
- 3) 小学校で5年間行われる。
- 4) 前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。
- 5) 国立大学（学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を位置）、私立大学（学位授与権がない）、グランゼコール（3～5年制）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。

これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。教員養成機関として国立高等教職教育学院がある（2019年までは高等教員養成学院）。

## 第 8-2-6 表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



出典： 文部科学省（2021.5）「2021年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園（幼児園）又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

2) 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

3) 小学校（小学）は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されているが、地域によって7歳までの入学遅延が許されている。

4) 初級中学（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等专业学校、3～5年）、技術労働者学校（技工学校、一般に3年）、職業中学（2～3年）などがある。なお、職業中学は、前期中等段階（3年）と後期中等段階（2～3年）に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

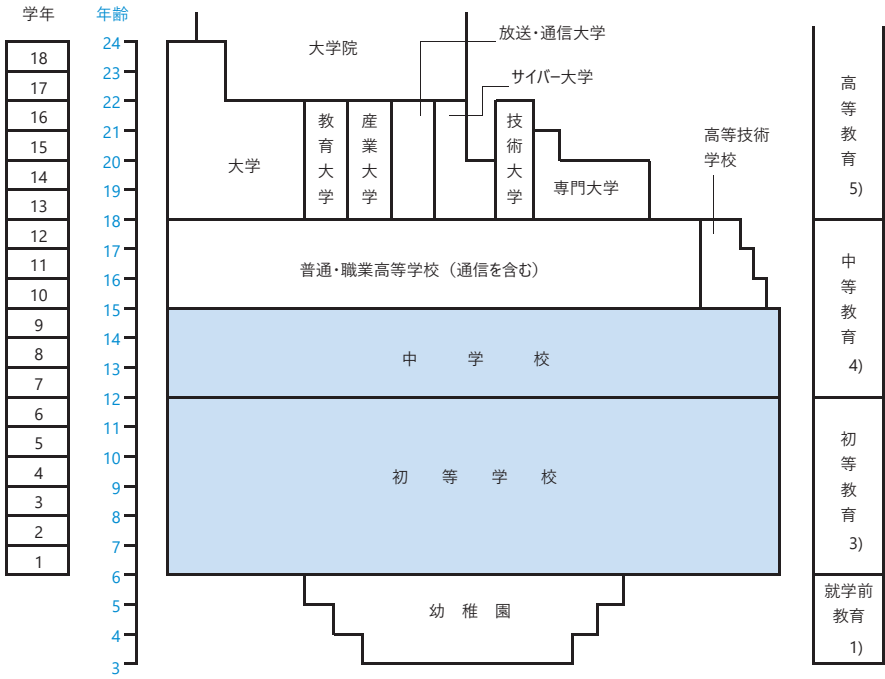
5) 大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程（2～3年）、博士課程（3～4年）があり、大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

6) 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関（業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等）が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。



第 8-2-7 表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



[ 部分は義務教育 2)]

出典： 文部科学省 (2021.5) 「2021年版諸外国の教育統計」

注 1) 3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

2) 6～15歳の9年である。

3) 6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

4) 前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の才能がある者を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校、国際高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。

5) 4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学、サイバー大学、産業大学の卒業者を対象に、2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

上記のほか、成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、サイバー大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

## 第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth

日本			
種別	若年者の就職支援	同左	同左
名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール (若者雇用優良企業認定制度)	新ジョブ・カード制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	新卒者・既卒者	新規学卒者等	学生、在職者、求職者等
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国 56 か所（2021 年 7 月時点）に設け、無料でサービスを提供</li> <li>新卒応援ハローワーク等において、既卒 3 年以内の者を新卒扱いとするものの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化</li> <li>卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し卒業後もジョブサポーターによる個別支援を実施</li> <li>新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等で新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなど、未内定の学生・生徒に対し、一貫した就職支援を行う</li> <li>未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催</li> </ul>	<p>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る。ユースエールの認定企業となる条件は、一定の認定基準を満たす常時雇用する労働者が 300 人以下の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク等で重点的 PR の実施</li> <li>認定企業限定の就職面接会等への参加</li> <li>企業の商品、広告などに認定マークの使用が可能</li> <li>日本政策金融公庫による低利融資</li> <li>公共調達における加点評価など</li> </ul>	<p>‘新ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールである。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進する労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じたキャリア・プランニング：キャリアコンサルティング等の支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」としての機能</li> <li>職業能力証明：免許・資格・教育（学習）・訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し、場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し、求職活動の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を見える化した「職業能力証明」としての機能</li> </ul>



## 第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

日本 (続き)		
種別	若年者の就職支援	非正規雇用労働者のキャリアアップ支援
名称	わかものハローワーク・サポステ	キャリアアップ助成金制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	フリーター、無業者等	非正規雇用労働者
主な内容	<p>■フリーター等の正規雇用化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援：           <ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね 45 歳未満の正社員を目指す若年者を対象としたわかものハローワークを全国 28 か所（他にわかもの支援コーナー 50 か所、支援窓口 154 か所 2019 年 4 月時点）に設け、通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施</li> <li>トライアル雇用制度の活用による就職支援：ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における 3 か月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1 人当たり月額最大 4 万円、最長 3 か月）の活用により、常用雇用への移行を促進する</li> </ul> </li> <li>■若年無業者等の職業的自立支援の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域若者サポートステーション（サポステ）を全国 177 か所に設置し、働くことに困難を抱える 15～49 歳までの若者を対象に、キャリアコンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談、職業体験などの各種支援プログラム、他の若者支援機関への誘導など、職業的自立に向けた支援を無料（合宿形式の支援など一部有料）で実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業内での非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する</li> <li>正社員化、賃金規定等改定、諸手当制度共通化、などのコースがあり、そのうちの正社員化コースについて、若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35 歳未満の者を正社員に転換等した場合、以下①又は②の助成額に、一定額を加算する</li> </ul> <p>① 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合は中小企業に 1 人当たり 57 万円、大企業に 1 人当たり 42.75 万円</p> <p>② 有期契約労働者から無期雇用労働者に転換又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、中小企業に 1 人当たり 28.5 万円、大企業に 1 人当たり 21.375 万円</p>

## 第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

アメリカ			
種別	学校における職業教育・職業体験 (注 1)	同左	養成・訓練制度等
名称	テックプレップ (Tech-Prep)	コーオペ教育 (Cooperative Education)	登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)
創設	1990 年代	20 世紀初頭	1937 年
運営主体	テックプレップ推進組織 (Tech-Prep Consortium)	各学校及び対象となる事業主	事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など
対象者	高校生。11 学年 (日本における高校 2 年生) から開始し、14 学年 (日本における大学 2 年生) まで	大学、短大 (コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジ等) の学生、12 年生 (日本における高校 3 年生) など	16 歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については 18 歳以上
主な内容	中等教育の最後の 2 年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における 2 年間の教育を結合させた 4 年一貫教育。当該 4 年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる	有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーオペ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする	実習プログラム (Apprenticeship program) の基準は連邦又は州政府が定める 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される 参加者は一定の時間は各企業で OJT を受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する プログラムの期間は通常 3 ～ 4 年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる

注 1) このほか、「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。

## 第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

アメリカ (続き)			
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援 (宿泊型若年者集団教育訓練)	就職困難者等への支援
名称	O*NET (Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア (Job Corps)	WIOA 若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)
創設	1998 年 10 月	1964 年	2014 年
運営 主体	国立 O*NET 協会 (National O*NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office)、 6 か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米 122 か所のジョ ブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し、各 州政府が実施
対象者		16 ~ 24 歳までの経済的に不利 な立場にある青少年	14 ~ 24 歳の就職困難者
主な 内容	インターネット上で公表されている 職業に関する総合的なデータベー ス ( <a href="https://www.onetonline.org">https://www.onetonline.org</a> ) 求職者が自分の経験や能力を活 かせる職業がどのようなものか検 索することができる	参加者は、原則として寮に宿泊 し、社会生活を営む上での基本 的なしつけから、読み書き、算数 などの基礎的な学習及び職業訓 練を受ける 参加費は基本的に無料。さらに、 毎月小遣いが支給される 参加期間は、原則として最長 2 年間 研修中に高校卒業あるいは GED (高校卒業者と同様の素養を身 につけていることの証明書) の資 格を取得可能	職業紹介、職業訓練などの サービスを総合的に提供をする ワンストップ (キャリア) センター (One-Stop Career Center) を 運営する WIOA アメリカ・ジョ ブセンター及び地域コミュニティの 職業訓練を担う地域労働力開 発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で、 14 ~ 24 歳の就職困難者のニー ズに沿った各種の就職や進学のため の支援に対して連邦労働省が 助成金を提供するプログラム

## 第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

イギリス					
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	養成・訓練制度等	同左	情報提供支援
名称	職業教育	継続教育	アプレントイスシップ	トレイニーシップ	全国キャリア・サービス
創設			2004 年	2013 年	2012 年
運営主体	教育省、各教育機関	教育省	教育省	教育省	教育省
対象者	主に 14～16 歳 (中等教育機関の在学者)	主に 16 歳以上	16 歳以上	16～24 歳の失業者	13 歳以上 (主に 19 歳以上)
主な内容	中等教育機関による、キャリア教育、就業体験などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012 年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている。	職業訓練や高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う。	事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す。 ①アプレントイスシップ ②上級アプレントイスシップ ③高度アプレントイスシップ ④学位レベルのアプレントイスシップ (注 2)	6 週～6 か月間にわたり訓練プログラマーによる就業準備訓練 (履歴書の書き方など)、就業体験 (100～240 時間)、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。	就学、就業や訓練の受講などに関して、ガイダンスやアドバイスを提供。なお、面談によるアドバイスが提供されるのは 19 歳以上からで、13～19 歳未満の者は電話・メールによる問合せのみ。

注 2) ①～④の各内容は次のとおり。①職務能力・技術的知識に関するレベル 2 (非熟練に相当) の資格取得及び基礎技能等の習得、②職務能力・技術的知識に関するレベル 3 (技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当) の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得、③職務能力・技術的知識に関するレベル 4～7 (準学士レベル以上) の資格取得、④職務能力・技術的知識に関するレベル 6～7 (学士、修士相当) の資格取得。

## 第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

ドイツ					
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	情報提供支援	養成・訓練制度等	就職困難者等への支援 (注 5)
名称	義務教育における職業指導	各種職業学校	職業情報センター (BIZ)	職業養成訓練生制度 (注 4)	初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ)
創設				19 世紀初頭	
運営主体	各学校		連邦雇用エージェンシー	企業及び職業学校 (Berufsschulen)	連邦雇用エージェンシー
対象者	主に若年者	主に若年者	主に若年者	年齢制限はないが、主に若年者	初期職業訓練を行う民間又は公営企業の事業主
主な内容	職業活動体験は、ハウトプシューレ (基幹学校) では生徒の義務。リアルシューレ (実科学学校)、ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン、役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている (注 3)	上級学校非進学者の多数が、職業学校 (Berufsschule)、全日制の職業専門学校 (Berufsfachschule)、専門学校 (Fachschule) に進んでいる	各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている	若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって主柱を担っている	企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う (注 6)

注 3) ハウトプシューレ、リアルシューレ及びギムナジウムは、いずれもグロムトシューレ (日本の小学校に相当) 修了後に入学する中等教育機関。

- 養成訓練制度 (Ausbildung) は、デュアルシステム (Dualensystem) ともいう。
- そのほか、労働機会提供 (1 ユーロジョブ) については第 9-9 表 (p.294) を参照。
- 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は 19.41 歳で移民を背景に持つ者が全体の 3 割を占める。

## 第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

フランス				
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	養成・訓練制度等	同左
名称	交互職業教育	大学付設職業教育センター (IUP)	見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage)	熟練化契約 (Contrat de professionnalisation)
創設	1989 年	1991 年	1986 年法律改正	2004 年 10 月
運営主体	学校と企業の産学連携	大学	契約締結可能な雇用主：公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり	契約締結可能な雇用主：全ての企業（国、地方自治体、行政機関を除く）。国からの手当支給あり
対象者	中・高等教育の学生	大学生	義務教育を終了した 16～25 歳の若年者、26 歳以上の若年障害者等	16～25 歳、26 歳以上の求職者、積極的連帯所得手当 (RSA: revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の受給者
主な内容	若者の能力向上と就職促進のため、学校での教育と職場での訓練を交互に行う	企業の要求に即した人材育成のため、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの 5 専攻が設置され、全教育機関の 1/3 を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される	CAP（職業適格証）に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間 400 時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払を受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて、SMIC（最低賃金）の 25～78% 以上の賃金を支払う	期間の定めのない契約又は 6 か月から 12 か月、最長 24 か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す
フランス				
種別	就職困難者等への支援		情報提供支援 (注 7)	
名称	雇用と自立に向けた支援契約コース (PACEA)		地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター (PAIO)	
創設	2016 年 8 月		1989 年	
運営主体	国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う		国、地方公共団体	
対象者	16～25 歳のすべての若年者		16～25 歳を中心とする若年者	
主な内容	12 か月間の集中的かつ集団的な支援で、就業と自立を支援するための契約無資格や低資格の求職者、非就業状態の若年者を対象とするスキル投資計画 (CIP) の枠組みで展開される職業訓練を提供するというもの		社会的な生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等さまざまな支援を行う	

出典：日本：厚生労働省、文部科学省、経済産業省、東京新卒応援ハローワーク、日本経団連ウェブサイト

その他：労働政策研究・研修機構 (2009.7) 「資料シリーズ No.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国労働省ウェブサイト等

注 7) ほかに、「国立教育・職業情報機構 (ONISEP)」、「青少年情報・資料センター (CIDJ)」、「進路情報・指導センター (CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター (CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。





# 9

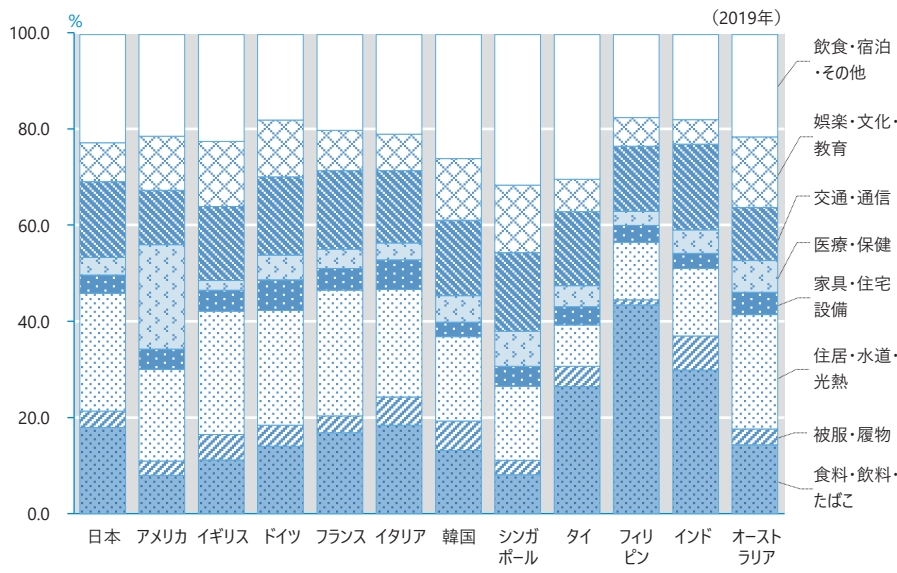
## 勤労者生活・福祉

---

Worklife and Welfare



## 9-1 家計消費支出の構成比



[関連表](#) p.279 「第9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出」(構成比)

(注) タイ及びインドは2017年。

家計消費支出は、一般に国内総支出の6割前後を占めるとされ、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2019年には18.0%まで低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、1~2割程度と低いが、フィリピン(43.6%)、インド(30.0%)、タイ(26.5%)等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。なお、アメリカについては、「食料・飲料・たばこ」や「交通・通信」などの占める比率が相対的に低い一方で、「医療・保健」が消費支出の2割にのぼる点も、特徴といえる。

## 第9-1表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成

Table 9-1: Composition of households and NPISH(\*), resources side/uses side

計	雇用者 報酬	営業 余剰	混合 所得	財産 所得	社会負 担及び 社会 保障	その他 の經常 移転	年金基 金準備 金の 変動	%	
								受取側, 2019年	Resources side, 2019
日本	100.0	60.3	9.2	3.1	5.6	16.6	5.2	0.0	JPN
アメリカ 1)	100.0	52.4	8.3	10.0	15.0	14.0	0.3	—	USA
カナダ	100.0	56.4	0.1	13.1	10.5	11.2	6.6	2.1	CAN
イギリス	100.0	50.5	9.3	6.8	10.8	17.5	3.7	1.5	UK
ドイツ	100.0	53.8	4.1	7.8	11.0	17.7	3.9	1.7	DEU
フランス 2)	100.0	54.2	8.2	5.3	4.6	22.3	5.3	—	FRA
イタリア	100.0	41.5	10.2	13.4	9.5	22.5	2.6	0.4	ITA
オランダ 2)	100.0	52.3	2.8	10.6	8.4	18.5	3.6	3.8	NLD
ベルギー	100.0	55.0	6.3	7.4	6.7	20.8	3.0	0.8	BEL
デンマーク	100.0	56.9	4.0	4.4	6.4	21.0	4.5	2.8	DNK
スウェーデン	100.0	56.4	2.4	3.5	9.0	18.0	4.8	6.0	SWE
フィンランド	100.0	54.8	8.7	5.8	5.2	22.1	3.5	-0.1	FIN
ノルウェー	100.0	58.0	7.1	1.2	5.6	20.2	4.5	3.3	NOR
ロシア 1)	100.0	64.0	7.3	7.3	5.0	14.2	1.9	0.3	RUS
韓国 1) 3)	100.0	59.0	11.9	—	10.2	9.2	8.8	1.0	KOR
オーストラリア	100.0	56.0	8.6	9.4	10.8	9.4	5.8	—	AUS
ニュージーランド 1) 2) 3)	100.0	53.5	6.6	0.0	20.9	13.7	2.3	3.0	NZL
メキシコ	100.0	28.7	8.4	22.6	19.9	4.6	12.1	3.7	MEX
Total	a	b	c	d	e	f	g		

\* NPISH: Non-profit institutions serving households.

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

## 第9-1表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成（続き）

Table 9-1: Composition of households and NPISH(\*), resources side/uses side (cont.)

	計	最終消費支出	財産所得	社会負担及び社会保障	所得・富等に課される経常税	その他の経常移転	貯蓄（総）	年金基金準備金の変動	%
支払側、2019年									Uses side, 2019
日本	100.0	64.3	0.4	17.7	6.6	3.7	7.3	—	JPN
アメリカ 1)	100.0	67.1	5.1	6.5	10.0	1.1	10.3	—	USA
カナダ	100.0	64.3	3.9	5.1	13.7	8.8	4.1	—	CAN
イギリス	100.0	65.3	1.3	14.6	11.5	2.8	4.6	—	UK
ドイツ	100.0	52.7	0.6	21.3	10.3	3.2	11.9	—	DEU
フランス 2)	100.0	55.9	0.7	20.0	10.7	3.2	9.6	—	FRA
イタリア	100.0	61.4	0.3	16.0	12.6	2.9	6.9	0.0	ITA
オランダ 2)	100.0	49.1	1.0	26.3	10.4	3.5	9.7	—	NLD
ベルギー	100.0	55.6	0.4	20.3	12.9	2.5	8.3	—	BEL
デンマーク	100.0	52.0	1.6	7.3	30.7	2.9	5.6	—	DNK
スウェーデン	100.0	53.2	1.1	12.9	17.7	3.0	12.1	—	SWE
フィンランド	100.0	61.6	0.3	14.5	15.4	2.3	5.9	—	FIN
ノルウェー	100.0	54.0	2.0	19.0	13.6	2.8	8.6	—	NOR
ロシア 1)	100.0	70.7	1.4	11.0	5.9	2.4	8.7	—	RUS
韓国 1) 3)	100.0	62.0	2.6	14.0	6.2	6.4	8.7	—	KOR
オーストラリア	100.0	63.0	3.9	0.6	14.5	3.5	14.5	—	AUS
ニュージーランド 1) 2) 3)	100.0	70.4	2.8	6.0	16.3	2.2	2.2	—	NZL
メキシコ	100.0	69.9	0.5	6.7	4.4	1.6	16.9	—	MEX
	Total	h	d	e	i	f	j	g	

h) Final consumption expenditure; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; i) Current taxes on income, wealth, etc.; f) Other current transfers; j) Saving, gross; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2021年7月現在

日本：内閣府（2020.12）「2019年度国民経済計算（2015年基準・2008SNA）」

注：各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

- 1) 2018年の数値。
- 2) 暫定値。
- 3) （受取側の）営業余剰は混合所得を含む。

## 第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita

計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他		
支出額、2019年									at Current prices, 2019	
各国通貨, 原則1,000単位									in national currency, thousands(*)	
日本	2,385	428	82	586	92	87	376	194	540	JPN
アメリカ	43.0	3.4	1.3	8.2	1.8	9.4	4.9	4.8	9.1	USA
カナダ	34.4	4.4	1.4	8.4	1.8	1.5	6.2	3.3	7.3	CAN
イギリス	20.2	2.3	1.1	5.2	0.9	0.4	3.1	2.8	4.5	UK
ドイツ	20.7	2.9	0.9	4.9	1.3	1.1	3.4	2.4	3.7	DEU
フランス 1)	19.5	3.3	0.7	5.1	0.9	0.8	3.2	1.6	3.9	FRA
イタリア	18.0	3.3	1.1	4.1	1.1	0.6	2.7	1.4	3.7	ITA
オランダ 1)	20.2	2.9	1.0	4.9	1.2	0.7	3.0	2.2	4.4	NLD
ベルギー	20.3	3.4	1.0	4.9	1.2	1.4	2.7	1.8	4.0	BEL
デンマーク	182.8	27.3	7.5	51.1	10.0	5.3	25.5	23.0	33.0	DNK
スウェーデン	212.1	33.6	8.7	54.7	12.7	6.7	34.1	24.7	37.0	SWE
ロシア 2)	340.2	108.4	20.7	57.4	20.5	15.8	51.6	24.3	41.6	RUS
香港 2)	265.0	37.7	39.8	41.5	22.1	12.5	20.4	24.3	66.9	HKG
韓国 1) 3)	17	2	1	3	1	1	3	2	4	KOR*
シンガポール	31.7	2.6	1.0	4.9	1.3	2.3	5.2	4.5	10.0	SGP
マレーシア 2)	26.6	6.3	0.8	3.9	1.3	0.7	5.4	2.2	5.8	MYS
タイ 4)	128.7	34.1	5.5	11.1	4.9	5.7	19.9	8.7	38.9	THA
フィリピン	129.5	56.4	1.3	15.6	4.6	3.8	17.6	7.7	22.5	PHL
インド 4)	75.8	22.7	5.4	10.7	2.4	3.7	13.6	3.9	13.5	IND
オーストラリア	41.7	6.0	1.4	10.0	1.9	2.8	4.6	6.1	8.9	AUS
ニュージーランド 1)	38.4	6.7	1.4	9.6	2.0	0.9	5.6	3.8	6.0	NZL
ブラジル 4)	20.1	4.2	1.1	4.9	1.8	1.5	2.6	0.8	3.2	BRA
メキシコ 1)	127.5	36.2	3.6	21.3	7.2	4.5	25.7	8.8	20.2	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

\* KOR: million Won.

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

注：各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

- 1) 暫定値。
- 2) 2018年の数値。
- 3) 単位は100万ウォン。
- 4) 2017年の数値。

## 第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出（続き）

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita (cont.)

計	食料・飲料・たばこ	被服・履物	住居・水道・光熱	家具・住宅設備	医療・保健	交通・通信	娯楽・文化・教育	飲食・宿泊・その他		
構成比 5)、2019年									Composition, 2019	
%									%	
日本	100.0	18.0	3.4	24.6	3.9	3.7	15.8	8.1	22.6	JPN
アメリカ	100.0	8.0	3.0	19.1	4.2	21.8	11.4	11.3	21.3	USA
カナダ	100.0	12.9	4.0	24.3	5.4	4.3	18.0	9.7	21.4	CAN
イギリス	100.0	11.2	5.3	25.7	4.4	2.0	15.5	13.6	22.3	UK
ドイツ	100.0	14.0	4.4	23.9	6.4	5.2	16.3	11.8	17.9	DEU
フランス 1)	100.0	16.9	3.5	26.2	4.6	4.0	16.4	8.4	20.0	FRA
イタリア	100.0	18.4	5.9	22.5	6.1	3.5	15.1	7.7	20.8	ITA
オランダ 1)	100.0	14.4	5.1	24.4	5.9	3.4	14.9	10.7	21.6	NLD
ベルギー	100.0	16.7	4.7	23.9	6.1	6.7	13.4	8.7	19.8	BEL
デンマーク	100.0	14.9	4.1	27.9	5.5	2.9	14.0	12.6	18.1	DNK
スウェーデン	100.0	15.8	4.1	25.8	6.0	3.2	16.1	11.7	17.5	SWE
ロシア 2)	100.0	31.9	6.1	16.9	6.0	4.6	15.2	7.1	12.2	RUS
香港 2)	100.0	14.2	15.0	15.6	8.3	4.7	7.7	9.2	25.3	HKG
韓国 1)	100.0	13.2	6.1	17.6	3.0	5.5	15.8	12.8	25.9	KOR
シンガポール	100.0	8.1	3.1	15.4	4.1	7.4	16.4	14.1	31.5	SGP
マレーシア 2)	100.0	23.9	3.2	14.5	5.0	2.6	20.5	8.3	22.0	MYS
タイ 4)	100.0	26.5	4.2	8.6	3.8	4.4	15.5	6.7	30.2	THA
フィリピン	100.0	43.6	1.0	12.1	3.5	2.9	13.6	6.0	17.4	PHL
インド 4)	100.0	30.0	7.1	14.1	3.2	4.9	17.9	5.1	17.8	IND
オーストラリア	100.0	14.3	3.3	23.9	4.7	6.6	11.1	14.7	21.4	AUS
ニュージーランド 1)	100.0	17.5	3.5	25.1	5.3	2.3	14.7	10.0	15.8	NZL
ブラジル 4)	100.0	20.7	5.5	24.5	9.1	7.4	12.9	3.8	16.0	BRA
メキシコ 1)	100.0	28.4	2.8	16.7	5.6	3.5	20.1	6.9	15.9	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

出典：日本：内閣府（2020.12）「2019年度国民経済計算（2015年基準・2008SNA）」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics"2021年7月現在

その他の国：UN Database (<http://data.un.org/>) 2021年8月現在

人口：IMF Database (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook, April 2021" 2021年7月現在

注 5) 構成比は、家計最終消費支出に対する割合。



## 第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2020 年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan, 2020)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯 1)								All households
人								persons
世帯人員	2.27	1.33	2.90	3.13	2.45	2.20	1.84	a
有業人員	1.06	1.09	1.41	1.55	1.60	1.16	0.45	b
円								yen, monthly average
支出								Expenditures
消費支出計	233,568	164,701	236,433	286,103	275,719	250,749	192,308	f-o
食料	63,145	37,739	62,775	74,475	68,705	68,514	57,035	f
住居	18,614	37,181	28,289	20,351	16,673	16,727	13,972	g
光熱・水道	18,306	8,608	16,603	19,901	19,455	20,079	18,225	h
家具・家事用品	10,014	5,366	10,611	11,671	11,022	11,809	8,467	i
被服・履物	7,370	6,174	9,441	11,115	9,725	6,966	4,510	j
保健医療	11,710	4,473	9,252	10,584	11,412	14,381	12,805	k
交通・通信	32,360	22,968	36,546	43,683	42,797	36,090	20,918	l
教育	6,708	587	5,978	19,972	16,036	2,053	208	m
教養娯楽	21,208	20,714	22,321	27,293	23,626	22,984	16,220	n
その他の消費支出	44,133	20,891	34,615	47,058	56,267	51,147	39,949	o
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

a) Number of persons per household; b) Number of earners per household; f-o) Consumption expenditures; f) Food; g) Housing; h) Fuel, light and water charges; i) Furniture and household utensils; j) Clothing and footwear; k) Medical care; l) Transportation and communication; m) Education; n) Culture and recreation; o) Other consumption expenditures.

出典：総務省統計局（2021.2）「家計調査（家計収支編、詳細結果、総世帯）」

注：1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。

1) 総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

## 第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2020 年）（続き）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan, 2020) (cont.)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯のうち、勤労者世帯								Households with earners
人								persons
世帯人員	2.57	1.34	2.90	3.16	2.53	2.33	2.07	a
有業人員	1.54	1.11	1.42	1.58	1.70	1.67	1.46	b
円								yen, monthly average
収入								Income
經常収入	506,321	361,756	501,274	580,276	586,769	413,986	341,808	c-e
勤め先収入	473,297	357,019	479,445	562,752	569,810	332,064	186,556	c
事業・内職収入	2,648	182	2,337	1,662	3,486	4,552	4,470	d
他の經常収入	30,376	4,554	19,492	15,862	13,472	77,370	150,783	e
支出								Expenditures
消費支出計	262,359	168,368	237,286	291,670	290,605	268,404	234,234	f-o
食料	67,012	38,689	62,804	75,458	70,734	71,001	67,520	f
住居	22,535	37,603	27,906	20,342	18,256	19,018	14,658	g
光熱・水道	18,124	8,691	16,417	19,857	19,945	20,391	19,379	h
家具・家事用品	10,820	5,543	10,573	11,897	11,614	11,909	9,822	i
被服・履物	9,297	6,399	9,445	11,309	10,107	7,345	6,666	j
保健医療	10,731	4,549	9,217	10,971	11,850	13,689	13,649	k
交通・通信	41,177	23,501	37,377	46,214	46,567	43,085	31,285	l
教育	11,301	608	6,035	19,523	17,562	3,514	961	m
教養娯楽	23,983	21,352	22,127	27,524	24,443	23,102	17,249	n
その他の消費支出	47,381	21,434	35,386	48,574	59,528	55,349	53,045	o
非消費支出計	97,964	60,449	87,555	117,617	126,435	73,788	42,004	p-r
直接税	40,686	19,745	34,695	49,132	55,072	30,465	21,528	p
社会保険料	57,223	40,694	52,814	68,414	71,297	43,255	20,473	q
他の非消費支出	55	10	45	71	66	67	3	r
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

c-e) Current income; c) Wages and salaries; d) Income from self-employment and piecework; e) Other current income; p-r) Non-consumption expenditures; p) Direct taxes; q) Social insurance premiums; r) Other non-consumption expenditures.

## 第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(アメリカ、2019年)

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA, 2019)

年齢階級	計	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
人									
世帯人員	2.5	1.9	2.7	3.4	2.9	2.2	1.9	1.6	a persons
18歳未満の子	0.6	0.3	0.9	1.4	0.7	0.2	0.1	(注1)	b
有業人員	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.4	0.7	0.3	c
USDドル									
U.S.dollars, annual average (mean)									
収入									
税引き前所得	82,852	38,120	76,187	103,272	107,094	99,606	65,943	41,937	d
税引き後所得	71,487	35,578	67,887	89,486	91,384	81,865	57,371	38,873	e
支出									
消費支出計	63,036	39,293	57,128	74,890	77,356	69,494	55,087	43,623	f-s
食料	8,169	5,835	7,370	9,760	10,076	8,579	7,305	5,597	f
アルコール飲料	579	327	525	544	722	714	614	341	g
住居	20,679	12,741	20,499	24,683	23,876	21,192	18,709	15,806	h
被服	1,883	1,407	1,878	2,488	2,380	1,828	1,497	1,035	i
交通	10,742	8,305	10,296	13,685	13,351	11,380	8,640	5,960	j
保健医療	5,193	1,510	3,162	4,822	5,345	5,958	6,772	6,914	k
娯楽	3,090	1,389	2,395	3,661	3,856	3,981	2,700	1,946	l
個人ケア製品 ・サービス	786	479	608	907	1,002	835	737	685	m
読書	92	46	44	91	83	97	124	159	n
教育	1,443	2,993	1,197	1,235	2,698	1,782	433	237	o
煙草	320	186	341	359	374	399	285	130	p
雑費	899	312	672	944	1,095	1,174	860	745	q
寄付	1,995	428	880	2,146	2,125	2,372	2,586	2,536	r
個人年金・保険	7,165	3,335	7,261	9,564	10,374	9,203	3,826	1,532	s
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	

a) Average number of persons per household; b) Children under 18 years old; c) Earners; d) Income before taxes; e) Income after taxes; f) Food; g) Alcoholic beverages; h) Housing; i) Apparel and services; j) Transportation; k) Healthcare; l) Entertainment; m) Personal care products and services; n) Reading; o) Education; p) Tobacco products and smoking supplies; q) Miscellaneous; r) Cash contributions; s) Personal insurance and pensions.

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2020.9) *Consumer Expenditure Survey 2019*

注：1年当たりの平均収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

## 第 9-3-3 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (イギリス、2019 年度)

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK, FY2019)

年齢階級	計	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～	
							pounds, weekly average
<b>粗所得</b>							<b>Income</b>
粗所得計	1,157.6	846.9	1,274.3	1,372.6	837.3	546.4	a-g
賃金・俸給	775.6	677.5	968.5	960.8	184.2	43.7	a
現物給付からの帰属収入	11.6	8.5	12.7	13.7	0.0	0.0	b
事業所得	115.8	33.9	140.2	164.7	50.2	10.9	c
年金	69.5	0.0	12.7	68.6	267.9	196.7	d
財産所得	57.9	8.5	63.7	82.4	75.4	27.3	e
その他	11.6	42.3	12.7	13.7	0.0	5.5	f
現金給付 (社会保障等)	115.8	76.2	89.2	68.6	251.2	267.7	g
<b>支出</b>							<b>Expenditures</b>
消費支出計	587.9	592.8	666.7	661.4	495.1	356.1	i-u
(一人当たり支出平均)	(248.7)	(247.5)	(222.2)	(279.3)	(281.3)	(238.0)	h
食料・飲料	63.7	50.3	69.3	70.8	61.2	47.7	i
酒類・たばこ・麻酔薬	12.9	8.6	12.2	17.0	14.1	8.1	j
被服・履物	23.4	21.1	29.1	26.9	17.1	11.3	k
住居・燃料・動力	83.0	153.5	95.9	75.4	60.6	47.6	l
家財・家事サービス	36.5	30.6	41.0	42.5	29.8	25.3	m
健康	8.2	2.9	6.5	10.0	9.7	10.5	n
交通	81.6	76.5	94.1	103.6	63.5	31.9	o
通信	21.4	21.5	23.7	23.7	17.9	14.9	p
娯楽・文化	74.8	50.8	76.2	90.6	76.9	53.2	q
教育	4.5	5.0	7.9	4.6	0.6	-	r
外食・外泊	52.9	53.9	61.0	60.7	44.3	26.9	s
雑費	45.7	43.4	51.2	49.5	38.0	35.1	t
その他	79.3	74.5	98.7	86.0	61.4	43.3	u
平均世帯人員 (人)	2.4	2.4	3.0	2.4	1.8	1.5	v
Age group	Total	under 30	30-49	50-64	65-74	75+	

a) Wages and salaries; b) Imputed income from benefits in kind; c) Self-employment income; d) Private pensions, annuities; e) Investment income; f) Other income; g) Total cash benefits; h) Average weekly expenditures per person; i) Food and non-alcoholic drinks; j) Alcoholic drinks, tobacco and narcotics; k) Clothing and footwear; l) Housing, fuel and power; m) Household goods and services; n) Health; o) Transportation; p) Communication; q) Recreation and culture; r) Education; s) Restaurants and hotels; t) Miscellaneous goods and services; u) Other expenditure items; v) Weighted average number of persons per household.

出典：イギリス統計局(ONS) (2021.1) *Average household income, UK: Financial year ending 2020*、同 (2021.3) *Family spending in the UK: April 2019 to March 2020*

注：2019年4月から2020年3月にかけての会計年度の数値。

## 第 9-3-4 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、2018 年）

Table 9-3-4: Household income and expenditure by age group of householder (Germany, 2018)

年齢階級（歳）	計	～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～	
ユーロ										euro, annual average
収入										Income
総世帯収入	4,846	2,397	4,810	6,061	6,050	5,341	3,701	3,406	3,271	a-d
総勤労所得	3,122	1,700	4,047	4,859	4,745	3,903	900	176	71	a
財産所得	458	49	167	447	537	573	566	550	498	b
公的移転収入	993	229	373	556	506	603	1,858	2,365	2,391	c
非公的移転収入	270	413	220	197	261	259	376	314	310	d
支出										Expenditures
消費支出計	2,704	1,595	2,456	3,091	3,094	2,810	2,482	2,493	2,329	f-p
食料・飲料・たばこ	360	210	314	422	428	375	329	323	286	f
被服・履物	122	89	128	158	155	121	93	84	70	g
住居・光熱	908	556	782	978	990	938	903	924	903	h
家庭用品	137	66	130	173	152	144	123	116	113	i
健康用品・サービス	115	26	57	91	104	116	143	187	201	j
交通	379	217	392	461	483	442	275	247	183	k
通信	71	59	75	82	83	71	61	57	50	l
教養・娯楽	304	171	258	341	351	309	300	297	267	m
教育	28	34	47	63	33	13	5	4	( 3 )	n
飲食・宿泊サービス	168	112	174	196	195	166	147	145	128	o
その他	111	58	99	125	120	114	102	109	125	p
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-69	70-79	80+	

a-d) Gross household income; a) Gross earned income; b) Property income; c) Public transfer income; d) Non-public transfer income; e) Food, beverages, tobacco; f) Clothing and footwear; g) Housing, fuel and power; h) Interior goods and items; i) Health commodities and services; j) Transportation; k) Posts and Telecommunications; l) Leisure, entertainment and culture; m) Education; n) Catering and accommodation services; o) Others.

出典：ドイツ連邦統計局(Destatis) (2020.4) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2018, Fachserie 15- Heft 4, 5*

注：括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳。

## 第 9-4 表 家計・対家計非営利団体の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISH(\*)

		2014年	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
各国通貨									National Currency	
日本	1兆円	1,801	1,834	1,843	1,924	1,898	1,948	1,998	trillion	JPN
アメリカ	100億ドル	7,231	7,354	7,701	8,404	8,332	9,434	10,554	10 billion	USA
イギリス	10億ポンド	5,928	6,000	6,496	6,673	6,578	6,874	7,424	billion	UK
ドイツ	10億ユーロ	5,269	5,525	5,776	6,098	6,224	6,709	7,152	billion	DEU
フランス 1)	10億ユーロ	4,617	4,914	5,155	s 5,429	s 5,372	s 5,880	p 6,194	billion	FRA

s) 準確報値, p) 暫定値。

\*NPISH: Non-profit institutions serving households; s) Semi-decisive; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2022.1）「2020年度国民経済計算」

アメリカ：The Federal Reserve Board（2021.6）*Financial Accounts of the United States*イギリス：統計局(ONS)（2021.10）*National Accounts -The Blue Book 2021-*ドイツ：連邦統計局(Destatis)（2021.6）*Financial accounts June 2021*、他各年版フランス：Banque de Franceウェブサイト (<https://www.banque-france.fr/>) 2022年3月現在

注 1) 2014年は2010年基準、2015年以降は2014年基準。

## 第 9-5 表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-5: Tax and social security burden as a percentage of national income

		租税負担率	社会保障負担率	計（国民負担率）	
					%
日本	2022年	27.8	18.7	46.5	JPN
〃	2019	25.8	18.6	44.4	JPN
アメリカ	2019	23.9	8.5	32.4	USA
イギリス	2019	35.5	11.0	46.5	UK
ドイツ	2019	32.0	22.9	54.9	DEU
フランス	2019	43.1	23.9	67.1	FRA
スウェーデン	2019	51.3	5.2	56.4	SWE
		Tax burden	Social security burden	Total (National burden rates)	

出典：財務省（2022.2）「国民負担率の国際比較」

注：国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率。日本の2022年度は見通し、2019年度は実績。その他の国は2019年実績。

## 第9-6表 分野別公的社會支出（2017年）

Table 9-6: Public social expenditure by policy area (2017)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	
支出額							at Current prices
各国通貨, 10億単位							in national currency, billions
老齡給付	55,043	1,251	124	273	287	421	a
遺族	6,559	121	1	59	36	13	b
障害・業務災害・傷病等	5,876	204	39	73	39	177	c
保健	41,578	1,626	160	266	201	299	d
家族	8,660	121	68	76	66	157	e
積極的労働市場政策	814	20	3	21	20	57	f
失業	843	31	3	28	36	14	g
住宅	613	49	28	18	19	18	h
その他の社会政策分野	1,949	139	2	9	20	49	i
合計	121,935	3,562	428	823	724	1,205	T
対GDP比							Percentage of GDP
%							%
老齡給付	10.1	6.5	5.9	8.4	12.5	9.1	a
遺族	1.2	0.6	0.0	1.8	1.6	0.3	b
障害・業務災害・傷病等	1.1	1.1	1.9	2.3	1.7	3.8	c
保健	7.6	8.4	7.7	8.2	8.8	6.5	d
家族	1.6	0.6	3.2	2.3	2.9	3.4	e
積極的労働市場政策	0.1	0.1	0.2	0.7	0.9	1.2	f
失業	0.2	0.2	0.1	0.9	1.6	0.3	g
住宅	0.1	0.3	1.3	0.6	0.8	0.4	h
その他の社会政策分野	0.4	0.7	0.1	0.3	0.9	1.1	i
合計	22.3	18.4	20.5	25.4	31.5	26.0	T
構成比							Composition
%							%
老齡給付	45.1	35.1	28.9	33.2	39.6	34.9	a
遺族	5.4	3.4	0.2	7.1	5.0	1.0	b
障害・業務災害・傷病等	4.8	5.7	9.1	8.9	5.4	14.7	c
保健	34.1	45.7	37.4	32.3	27.8	24.8	d
家族	7.1	3.4	15.8	9.2	9.1	13.0	e
積極的労働市場政策	0.7	0.6	0.8	2.6	2.8	4.8	f
失業	0.7	0.9	0.7	3.4	4.9	1.2	g
住宅	0.5	1.4	6.6	2.2	2.6	1.5	h
その他の社会政策分野	1.6	3.9	0.5	1.1	2.7	4.1	i
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	T
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a: Old-age; b: Survivors; c: Incapacity-related; d: Health; e: Family; f: Active labour market programmes; g: Unemployment; h: Housing; i: Other social policy areas; T: Total

出典: OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Social Expenditure"2021年7月現在

## 第9-7表 労働市場政策への公的支出（対GDP比、2018年）

Table 9-7: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP (2018)

計 (A+P)	積極的措置								消極的措置			%
	小計 (A)	公共職 業サービ ス	職業訓 練	雇用イン センティ ブ	保護及 び援助 雇用とり ハビリ テーション	直接的 雇用創 出	創業イン センティ ブ	小計 (P)	失業又 は無業 所得の 補助・支 援	早期退 職		
日本 1)	0.31	0.15	0.07	0.01	0.06	0.01	n	n	0.16	0.16	n	JPN
アメリカ 2)	0.25	0.10	0.02	0.03	0.01	0.03	n	n	0.15	0.15	n	USA
カナダ 1)	0.70	0.21	0.11	0.06	0.01	n	0.01	n	0.49	0.49	n	CAN
イギリス 3)	0.53	0.22	0.19	0.01	0.01	n	0.01	n	0.31	0.31	n	UK
ドイツ	1.39	0.68	0.43	0.18	0.02	0.02	0.02	0.01	0.70	0.70	n	DEU
フランス	2.66	0.75	0.24	0.25	0.03	0.09	0.11	0.04	1.90	1.90	n	FRA
イタリア	1.56	0.42	0.06	0.11	0.24	0.01	n	n	1.14	1.13	0.01	ITA
オランダ	1.94	0.57	0.20	0.06	n	0.30	0.01	n	1.37	1.37	n	NLD
ベルギー	2.10	0.88	0.33	0.17	0.20	0.14	0.04	n	1.23	0.95	0.28	BEL
ルクセンブルク	1.26	0.72	0.06	0.18	0.36	0.01	0.11	n	0.54	0.42	0.12	LUX
デンマーク	2.87	1.89	0.38	0.39	0.19	0.94	n	n	0.98	0.88	0.09	DNK
スウェーデン	1.56	1.10	0.28	0.10	0.49	0.23	n	0.01	0.46	0.46	n	SWE
フィンランド	2.21	0.94	0.15	0.38	0.08	0.12	0.20	0.02	1.27	1.27	n	FIN
ノルウェー	0.79	0.42	0.14	0.09	0.10	0.09	n	n	0.37	0.37	n	NOR
韓国	0.75	0.36	0.05	0.06	0.04	0.02	0.15	0.04	0.38	0.38	0.01	KOR
オーストラリア 4)	0.78	0.23	0.14	0.01	0.02	0.06	n	0.01	0.55	0.55	n	AUS
ニュージーランド 5)	0.57	0.22	0.12	0.06	0.01	0.03	n	n	0.35	0.35	n	NZL
T	A	a	b	c	d	e	f		P	g	h	

n) 無し又は0.005未満。

n) Nil or less than 0.005.

T) Total (A and P); A) Active measures (a to f); a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; P) Passive measures (g and h); g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=LMP>) "Public expenditure and participant stocks on LMP" 2021年7月現在

注：統計数値は各国の制度・慣行や調査報告基準の影響を受けているため、国際比較を行うに当たっては、労働市場プログラムに関するデータの範囲と比較可能性に留意する必要がある。

- 1) 4月からの年度の数値。
- 2) 10月からの年度の数値。
- 3) 2011年。4月からの年度の数値。北アイルランドのデータは不完全である。
- 4) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。
- 5) 7月からの年度の数値。



## 第9-8表 社会保障負担料率（2021年）

Table 9-8: Employer-employee social security rates (2021)

	年金	医療	介護	雇用	その他		%
日本 1)	18.300	10.0	1.80	0.90	なし		JPN
労働者	労使折半	労使折半	労使折半	0.30	—		employee
使用者				0.60	—		employer
アメリカ 2)	12.4	2.9	なし	(0.60+州税)	なし		USA
労働者	6.2	1.45	—	—	—		employee
使用者	6.2	1.45	—	(0.60+州税)	—		employer
イギリス 3)	25.8	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし		UK
労働者	12.0	—	—	—	—		employee
使用者	13.8	—	—	—	—		employer
ドイツ	18.6	14.6	3.05	2.40	なし		DEU
労働者	9.3	7.3	1.525	1.20	—		employee
使用者	9.3	7.3	1.525	1.20	—		employer
フランス 4)	17.75	7.30	主に税財源	4.05	家族 手当	住宅支援基 金への拠出	FRA
労働者	+ 6.90	± 0.40	0.00	—	—	—	employee
使用者	+ 8.55	± 1.90	7.30	—	3.45	+ 0.1 ± 0.5	employer
スウェーデン 5)	17.21	主に税財源	なし	2.64	18.57		SWE
労働者	7.00	—	—	—	—		employee
使用者	10.21	—	—	2.64	18.57		employer
	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others		

出典：日本：厚生労働省、本年金機構、国健康保険協会、アメリカ：社会保障庁及び労働省、イギリス：Gov.uk、ドイツ：貿易・投資振興機関(GTAI)、フランス：国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)、スウェーデン：厚生労働省「2016年海外情勢報告」、スウェーデン国税庁、各ウェブサイト

- 注 1) 【年金】厚生年金の一般被保険者の保険料率（2017年9月分から適用）。【医療】全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる（2020年3月分から適用される料率は9.50～10.68%）。【介護】40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2018年4月分から適用。【雇用】「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項（p.176）を参照。
- 2) 【年金】2013年から、Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9%が加算された。【医療】メディケアパートAを指す。【雇用】使用者が全額負担（3州を除く）。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0%の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6%になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。
- 3) 公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。
- 4) 民間部門の場合。【年金】老齢保険を指す。+ 4万1136ユーロ/年までの給与に対する割合（2021年）。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。+ 対全給与。【医療】16万4544ユーロ/年までの給与に対する割合（2021年）。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われ、バラン、オーラン、モーゼルの各県における被用者からの拠出1.50%以外は2019年1月1日以降廃止された。使用者による拠出は、法定最賃（SMIC）の2.5倍までの負担率。【雇用】2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。【家族手当】フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようのもまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。【住宅支援基金への拠出】+ 従業員規模20人未満は0.1%、+ 20人以上は0.5%。
- 5) 【その他】遺族年金保険、疾病保険、労災保険、両親保険、労働市場保険及び一般賃金税を含む。

## 第 9-9 表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-9: Public assistance systems

日本		
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注 1）
根拠法	生活保護法（1950 年制定、最終改正 2014 年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011 年 10 月 1 日施行）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省、ハローワーク、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関
財源	国（4 分の 3）及び自治体（4 分の 1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者、自営廃業者、学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて 1 種類以上の扶助が受けられる（1 種類の扶助受給を単給、2 つ以上を併給という）。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付が原則 ・扶助の種類： 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる ・雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月 8 万円以下の者 ・世帯全体の収入が月 25 万円以下（年 300 万円以下）の者 ・世帯全体の金融資産が 300 万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者（やむを得ない理由がある場合は 8 割以上の出席） ・訓練期間中から訓練修了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者。既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から 6 年以上経過している者 ・過去 3 年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	生活扶助の基準額は、①食費等の個人的費用（年齢別に算定）、②光熱水費等世帯共通的費用（世帯人員別に算定）、を合算して算出	・職業訓練受講手当：月額 10 万円 ・通所手当：通所経路に応じた所定の額 ・給付期間：訓練期間（2 か月から 6 か月）に応じた期間
現状・実績	生活保護費：2.8 兆円（2021 年度当初予算） 被保護世帯数：163 万 8591 世帯（2021 年 5 月） 被保護者数：204 万人（実人員、2021 年 5 月）	・求職者支援訓練受講者数累計：16,926 人（2020 年 4 月～2020 年 10 月） ・訓練修了者等の就職状況：基礎コース 46.8%、実践コース 57.2%（2020 年度）

出典：日本：厚生労働省ウェブサイト、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011 年 10 月）

注 1) 一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

## 第 9-9 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-9: Public assistance systems (cont.)

アメリカ					
制度名	貧困家庭一時扶助 (TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド <sup>3)</sup>	補助的栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ)	一般扶助 (勤労所得税額控除) (注 3)
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法 (ACA) (注 2)	フードスタンプ法	1986 年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65 歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1 ドル以上の年収があるとともに、子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる (州により上乘せ給付あり)	所得・家族構成等により、州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付 (実際は給付)
給付水準	州ごとに決定	1 人当たり： 794 ドル 夫婦当たり： 1191 ドル (月額、2021 年)	—	4 人世帯： 最大 835 ドル (月額、2021 年度)	平均還付額： 約 2461 ドル (2020 年)
現状・実績	被保護者数： 203 万人 (2020 年度) 被保護世帯数： 89 万世帯 (2020 年度) 基礎手当額 (連邦政府支出)： 33 億ドル (2020 年度)	被保護者数： 780 万人 (2021 年 1 月) 総支給額： 564 億ドル (2020 年度)	被保護者数： 7375 万人 (2021 年 1 月) 総支給額： 6135 億ドル (2019 年)	被保護者数： 3570 万人 (2019 年度平均) 総支給額： 790 億ドル (2020 年度、諸経費込み)	2500 万人が総額で 620 億ドルの還付 (2020 年)

出典： アメリカ：保健社会福祉省 (DHHS)、農務省、内国歳入庁各ウェブサイト

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

## 第 9-9 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-9: Public assistance systems (cont.)

イギリス				
制度名	所得補助	雇用・生活補助手当 (所得連動)	住宅給付	税額控除
根拠法	1992 年社会保障拠出・給付法	2007 年福祉改革法	1992 年社会保障拠出・給付法	2002 年税額控除法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	財務省
財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源
対象	一人親等	健康上の理由により就労困難な低所得者。健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子の有無により税を選付
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16 歳～年金支給開始年齢前の者</li> <li>・ 無所得又は低所得</li> <li>・ 資産が 1 万 6000 ポンド以下</li> <li>・ 週の就労が 16 時間未満（配偶者は 24 時間未満）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金支給開始年齢前の者</li> <li>・ 法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない</li> <li>・ 求職者手当を受給していない</li> <li>・ 資産が 1 万 6000 ポンド以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居の賃貸料を支払っている</li> <li>・ 低所得又は給付を受給している</li> <li>・ 資産が 1 万 6000 ポンド以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①就労税額控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25 歳以上（注 5）</li> <li>・ 週労働時間は 25 ～ 59 歳で 30 時間以上、60 歳以上、障害者、一人親の場合は 16 時間以上、</li> <li>・ 子のいるカップルは合計で 24 時間以上（うち一方が 16 時間以上）</li> </ul> </li> <li>②児童税額控除 9-13 表参照</li> </ul>
給付水準	家族構成等を勘案 (単位：ポンド) ①単身者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16 ～ 24 歳：59.20</li> <li>・ 25 歳以上：74.70</li> </ul> ②カップル <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 歳以上：117.40 (週当たり、2021 年)</li> </ul>	就労関連活動： 74.70 ポンド 要支援： 114.10 ポンド (週当たり、2021 年) (注 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸料の全額又は一部（公的住宅か民間賃貸かなど、条件により異なる）</li> <li>・ 資産額等により減額</li> <li>・ 35 歳未満の単身者には、より低い額を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①就労税額控除基本部分： 2005 ポンド/年（注 6）</li> <li>②児童税額控除 9-13 表参照</li> </ul>
現状・実績	被保護者数： 27 万人 総支給額： 10 億 8 千万ポンド (グレートブリテン、2020 年度)	被保護者数： 149 万 1 千人 総支給額： 88 億 2 千万ポンド (グレートブリテン、2020 年度)	被保護者数： 302 万 8 千人 総支給額： 173 億 3 千万ポンド (グレートブリテン、2020 年度)	被保護世帯数： 253 万 4 千世帯 総支給額： 177 億ポンド (グレートブリテン、2019 年度)

出典：イギリス：Gov.uk ウェブサイト

注 4) このほか、家族構成等で加算。資産額に応じた減額措置あり。

5) 子がいるか、障害がある場合は 16 ～ 24 歳も対象。

6) 労働時間や障害の有無、子の有無などで加算あり。

## 第 9-9 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-9: Public assistance systems (cont.)

イギリス			
制度名	所得調査制求職者手当	ユニバーサル・クレジット	ワーク・アンド・ヘルス・プログラム
根拠法	1995 年求職者法	2012 年福祉改革法	
管理運営	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う	雇用年金省が所管、民間の雇用サービス事業者に実施を委託（ジョブセンタープラスが対象者を紹介）
財源	一般財源（全額国庫負担）	一般財源（全額国庫負担）	
対象	原則として 18 歳以上年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者（16～17 歳層について例外あり）	従来の低所得者向け給付（注 7）を統合する制度として、2013 年以降段階的に導入中（2023 年に完了予定） 対象者は、18 歳以上～年金受給年齢未満のイギリス居住者（例外的に 16～17 歳層にも適用）	・ 障害者 ・ 不利な状況等により、就労支援を必要とする者（注 8） ・ 求職者手当を 24 か月以上受給している長期失業者 ※長期失業者以外については、参加は任意
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事に就いておらず（又は週 16 時間未満労働）、フルタイムの教育も受けていない</li> <li>・ 就労が可能</li> <li>・ 資産が 1 万 6000 ポンド以下</li> <li>・ 収入のある仕事に週 24 時間以上従事している配偶者がいない</li> <li>・ 受給中の活動計画に合意し、2 週間に 1 度、ジョブセンター・プラスに来所する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得又は失業中</li> <li>・ フルタイムの教育を受けていない（例外あり）</li> <li>・ 資産が 1 万 6000 ポンド以下</li> <li>・ 受給中の活動計画に合意する（通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される）</li> </ul>	
給付水準	世帯構成、状況（障害者、年金受給者を含む等）により支給額を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし 基本額（ポンド、週当たり、2021 年度） ・ 単身者：16～24 歳 59.20 25 歳以上 74.70 ・ カップル（18 歳以上）：117.40	世帯構成、状況（子、障害者の子を含む等）により支給額を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし 基本額（ポンド、月額、2021 年度） ・ 単身者：16～24 歳 257.33 25 歳以上 324.84 ・ カップル（25 歳以上）：509.91 ・ 児童加算：1 人当たり 237.08	支援内容： ・ 対象者の就職及び就職後の定着支援。具体的な手法は委託先の民間事業者に一任、受け入れ実績と達成された成果に応じて委託費を支払う ・ 成果の基準は、所定の収入額（最低賃金等で週 16 時間、26 週間の就労に相当する額）の達成、又は自営業者として 6 か月間の就業
現状・実績	給付者数：12 万 1 千人 総支給額：4 億 4 千ポンド（グレートブリテン、2020 年度）	給付者数：405 万 2 千人 総支給額：382 億 7 千万ポンド（グレートブリテン、2020 年度）	2017 年の導入以降、2021 年 8 月までの参加者は 18 万人。

注 7) 所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、活補助、住宅給付、税額控除（児童・就労）。

8) 介護者、ホームレス、難民、薬物等の依存症による就労困難者、犯罪歴のある者など。

## 第 9-9 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-9: Public assistance systems (cont.)

ドイツ			
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	失業給付 II (Arbeitslosengeld II) (注 9)	長期失業者の削減プログラム
根拠法	社会法典第 12 編	社会法典第 2 編 (SGB II) 「求職者のための基礎保障」	社会法典第 3 編 (SGB III)
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	連邦労働・社会省
財源	自治体の一般財源 (高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については 2014 年以降は連邦政府が 100% 負担)	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	欧州社会ファンドの資金を活用
対象	就労能力のない生活困窮者 (資力調査が要件)	働くことが可能で生活に困窮している者 (大半は失業給付 I の受給期間が終了した者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 35 歳以上の失業給付 II 受給者</li> <li>・ 2 年以上の失業者 (特に 5 年以上の失業者には集中促進策が行われる)</li> <li>・ 有用な職業資格がないこと</li> <li>・ 職業紹介を行う上で困難な状況があること (健康上の問題、50 歳以上、ドイツ語の知識がない等)</li> </ul>
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満 (注 10)</li> <li>・ 1 日最低 3 時間の就労ができる者</li> <li>・ 自身の財産や収入を利用して生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること</li> <li>・ 日常的にドイツに居住していること</li> </ul>	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は、上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、ジョブセンターを通じて賃金助成を行う

## 第 9-9 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-9: Public assistance systems (cont.)

ドイツ			
給付水準	給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される。中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である。このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある	給付基準月額（2021年1月1日以降）： 単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：446ユーロ 双方とも成人（満18歳以上）同士のカップル：1人につき401ユーロ 両親と同居する18歳以上25歳未満の者：357ユーロ 14～17歳：373ユーロ 6～13歳：309ユーロ 0～5歳：283ユーロ	一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、最大75%の賃金助成が支払われる
現状・実績	被保護者数： ・生活扶助受給者数：約34.5万人（2019年末） ・特別扶助受給者数：約142.7万人（2019年末） ・高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障受給者：約108.5万人（2019年末）	受給者数： ・失業給付II（Alg II）389.4万人（2019年平均） ・社会手当（SG）158万人（2019年12月） 支給総額（2019年）：142億ユーロ	賃金助成のほかにも、ジョブセンターの専門員により、失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ、雇用後の企業内でのコーチング、必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う

出典：ドイツ：労働社会省（BMAS）、連邦雇用エージェント（BA）ウェブサイト、厚生労働省「2020年海外情勢報告」

注 9) 比較的に軽い違反（正当な理由なく、相談日にジョブセンターに来ない場合等）は基準需要が10%減額される。正当な理由なく、合理的な就労の斡旋等を拒否する等の義務違反を行った場合は、初回の義務違反で基準需要が30%減額される。さらに2度目の義務違反があった場合は基準需要が60%減額され、3回の義務違反を重ねると、失業給付IIの請求権がなくなる（ただし、以前の義務違反による給付の減額の開始時期から1年以上経過している場合には、義務違反の再犯とはならない）。制裁期間は一律3か月間（25歳未満は、個々の事情を考慮して6週間への短縮の場合あり）。なお、失業給付II受給者の早期就職への第一歩として、公的団体や公共施設での仕事に従事することで、就労する習慣を身につけさせることを目的とした政策「労働の機会（Arbeitsgelegenheit: 通称“1ユーロジョブ”）」がある。受給者には、失業給付IIに加えて、ジョブセンターから手当が支給される。実施機関には、労働の機会の提供に際して発生した費用が支払われる。

10) 2012年から上限は67歳未満に段階的に引き上げ。

## 第 9-9 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-9: Public assistance systems (cont.)

フランス																														
制度名	積極的連帯所得手当 (RSA)	連帯特別手当 (ASS) (注 13)																												
根拠法	社会福祉・家庭法典 L.262-2 条など	労働法典第 L5423-1 条など																												
管理運営	家族手当金庫 (CAF)、農業社会共済 (MSA)、県、雇用年金省	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局 (Pôle emploi)																												
財源	国の一般財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)																												
対象	25 歳以上、若しくは 1 人以上の子 (胎児を含む) がいる 25 歳未満のフランス居住者 (注 11)	原則失業給付 (雇用復帰支援手当: ARE) の受給期間を満了した長期失業者。自発的に ASS の受給を選択した 50 歳以上の ARE 対象者																												
受給要件	職に就くと手当の支給が止められた RMI に対し、RSA では、最長で 3 か月間、就労所得と RSA を同時に取得できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職前 10 年間に 5 年以上就業していたこと (注 14)</li> <li>・実際に求職活動を行っていること (ただし、55 歳以上の者については免除される)</li> <li>・手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額 (2021 年 12 月現在、単身者 1183.70 ユーロ、夫婦 (カップル) 1860.1 ユーロ) に満たない</li> </ul>																												
給付水準	RSA の定額金は、世帯の収入、構成人数等により設定 (注 12)	世帯収入に応じて給付額が決まる。																												
	<table border="0"> <tr> <td>単身者</td> <td>カップル・夫婦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子なし</td> <td>565.34</td> <td>848.01</td> </tr> <tr> <td>子 1 人</td> <td>848.03</td> <td>1017.64</td> </tr> <tr> <td>子 2 人</td> <td>1017.64</td> <td>1187.21</td> </tr> </table> <p>単身者・カップルとも、子 2 人目以降は 1 人増えるごとに 226.14 ユーロが加算。 (単位: ユーロ、2021 年 12 月現在)</p>	単身者	カップル・夫婦		子なし	565.34	848.01	子 1 人	848.03	1017.64	子 2 人	1017.64	1187.21	<p>①単身者の場合 (月額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・月収 676.40 未満</td> <td>5073.30</td> </tr> <tr> <td>・月収 676.40</td> <td>1183.70 ユーロと</td> </tr> <tr> <td>～ 1183.70 未満</td> <td>収入の差額</td> </tr> <tr> <td>月収 1183.70 以上</td> <td>給付ゼロ</td> </tr> </table> <p>②カップル・夫婦の場合 (月額一人当たり)</p> <table border="0"> <tr> <td>・月収 1352.8 未満</td> <td>507.30</td> </tr> <tr> <td>・月収 1352.80</td> <td>1860.10 ユーロと</td> </tr> <tr> <td>～ 1860.10 未満</td> <td>収入の差額</td> </tr> <tr> <td>・月収 1860.10 以上</td> <td>給付ゼロ</td> </tr> </table> <p>(単位: ユーロ、2021 年 12 月現在)</p>	・月収 676.40 未満	5073.30	・月収 676.40	1183.70 ユーロと	～ 1183.70 未満	収入の差額	月収 1183.70 以上	給付ゼロ	・月収 1352.8 未満	507.30	・月収 1352.80	1860.10 ユーロと	～ 1860.10 未満	収入の差額	・月収 1860.10 以上	給付ゼロ
単身者	カップル・夫婦																													
子なし	565.34	848.01																												
子 1 人	848.03	1017.64																												
子 2 人	1017.64	1187.21																												
・月収 676.40 未満	5073.30																													
・月収 676.40	1183.70 ユーロと																													
～ 1183.70 未満	収入の差額																													
月収 1183.70 以上	給付ゼロ																													
・月収 1352.8 未満	507.30																													
・月収 1352.80	1860.10 ユーロと																													
～ 1860.10 未満	収入の差額																													
・月収 1860.10 以上	給付ゼロ																													
現状・実績	<p>被保護世帯数: 222 万 9 千世帯 (2013 年 6 月末現在)</p> <p>被保護者数: 470 万人 (2013 年 6 月末現在)</p>	<p>受給者: 35 万 1500 人 (2019 年末現在)</p> <p>支給総額: 22.25 億ユーロ (2019 年)</p>																												

出典: フランス: 政府公共サービス及び家族手当金庫 (CAF) 各ウェブサイト、労働省発表報告書 Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009 等

注 11) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参加を手助けする」制度として、RMI (社会参加最低所得手当) 及び API (単親手当) に代わり、2009 年 6 月 1 日より全国的に導入された。

12) 給付額は、(定額金 + 世帯の就労所得の 62%) - (家族手当等による世帯収入 + 定額の住宅援助) により計算される。ASS: Allocation de solidarité spécifique.

13) 60 歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢 (65 歳から 67 歳に段階的引き上げ中) まで受給可能。月に 78 時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから 3 か月間は仕事による収入と ASS の全額を得られる。4 か月目から 12 か月目までは、ASS の給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月 150 ユーロの特別手当が支給。4 か月連続で月 78 時間を超えるひとつ又は複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として 1000 ユーロが支給。

14) ただし、子を育てるために休業していた場合は、3 年を上限として子 1 人につき 1 年、就業年数の条件を軽減できる。なお、離職前 10 年間に就業していた期間が 5 年未満の者については、積極的連帯所得手当 (RSA: Revenu de solidarité active) を受給できる。



## 第9-10表 育児休業制度

Table 9-10: Childcare leave schemes

	日本	イギリス		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
根拠法	育児・介護休業法 (1995年制定、最終改正2021年)	雇用権利法 (1996年)	同左	同左
対象者	1歳未満の子を養育する全ての男女労働者(日々雇用者を除く)。一定の範囲の有期契約労働者は対象	女性被用者(実親、養親を問わない)	男性被用者(実親、養親を問わない)	男女被用者(実親、養親を問わない)
請求権行使の要件	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、②子が1歳6か月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでない者	雇用されていること(期間要件なし)	出産予定週の15週前までに勤続26週以上	出産予定週の15週前までに勤続26週以上、パートナーの就労・収入状況に条件あり
期間	子が1歳まで。原則1回。父母がともに取得するなど一定の要件を満たす場合は1歳2か月まで取得可能。1歳6か月に達した時点で保育所に入所できないなどの場合には最長2歳まで取得可能(注1)	産前産後で最長52週間、うち産後2週間(工場労働の場合は4週間)は取得義務あり	産後8週目までに1週間又は2週間	出産休暇52週のうちの、産後に取得する部分について(最長で、産後2週間を除く50週)、両親間で分割して取得が可能(注2)
形態	全日休暇	規定なし(通常は全日休暇)	1週間又は2週間を1回で取得	両親とも、3期間まで分割して取得が可能
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	事前予告は出産予定日の15週間前、休暇開始予告は開始日の28日前まで	事前予告は出産予定日の15週間前まで	休業開始日の8週間前まで
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など(就業環境を害することを含む)不利益取扱いの禁止及び防止措置の義務付け	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止。	同左	同左

注1) 3歳までの子を養育する労働者について、①短時間勤務制度(1日6時間)を設けること、②労働者の請求で所定外労働の免除を制度化すること、を事業主の措置義務とする。3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講じる事業主の努力義務あり。

2) なお、別途「両親休暇」として、子が18歳に達するまで18週間(年4回まで)の無給の休暇取得を認める制度がある。

## 第 9-10 表 育児休業制度（続き）

Table 9-10: Childcare leave schemes (cont.)

日本（続き）		イギリス（続き）		
		出産（養子）休暇	父親休暇	共有両親休暇
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている。 指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている	52 週のうち最初の 26 週の間には復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる(注 6)	原職に復帰することができる	52 週のうち最初の 26 週の間には復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	雇用審判所への争訴提起	同左	同左
現状	育休取得率：男性 12.65 %、女性 81.6 %（注 4）	—	—	—
中小企業の取扱	—	—	—	—
有給・無給	規定なし	一定期間の法定手当制度あり（注 7）	同左	同左
その他	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される（注 5）	法定手当は保険料徴収の対象となる。このため被保険者としての資格も継続される	同左	同左

- 注 4) 2019 年、厚生労働省「雇用均等基本調査」より。2018 年 10 月 1 日～2019 年 9 月 30 日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2020 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（開始の予定を申し出ている者を含む）の割合。
- 5) 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額額の 67 %（2014 年度から）が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1 日又は半日単位で取得可。
- 6) なお、復帰予定日を変更する場合、8 週間までに雇用主への予告を要する。
- 7) 手当は雇用主により支給され、うち 92 %が還付される。出産休暇及び共有両親休暇の場合、支給期間は最長で 39 週、うち最初の 6 週間は従前の給与額の 90 %、以降 33 週は週 148.68 ポンドといずれか低い額。手当の支給方法等は給与に準じ、保険料の拠出は継続。また父親休暇に係る法定手当は、従前の給与額の 90 %若しくは週 148.68 ポンドのいずれか低い額。

## 第 9-10 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-10: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ	ドイツ	フランス
根拠法	家族・医療休暇法(1993年)(注8)	両親手当、両親休暇に関する法	労働法典 L1225-47 条、L1225-48 条、L1225-50 条
対象者	男女労働者(実親、養親、監護者)	子を自ら自宅で監護又は養育する者	男女労働者。実親、養親、継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1250時間以上であること	両親の一方でも双方共同してもよい	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤務を証明すること
期間	生後、養子縁組後又は監護幹旋後12か月の間に12週間。ただし、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割、時間単位での取得が可能	子が満3歳になるまで、育児休業を事業主へ請求することができる。子が満8歳になるまでの期間であれば、36か月の両親休暇のうち、最大24か月までを別の時期に持ち越すこともできる。休暇の取得は、両親が同時にまたは時期をずらして、あるいは一方の親が単独で取得するといった、家庭のニーズに応じた選択が可能	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき、その後2回更新できる(満3歳で終了)。しかし、子が重度の病気・事故・障害を負った場合は、休業期間を延長できる。休業中、乳幼児迎え入れ手当(Paje)の活動自由選択補完措置(CLCA)から、第1子は6か月間、第2子以降は3歳までの間、賃金補助の受給が可能(2014年12月31日以前に生まれた子の場合)。育児分担当(PreParE)により、賃金補助の受給が可能(注9)
形態	1日又は1週間の労働時間短縮	休暇の間中は、週30時間までの労働が可能。従業員が16人以上の事業所で、6か月を超えて勤続した被用者は、7週間前までに書面で事業主に申請すれば、両親休暇中の最低2か月間、時短勤務(週15時間以上30時間以下)をすることができる	子が3歳になるまで、①1～3年休職する、②パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、③職業教育を受けるのいずれかの方法又はその組合せ
請求予告期間	休暇開始日の30日前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求(3歳以降の育児休業は13週間前)	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前
解雇・不利益取扱	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし、特別の場合には、用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる

注 8) 2020年4月施行の家族第一・新型コロナウイルス対策法(FFCRA)により、感染防止対策で閉鎖された学校や保育園に通う子の世話をする勤続30日以上労働者に対し、最大で実質12週間の有給休暇を付与(同年12月までの時限措置)。

9) 第1子の場合には1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで(ひとり親の場合は1歳まで)、第2子以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで(ひとり親の場合は3歳まで)、三つ子以上の場合には6歳になるまでの間、親それぞれが48か月間まで(ひとり親の場合6歳まで)賃金補助を受けられる。

## 第 9-10 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-10: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ (続き)	ドイツ (続き)	フランス (続き)
復職	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる
担保方法	使用者による損害賠償	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
現状	—	—	—
中小企業の取扱	従業員 50 人未満の事業主は適用除外	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、16 人以上の従業員を雇用する使用者に対して請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施(1995 年 1 月より)
有給・無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	医療給付は休暇中も継続 介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる	生後最大 12 か月になるまで「両親手当」を支給(注 10)。両親ともに 2 か月以上子育てに参加し、就労所得の減少が生じる場合は、2 か月分をこれに加え、2 人合わせて最大 14 か月分を請求することができる。このほか両親手当プラス、パートナーシップボーナス等の特例制度がある。	年金について算定基礎となる休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない

注 10) 従前手取賃金の 67%。支給率の 67%は、平均月間所得が 1200 ユーロを超える場合は超えた額 2 ユーロ毎に 0.1%ずつ、最低 65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が 1000 ユーロ未満の場合は、差額 2 ユーロ毎に 0.1%ずつ、最高 100%に達するまで引き上げられる。上限 1800 ユーロ、下限 300 ユーロ。

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府ウェブサイト、日本：厚生労働省及び東京労働局ウェブサイト、労働省ウェブサイト、中窪裕也著(1995)「アメリカ労働法」、イギリス：Gov.ukウェブサイト、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)ウェブサイト、フランス：家族手当金庫(CAF)ウェブサイト

## 第 9-11 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-11: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法 (1971年)	所得税法 (1965年)、 地方税法 (1950年)	1997年納税者 救済法	1975年児童給付 法	2002年税額控除 法
管理 運営	市区町村 (公務員は 所属庁等で実施)	国税庁、都道 府県、市区町 村	内国歳入庁	歳入関税庁	
財源	国、地方 (都道府 県、市町村)、事 業主拠出金で構 成 (国 54.9%、地 方 27.5%、事業主 8.4%、公務員分 9.2%、2020年度予 算ベース)			一般財源	
受給 (適用) 要件	支給対象：中学校修 了までの国内に住所を 有する児童 受給資格者：監護生 計要件を満たす父母 等	控除対象：扶 養親族のうち、 その年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の者 等	17 歳未満の子 がいる者。 (2021 年はアメ リカ救済計画法 により、18 歳未 満に拡大)	16 歳未満 (フルタ イムの教育・職業 訓練を受けている場 合は 20 歳未満) の子を扶養してい る者 収入が年間で 5 万 ポンドを超える所得 者を世帯に含む場 合は、課税対象と なる	就労税額控除の 適用を受けており、 16 歳未満 (フル タイムの教育・職 業訓練を受けてい る場合は 20 歳未 満) の子を扶養し ている者 収入等に応じた減 額措置あり
給付 (控除) 内容	①所得制限額未満の 世帯：3 歳未満は 月額 1 万 5000 円、 歳以上小学校修了 まで第 1 子・第 2 子は月額 1 万円、 第 3 子以降は月額 1 万 5000 円、学 生は月額 1 万円 ②所得制限額以上の 者：当分の間の特 例給付月額 5000 円 (注 1)		(子 1 人当たり) 2,000 ドル / 年 (2021 年はアメ リカ救済計画法 により、子 1 人 当たり 3,000 ド ル / 年、6 歳未 満の場合は 1 人 当たり 3,600 ド ル / 年へと拡大)	第 1 子： 21.15 ポンド / 週 第 2 子以降： 1 人当たり 14.00 ポンド / 週 (2021 年度)	家族控除 (注 2)： 545 ポンド / 年 児童加算： (1 人当たり) 2845 ポンド / 年 (2021 年度) 障害を持つ児童の 場合はさらに加算 あり

注 1) 所得制限額は年収 960 万円未満 (夫婦・児童 2 人世帯の場合) を基準に設定、2012 年 6 月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)。

2) 家族控除の適用は、2017 年 4 月 6 日の制度改革以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改革以降に出生した児童がいる場合、支給対象は 2 名まで。

## 第 9-11 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-11: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス（注4）	
	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎入れ 手当 (Paje) の基 礎手当
根拠法	1996 年租税法 62 条及び児童手 当法	児童手当法	1996 年租税法	社会保障法典 L521-1 ~ L521-3 条	社会保障法典 L531-1 条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省に ある		税務署	全国家族手当金 庫（CNAF）	同左
財源	一般財源 (連邦：100%)	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAF の主 な財源、2012 年）	
受給 (適用) 要件	18 歳未満（教育 期間中の子につ いては 25 歳未 満、失業中の子 については 21 歳未満、25 歳 到達前に障害 を負ったことよ り就労困難にな った子については無 期限）の子を扶 養している者	同左 低所得の親に対 して児童手当に 加算して支給 両親及び 1 人親 の子が未婚で 25 歳以下かつ同居 しており、その子 の児童手当を受 給している場合	子どもを養育す る場合、一定額 が控除対象とな る（注3）。「児 童扶養控除」と 「養育教育控除 」がある。	20 歳未満の子 を 2 人以上扶養 している者（所 得制限なし）	所得に応じて制 限がある。2018 年 4 月以降に生 まれた子を持つ 親と 2018 年 4 月以前に生まれ た子を持つ親で は異なる
給付 (控除) 内容	第 1 子・第 2 子 は月 219 ユーロ、 第 3 子は月 225 ユーロ、第 4 子 以降は 1 人につき 250 ユーロ (2021 年)	児童 1 人につき 205 ユーロが上 限 (2021 年)	児童 1 人あたり、 「児童扶養控除 (夫婦計年 5,172 ユーロ)」と「養 育教育控除（夫 婦計年 2,640 ユ ーロ）」が対象。 したがって、合 計で年額 7,812 ユーロ（2020 年）	子の年齢や数に 応じて決まる。 20 歳未満の子 どもが 2 人お り、年収が 6 万 9933 ユーロ以 下で、2 人とも 14 歳未満であ る場合、月額 132.08 ユーロ (2021 年 12 月現在)	原則、 月額 184.62 ユ ーロ（2021 年 12 月現在）

出典：厚生労働省「海外情勢報告 2020」、日本：厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス：Gov.uk ウェブサイト等、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ) ウェブサイト、フランス：家族手当金庫 (CAF)、政府公共サービスウェブサイト

注 3) 児童手当は、毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012 年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される

4) 上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。

## 第 9-12 表 障害者雇用対策

Table 9-12: Employment measures for the disabled

	日本	アメリカ
根拠法	障害者の雇用の促進等に関する法律（1960 年制定）。最終改正は 2019 年で、2020 年 4 月施行	「障害を持つアメリカ国民法」（1990 年制定）により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している
対象者	身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な者	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者（機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む）
雇用主への規制	法定雇用率の義務付け： 常用雇用労働者数が 43.5 人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の 2.3% 以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用義務が課される（国、地方公共団体等 2.6%、都道府県等の教育委員会 2.5%）（注 1）	雇用における差別禁止： 15 人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない
手続き等	負担金の徴収方法： 法定雇用率未達成の民間企業事業主は、不足 1 人につき 5 万円の障害者雇用納付金を納付する（常用労働者 100 人超） 助成方法： 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している 常時雇用労働者数が 100 人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金（超過 1 人当たり月額 2 万 7000 円）を支給 常用雇用労働者数が 100 人以下の事業主で一定数（各月の常用雇用労働者数の 4% の年度間合計数又は 72 人のいずれか多い数）を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金（超過 1 人当たり月額 2 万 1000 円）を支給	申立ての仕組み： 雇用差別がある場合は、障害者等は申立てを 180 日以内に雇用機会均等委員会（EEOC）を行う。EEOC は調査を行い申立てが正当であれば雇用主はその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年 EEOC では、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置

注 1) 短時間労働者は 1 人を 0.5 人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで 1 人雇用すれば 2 人、短時間雇用している場合は 1 人と換算。

## 第 9-12 表 障害者雇用対策（続き）

Table 9-12: Employment measures for the disabled (cont.)

	イギリス	ドイツ
根拠法	「2010 年平等法」及び「1995 年障害者差別禁止法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている	社会法典第 9 編 (SGB IX)
対象者	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害者（障害の程度 50 以上の者）</li> <li>・ 重度障害者とみなす者（障害の程度が 30 以上 50 未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合）</li> <li>・ 障害が重度でない青年及び若年成人を加える（注 2）</li> </ul>
雇用主への規制	雇用における差別禁止： 障害者は、障害に基づく差別（直接差別）のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合（間接差別）や、障害に関する雇用主・従業員若しくは第三者（顧客等）からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員若しくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない	法定雇用率： 民間部門・公的部門ともに 5% 雇用率の対象事業所は、従業員 20 名以上の企業及び公的な部門である（社会法典第 9 編 71 条 1 項）。法定雇用率未達成の場合、企業は納付金を納付する。なお、中小企業については、従業員規模に応じて納付金額を軽減する規定が置かれている
手続き等	申立ての仕組み： 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立てを行うことができる。また、助言斡旋仲裁局 (ACAS) は、相談を受け、斡旋を行うことができる	負担金の徴収方法： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する</li> <li>・ 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の 50% を負担調整賦課金から控除できる</li> </ul> 助成方法： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の 20% を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する</li> <li>・ 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当</li> </ul>

注 2) 2004 年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業斡旋に力点。



## 第 9-12 表 障害者雇用対策（続き）

Table 9-12: Employment measures for the disabled (cont.)

フランス	
根拠法	労働法典 L5212-1 条～、L5213-1 条～
対象者	身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実には減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH（障害者権利自立委員会）によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の被害者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当（AAH）受給者、旧軍人及びそれと同様の者
雇用主への規制	賃金労働者が 20 人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても 4 つの代替的手段（納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れ、労使協定による雇用プログラム）をとれば満たしたものと認める。ただし、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れの利用には上限がある
手続き等	負担金の徴収方法： 使用者は、毎年雇うべき障害者 1 人につき決められた拠出金（注 3）を障害者職業参入基金管理運営機関（AGEFIPH）に納付する。3 年以上にわたり障害者を 1 人も雇用していない場合には、制裁的納付金（法定最低賃金の 1500 倍）が科される  助成方法： AGEFIPH が拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している

出典： 日本：厚生労働省（2016 年 10 月）「2016 年版厚生労働白書」、同省ウェブサイト

アメリカ：労働省（DOL）ウェブサイト

フランス：永野仁美（2009）「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法 225 号、労働省ウェブサイト

イギリス・ドイツ・フランス：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター（2012 年 4 月）「調査研究報告書 No.110 欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」

注 3）法定最低賃金（SMIC）時給の 400 ～ 600 倍、従業員数により 20 名以上、200 名以上、750 名以上と区分。

## 第 9-13 表 一日当たり生活時間配分

Table 9-13: Average minutes spent in different activities

調査年			仕事または 学習	無償労働 (家事・育児 ・介護等)	個人的ケア (睡眠・食事 等)	レジャー	その他		
分/1日あたり		minutes per day							
日本	2016	計	363	132	620	278	47	T	JPN
		男	452	41	613	292	43	M	
		女	272	224	626	266	51	F	
アメリカ	2019	計	289	219	652	286	24	T	USA
		男	332	166	635	306	20	M	
		女	247	271	667	266	28	F	
イギリス	2014/15	計	262	195	645	306	32	T	UK
		男	309	140	635	327	30	M	
		女	216	249	655	285	35	F	
ドイツ	2012/13	計	248	196	648	331	17	T	DEU
		男	290	150	638	346	16	M	
		女	205	242	659	316	18	F	
フランス	2009/10	計	204	181	752	294	9	T	FRA
		男	235	135	743	319	8	M	
		女	175	224	761	270	10	F	
スウェーデン	2010	計	293	196	622	321	6	T	SWE
		男	313	171	611	338	7	M	
		女	275	220	633	306	5	F	
韓国	2014	計	344	132	678	258	28	T	KOR
		男	419	49	676	272	24	M	
		女	269	215	680	244	32	F	
Survey year			Paid work or study	Unpaid work	Personal care	Leisure	Other		

出典： OECD Database ([https://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=TIME\\_USE](https://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=TIME_USE)) 2021年6月現在

注： 原則15～64歳。国により調査の対象年月・定義が異なるため、比較には注意を要する。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業者・失業者の雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

## 第9-14表 生活・社会・文化水準

Table 9-14: Indicators of national power and social infrastructure

	エネルギー輸入量 (石油換算) (注1)		国内研究費 (政府の財源割合) (注2)		移動電話契約数 (100人当たり) (注3)		
	1,000PJ		%		件/subscriptions		
日本	17.6	2017年	e 14.6	2018年	139.2	2018年	JPN
アメリカ	25.0	2017	e 23.0	2018	123.7	2018	USA
イギリス	5.9	2017	25.9	2018	117.6	2018	UK
ドイツ	11.2	2017	27.8	2018	128.4	2019	DEU
フランス	6.6	2017	e 32.4	2017	110.6	2019	FRA
ロシア	1.1	2017	67.0	2018	164.4	2019	RUS
中国	28.3	2017	20.2	2018	120.4	2019	CHN
韓国	13.3	2017	20.5	2018	134.5	2019	KOR
	a		b		c		

	道路延長 (注4)		自動車保有台数 (1,000人当たり) (注5)		二酸化炭素排出量 (注6)		
	1km当たり		1,000 台/cars		100万t/million t		
日本	0.964	2017年	613	2017年	1,132	2017年	JPN
アメリカ	0.730	2017	811	2017	4,761	2017	USA
イギリス	1.747	2017	542	2017	359	2017	UK
ドイツ	1.840	2017	626	2017	719	2017	DEU
フランス	2.015	2017	589	2017	306	2017	FRA
ロシア	0.092	2017	375	2017	1,537	2017	RUS
中国	0.508	2017	150	2017	9,258	2017	CHN
韓国	1.045	2017	436	2017	600	2017	KOR
	d		f		g		

e) 暫定値又は推計値。

e) Estimated or Provisional.

a) Imports of commercial energy (oil equivalent); b) % of gross domestic expenditure on research and development financed by government; c) Mobile-cellular telephone subscriptions per 100 inhabitants; d) Length of the road network; f) Vehicles in use, per 1,000 persons; g) CO2 emissions from fuel combustion.

出典：総務省統計局（2021.3）「世界の統計2021」

注1) 一次及び二次エネルギー。フランスはモナコ及び海外県を含む。

2) 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。対象は中央・地方政府。主に政府に管理され、政府の資金によって運営されている非営利団体を含む。アメリカ及びドイツは定義が異なる。

3) PSTN（公衆交換電話網）にアクセスする移動電話サービス業者との契約数。

4) 日本は幅員5.5m以上のみ。

5) 四輪以上の乗用車、タクシー、レンタカー、バス、貨物車が対象。

6) 燃料燃焼によるもののみであり、全ての二酸化炭素排出量とは異なる。日本は会計年度、フランスはモナコを含む。

## 第9-14表 生活・社会・文化水準（続き）

Table 9-14: Indicators of national power and social infrastructure (cont.)

	医療費支出 (対GDP比率) (注7)		公的医療費支出 の割合 (注8)		医師数 (人口千人当たり) (注9)		
	%		%		人/persons		
日本	11.0	2018年	84.1	2018年	2.4		JPN
アメリカ	16.9	2018	50.4	2018	2.6	各国、 2013年 ～2018年 における 最新値	USA
イギリス	10.0	2018	78.6	2018	2.8		UK
ドイツ	11.4	2018	77.7	2018	4.2		DEU
フランス	11.3	2018	73.4	2018	3.3		FRA
ロシア	5.3	2018	59.5	2018	4.0		RUS
中国	5.4	2018	56.4	2018	2.0		CHN
韓国	7.6	2018	58.5	2018	2.4	KOR	
	h		i		j		

	公的財政支出教育費 (対GDP比) (注10)		私費負担教育費 (対GDP比) (注11)		交通事故死者数 (人口 10万人当たり) (注12)		
	%		%		人/persons		
日本	2.9	2017年	1.2	2017年	3.5	2017年	JPN
アメリカ	4.2	2017	2.0	2017	11.4	2017	USA
イギリス	4.1	2017	2.1	2017	2.7	2017	UK
ドイツ	3.6	2017	0.6	2017	3.8	2017	DEU
フランス	4.5	2017	0.7	2017	5.1	2017	FRA
ロシア	3.0	2017	0.4	2017	13.2	2017	RUS
中国	—	2017	—	2017	4.6	2017	CHN
韓国	3.6	2017	1.4	2017	8.1	2017	KOR
	k		l		m		

h) Total health expenditure, % of GDP; i) Public health expenditure, % of total health expenditure; j) Physicians, per 1,000 population; k) Public expenditure on educational institutions, % of GDP; l) Private expenditure on educational institutions, % of GDP; m) Road traffic death rate, per 100,000 population.

- 注7) 医療費支出：医療費支出の推計は、その一年の間に消費されたヘルスケア商品及びサービスを含み、建物、機械、IT、緊急用又は感染症の流行に備えたワクチンの備蓄などの資本的医療費支出を除く。
- 8) 公的医療費支出：医療費支出のうち、国内の公的資金源から支出されたもの。国内の公的資金源は、内部移転及び助成金としての国内収入、移転、任意の健康保険受益者、対家計非営利団体又は企業の資金調達スキームへの補助金並びに義務的な繰上げ返済及び社会保険料の拠出を含む。政府が医療に費やした外部資源を除く。
- 9) 医師：総合医及び専門医を含む。
- 10) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む。
- 11) 教育機関への家計支出に対する公的補助を含む。韓国は他のカテゴリーを含む。
- 12) 自殺者を除く、即死及び交通事故発生後30日以内の死亡者数。

## 第9-15表 ジェンダー不平等指標 (GII)

Table 9-15: Gender Inequality Index

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	(2019年順位/Rank)	
スイス	0.073	0.062	0.047	0.041	0.039	0.025	(1)	CHE
デンマーク	0.064	0.056	0.044	0.041	0.040	0.038	(2)	DNK
スウェーデン	0.052	0.050	0.045	0.044	0.041	0.039	(3)	SWE
ベルギー	0.104	0.091	0.057	0.052	0.048	0.043	(4)	BEL
オランダ	0.083	0.054	0.048	0.045	0.043	0.043	(5)	NLD
ノルウェー	0.085	0.075	0.054	0.048	0.046	0.045	(6)	NOR
フィンランド	0.088	0.077	0.063	0.057	0.054	0.047	(7)	FIN
フランス	0.138	0.107	0.085	0.061	0.055	0.049	(8)	FRA
アイスランド	0.125	0.099	0.075	0.069	0.063	0.058	(9)	ISL
スロベニア	0.134	0.126	0.063	0.055	0.072	0.063	(10)	SVN
韓国	0.110	0.098	0.076	0.067	0.064	0.064	(11)	KOR
シンガポール	0.155	0.094	0.067	0.067	0.066	0.065	(13)	SGP
オーストリア	0.118	0.111	0.089	0.079	0.076	0.069	(14)	AUT
イタリア	0.176	0.124	0.086	0.081	0.070	0.069	(15)	ITA
スペイン	0.117	0.115	0.084	0.078	0.076	0.070	(16)	ESP
ポルトガル	0.170	0.135	0.099	0.090	0.085	0.075	(17)	PRT
カナダ	0.139	0.132	0.114	0.095	0.088	0.080	(19)	CAN
ドイツ	0.117	0.097	0.076	0.084	0.084	0.084	(20)	DEU
アイルランド	0.191	0.170	0.128	0.105	0.099	0.093	(23)	IRL
日本	0.146	0.121	0.121	0.103	0.100	0.094	(24)	JPN
オーストラリア	0.139	0.138	0.110	0.104	0.103	0.097	(25)	AUS
ギリシャ	0.179	0.157	0.124	0.129	0.125	0.116	(30)	GRC
イギリス	0.200	0.183	0.147	0.131	0.124	0.118	(32)	UK
ニュージーランド	0.170	0.174	0.149	0.133	0.129	0.123	(33)	NZL
中国	0.227	0.194	0.172	0.168	0.167	0.168	(39)	CHN
アメリカ	0.263	0.259	0.238	0.229	0.211	0.204	(47)	USA
ロシア	0.359	0.305	0.256	0.236	0.231	0.225	(50)	RUS
マレーシア	0.285	0.273	0.270	0.263	0.251	0.253	(59)	MYS
メキシコ	0.430	0.403	0.347	0.336	0.324	0.322	(71)	MEX
タイ	0.386	0.364	0.424	0.432	0.424	0.359	(80)	THA
ブラジル	0.474	0.456	0.439	0.428	0.410	0.408	(95)	BRA
フィリピン	0.481	0.457	0.436	0.432	0.429	0.430	(104)	PHL
インドネシア	0.550	0.508	0.494	0.478	0.474	0.480	(121)	IDN
インド	0.624	0.590	0.550	0.525	0.512	0.488	(123)	IND
調査対象国数	144	150	158	160	160	162	Number of countries	

出典： UNDP Human Development Data (<http://hdr.undp.org/en/data>) 2021年6月現在

注： ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワメント、そして労働市場の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字で表わされる。リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15~19歳の女性1000人当たりの出生数で測定する。エンパワメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。労働市場の指標は、女性の労働市場への参加率で判断する。

## 参 考

---



付表 1 労働力調査による就業者の内訳

		2017年	2018	2019	2020	2021
		万人				
就業者		6,530	6,664	6,724	6,676	6,667
従業上の地位別	自営業主・家族従業者	679	686	675	666	660
	自営業主	528	535	531	526	521
	雇有業主	129	128	123	117	115
	雇無業主	400	406	408	409	406
	家族従業者	151	151	144	140	139
	雇用人	5,819	5,936	6,004	5,973	5,973
	常雇	5,406	—	—	—	—
	役員	349	330	335	343	343
	一般常雇	5,057	—	—	—	—
	無期の契約	3,901	—	—	—	—
	有期の契約	1,157	—	—	—	—
臨時雇	343	—	—	—	—	
日雇	70	—	—	—	—	
従業上の地位不詳	32	42	45	38	34	
役員を除く雇用人		5,469	5,605	5,669	5,629	5,629
雇用形態別	正規の職員・従業員	3,432	3,485	3,503	3,539	3,565
	非正規の職員・従業員	2,036	2,120	2,165	2,090	2,064
	パート・アルバイト	1,414	1,490	1,519	1,473	1,455
	労働者派遣事業所の派遣社員	134	136	141	138	140
	契約社員	291	294	294	279	275
	嘱託	120	120	125	116	113
	その他	78	80	86	85	81
役員を除く雇用人（再掲）		5,469	5,605	5,669	5,629	5,629
雇用契約期間別	無期の契約	—	3,680	3,728	3,728	3,746
	有期の契約	—	1,563	1,467	1,429	1,402
	1か月未満	—	15	15	13	13
	1か月以上3か月以下	—	105	102	103	102
	3か月超6か月以下	—	166	162	151	142
	6か月超1年以下	—	485	499	497	483
	1年超3年以下	—	250	251	253	246
	3年超5年以下	—	68	65	59	60
	5年超	—	162	135	116	115
	期間がわからない	—	314	239	237	242
	雇用契約期間の定めがあるかわからない	—	331	443	448	459

出典：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（基本集計）」



## 付表 2 ベンチマーク人口基準の切替による労働力調査結果の変更について

日本の労働力調査は1982年から5年ごとに算出の基礎となるベンチマーク人口の基準を切り替えており、それぞれ切替えに伴う変動がある。これに伴い切替え以前の数値も適宜・補正値が公表されるため、参考として、旧基準及び新基準による両数値を掲載する。

	(万人)					
	旧基準（2020年国勢調査基準 切り替え以前の既公表値）			時系列接続用数値		
	計	男	女	計	男	女
<b>15歳以上人口</b>						
2005	11,007	5,323	5,684	** 11,008	** 5,323	** 5,685
2006	11,020	5,327	5,693	** 11,030	** 5,331	** 5,698
2007	11,043	5,342	5,701	** 11,066	** 5,352	** 5,714
2008	11,050	5,344	5,706	** 11,086	** 5,360	** 5,726
2009	11,050	5,342	5,709	** 11,099	** 5,364	** 5,736
2010	11,049	5,337	5,712	* 11,111	* 5,365	* 5,746
2011	11,042	5,332	5,710	* 11,117	* 5,367	* 5,750
2012	11,098	5,355	5,742	* 11,110	* 5,363	* 5,747
2013	11,088	5,349	5,738	* 11,107	* 5,362	* 5,746
2014	11,082	5,346	5,736	* 11,109	* 5,363	* 5,746
2015	11,077	5,344	5,733	11,110	5,365	5,746
2016	11,078	5,346	5,732	11,115	5,367	5,748
2017	11,108	5,365	5,743	11,118	5,368	5,750
2018	11,101	5,362	5,739	11,116	5,367	5,749
2019	11,092	5,359	5,733	11,112	5,366	5,747
2020	11,080	5,354	5,726	11,108	5,364	5,744
2021	11,044	5,332	5,711	11,087	5,351	5,735
<b>労働力人口</b>						
2005	6,650	3,901	2,750	** 6,651	** 3,901	** 2,750
2006	6,657	3,898	2,759	** 6,664	** 3,903	** 2,761
2007	6,669	3,906	2,763	** 6,684	** 3,917	** 2,768
2008	6,650	3,888	2,762	** 6,674	** 3,904	** 2,771
2009	6,617	3,847	2,771	** 6,650	** 3,869	** 2,782
2010	6,590	3,822	2,768	* 6,632	* 3,850	* 2,783
2011	(6,545)	(3,792)	(2,753)	* (6,596)	* (3,825)	* (2,770)
2012	6,555	3,789	2,766	* 6,565	* 3,796	* 2,769
2013	6,577	3,773	2,804	* 6,593	* 3,783	* 2,809
2014	6,587	3,763	2,824	* 6,609	* 3,776	* 2,832
2015	6,598	3,756	2,842	6,625	3,773	2,852
2016	6,648	3,765	2,883	6,678	3,784	2,895
2017	6,720	3,784	2,937	6,732	3,789	2,944
2018	6,830	3,817	3,014	6,849	3,826	3,024
2019	6,886	3,828	3,058	6,912	3,841	3,072
2020	6,868	3,823	3,044	6,902	3,840	3,063
2021	6,860	3,803	3,057	6,907	3,827	3,080

注：時系列接続用数値は、[無印] 2020年国勢調査基準、[\*] 2015年国勢調査基準、[\*\*] 2010年国勢調査基準。

( )内の数値は、東日本大震災による欠損値を補完的に推計した値（2015年国勢調査基準）。

付表 2 ベンチマーク人口基準の切替による労働力調査結果の変更について(続き)

		旧基準(2020年国勢調査基準 切り替え以前の既公表値)			時系列接続用数値		
		計	男	女	計	男	女
就業者							
	2005	6,356	3,723	2,633	** 6,356	** 3,723	** 2,633
	2006	6,382	3,730	2,652	** 6,389	** 3,735	** 2,654
	2007	6,412	3,753	2,659	** 6,427	** 3,763	** 2,665
	2008	6,385	3,729	2,656	** 6,409	** 3,745	** 2,664
	2009	6,282	3,644	2,638	** 6,314	** 3,666	** 2,649
	2010	6,257	3,615	2,642	* 6,298	* 3,643	* 2,656
	2011	(6,244)	(3,607)	(2,638)	* (6,293)	* (3,639)	* (2,654)
	2012	6,270	3,616	2,654	* 6,280	* 3,622	* 2,658
	2013	6,311	3,610	2,701	* 6,326	* 3,620	* 2,707
	2014	6,351	3,621	2,729	* 6,371	* 3,635	* 2,737
	2015	6,376	3,622	2,754	6,402	3,639	2,764
	2016	6,440	3,639	2,801	6,470	3,657	2,813
	2017	6,530	3,672	2,859	6,542	3,677	2,865
	2018	6,664	3,717	2,946	6,682	3,726	2,956
	2019	6,724	3,733	2,992	6,750	3,744	3,005
	2020	6,676	3,709	2,968	6,710	3,724	2,986
	2021	6,667	3,687	2,980	6,713	3,711	3,002
完全失業者							
	2005	294	178	116	** 294	** 178	** 116
	2006	275	168	107	** 275	** 168	** 107
	2007	257	154	103	** 257	** 154	** 104
	2008	265	159	106	** 265	** 159	** 107
	2009	336	203	133	** 336	** 203	** 133
	2010	334	207	127	* 334	* 207	* 128
	2011	(300)	(185)	(115)	* (302)	* (187)	* (115)
	2012	285	173	112	* 285	* 174	* 112
	2013	265	162	103	* 265	* 163	* 103
	2014	236	141	95	* 236	* 142	* 96
	2015	222	134	88	222	135	89
	2016	208	126	82	208	126	82
	2017	190	112	78	190	112	78
	2018	166	99	67	167	99	67
	2019	162	96	66	162	96	66
	2020	191	115	76	192	115	76
	2021	193	116	77	195	117	78

出典：総務省統計局「労働力調査(長期時系列データ)」2022年3月4日公表値

## 労働統計機関一覧

掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<https://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。

### 国際機関等

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<https://www.ilo.org/>

欧州統計局 (Eurostat) —Statistical Office of the European Union

<https://ec.europa.eu/eurostat/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<https://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<https://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<https://www.un.org/>

世界銀行—The World Bank

<https://www.worldbank.org/>

### 各国・地域の統計機関

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

<https://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<https://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare  
<https://www.mhlw.go.jp/>

## [アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)  
<https://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)  
<https://www.bls.gov/>

## [カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada  
<https://www.statcan.gc.ca/>

## [イギリス]

イギリス統計局 —Office for National Statistics (ONS)  
<https://www.ons.gov.uk/>

## [ドイツ]

ドイツ連邦統計局 —Federal Statistical Office (Destatis)  
<https://www.destatis.de/>

## [フランス]

フランス国立統計経済研究所  
—National Institute of Statistics and Economic Studies (Insee)  
<https://www.insee.fr/>

## [イタリア]

イタリア国立統計研究所 —Italian National Institute of Statistics (ISTAT)  
<https://www.istat.it/>

## [オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)  
<https://www.cbs.nl/>

## [ベルギー]

ベルギー統計局 —Belgian statistical office (Statbel)  
<https://www.statbel.fgov.be/>

## 参 考

### [ルクセンブルク]

ルクセンブルク国立統計経済研究所

—National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)

<https://statec.gouvernement.lu/>

### [デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark (DST)

<https://www.dst.dk/>

### [スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)

<https://www.scb.se/>

### [アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland

<https://www.hagstofa.is/>

### [アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office (CSO)

<https://www.cso.ie/>

### [スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office (BFS)

<https://www.bfs.admin.ch/>

### [スペイン]

スペイン国家統計局 —National Statistics Institute (INE)

<https://www.ine.es/>

### [ロシア]

ロシア連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service

<https://rosstat.gov.ru/>

### [中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China (NBS)

<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China  
<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計局 —Census and Statistics Department  
<https://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

中華民國統計情報ネットワーク —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)  
<https://www.stat.gov.tw/>

行政院主計総局 —the Directorate General of Budget, Accounting and Statistics (DGBAS)  
<https://www.dgbas.gov.tw/>

[韓国]

韓国統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)  
<https://kostat.go.kr/>

韓国銀行 —The Bank of Korea  
<https://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)  
<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Department of Statistics Singapore (DOS)  
<https://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia (DOSM)  
<https://www.dosm.gov.my/>

マレーシア投資開発庁 —Malaysian Investment Development Authority (MIDA)  
<https://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計庁 —Statistics Indonesia (BPS)  
<https://www.bps.go.id/>

## 参 考

### [フィリピン]

フィリピン統計局 —Philippine Statistics Authority (PSA)

<https://psa.gov.ph/>

### [インド]

インド統計局 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

### [オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics (ABS)

<https://www.abs.gov.au/>

### [ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<https://www.stats.govt.nz/>

### [ブラジル]

ブラジル国家統計局—Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)

<https://www.ibge.gov.br/>

### [メキシコ]

メキシコ国家統計地理情報局 —National Institute of Statistics, Geography and Informatics (INEGI)

<https://www.inegi.org.mx/>

## データブック国際労働比較2022

---

2022年3月発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 調査部 海外情報担当

(問合せ) <https://www.jil.go.jp/contact/>

製作 勝美印刷株式会社

---

©2022 JILPT